説明資料１

監督総括課 規制監督課 財務監督課 企画課	カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（案）等について	令和３年７月１日

１．趣旨

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令（案）及び特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（案）について閣議請議を求めるもの。また、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（案）等を制定するとともに、当該規則（案）等に係る意見募集手続の結果を公表するもの。

２．議決を受ける法令等の一覧

＜政令＞

・　特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令（案）（別添１）

→IR整備法のカジノ事業等の規制について、施行期日を令和３年７月19日と定めるもの。

・　特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（案）（別添２）

→電磁的カジノ関連機器等の型式検定等に係る手数料の額及び納付方法を定めるもの。

＜カジノ管理委員会規則等＞

・　カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（案）（別添３）

→IR整備法のカジノ事業等の規制に係る免許等の手続や細目的・技術的事項を定めるもの。

・　特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則（案）（別添４）

→特定金融業務に係る保証金の供託等の手続や細目的事項を定めるもの。

・　特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則（案）（別添５）

→電磁的カジノ関連機器等の型式検定等に係る手数料の額等の細目的事項を定めるもの。

・　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）（別添６）

→犯収法の対象にカジノ事業者を追加することに伴い、取引時確認の手続等を改正するもの。

・　カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（案）（別添７）

・　関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）（別添８）

→カジノ管理委員会の所管に係る申請等について、電子申請によることを可能とするために必要な事項を定めるもの。

＜告示＞

・　カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（案）（別添９）

・　カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（案）（別添１０）

→カジノ管理委員会の所管に係る申請等について電子申請を行う際の技術的事項を示すもの。

＜審査基準＞

・　特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準（案）（別添１１）

→カジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査の基準を定めるもの。

＜意見募集手続の結果＞

・　上記規則（案）等に係る、意見募集手続の結果（回答）（別添１２）

→令和３年４月２日から５月９日まで実施した意見募集手続について、意見に対する回答及びそれに基づく規則の修正箇所を、令和３年７月16日（規則等の公布と同日）に公表するもの。

３．施行期日等

公布　　令和３年７月 16 日

施行　　令和３年７月 19 日

別添1

政令第　　号

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法の施行期日は、令和三年七月十九日とする。

別添2

政令第　　号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国に納付する手数料の額）

第一条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）　法第百五十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、二万三千円）を加えた額

イ　当該検定に必要な試験項目（法第百五十一条第三項第一号に規定する技術上の規格の内容に応じ、当該規格に適合するかどうかを審査するための試験の項目であって、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下このイにおいて同じ。）に係る試験項目別費用額（試験項目ごとに、当該試験項目に係る試験を実施するための費用につき実費を勘案してカジノ管理委員会規則で定める額をいう。）の合算額

ロ　十五万二千四百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る検定にあっては、十一万二千九百円）

二　法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者であって、指定試験機関が行う試験を受けたもの　検定一件につき、前号ロに掲げる額に一万二千四百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、一万三千百円）を加えた額

三　法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者　検定一件に必要な試験につき、第一号イに掲げる額

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により同法第三条第八号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、前項各号に定める額から二百五十円を減じた額とする。

3　第一項第一号及び第二号に掲げる者に係る検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第百五十一条第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一　職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び次項において「旅費相当額」という。）

二　八万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

4　前項の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イの行政職俸給表㈠に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

（国に納付する手数料の納付方法）

第二条　前条の手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（指定試験機関に納付する手数料）

第三条　法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第一号イに掲げる額に十二万九百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあっては、六万九千百円）を加えた額とする。

2　前項の手数料は、法第百六十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

理　由

特定複合観光施設区域整備法の施行に伴い、電磁的カジノ関連機器等の型式の検定を受ける者等が納付しなければならない手数料の額等を定める必要があるからである。

別添3

○カジノ管理委員会規則第　　号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則を次のように定める。

令和　年　月　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　カジノ事業及びカジノ事業者
　第一節　カジノ事業の免許等
　　第一款　カジノ事業の免許（第八条―第三十一条）
　　第二款　議決権等の保有者（第三十二条―第三十六条）
　第二節　カジノ事業者が行う業務
　　第一款　総則（第三十七条―第四十二条）
　　第二款　依存の防止のための措置及び入場規制等（第四十三条―第五十五条）
　　第三款　カジノ行為業務（第五十六条―第六十二条）
　　第四款　特定金融業務（第六十三条―第九十条）
　　第五款　カジノ行為区画内関連業務（第九十一条・第九十二条）
　　第六款　カジノ事業者が行う業務に係る契約（第九十三条―第百条）
　　第七款　犯罪による収益の移転防止のための措置（第百一条―第百四条）
　　第八款　カジノ事業に関するその他の措置（第百五条―第百十四条）
　第三節　カジノ事業の従業者（第百十五条―第百二十三条）
第三章　カジノ施設供用事業（第百二十四条―第百五十条）
第四章　認可施設土地権利者（第百五十一条―第百五十四条）
第五章　カジノ関連機器等製造業等
　第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等（第百五十五条―第百七十四条）
　第二節　型式検定等（第百七十五条―第百八十八条）
　第三節　特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者の確認等（第百八十九条）
　第四節　指定試験機関（第百九十条―第二百二条）
第六章　入場料及び認定都道府県等入場料（第二百三条―第二百六条）
第七章　国庫納付金及び認定都道府県等納付金（第二百七条―第二百十条）
第八章　雑則（第二百十一条―第二百十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、カジノ事業の監督その他のカジノ管理委員会の所掌に係る特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において「令」とは、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（カジノ行為の種類及び方法）

第三条　法第二条第七項のカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為の種類は次に掲げるものとし、その方法は別表第一のとおりとする。

一　バカラ（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラー（カジノ事業者の従業者のうちカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務に従事する者であって、カジノ行為を行うテーブルにおいてカジノ行為を進行するものをいう。以下同じ。）によりプレイヤー側とバンカー側に配布されたトランプ（二から十までの数字のいずれか又はＡ、Ｊ、Ｑ若しくはＫの文字及びスート（ダイヤ、スペード、クラブ又はハートの記号をいう。以下同じ。）が表示された面を表面とするカードをいう。以下同じ。）の点数を合計した点数の下一桁の数字について、いずれかの側が大きいこと又は双方の側が同じであることを予想して賭けることを基本とするものをいう。）

二　トゥエンティワン（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布されたトランプの点数を合計した点数が、二十一点を超えない範囲で、ディーラーに配布されたトランプの点数を合計した点数よりも大きいことに対して賭けることを基本とするものであって、ブラックジャック、ブラックジャックスイッチ又はポンツーンの方法により行うものをいう。）

三　ポーカー（カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客、ディーラーその他の対象又はテーブルに配布されたトランプの組合せについて、別表第一の第三の3の二又は5四のロに規定する手役の強さによって賭けの勝敗を決定することを基本とするものであって、カリビアンスタッドポーカー、スリーカードポーカー、テキサスホールデムボーナス、ミシシッピスタッドポーカー、レットイットライド、オマハポーカー、テキサスホールデムポーカー又はポーカートーナメントの方法により行うものをいう。）

四　カジノウォー（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布された一枚のトランプが、ディーラーに配布された一枚のトランプより強いことに対して賭けることを基本とするものをいう。）

五　クラップス（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、転がした二個のさいころの出目の合計が、それより前に転がされた二個のさいころの出目の合計と一致すること又は七となることを予想して賭けることを基本とするものをいう。）

六　シックボー（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、転がした三個のさいころの出目又はその合計若しくは組合せを予想して賭けるものをいう。）

七　ルーレット（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ルーレットホイールのシリンダーにあるボールポケットのうちルーレットボールが収まるものに対応する数字を予想して賭けるものであって、シングルゼロルーレット又はダブルゼロルーレットの方法により行うものをいう。）

八　マネーホイール（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、マネーホイール用ホイールの回転する円盤にあるシンボル（賭けの対象を表す意匠をいう。以下この号、第七条第二項の表九の項及び別表第一の第八において同じ。）が表示された区画のうちクラッパー（マネーホイール用ホイールの上部に固定され、円盤の回転を止めるとともに、当たりのシンボルを示すものをいう。第七条第二項の表九の項及び別表第一の第八において同じ。）が示すシンボルが表示された区画に対応するシンボルを予想して賭けるものをいう。）

九　パイゴウ（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーにより顧客に配布された四枚のパイゴウタイルを二枚ずつ二組に分けて形成した強い側の二枚の組合せ及び弱い側の二枚の組合せが、ディーラーに配布された四枚のパイゴウタイルを二枚ずつ二組に分けて形成した強い側の二枚の組合せ及び弱い側の二枚の組合せよりもそれぞれ強いことに対して賭けることを基本とするものをいう。）

十　電子ゲーム（カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、乱数発生装置により発生した乱数（以下単に「乱数」という。）を用いて賭けの勝敗を決定するもの（前各号に掲げる種類のカジノ行為の方法に従って行うものを除く。）をいう。）

2　この条及び別表第一において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　デッキ　寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じであって、表面に記載された数字又は文字及びスートが重複しないように組み合わされた五十二枚のトランプの組をいう。

二　シャッフル　複数枚のトランプを無作為に並べ替えることをいう。

三　レイアウト　カジノ行為の用に供するテーブル上に表示された賭けに対応する区画その他のカジノ行為における必要な事項の配置をいう。

四　引分け　カジノ行為の結果が発生した場合であって、賭けが勝ち又は負けのいずれにも該当しないことをいう。この場合において、当該賭けに係る賭金はカジノ事業者によって回収されないものとする。

五　オッズ　賭金額に対する勝金額（カジノ事業者によりカジノ行為において勝ちとなった顧客に対して支払われる金銭（以下「勝金」という。）の額をいう。以下同じ。）の比率をいい、勝金額対賭金額と表記するものとする。

六　ラウンド　賭けの受付の開始から賭けに参加している全ての顧客に係る賭金の回収又は勝金の支払の終了までの期間をいう。ただし、賭けに参加している全ての顧客の勝敗が決定したときに回収すべき賭金及び支払うべき勝金がない場合にあっては、そのときにそのラウンドは終了するものとする。

七　ペア　二枚のトランプが同じ数字又は文字である組合せをいう。

八　ディーラー手札　ディーラーに配布されるトランプの集合をいう。

九　さいころの出目　転がしたさいころが停止したときに、その上面に表示された目（さいころの各面に

それぞれ表示された一から六までの数を表す記号をいう。第七条第二項の表六の項において同じ。）が示す数をいう。

（カジノ事業者が行う為替取引を仲介する金融機関）

第四条　法第二条第八項第二号イのカジノ管理委員会規則で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第七十条第一号及び第七十三条第一号において同じ。）

二　前号に掲げる者のほか、カジノ管理委員会が適当と認める者

（認可主要株主等）

第五条　法第二条第十二項の規定により持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には含まないものとされる法第二条第十二項のカジノ管理委員会規則で定める議決権等は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者が、同法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けに係る業務により所有する株式及びこれに係る議決権

二　会社の有する自己の株式

2　法第二条第十二項のカジノ管理委員会規則で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一　対象議決権等（法第二条第十二項の規定により一の者が保有しているものとみなされる議決権等を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権等を保有している者　当該者と次に掲げる者との関係

イ　対象議決権等をその者と共同で保有し、又は対象議決権等をその者と共同で行使することを合意している者（第四項において「共同保有者」という。）

ロ　その配偶者

ハ　その被支配会社

ニ　その支配株主等

ホ　その支配株主等の他の被支配会社

二　前号に掲げる者以外の者　当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

3　前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

4　共同保有者と合わせて会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第二項の規定を適用する。

5　配偶者と合わせて会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第二項の規定を適用する。

（施設土地に関する権利）

第六条　法第二条第十六項のカジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、特定複合観光施設区域の土地に関する永小作権、質権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

（カジノ関連機器等）

第七条　法第二条第十七項のカジノ管理委員会規則で定める機器等のうち電磁的カジノ関連機器等の種別、用途及び機能は、それぞれ次の表のとおりとする。

種別	用途	機能
一　電子ゲームシステム（乱数をカジノ行為の結果の決定のための偶然の事情として利用するカジノ行為であって、第三条	電子ゲームに使用する。	カジノ行為の結果の決定、当該カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、当該カジ

第一項第一号から第九号までに掲げる種類のカジノ行為（以下この条において単に「テーブルゲーム」という。）以外のものに使用されるように設計された機器等（四の項上欄に規定するクライアントサーバゲームシステムを除く。）をいう。以下同じ。）					
二　電子テーブルゲームシステム（テーブルゲームであって、乱数をカジノ行為の結果の決定のための偶然の事情として利用するもの（以下この表において単に「電子テーブルゲーム」という。）に使用されるように設計された機器等（四の項上欄に規定するクライアントサーバゲームシステムを除く。）をいう。以下同じ。）	電子テーブルゲームに使用する。			カジノ行為の結果の決定、当該カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、当該カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。	カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。
三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム（テーブルゲームであって、ディーラーによりトランプ、さいころ、ルーレットホイールその他の非電磁的カジノ関連機器等を用いてカジノ行為の結果を決定するもの（以下この条において単に「ディーラー操作式電子テーブルゲーム」という。）に使用されるように設計された機器等をいう。以下同じ。）	ディーラー操作式電子テーブルゲームに使用する。			カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、当該カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。	
四　クライアントサーバゲームシステム（電子ゲーム又は電子テーブルゲームに使用されるように設計された機器等であって、サーバに下欄に掲げる機能の一部を有するものをいう。以下同じ。）	電子ゲーム及び電子テーブルゲームに使用する。			カジノ行為の結果の決定、当該カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、当該カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視をサーバ及びプレイヤー端末を用いて一体的に行うことができること。	
五　プログレッシブシステム（カジノ行為において金銭を蓄積し、カジノ行為の結果に基づきそれまでの蓄積を勝金として支払うもの（以下この項、別表第一及び別表第三において単に「プログレッシブ」という。）に使用されるように設計された機器等をいう。以下同じ。）	プログレッシブに使用する。			プログレッシブにおいて蓄積される金銭の管理、当該金銭の支払、当該カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。	
六　トランプシャッフラー（テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）に使用するトランプを無作為に並べ替えられるように設計された機器等をいう。別表第一及び別表第三において同じ。）	テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）に使用する。			複数枚のトランプを自動で無作為に並べ替えることができること。	
七　電子ディーリングシュー（テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）に使用するトランプを収納するように設計された機器等であって、トランプを配布する際に当該トランプの数字及び文字並びにスートを読み取る機能を有するものをいう。別表第三の第七において同	テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）に使用する。			次項の表の五の項下欄に掲げる機能並びにトランプを配布する際の当該トランプの数字及び文字並びにスートの読み取りができること。	

じ。）		
八　電子さいころシェーカー（テーブルゲーム（さいころを使用するものに限る。）に使用されるように設計された機器等であって、さいころを自動で振る機能を有するものをいう。別表第一及び別表第三において同じ。）	テーブルゲーム（さいころを使用するものに限る。）に使用する。	さいころを自動で振ることができること。
九　バウチャー払戻機（バウチャー（チップのうち、電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム及びクライアントサーバゲームシステムに使用することができる証票をいう。以下この項及び別表第三において同じ。）と引換えに行う現金の交付に使用されるように設計された機器等をいう。以下同じ。）	バウチャーと引換えに行う現金の交付に使用する。	バウチャーと引換えに行う現金の交付、当該交付に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。
十　カジノマネジメントシステム（カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、カジノ行為業務に関する会計事務及びこれらを監視する業務に使用されるように設計された機器等であって、これらの業務を一体的に行うことができる機能を有するものをいう。以下同じ。）	カジノ行為の結果に基づく金銭の支払、カジノ行為業務に関する会計事務及びこれらを監視する業務に使用する。	プログラム又は機器であって、この項の中欄に掲げる業務を一体的に行うことができること。

2　法第二条第十七項のカジノ管理委員会規則で定める機器等のうち非電磁的カジノ関連機器等の種別、用途及び機能は、それぞれ次の表のとおりとする。

種別	用途	機能
一　テーブルゲーム用チップ	カジノ行為においてその得喪を争う金銭に代えて使用する。	円形、だ円形、概ね正方形又は概ね長方形の用具であって、その種類及び枚数により、カジノ行為における顧客の賭金額又は勝金額を表示することができること。
二　トーナメントチップ	ポーカートーナメントの方法により行うポーカーにおいて、参加する顧客の点数の表示のみに使用する。	円形の用具であって、その保有された種類及び枚数により、カジノ行為における顧客の点数を表示することができること。
三　トランプ	バカラ、トゥエンティワン、ポーカー若しくはカジノウォー又はディーラー操作式電子テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）において使用する。	カードの表面に表示された数字又は文字及びスートにより、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
四　プリシャッフルマルチデッキ	バカラ、トゥエンティワン若しくはカジノウォー又はディーラー操作式電子テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）で使用されるトランプを集約する。	四組から八組までのデッキ（第三条第二項第一号に規定するデッキをいう。）で構成され、その製造時において無作為に並べ替えられたものであって、その構成するトランプにより、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
五　ディーリングシュー	テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）において使用するトランプを収納する。	ディーラーが引こうとするトランプ以外のトランプに触れることを防止し、及び当該トランプが引かれるまでの間これらのトランプの表面に表示された数字又は文字及びスートを推測されないようにトランプを収納することができること。

六　さいころ	クラップス、シックボー若しくはパイゴウ又はディーラー操作式電子テーブルゲーム（さいころを使用するものに限る。）において使用する。	立方体（頂点に面取りがなされたものを含む。）の用具であって、各面にそれぞれ表示された目により、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
七　ルーレットホイール	ルーレットにおいて当たり数字（別表第一の第七の１三ハの(1)に規定する当たり数字をいう。次の項中欄において同じ。）の確定に使用する。	シリンダーとこれを支える台で構成された用具であって、ルーレットボールが収まるボールポケットに対応する数字により、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
八　ルーレットボール	ルーレットにおいて当たり数字の確定に使用する。	球形の用具であって、一のボールポケットに収まり、当該ボールポケットに対応する数字を明確にすることにより、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
九　マネーホイール用ホイール	マネーホイールにおいて当たりシンボル（別表第一の第八の３の三に規定する当たりシンボルをいう。）の確定に使用する。	回転する円盤、これを支える台及びクラッパーで構成された用具であって、クラッパーが示す円盤にある区画に表示されたシンボルにより、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。
十　パイゴウタイル	パイゴウにおいて役の確定に使用する。	直方体の用具であって、一の面に表示された二から十二までの数字のいずれかを示す点により、ディーラーによるカジノ行為の結果の決定に用いることができること。

第二章　カジノ事業及びカジノ事業者

第一節　カジノ事業の免許等

第一款　カジノ事業の免許

（免許の申請）

第八条　法第四十条第一項第五号（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める事項は、法第四十一条第一項第九号又は第十号の基準に適合するカジノ関連機器等の種別ごとの取得予定時期とする。

2　法第四十条第一項第九号（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称

二　当該カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置

三　当該カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者の氏名並びに所属するカジノ事業者（当該カジノ行為区画内関連業務を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者）の名称、部署及び役職名

四　法第二条第十一項第一号に掲げる業務を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　提供する飲食物の種類及びその提供の方法

ロ　酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法

ハ　客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯

五　法第二条第十一項第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、興行の内容、態様及び時間帯

六　法第二条第十一項第三号に掲げる業務を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　給付する物品の種類

ロ　酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法

3　申請書のうち法第四十条第一項第九号に掲げる事項に係るものは、別記第一号様式によるものとする。

4　法第四十条第一項第十二号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、申請者の役員の役職名及び担当業務とする。

5　法第四十条第二項第三号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第二号様式
二　申請者の役員　別記第三号様式
三　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者　別記第四号様式
四　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人又は申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合のその役員　別記第五号様式
五　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者　別記第六号様式
六　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人又は当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が法人である場合のその役員　別記第七号様式

6　法第四十条第二項第十五号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面
二　資金計画
三　予定貸借対照表
四　法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類
五　法第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合していることを証する次に掲げる図面及び書類（当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造及び設備のみを記載した図面及び書類を除く。）
イ　次条に規定する部分以外の部分の範囲（カジノ行為に使用するテーブルその他のカジノ行為に係る設備の配置を含む。）を示す図面並びに当該部分の床面積の合計及びその算定方法を記載した書類
ロ　当該申請に係る特定複合観光施設の床面積の合計を証する書類
ハ　カジノ施設の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
ニ　次条第一号に規定するケージ並びに第十条第九号イ及びヘに掲げる室における設備の位置及び仕様を記載した図面
ホ　カジノ施設内に設ける監視設備の種別、位置及び仕様その他カジノ施設の監視のための設備に係る事項を記載した図面及び書類
六　法第六十四条第二項の議決権等の保有者を記載した書類
七　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書
八　申請者の役員に係る次に掲げる書類
イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）、住民票（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）及び在留資格（入管法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下同じ。）又は入管特例法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。第百二十一条第三項第一号及び第百四十九条第三項第一号を除き、以下同じ。）、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書
九　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類
イ　個人であるときは、次に掲げる書類
(1)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）
(2)　当該議決権等の保有者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
(3)　当該議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(3)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であると

きは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該議決権等の保有者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

ロ　法人等であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該議決権等の保有者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(2)　当該議決権等の保有者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該議決権等の保有者が作成した別記第九号様式による同意書

(3)　当該議決権等の保有者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

十　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者に係る次に掲げる書類

イ　個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該施設土地権利者と次に掲げる者との間で、当該申請に係る土地に関する契約（契約の予定を含む。）がある場合には、その内容を示す書面

㈠　申請者

㈡　当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該認定施設供用事業者

㈢　当該施設土地権利者が権利を有する土地に他の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者

㈣　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者

(2)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利（登記事項証明書に記載されている権利を除く。）を証する書面

(3)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

(4)　当該施設土地権利者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(5)　当該施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(5)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

ロ　法人であるときは、次に掲げる書類

(1)　イ(1)及び(2)に掲げる書類

(2)　当該施設土地権利者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(3)　当該施設土地権利者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第九号様式による同意書

(4)　当該施設土地権利者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

7　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第四十条第二項第一号から第十四号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第三十九条の免許に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（専らカジノ行為の用に供される部分）

第九条　法第四十一条第一項第七号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委

員会規則で定める部分は、カジノ行為区画のうち次に掲げる部分以外の部分とする。

一　チップの交付等又は法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務を行うための室（以下「ケージ」という。）

二　バウチャー払戻機を設ける部分

三　法第六十八条第一項各号に掲げる措置に係る業務を行うための室

四　法第百十一条第一項の苦情の処理に係る業務を行うための室

五　顧客のための案内その他これに類する用途に供される部分

六　専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分

七　通路、階段（その踊場を含む。）、エレベーター、エレベーターホール及びエスカレーターその他の専ら通行の用に供される部分

八　便所

九　美術品その他これに類する物品の展示の用に供される部分

十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室及び健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第一項の規定により読み替えられた健康増進法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室（カジノ行為の用に供されるおそれがない室に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分

（カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準）

第十条　法第四十一条第一項第八号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある外観ではないこと。

二　内部が外部から容易に見通すことができないものであること。

三　法第二条第十項各号に掲げる区画と当該区画に隣接する部分を区画する壁、柱、床及び天井が区画の用途に応じて適切な強度を有するものであること。

四　監視設備の見通しを妨げる設備その他のカジノ施設内の監視の支障となる設備を設けないこと。

五　カジノ施設の設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置が講じられていること。

六　善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備を設けないこと。

七　前各号に定めるもののほか、カジノ行為区画にあっては次によること。

イ　内部が外部から容易に見通すことができないものであること。

ロ　本人確認区画又は法第二条第十項第三号に掲げる区画に通じる出入口を除き、カジノ行為区画と当該カジノ行為区画に隣接する部分を壁、柵その他の区画物によって区画すること。ただし、屋外の部分にあっては、次のいずれかによること。

(1)　カジノ行為区画内に人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。

(2)　カジノ行為区画内への人の侵入を監視するための設備を設けること。

ハ　専用の次に掲げる室を設けること。

(1)　前条第三号に掲げる室

(2)　ケージ

ニ　前条第四号に掲げる室を設けること。

ホ　正確な時計又は時刻を表示する設備を顧客が明確に視認できるよう配置すること。

ヘ　次の表の上欄に掲げる部分にあっては、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものであること。

専らカジノ行為の用に供されるものとして前条に規定する部分以外の部分	一　壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること。 二　カジノ行為に使用されるテーブルその他のカジノ行為に係る設備がカジノ行為の公正性を確保するため適切に配置されていること。 三　カジノ行為に使用されているトランプ、さいころその他の非電磁的カジノ関連機器等並びに電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム及びクライアントサーバゲームシステ

	ム（別表第三の第十を除き、以下「電子ゲームシステム等」という。）に表示された内容を判別することができる機能を有する監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分を適切に監視できること。
ケージ	一　壁、柱、床及び天井が適切な強度を有するものであること。 二　ケージの出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。 三　顧客と相対する部分にあっては、人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。 四　監視設備を設けることによりケージの状況を適切に監視できること。
バウチャー払戻機を設ける部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。
専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分	一　監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。 二　客席を設けて法第二条第十一項第一号に掲げる業務を行う場合にあっては、次によること。 イ　当該客席を設ける部分の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 ロ　当該客席を設ける部分の出入口に施錠できる設備を設けないこと。
通路、階段（その踊場を含む。）、エレベーター、エレベーターホール及びエスカレーターその他の専ら通行の用に供される部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。
右に掲げる部分以外の部分	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分（便所その他監視設備を設けることが適切でない部分を除く。）の状況を適切に監視できること。

八　第一号から第六号までに定めるもののほか、本人確認区画にあっては、次によること。

イ　壁、柵その他の区画物又は区画線により本人確認区画の範囲を明示すること。

ロ　入場者を整理するため適切な広さであること。

ハ　カジノ行為区画と隣接する部分にあっては、次によること。

(1)　カジノ行為区画内に人が容易に侵入することを防止できる構造を有するものであること。

(2)　カジノ行為区画に入場しようとする入場者とカジノ行為区画から退場しようとする入場者とを整理するため適切なものであること。

ニ　監視設備を設けることにより本人確認区画の状況を適切に監視できること。

ホ　正確な時計又は時刻を表示する設備を顧客が明確に視認できるよう配置すること。

ヘ　通常想定される入場者数に応じて、本人確認及び法第百七十八条第一項の徴収を行うために適切な設備を設けること。

九　第一号から第六号までに定めるもののほか、法第二条第十項第三号に掲げる区画にあっては、次によること。

イ　専用の次に掲げる室を設けること。

(1)　カジノ行為粗収益の集計を行うための室（ホの表において「カウントルーム」という。）

(2)　テーブルゲーム用チップ及び現金の保管を行うための室（ホの表において「チップ等保管庫」という。）

(3)　カジノ関連機器等の保管を行うための室（ホの表において「カジノ関連機器等保管庫」という。）

(4)　カジノ事業者が監視及び警備の業務を行うための室（ホの表において「監視警備室」という。）

(5)　カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うための室（ホの表において「カジノ管理委員会専用室」という。）

ロ　イに掲げる部分及びヘに掲げる室の壁、柱、床及び天井は、その室の用途に応じて適切な強度を有するものであること。

ハ　当該区画の出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。

ニ　イに掲げる部分及びヘに掲げる室の出入口にあっては、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限するための措置を講ずること。

ホ　次の表の上欄に掲げる部分にあっては、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものであること。

カウントルーム	監視設備を設けることによりカウントルームの状況を適切に監視できること。
チップ等保管庫	一　チップ及び現金を安全に保管するために必要な設備を備えていること。 二　監視設備を設けることによりチップ等保管庫の状況を適切に監視できること。
カジノ関連機器等保管庫	一　電子ゲームシステム等及びトランプその他保管するカジノ関連機器等を安全に保管するために必要な設備を備えていること。 二　監視設備を設けることによりカジノ関連機器等保管庫の状況を適切に監視できること。
監視警備室	一　非常用電源設備の設置その他の方法により、監視その他の業務において必要な機能を維持するための措置を講ずること。 二　カジノ施設内に設けられる監視設備の記録の保存の方法に応じて適切に録画及び再生を行うことができる設備を設けること。
カジノ管理委員会専用室	一　カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な広さ及び機能を有するものであること。 二　非常用電源設備の設置その他の方法により、カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な機能を維持するための措置を講ずること。
通路その他業務に従事する者が業務に使用する部分（カジノ行為粗収益の集計に関する業務を行う部分に限る。）	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分の状況を適切に監視できること。
通路その他業務に従事する者が業務に使用する部分（右欄に掲げる部分を除く。）	監視設備を設けることにより上欄に掲げる部分（便所その他監視設備を設けることが適切でない部分を除く。）の状況を適切に監視できること。

ヘ　カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室は、次によること。

(1)　当該サーバを安全に管理するために必要な設備を備えていること。

(2)　非常用電源設備の設置その他の方法により、当該サーバにおいて必要な機能を維持するための措置を講ずること。

(3)　監視設備を設けることにより当該室の状況を適切に監視できること。

（非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準）

第十一条　法第四十一条第一項第十号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準は、別表第二のとおりとする。

（カジノ施設利用約款の基準）

第十二条　法第四十一条第一項第十二号（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める基準は、約款に記載される内容が、カジノ事業の健全性を確保する観点から入場者にとって明確に定められたものとするほか、次に掲げるとおりとする。

一　法第五十四条第一項第一号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　入場者又はその家族その他の関係者の申出によりカジノ施設の利用を制限する措置の対象者は、当該措置に従わなければならない旨の定めがあること。

ロ　カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切で

あると認められる者としてその利用を制限する措置の対象者は、当該措置に従わなければならない旨の定めがあること。

ハ　入場者は、カジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、個人番号カードを提示し、第五十一条第二項第一号イ又は第三項に規定する方法（当該入場者が本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有する外国人であって中長期在留者等以外のものである場合は、同条第一項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示し、同条第二項第一号ロに規定する方法）により、本人特定事項及び入場禁止対象者に該当しないことの確認を受けなければならない旨の定めがあること。

ニ　カジノ事業者は、入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時ごとに、法第六十九条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約させる旨の定めがあること。

ホ　入場禁止対象者は、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない旨の定めがあること。

ヘ　カジノ事業者は、カジノ施設において発見した入場禁止対象者をカジノ施設から退去させる旨の定めがあること。

ト　第百十二条第一項第一号に規定する秩序を害する行為をし、又はするおそれがある者としてカジノ施設への入場を禁止されるものに関する具体的な定めがあること。

チ　凶器、発火物その他の危険物のカジノ施設への持込みを禁止する旨及び他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為を禁止する旨の定めがあること。

リ　カジノ事業者は、秩序を害する行為をし、又はしようとする者として、カジノ施設を利用させることが不適切であると判断したものを、カジノ施設及びその周辺から退去させる旨の定めがあること。

ヌ　入場者は、カジノ事業者の従業者による質問、所持品の検査その他のカジノ施設及びその周辺における秩序を確保するためにカジノ事業者が講ずる措置に協力しなければならない旨の定めがあること。

ル　入場者は、災害、公衆衛生上の重大な危害その他の緊急事態が発生した場合において、カジノ事業者が安全の確保のために講ずる措置に協力しなければならない旨の定めがあること。

ヲ　入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。以下このヲにおいて同じ。）が、カジノ行為区画に入場する場合における入場料及び認定都道府県等入場料（以下このヲにおいて「入場料等」という。）の納付に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　入場者は、カジノ行為区画に入場する場合には入場料等を納付しなければならない旨の定め

(2)　入場料等を納付した者が再賦課基準時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、入場料等の納付の対象外である旨の定め

(3)　入場者は、再賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、入場料等を再納付しなければならない旨の定め

(4)　入場料等を再納付した者が再賦課基準時から再々賦課基準時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、入場料等の納付の対象外である旨の定め

(5)　入場者は、再々賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、入場料等を再々納付しなければならない旨の定め

(6)　入場料等を再々納付した者が再々賦課基準時から二十四時間を経過する時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、入場料等の納付の対象外である旨の定め

二　法第五十四条第一項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　当該カジノ施設において行う各カジノ行為について、賭金額の上限及び下限その他の賭金額の制限に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　勝金額に一円未満の端数が生じないよう賭金額を調整する旨及び一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる旨の定め

(2)　勝金額に一円以上の端数がある場合における顧客への支払の方法に関する具体的な定め

ロ　第五十六条第一項第二号及び第五号に掲げる基準を遵守するために、カジノ行為を行うに当たって顧客に遵守を求める事項に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　カジノ事業者の従業者に対し、そのカジノ行為に係る職務に関して、金銭その他の利益の供与を禁止する旨の定め

(2)　有線通信機械器具又は無線通信機械器具を使用しながらカジノ行為を行うことを禁止する旨の定め

(3)　第五十六条第一項第五号ロ(1)から(3)までに掲げる機能を有する機器若しくは装置を使用しながら、又はこれらの機器若しくは装置を使用している者を通じて当該機器若しくは装置から得た情報の提供を受けながらカジノ行為を行うことを禁止する旨の定め

ハ　第五十六条第一項第三号及び第四号に掲げる基準を遵守するために次に掲げる定めがあること。

(1)　第五十六条第一項第三号イからハまでに掲げる顧客にカジノ行為を行わせない旨の定め

(2)　第五十六条第一項第四号に規定する顧客に一時的にカジノ行為を行わないよう促す旨の定め

ニ　カジノ行為が法若しくは法に基づく命令に違反して行われたことが明らかになった場合又は違反して行われたと疑うに足りる相当な理由がある場合において、そのラウンド（第三条第二項第六号に規定するラウンドをいう。以下この条において同じ。）におけるカジノ行為の結果のうち当該違反により影響を受けた顧客に係るカジノ行為の結果が発生しなかったときにおける当該カジノ行為の結果、賭金及び勝金の取扱い並びに顧客の処遇に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　当該ラウンドにおいて結果が発生しなかったものとされるカジノ行為を行っていた顧客に対し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすることを告知する旨の定め

(2)　同一のテーブル又は電子ゲームシステム等において、カジノ行為の結果が発生しなかったものとされる顧客以外にカジノ行為を行っていた顧客がいる場合であって、当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとしないときは、当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとしないことを告知する旨の定め

(3)　当該ラウンドにおいて結果が発生しなかったものとされるカジノ行為を行っていた顧客から、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を当該顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を当該顧客から回収する旨の定め

ホ　災害その他のやむを得ない事由によりカジノ行為を行うことができなくなったことその他別表第一の規定によりカジノ行為の結果を発生しなかったものとした事由が生じた場合における当該カジノ行為の結果、賭金及び勝金の取扱い並びに顧客の処遇に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　そのラウンドにおいて結果が発生しなかったものとされるカジノ行為を行っていた顧客に対し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすることを告知する旨の定め

(2)　そのラウンドにおいて回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収する旨の定め

(3)　電磁的カジノ関連機器等が故障したことその他の理由によりあらかじめ設定されたプログラムに従いカジノ行為を行うことができなくなった場合であって、当該故障等がカジノ行為の結果が確定した後に発生したときは、当該結果に基づき賭金の回収及び勝金の支払を行う旨の定め

(4)　電磁的カジノ関連機器等が故障したことその他の理由によりあらかじめ設定されたプログラムに従いカジノ行為を行うことができなくなった場合における賭金の返還及び回収並びに勝金の支払の方法に関する具体的な定め

ヘ　そのカジノ施設において行うことができるカジノ行為の種類（第三条第一項第二号、第三号及び第七号に掲げるカジノ行為にあっては、それらに規定する方法の別を含む。）及びカジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報の提供の方法に関する具体的な定めがあること。

ト　カジノ行為の結果について疑義が生じた場合における手続に関する具体的な定めがあること。

チ　チップの交付等及び現金等の支払の方法に関して次に掲げる定めがあること。

(1)　本邦内に住居を有しない外国人である顧客がクレジットカードを提示したときは、当該クレジットカードの利用による支払を受けて、当該顧客に対し、チップの交付等をすることができる旨の定め

(2)　チップと引換えに、顧客に当該チップの価額に相当する現金又は第五十六条第五項各号に掲げるものを交付する場合において、当該顧客が特定資金貸付契約に基づき債務を有するときは、チップの価額から当該債務の額を控除する旨の定め

三　法第五十四条第一項第三号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　特定金融業務を利用する際の手続に関する適切な定めがあること。

ロ　特定金融業務（特定資金受入業務を除く。）の利用に関して顧客に手数料その他の費用の支払を求めることとする場合には、顧客が支払う手数料その他の費用に関する適切な定めがあること。

ハ　顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金銭以外の金銭を取り扱わない旨の定めがあること。

ニ　特定資金移動業務の利用に関して、カジノ事業者の管理する顧客の口座及び当該顧客の指定する預貯金口座の名義がいずれも当該顧客のものでなければならない旨の定めがあること。

ホ　特定資金受入業務の利用に関して、いかなる名義をもってするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払わない旨の定めがあること。

へ　特定資金貸付業務の利用に関して、次に掲げる定めがあること。

(1)　本邦内に住居を有しない外国人又は千万円以上の金銭をカジノ事業者の管理する口座に預け入れている者以外の者は金銭の貸付けを受けることができない旨の定め

(2)　返済期間が二月を超える特定資金貸付契約を締結しない旨の定め

(3)　貸付金について、顧客から利息を受領しない旨の定め

(4)　顧客に違約金の支払を請求することとする場合には、当該違約金に係る利率に関する具体的な定め

(5)　特定資金貸付契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において、当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これを当該弁済をした顧客に返還する旨の定め

(6)　法第八十五条第一項各号に掲げる者の区分に応じた返済能力調査の方法に関する具体的な定め

(7)　貸付限度額を超える特定資金貸付契約を締結しない旨の定め

(8)　顧客から法第八十七条第四項及び第五項の同意を得る旨の定め

四　法第五十四条第一項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　顧客が取引時確認に応じない場合は、当該顧客との取引を制限する場合がある旨の定めがあること。

ロ　顧客との取引が犯罪による収益の移転及びテロリズムに対する資金供与に利用されるおそれがあると判断される場合は、当該顧客との取引を制限する場合がある旨の定めがあること。

ハ　ロの定めにより取引を制限された場合であって、そのおそれがなくなったと合理的に判断されるときは、当該制限を解除する旨の定めがあること。

ニ　顧客との取引が犯罪による収益の移転及びテロリズムに対する資金供与に利用され、又はそのおそれがあると合理的に判断される場合は、当該顧客との取引関係を解消することができる旨の定めがあること。

ホ　取引時確認をした事項に変更があった顧客は、その旨を届け出なければならない旨の定めがあること。

ヘ　チップを他人に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを禁止する旨の定めがあること。

ト　チップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを禁止する旨の定めがあること。

チ　カジノ事業者の従業者による質問その他の顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するためにカジノ事業者が講ずる措置に協力しなければならない旨の定めがあること。

五　第二十九条第一項に規定する事項については、次に掲げるものであること。

イ　カジノ行為関連景品類の提供及びチップとの交換に係る手続及び条件に関する適切な定めがあること。

ロ　カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限その他の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。

（カジノ事業を的確に遂行することができない者）

第十三条　法第四十一条第二項第二号イ(9)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりカジノ事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許状等）

第十四条　法第四十二条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　免許の年月日

二　免許の有効期間の満了の日

三　免許の番号

四　カジノ事業者の住所

五　免許に条件を付したときは、その条件

2　カジノ管理委員会は、法第三十九条の免許を与えたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、免許状を交付するものとする。

3　法第四十二条第二項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

（免許の更新）

第十五条　法第四十三条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、免許の有効期間の満了の日の六月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

（免許の更新の申請）

第十六条　法第四十三条第四項において準用する法第四十条第一項第十二号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の役員の役職名及び担当業務

二　免許の番号

2　法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項第三号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第十二号様式

二　申請者の役員　別記第十三号様式

3　法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項第十五号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　資金計画

三　予定貸借対照表

四　法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類

五　法第六十四条第二項の議決権等の保有者を記載した書類

六　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

七　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

八　当該申請に係る土地の登記事項証明書に当該土地を目的とする権利の記載がないときは、当該権利を証する書面

4　申請者は、法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項及び前項の規定にかかわらず、法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項第一号、第二号、第五号から第八号まで及び第十二号並びに前項第一号及び第五号に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

5　第三項第六号及び第七号ロに規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、法第四十三条第四項において準用する法第四十条第二項の規定及び第三項の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。

6　第八条第三項及び第七項並びに第十四条の規定は、法第四十三条第四項において読み替えて準用する法第四十条（第一項第十一号並びに第二項第十一号及び第十三号を除く。）、第四十一条（第一項第四号、第五号及び第七号から第十号まで、第二項第一号イ及び第二号イ⑴並びに第三項を除く。）及び第四十二条の規定における法第四十三条第二項の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第七項	第十四号まで及び前項各号	第十号まで、第十二号及び第十四号並びに第十六条第三項各号
第十四条第一項第一号	免許	法第四十三条第二項の更新
第十四条第二項	法第三十九条の免許	

（完成検査）

第十七条　カジノ事業者は、法第四十四条第一項の検査を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　免許の番号
三　当該申請に係るカジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合にあっては、当該カジノ施設供用事業者に係る前二号に掲げる事項
2　カジノ管理委員会は、法第四十四条第一項の検査の結果を書面により申請者に通知しなければならない。この場合において、同項の検査に合格させないときの通知には、その理由を付すものとする。
（合併による地位の承継の承認）
第十八条　カジノ事業者は、法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。
一　合併の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　合併予定年月日
三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間
四　合併後存続し、又は合併により設立する会社（以下この条において「合併後の会社」という。）に係る次に掲げる事項
イ　名称及び住所並びに代表者の氏名
ロ　役員の氏名又は名称及び住所
ハ　役員の役職名及び担当業務
ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（合併後の会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　理由書
二　合併の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
三　合併契約の内容を記載した書面
四　合併費用を記載した書面
五　合併の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書
六　合併の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該合併の当事者が作成した別記第九号様式による同意書
七　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
八　会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項（同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
九　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
十　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
十一　合併後の会社に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第一号、第二号、第五号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十四号に掲げる書類
ロ　第八条第六項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類
ハ　別記第十四号様式による法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第二項第一号イからヘまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　合併後の会社の役員に係る次に掲げる書類
イ　第八条第六項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）
ロ　別記第三号様式による法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十三　合併後の会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類
ロ　第八条第六項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときはその役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ⑶並びにロ⑵及び⑶に掲げる書類を除く。）
ハ　別記第四号様式による法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別記第五号様式によるその法定代理人が法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第八条第六項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて合併後の会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第四十五条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第四十五条第二項において準用する法第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号までを除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「合併後の会社」とする。

6　カジノ管理委員会は、法第四十五条第一項の承認をしたときはその旨を、しないときは理由を付してその旨を、申請者に書面で通知しなければならない。

（分割による地位の承継の承認）

第十九条　カジノ事業者は、法第四十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　分割予定年月日
三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間
四　分割によりカジノ事業を承継する会社に係る次に掲げる事項
イ　名称及び住所並びに代表者の氏名
ロ　役員の氏名又は名称及び住所
ハ　役員の役職名及び担当業務
ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（分割によりカジノ事業を承継する会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書
二　分割の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
四　分割費用を記載した書面
五　分割の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書
六　分割の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該分割の当事者が作成した別記第九号様式による同意書
七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
九　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
十　分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
十一　分割によりカジノ事業を承継する会社に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第一号、第二号、第五号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十四号に掲げる書類
ロ　第八条第六項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類
ハ　別記第十五号様式による法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第二項第一号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十二　分割によりカジノ事業を承継する会社の役員に係る次に掲げる書類
イ　第八条第六項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）
ロ　別記第三号様式による法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十三　分割によりカジノ事業を承継する会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類
ロ　第八条第六項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときはその役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ⑶並びにロ⑵及び⑶に掲げる書類を除く。）
ハ　別記第四号様式による法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別記第五号様式によるその法定代理人が法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第八条第六項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて分割によりカジノ事業を承継する会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第四十六条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第四十六条第二項において準用する法第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号までを除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「分割によりカジノ事業を承継する会社」とする。

6　前条第六項の規定は、法第四十六条第一項の承認について準用する。

（カジノ事業の譲渡による地位の承継の承認）

第二十条　カジノ事業者は、法第四十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　事業譲渡の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事業譲渡予定年月日

三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間

四　事業譲渡によりカジノ事業を承継する会社（以下この条において「譲受会社」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（譲受会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　事業譲渡の契約の内容を記載した書面

四　事業譲渡の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

五　事業譲渡の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該事業譲渡の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

六　譲受会社に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第一号、第二号、第五号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十四号に掲げる書類

ロ　第八条第六項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類

ハ　別記第十六号様式による法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第一号イからヘまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　譲受会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第八条第六項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第三号様式による法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　譲受会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類

ロ　第八条第六項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときはその役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ⑶並びにロ⑵及び⑶に掲げる書類を除く。）

ハ　別記第四号様式による法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別

記第五号様式によるその法定代理人が法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第六号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第八条第六項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて譲受会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第四十七条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第四十七条第二項において準用する法第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号までを除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「譲受会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第四十七条第一項の承認について準用する。

（地位の承継に係る免許状の書換え）

第二十一条　法第四十五条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により免許状の書換えを受けようとするカジノ事業者の地位を承継した会社は、設立登記又は変更登記の完了後直ちに、従前の免許状及び登記事項証明書を添付した申出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申出を受けたカジノ管理委員会は、従前の免許状の訂正に代えて、新たな免許状を交付することができる。

（カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の軽微な変更）

第二十二条　法第四十八条第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　既設の設備と同一の位置における同等以上の性能を有する設備への変更

二　写真、装飾その他の設備の変更であって、善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのない変更

三　第九条に規定する部分以外の部分に設けるカジノ行為に係る設備（カジノ行為に使用するテーブル及びカジノ関連機器等に該当するものを除く。）の変更

（変更の承認）

第二十三条　カジノ事業者は、法第四十八条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　免許の番号

三　変更の内容

四　変更の理由

2　前項の申請書には、法第四十条第二項各号（第十一号及び第十三号を除く。）並びに第八条第六項各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げる書類のうち、変更しようとする事項に係る書類を添付しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第四十八条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第四十八条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第二十四条　法第四十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　カジノ事業者の名称又は住所

二　カジノ施設の名称

三　業務に係る組織等の業務執行体制

四　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）

五　役員の役職名又は担当業務

六　役員が法人であるときは、その定款（これに準ずるものを含む。）

2　カジノ事業者は、法第四十八条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　免許の番号

三　変更の内容

四　変更した年月日

3　法第四十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、当該変更に係る事実を証する書類とする。

（変更の承認又は届出に係る免許状の書換え）

第二十五条　法第四十八条第六項の規定により免許状の書換えを受けようとするカジノ事業者は、従前の免許状を添付した申出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申出は、法第四十八条第五項の規定による届出と同時に行うことを妨げない。

3　第二十一条第二項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。

（変更の検査）

第二十六条　第十七条の規定は、法第四十八条第七項の検査について準用する。

（定款の変更の認可）

第二十七条　カジノ事業者は、法第五十二条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更予定年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の案の内容を記載した書面

二　理由書

三　変更箇所の新旧対照表

四　株主総会又は社員総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

3　第十八条第六項の規定は、法第五十二条第一項の認可について準用する。

（業務方法書及びその変更の認可）

第二十八条　法第五十三条第一項第九号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置に関する事項

二　カジノ関連機器等の適切な管理に関する事項

三　カジノ事業者が行う業務に関し締結する契約が法第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

四　特定カジノ業務に従事し、又は従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

五　カジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事することが予定されている者が法第百二十一条第一項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

2　前条（第二項第四号を除く。）の規定は、法第五十三条第二項において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（カジノ施設利用約款及びその変更の認可）

第二十九条　法第五十四条第一項第五号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、カジノ行為関連景品類に関する事項とする。

2　第二十七条（第二項第四号を除く。）の規定は、法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（依存防止規程の変更の認可）

第三十条　第二十七条（第二項第四号を除く。）の規定は、依存防止規程の変更に係る法第五十五条第二項において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（犯罪収益移転防止規程の変更の認可）

第三十一条　第二十七条（第二項第四号を除く。）の規定は、犯罪収益移転防止規程の変更に係る法第五十六条第二項において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

第二款　議決権等の保有者

（認可を受けなければならない取引又は行為）

第三十二条　法第五十八条第一項第二号のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の持株会社の議決権等の取得

二　当該議決権等の保有者になろうとする法人（以下この条において「当該法人」という。）を当事者とする合併で当該合併後も当該法人が存続するもの

三　当該法人を当事者とする分割

四　当該法人を当事者とする事業譲渡

（認可の申請）

第三十三条　法第五十九条第二項第一号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第十七号様式

二　申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人、申請者が法人等である場合のその役員又は申請者が当該申請に係る認可を受けて法人等の設立をしようとする者である場合の当該法人等の役員　別記第十八号様式

2　法第五十九条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　理由書

ロ　申請者が特定保有者であるときは、その旨及び法第五十八条第四項に規定する事由の生じた年月日を証する書類

ハ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

ニ　申請者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ホ　申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下このホにおいて同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

二　申請者が法人等であるときは、次に掲げる書類

イ　前号イ及びロに掲げる書類

ロ　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

ハ　申請者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ニ　申請者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

三　申請者が当該申請に係る認可を受けて法人等の設立をしようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ　創立総会の議事録（当該法人等が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会又は社員総会の議事録）その他の当該法人等の設立に必要な手続があったことを証する書面

ロ　当該法人等の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ハ　当該法人等の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第五十九条第二項第一号から第三号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、法第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可について準用する。

（変更の承認）

第三十四条　認可主要株主等は、法第六十一条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

二　別記第十八号様式による変更に係る役員が法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　変更に係る役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第六十一条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第六十一条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第三十五条　法第六十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　認可主要株主等が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　氏名又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）

ロ　法定代理人

ハ　法定代理人に係る次に掲げる事項

⑴　氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）

⑵　法人にあっては、定款（これに準ずるものを含む。）

二　認可主要株主等が法人等であるときは、次に掲げる事項

イ　名称又は住所

ロ　代表者又は管理人（役員の変更を伴わないものに限る。）

ハ　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）

ニ　定款（これに準ずるものを含む。）

2　認可主要株主等は、法第六十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに当該届出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名

二　変更の内容

三　変更した年月日

3　前項の届出書には、当該変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

（株主等の社会的信用を確保するための措置等）

第三十六条　法第六十四条第一項のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　次のイ又はロに掲げる措置をとること。

イ　カジノ事業者の株式（新株予約権を含む。）又は持分の譲渡に承認又は承諾を要することとし、承認又は承諾に当たっては、譲受人が十分な社会的信用を有する者であることを確認することとする措置

ロ　カジノ事業者の議決権等の保有者が十分な社会的信用を有する者でない者であることが判明した場合において、議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置

二　都道府県警察、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項に規定する都道府県暴力追放運動推進センターその他の関係機関との密接な連絡を保つよう努めること。

三　第一号の措置を講ずるために必要な情報を収集し、一元的に管理すること。

四　カジノ事業者の議決権等の保有者又は議決権等の保有者になろうとする者の属性の確認を行うなど、これらの者に関する情報を収集し、適切に管理すること。

2　法第六十四条第二項のカジノ事業者の議決権等の保有者を記載した書類は、別記第十九号様式によるものとする。

3　カジノ事業者は、事業年度ごとに、前項の書類を作成し、毎事業年度経過後三月以内にカジノ管理委員会に提出しなければならない。

第二節　カジノ事業者が行う業務

第一款　総則

（カジノ施設利用約款の内容の提供）

第三十七条　法第六十五条第二項の規定によるカジノ施設利用約款の内容の提供は、インターネットの利用その他の顧客が容易に了知し得る手段によりカジノ施設利用約款を公表するほか、カジノ施設利用約款をカジノ施設の利用に係る契約の内容とする旨を本人確認区画の入口において顧客に見やすいように表示し、かつ、顧客の求めに応じ、カジノ施設利用約款を交付することにより、これを行わなければならない。

（カジノ施設内の照度の測定方法及び数値）

第三十八条　法第六十六条第三項のカジノ施設内の照度は、カジノ施設のうち次の表の上欄に掲げるカジノ行為区画内の部分の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める区画内の位置における水平面について計るものとする。

カジノ行為区画内の部分	区画内の位置
専らカジノ行為の用に供されるものとして第九条に規定する部分以外の部分	一　カジノ行為に使用するテーブルを設ける場合にあっては、次に掲げるテーブルの区分に応じ、それぞれ次に定める部分 イ　椅子がないテーブル　当該テーブルの上面及び当該上面の高さにおける顧客の通常利用する部分 ロ　椅子があるテーブル　イに規定する部分並びに椅子の座面及び当該座面の高さにおける顧客の通常利用する部分 二　電子ゲームシステム等を設ける場合にあっては、次に掲げる電子ゲームシステム等の区分に応じ、それぞれ次に定める部分 イ　椅子がない電子ゲームシステム等　当該電子ゲームシステム等の前面又は上面 ロ　椅子がある電子ゲームシステム等　イに規定する部分並びに椅子の座面及び当該座面の高さにおける顧客の通常利用する部分
ケージ及びバウチャー払戻機を設ける部分	チップの交付等又は法第七十三条第十項の規定による交付が行われる部分
法第二条第十一項第一号に掲げる業務の用に供される部分	一　客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合にあっては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける顧客の通常利用する部分 二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分 イ　椅子がある客席　椅子の座面及び当該座面の高さにおける顧客の通常利用する部分 ロ　椅子がない客席　顧客の通常利用する場所における床面
通路、階段（その踊場を含む。）、エレベーター、エレベーターホール及びエスカレーターその他の専ら通行の用に供される部分並びに便所	一　階段にあっては、踏面及び踊場の中心線の部分（エスカレーターにあっては、これに相当する部分） 二　階段及びエスカレーター以外の部分にあっては、顧客の通常利用する部分における床面
右に掲げる部分以外の部分（法第二条第十一項第二号の業務の用に供される部分（歌謡ショーその他の興行を行う	顧客の通常利用する部分における床面

舞台その他これに類する部分に限る。）及び第九条第九号に掲げる部分を除く。）	

2　法第六十六条第三項のカジノ管理委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げるカジノ行為区画内の部分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　専らカジノ行為の用に供されるものとして第九条に規定する部分以外の部分並びにケージ及びバウチャー払戻機を設ける部分　百五十ルクス

二　前号に掲げる部分以外の部分　十ルクス

（カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続の認可）

第三十九条　カジノ事業者は、法第六十七条第一項の認可を受けようとするときは、定めようとするカジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続を記載した書面（変更しようとするときにあっては、その内容を記載した書面を含む。）を添付した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　第十八条第六項の規定は、法第六十七条第一項の認可について準用する。

（カジノ行為粗収益の集計方法）

第四十条　法第六十七条第二項のカジノ管理委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、当該各号に定める方法により網羅的かつ正確に集計し、算出したものを合計する方法とする。

一　第三条第一項第一号から第九号までに掲げるカジノ行為（次号から第四号までに規定するものを除く。）　テーブルごとに二十四時間を単位とした期間（以下この条及び第四十二条第一項において「集計期間」という。）ごとのイからハまでに掲げる額を合計した額を控除した額を全てのテーブルについて算出し、それらを集計期間の属する日ごとに合計した額を、各月ごとに合計する方法

イ　集計期間中に当該テーブルのチップを顧客に交付等する場合（特定資金貸付業務に係る貸付け及び特定資金受入業務に係る払戻しによって交付等する場合を含む。）に、顧客から現金による支払を受けた額、第五十六条第三項各号に掲げる支払手段による支払を受けた額及びカジノ行為関連景品類による支払を受けた額並びにクレジットカードの利用による支払を受けた額を合計した額（当該テーブルにおいてチップによる特定資金貸付契約に係る債務の弁済を受けた場合には、当該弁済の額を控除した額とする。）

ロ　集計期間の終期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額

ハ　集計期間中に当該テーブルからチップ等保管庫に回収されたチップの価額

ニ　集計期間の始期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額

ホ　集計期間中にチップ等保管庫から当該テーブルに補充されたチップの価額

ヘ　集計期間中に当該テーブルで行われたカジノ行為の結果に基づくチップの交付等をテーブル以外の場所で行った場合の当該チップの価額

二　ポーカーのうち、オマハポーカー及びテキサスホールデムポーカーの方法により行われるもの　テーブルごとの集計期間中における顧客から受け取ったチップの価額を全てのテーブルについて算出し、それらを集計期間の始期の属する日ごとに合計した額を、各月ごとに合計する方法

三　ポーカーのうち、ポーカートーナメントの方法により行われるもの　行われたカジノ行為ごとにイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を全てのカジノ行為について算出し、それらを当該カジノ行為が終了した時の属する月ごとに合計する方法

イ　当該カジノ行為により顧客から受け取ったチップの価額

ロ　イに掲げる額に顧客に払い戻されたチップの価額が含まれている場合は、当該払い戻されたチップの価額

四　電子ゲームシステム等を使用して行うカジノ行為　電子ゲームシステム等ごとにイに掲げる額からロからトまでに掲げる額を合計した額を控除した額を、全ての電子ゲームシステム等について算出し、それらを合計する方法

イ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＣＯＩＮ　ＩＮ」に計上された額

ロ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＣＯＩＮ　ＯＵＴ」に計上された額

ハ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＪＡＣＫＰＯＴＳ」に計上された額

ニ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ホ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ヘ　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

ト　各月の初日から末日までの間に電子ゲームシステム等の電子会計メーターの「ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ」に計上された額

（カジノ行為粗収益の集計の状況の監査）

第四十一条　法第六十七条第三項の規定による監査は、各事業年度中のカジノ行為粗収益の集計が、前条に規定する方法並びに法第六十七条第一項の認可を受けた集計に関する業務の手順及び体制の手続に従って行われているかどうかについて、合意された手続業務により、行われなければならない。

２　カジノ事業者は、公認会計士又は監査法人から、前項の監査の結果が記載された報告書を受領し、当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間内）に、当該報告書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

（帳簿の記録事項等）

第四十二条　法第六十七条第四項の帳簿は、電磁的記録又は書面により作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

一　次のイからニまでに掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める事項

イ　第四十条第一号に掲げるカジノ行為　各集計期間におけるテーブルごとの同号イからヘまでに掲げる額

ロ　第四十条第二号に掲げるカジノ行為　各集計期間におけるテーブルごとの顧客から受け取ったチップの価額

ハ　第四十条第三号に掲げるカジノ行為　行われたカジノ行為ごとの同号イ及びロに掲げる額

ニ　第四十条第四号に掲げるカジノ行為　各月における電子ゲームシステム等ごとの同号イからトまでに掲げる額

二　カジノ行為粗収益の集計に関し行われた業務の手順及び体制の手続の実施状況

２　前項各号に掲げる事項の記録は、カジノ行為粗収益の集計が行われた時の属する月の翌月十五日の翌日から起算して五年間保存しなければならない。

３　カジノ事業者は、法第六十七条第四項の帳簿に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講じなければならない。

第二款　依存の防止のための措置及び入場規制等

（法第六十八条第一項の規定による報告）

第四十三条　法第六十八条第一項の規定による報告は、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間の経過後一月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書をカジノ管理委員会に提出するものとする。

一　入場者の申出により報告に係る期間において新たに講じた次条第一項第一号及び第二号に掲げる措置の申出日、申出者に関する事項、当該措置の開始日及び期間の満了予定日、当該措置の種別その他当該措置の実施状況に関する事項

二　入場者の家族その他の関係者の申出により報告に係る期間において新たに講じた次条第一項第三号及び第四号に掲げる措置の申出日、申出者及び当該措置の対象者に関する事項、当該措置の開始日及び期間の満了予定日、当該措置の種別その他当該措置の実施状況に関する事項

三　報告に係る期間において次条第一項各号に掲げる措置の対象者が当該措置に従わずカジノ行為区画に入場しようとした事例の概要

四　報告に係る期間において入場者の家族その他の関係者から次条第一項第三号及び第四号に掲げる措置について申出を受け、当該措置を講じなかった件数

五　報告に係る期間の末日において講じられている次条第一項各号に掲げる措置ごとの件数

六　報告に係る期間において講じた第四十五条各項に規定する措置の種別ごとの件数

七　報告に係る期間において講じた第四十六条第一号に掲げる措置について、入場者及びその家族その他の関係者からの相談について、当該相談の方法ごとの対応件数

2　カジノ事業者は、次に掲げる事態が生じたと認めるときは、速やかにこれをカジノ管理委員会に報告するものとする。

一　次条第一項第一号及び第三号に掲げる措置の対象者をカジノ施設へ入場させたこと。

二　次条第一項第二号及び第四号に掲げる措置の対象者を、当該措置により制限されたカジノ施設に入場することができる回数を超えて、カジノ施設へ入場させたこと。

三　前二号に掲げるもののほか、法第六十八条第一項第一号及び第二号の措置の実効性確保に係る重大な事態が生じたこと。

（法第六十八条第一項第一号に掲げる措置）

第四十四条　カジノ事業者は、法第六十八条第一項第一号に掲げる措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　入場者の申出により、当該入場者がカジノ施設に入場することを禁止すること。

二　入場者の申出により、当該入場者が一月間にカジノ施設に入場することができる回数を制限すること。

三　入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ事業者が、当該入場者に関してギャンブル等依存症（ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第二条に規定するギャンブル等依存症をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）を図るために必要であると認める場合に、当該入場者がカジノ施設に入場することを禁止すること。

四　入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ事業者が、当該入場者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認める場合に、当該入場者が一月間にカジノ施設に入場することができる回数を制限すること。

2　前項第一号及び第二号に掲げる措置は、次に掲げるところによるものとする。

一　申出から終了までの手続を適切に定めること。

二　申出に迅速に対応すること。

三　実施期間は、一年以上の期間であって、当該措置の申出をする入場者の意向に沿った期間とすること。

四　申出をする入場者に対し、当該措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明すること。

五　当該措置を開始した日から起算して一年を経過した場合であって、当該措置の対象者が希望するときは、あらかじめ第三号の規定により定めた当該措置の実施期間満了前に、当該措置を終了することができること。

3　第一項第三号及び第四号に掲げる措置は、次に掲げるところによるものとする。

一　申出から終了までの手続を適切に定めること。

二　申出に迅速に対応すること。

三　当該措置を決定するに当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症対策基本法第八条に規定するギャンブル等依存症問題をいう。以下この号及び第九号において同じ。）に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情報を収集し、当該助言及び情報を勘案すること。

四　実施期間は、一年以上の期間であって、必要に応じて前号の助言を受け、同号の判断に必要な情報を踏まえてカジノ事業者が相当と認める期間とすること。

五　当該措置の対象となる入場者に弁明の機会を与えること。

六　当該措置の対象となる入場者及び申出をする家族その他の関係者に対して当該措置の開始及び終了の判断の結果を通知すること。

七　当該措置の対象となる入場者に対し、当該措置の内容並びに当該措置の開始及び終了に関する事項を説明すること。

八　当該措置の申出をした者又は当該措置の対象者が希望する場合において、当該措置を開始した日から起算して一年を経過後、当該措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときは、第四号の規定によりあらかじめ定めた当該措置の実施期間満了前に当該措置を終了することができること。

九　前号の判断に当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症問題に関する専門家の助言を受け、当該措置の対象となる入場者のギャンブル等依存症問題に関する情報その他の適切な判断に必要な情報を収集し、当該助言及び情報を勘案すること。

4　カジノ事業者は、第一項の措置の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　顧客情報を用いてカジノ事業若しくはカジノ施設に関して勧誘をし、又はカジノ行為関連景品類の提

供をする場合は、第一項の措置の対象者に対して勧誘をせず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないために適切な措置を講ずること。

二　顧客情報を用いずにカジノ事業若しくはカジノ施設に関して勧誘をし、又はカジノ行為関連景品類の提供をする場合であって、その相手方が第一項の措置の対象者であると判明したときは、当該相手方に対して当該勧誘を継続せず、又はカジノ行為関連景品類の提供をしないこと。

三　第一項の措置の対象者と特定資金貸付契約を締結しないこと。

5　カジノ事業者は、第一項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者及びその家族その他の関係者に対し、その状況に応じてギャンブル等依存症対策関連機関等（ギャンブル等依存症対策基本法第二十条の関係機関、民間団体等をいう。第四十六条において同じ。）の相談窓口の連絡先その他の入場者の適切な判断を助けるために必要な情報を提供すること。

（法第六十八条第一項第二号に掲げる措置）

第四十五条　カジノ事業者は、法第六十八条第一項第二号に掲げる措置として、カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見に努め、その者の状況に応じ、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置を講ずるものとする。

2　カジノ事業者は、前項の措置を効果的に実施するため、同項の措置の対象者に対し、その状況に応じ、法第六十八条第一項第一号の申出を勧奨する措置、カジノ施設の利用に関する相談を勧奨する措置その他のカジノ行為に対する依存による悪影響を防止するための付随的な措置を講ずるものとする。

（法第六十八条第一項第三号に掲げる措置）

第四十六条　カジノ事業者は、法第六十八条第一項第三号に掲げる措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　カジノ施設の利用に関する入場者及びその家族その他の関係者からの相談の内容に応じ、適切に対処するために次に掲げる必要な体制を整備すること。

イ　相談を受ける職員を配置すること。

ロ　対面、電話及び電子メールの利用その他の適切な方法により、相談することができるようにすること。

ハ　当該カジノ施設のカジノ行為区画内及び当該カジノ施設の所在する特定複合観光施設区域内であってカジノ行為区画外における相談のための室を設けること。

二　ギャンブル等依存症対策関連機関等と連携協力を図ること。

三　入場者又はその家族その他の関係者に対し、次のイ及びロに掲げる情報を、当該イ及びロに定める方法により提供すること。

イ　カジノ行為に対する依存を防止するための注意喚起を行うための情報及びカジノ事業者の相談窓口の連絡先に関する情報　本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に、入場者に見やすいように掲げる方法により掲示するほか、印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供すること。

ロ　法第六十八条第一項第一号に掲げる措置に関する情報及びギャンブル等依存症対策関連機関等の相談窓口の連絡先に関する情報　印刷物その他のカジノ施設内で閲覧できる適切な方法及びインターネットの利用により提供すること。

四　前号の規定による情報の提供は、日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこと。

五　入場者に対し、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供するよう努めること。

（法第六十八条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置）

第四十七条　法第六十八条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することとする。

（法第六十八条第二項第三号の評価の実施）

第四十八条　法第六十八条第二項第三号の評価は、毎事業年度の終了後三月以内に実施するものとする。

（法第六十八条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置）

第四十九条　法第六十八条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第一項の規定により講じた措置の内容及び実施の状況を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、同項の規定による報告の日から起算して三年間保存すること。

二　前号の電磁的記録に記録又は書類に記載された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

三　法第六十八条第一項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第六十八条第一項の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

五　法第六十八条第一項及び第二項に掲げる措置に関し、カジノ事業者間の相互の連携を図りながら協力するほか、これらの措置の水準の向上に努めること。

（法第六十八条第五項の届出）

第五十条　法第六十八条第五項の規定による届出は、届出書に同条第二項第三号の規定による評価の結果を添付してするものとする。

（入退場時の本人確認等）

第五十一条　法第七十条第一項の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（カジノ事業者が提示を受ける時において有効なものに限る。）とする。

一　本邦内に住居を有しない日本人　旅券

二　本邦内に住居を有しない外国人（次号から第七号までに掲げる者を除く。）　旅券

三　入管法第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者　旅券及び特定登録者カード（入管法第九条の二第一項の特定登録者カードをいう。）

四　船舶観光上陸の許可（入管法第十四条の二第一項又は第二項の許可をいう。）を受けた者　旅券の写しが貼付された同条第四項の船舶観光上陸許可書

五　乗員上陸の許可（入管法第十六条第一項又は第二項の許可をいう。）を受けた者　旅券又は乗員手帳（入管法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）及びそれらの番号が記載された乗員上陸許可書（入管法第十六条第四項の乗員上陸許可書をいう。）

六　本邦内に住居を有しない外国人であって、入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格を有し、かつ、国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができない者　在留カード

七　本邦内に住居を有しない外国人であって、入管特例法に定める特別永住者であり、かつ、国籍を有しないことその他の事由で旅券を取得することができない者　特別永住者証明書

八　本邦内に住居を有する外国人（中長期在留者等及び第三号から第五号までに掲げる者を除く。）　旅券

2　法第七十条第一項の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該入場者から提示を受ける次のイ及びロに掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める方法

イ　個人番号カード　当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受ける方法及び次条第一項第一号に規定する方法

ロ　前項各号に規定する書類（以下この条において「旅券等」という。）　当該旅券等の種類及び当該旅券等に記載され又は表示された事項を確認する方法（本邦内に住居を有しない日本人及び外国人について、当該旅券等により本邦内に住居を有しないことを確認することができないときは、当該方法に加え、これらの者から本邦内に住居を有しない旨の申告を受ける方法）並びに次条第一項第二号に規定する方法

二　入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時ごとに当該入場者に法第六十九条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約させる方法

三　入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時ごとに当該入場者の本人特定事項とカジノ事業者が収集及び整理をした法第四十一条第二項第二号イ⑻に掲げる者（以下この号並びに第五十四条第一項第二号イ及び第七号において「暴力団員等」という。）の本人特定事項その他の暴力団員等の識別に資する情報とを照合する方法

3　前項第一号イの規定にかかわらず、既に入場者から当該入場者に係る個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受けているときは、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。次条第一項第一号において同じ。）の送信を受け、かつ、当該署名用電子証明書が効力を失っていないことを確認する方法及び次条第一項第一号に規定する方法とすることができる。

4　第二項第一号イの規定にかかわらず、入場者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第六条第二項の規定により設定した暗証番号を入力することができないことその他の事由により当該入場者に係る個人番号カードに記録された署名用電子証明書の送信を受けることができないとき（当該入場者が直近にカジノ行為区画に入場しようとした時にこの項に規定する方法により本人確認をした場合を除く。）は、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該個人番号カードに記載され又は表示された事項を確認するとともに、当該入場者から当該事項が最新のものであること及び署名用電子証明書の送信をすることができない理由の申告を受ける方法並びに次条第一項第一号に規定する方法とする。

5　法第七十条第一項の規定により本邦内に住居を有しない外国人又は本邦内に住居を有する外国人（中長期在留者等を除く。）から旅券等の提示を受ける場合において、当該旅券等が入管法第二条第五号ロに規定する地域に係るものであるときは、これらの外国人について法第七十条第一項の規定により確認及び記録すべき本人特定事項のうち国籍については、当該地域とする。

6　法第七十条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該入場者から提示を受ける次のイ及びロに掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　個人番号カード　次に掲げる事項

(1)　第二項第一号イ、第三項又は第四項のいずれの方法で本人確認を行ったかの別

(2)　第四項の規定による申告があったときは、当該申告の内容

ロ　旅券等　次に掲げる事項

(1)　当該旅券等の種類

(2)　当該旅券等に記載された記号番号その他の当該旅券等を特定するに足りる事項

(3)　第二項第一号ロの規定による申告があったときは、当該申告の内容

二　第二項第二号の規定による誓約の内容

三　本人確認に係る業務に従事した従業者の氏名及び役職名

四　法第七十条第一項の記録を作成した従業者の氏名及び役職名

7　法第七十条第一項の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。

8　第四十二条第三項の規定は、法第七十条第一項の記録について準用する。

（入場等回数制限対象者該当性についての照会等）

第五十二条　法第七十条第二項のカジノ管理委員会規則で定める方法は、入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに当該入場者から提示を受ける次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　個人番号カード　当該入場者に当該個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書をカジノ管理委員会に対して送信させる方法

二　旅券又は乗員手帳　当該入場者の国籍等、当該入場者から提示を受けた旅券又は乗員手帳の別及び当該旅券又は乗員手帳の番号をカジノ管理委員会に対して送信する方法

2　法第七十条第二項の照会は、カジノ事業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてカジノ管理委員会の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

3　法第七十条第二項の照会を受けたカジノ管理委員会は、次に掲げる事項について回答するものとする。

一　照会に係る入場者の入場等回数制限対象者該当性

二　照会に係る入場者が法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者（以下この号並びに第五十四条第一項第二号ロ及び第八号において「入場等回数制限対象者」という。）に該当しない場合に、当該入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時をカジノ事業者が把握するために必要な情報

4　法第七十条第二項の回答は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて同項の照会を行ったカジノ事業者の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

（入退場時の報告）

第五十三条　法第七十条第三項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入場者の本人特定事項（写真を除く。）

二　入場者がカジノ行為区画に入場し、又はカジノ行為区画から退場した日時

2　法第七十条第三項の報告は、カジノ事業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じてカジノ管

理委員会の使用に係る電子計算機に対し行うものとする。

（入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のための措置）

第五十四条　法第七十一条の規定によりカジノ事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

一　入場禁止対象者を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。

二　次に掲げる事項に関する情報及び資料の収集及び整理をし、入場禁止対象者の発見に活用すること。

イ　暴力団員等の本人特定事項その他の暴力団員等の識別に資する事項

ロ　入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時に関する事項

三　業務又は公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する者をカジノ事業者において識別できるようにするとともに、その入場又は滞在に係る記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

四　入場禁止対象者を発見した場合には、直ちに、当該入場禁止対象者をカジノ施設から退去させること。

五　前号に掲げる措置を講じた場合には、当該措置によりカジノ施設から退去させた入場禁止対象者の本人特定事項及び当該入場禁止対象者をカジノ施設に入場させてから退去させるまでの経緯について記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

六　第三号及び前号の規定により作成した記録について、保存すべき期間中における当該記録の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

七　暴力団員等によるカジノ施設の利用を防止するため、平素から都道府県警察と密接に連絡すること。

八　入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時を記載したものを当該入場者に対して交付するなど、当該入場者が当該日時を常時確認できるようにすること。

2　カジノ事業者は、前項第一号に掲げる措置を講ずるに当たっては、先進的な技術の開発の状況を踏まえつつ、その導入に努めなければならない。

（入場規制等に係る規定の遵守のための措置）

第五十五条　法第七十二条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　法第七十二条第二項前段の規定による届出を行うカジノ事業者は、届出書に、行為準則及び参考となるべき事項を記載した書類を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

3　法第七十二条第二項後段の規定による届出を行うカジノ事業者は、届出書に、変更後の行為準則及び参考となるべき事項を記載した書類並びに変更の内容を記載した書類を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

第三款　カジノ行為業務

（カジノ行為に関する基準等）

第五十六条　法第七十三条第三項のカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準は、次のとおりとする。

一　監視設備を使用した監視が行われていない状態その他のカジノ行為に係る正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある状態でカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせないこと。

二　カジノ事業者の従業者に対し、そのカジノ行為に係る職務に関して、顧客から金銭その他の利益を収受させないこと。

三　次に掲げる顧客にカジノ行為を行わせないこと。

イ　カジノ行為に関して法令に違反し、又は違反しようとしていると疑うに足りる相当な理由のある顧客

ロ　アルコール又は薬物の影響によりカジノ行為に関して正常な行為ができないおそれのある状態にあ

る顧客
ハ　イ及びロに掲げる顧客のほか、カジノ事業者の従業者であってカジノ業務に従事する者のカジノ行為に関する指示に従わない顧客
四　著しく顧客の射幸心をそそることを防止する観点から、カジノ行為を長時間連続して行っていることその他の言動を勘案し、引き続きカジノ行為を行わせることが適当でないと認める顧客に対し、一時的にカジノ行為を行わないよう促すこと。
五　顧客による次に掲げる行為を防止するために必要な措置を講ずること。
イ　電話機その他の有線通信機械器具又は携帯電話端末その他の無線通信機械器具を使用しながらカジノ行為を行うこと。
ロ　次に掲げる機能を有する機器若しくは装置を使用しながら、又はこれらの機器若しくは装置を使用している者を通じて当該機器若しくは装置から得た情報の提供を受けながらカジノ行為を行うこと。
(1)　カジノ行為において使用されているトランプの枚数を数える機能
(2)　配布されたトランプの数字若しくは文字又はスートの組合せに対応して事情の発生確率を分析する機能
(3)　(2)に掲げる機能のほか、カジノ行為に係る事情の発生確率を分析する機能
ハ　ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言してからそのラウンドが終わるまでの間に、別表第一の規定に従わずに賭金を新たに置き、又はこれを増加させ、若しくは減少させること。
ニ　ディーラーがカジノ行為を進行するために必要と認めて指示した場合以外の場合において、第三条第一項第一号から第九号までに掲げるカジノ行為において使用されているカジノ関連機器等（電子ゲームシステム等、テーブルゲーム用チップ及びトーナメントチップを除く。）に触れること。
ホ　ディーラーがカジノ行為を進行するために必要と認めて指示し、顧客がトランプ、さいころ又はパイゴウタイルに触れる場合において、当該カジノ行為が行われているテーブルの上以外の場所でこれらに触れ、又はディーラーから見えないようにこれらに触れること。
ヘ　第三条第一項第三号に掲げるカジノ行為において、顧客にトランプが配布されてからディーラーにより当該トランプが表向きにされるまでの間に、カジノ行為を行っている顧客に配布されたトランプの内容を公表し、又は当該テーブルにおいて同一のカジノ行為を行っている他の顧客に伝達すること。
ト　イからヘまでに掲げる行為のほか、カジノ行為の公正性を確保する観点から防止すべき行為
六　カジノ行為の一のラウンドにおいて顧客が賭けることができる賭金額の上限を定め、これを超える金額の賭金による賭けの受付をしないこと。
七　現にカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせている場所において、当該カジノ行為を行うこと又は行わせることをやめようとするときは、あらかじめ、当該場所においてカジノ行為を行っている顧客にその旨を通知すること。
八　カジノ行為が法若しくは法に基づく命令に違反して行われたことが明らかになったとき又は違反して行われたと疑うに足りる相当な理由があるときは、そのラウンドにおけるカジノ行為の結果のうち当該違反により影響を受けた顧客に係るカジノ行為の結果は、発生しなかったものとすること。
九　前号又は別表第一の規定によりカジノ行為の結果が発生しなかったものとされる場合においては、次に掲げる措置をとること。
イ　そのラウンドにおいて結果が発生しなかったものとされるカジノ行為を行っていた顧客に対し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。
ロ　同一のテーブル又は電子ゲームシステム等において、カジノ行為の結果が発生しなかったものとされる顧客以外にカジノ行為を行っていた顧客がいる場合であって、当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとしないときは、当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとしないことを告知すること。
ハ　そのラウンドにおいて回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。
ニ　ハに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存すること。
十　カジノ事業者は、前号ニ又は別表第一の規定により記録を作成することとされている場合においては、次に掲げる事項について電磁的記録又は書面により記録を作成し、イに掲げる日から起算して五年間保存すること。
イ　記録を作成することとなった事実の発生日時
ロ　当該事実が発生したカジノ行為区画内の場所

ハ　当該事実が発生したカジノ行為の種類
ニ　顧客に返還すべき額若しくは支払うべき額又は顧客から回収すべき額
ホ　当該事実が発生したときにカジノ行為を行っていたディーラーの氏名（電子ゲームシステム等にあってはその責任者の氏名）
ヘ　当該事実に係る顧客を特定する事項
ト　当該事実の概要
十一　前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。
2　法第七十三条第四項の規定によるカジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報の提供の方法は、次のとおりとする。
一　カジノ事業者が顧客との間で行い、若しくは顧客相互間で行わせるカジノ行為の用に供する場所又はその直近の見やすい箇所（次号から第四号までにおいて「カジノ行為供用場所等」という。）に、当該カジノ行為の種類、名称その他の当該カジノ行為を明らかにするための事項を表示すること。
二　カジノ行為供用場所等に、当該カジノ行為に係る最高賭金額及び最低賭金額その他の賭金額に係る情報を表示すること。
三　カジノ行為供用場所等に、当該カジノ行為に係るオッズ（第三条第二項第五号に規定するオッズをいう。以下この号及び第二百九条第二号イの表において同じ。）その他の勝金に係る情報を表示し、又は顧客の求めに応じ、オッズその他の勝金に係る情報を記載した書面を交付すること。
四　プログレッシブを含むカジノ行為を行う場合にあっては、現在のプログレッシブの勝金額を当該勝金額が適用されるカジノ行為供用場所等に表示すること。
五　顧客の求めに応じ、カジノ行為の種類及び方法の概要について、これを記載した書面を交付することその他の方法により示し、及び行っているカジノ行為の具体的な実施の手順について、口頭その他の方法により説明すること。
六　前各号（第四号を除く。）の規定による情報の提供は、日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこと。
3　法第七十三条第八項のカジノ管理委員会規則で定める支払手段は、次に掲げるものとする。
一　国内の金融機関が自己宛に振り出した小切手
二　国内の金融機関又は外国の金融機関が他の国内の金融機関を支払人として振り出した小切手
4　法第七十三条第八項の規定によりチップの交付等をするカジノ事業者は、カジノ行為区画において、次の各号のいずれかの方法によりチップの交付等をしなければならない。
一　ケージにおいてチップの交付等に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法
二　カジノ行為に使用されているテーブル上においてチップの交付等に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法
三　電子ゲームシステム等を用いて行う方法
5　法第七十三条第十項のカジノ管理委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　国内の金融機関が自己宛に振り出した小切手
二　国内の金融機関が他の国内の金融機関又は外国の金融機関を支払人として振り出した小切手
6　法第七十三条第十項の規定により現金又は前項各号に掲げるものを交付するカジノ事業者は、カジノ行為区画において、次の各号のいずれかの方法により交付しなければならない。
一　ケージにおいて法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法
二　カジノ行為に使用されているテーブル上において法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務及び特定資金貸付契約に係る債権の弁済を受ける業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法（特定資金貸付契約に係る債権の弁済を受ける場合に限る。）
三　バウチャー払戻機を用いて行う方法
7　法第七十三条第十一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
一　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。
二　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

8　前条第二項及び第三項の規定は、法第七十三条第十二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第七十三条第十一項第二号の行為準則の届出について準用する。

（カジノ関連機器等の軽微な変更等）

第五十七条　法第七十四条第二項のカジノ管理委員会規則で定める非電磁的カジノ関連機器等は、次に掲げるものとする。

一　トランプ

二　プリシャッフルマルチデッキ

三　テーブルゲーム用チップ

四　トーナメントチップ

五　さいころ

六　ルーレットボール

七　パイゴウタイル

2　法第七十四条第二項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　カジノ関連機器等のカジノ行為区画からの搬出

二　電磁的カジノ関連機器等の部品又は装置（次に掲げる部品又は装置に係るものを除く。）の同一の設計のものへの交換

イ　中央演算処理装置又はマイクロプロセッサ

ロ　プログラム記憶装置

ハ　重要メモリー

ニ　イからハまでに掲げる部品又は装置を格納する部品

（変更の承認等）

第五十八条　カジノ事業者は、法第七十四条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、変更後のカジノ関連機器等が適合機器等であることを証する書類を添付しなければならない。

3　第十八条第六項の規定は、法第七十四条第二項の承認について準用する。

（変更の届出）

第五十九条　カジノ事業者は、法第七十四条第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更した年月日

2　法第七十四条第四項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、変更に係る事実を証する書類とする。

（カジノ関連機器等に係る記録）

第六十条　法第七十四条第五項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　型式番号及び製造番号

ハ　保有することとなった場合は、その年月日、理由及び取得元の氏名又は名称及び住所

ニ　設置場所（設置場所を変更した場合は、その年月日を含む。）

ホ　点検又は修理を受けた場合は、次に掲げる事項

(1)　点検又は修理の年月日

(2)　点検又は修理の実施者名

(3)　点検又は修理の内容

ヘ　保有しないこととなった場合は、その年月日（亡失した場合であってその年月日が明らかでないと

きは、その時期）及びその理由（廃棄したときは廃棄の方法及び廃棄がなされたことの確認方法、移出したときは移出の相手方の氏名又は名称及び住所（当該相手方がカジノ事業者又はカジノ関連機器等製造業者等以外の者である場合は、当該相手方の使用の目的を含む。）を含む。）

二　非電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　届出番号及びその数量

ハ　保有することとなった場合は、その年月日、理由及び取得元の氏名又は名称及び住所

ニ　設置場所（設置場所を変更した場合は、その年月日及びその数量を含む。）

ホ　前号ホ及びヘに掲げる事項

2　法第七十四条第五項の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、記録に係るカジノ関連機器等を保有しないこととなった日から起算して三年を経過する日までの間保存しなければならない。

3　第四十二条第三項の規定は、法第七十四条第五項の記録について準用する。

（使用禁止の命令等）

第六十一条　法第七十四条第八項の規定により交付する文書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

2　法第七十四条第八項の規定により貼付する標章の様式は、別記第二十一号様式によるものとする。

3　法第七十四条第十項の確認を受けようとするカジノ事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　法第七十四条第八項の規定により交付された文書の番号

三　確認を受けようとする機器等について申請者がとった措置の内容

4　第十八条第六項の規定は、法第七十四条第十項の確認について準用する。

（カジノ行為業務の状況等の報告）

第六十二条　法第七十五条第一項の規定による報告は、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の経過後遅滞なく、次項各号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

2　法第七十五条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　各月におけるカジノ施設の営業日数及び時間並びに臨時にカジノ施設の営業を休止した日時及びその理由

二　各月における本人確認をした入場者の数

三　各月の末日におけるカジノ行為の種類ごと（第三条第一項第二号、第三号及び第七号に掲げるカジノ行為にあっては、それらに規定する方法ごと。第五号及び第八号において同じ。）に使用されたテーブルの台数

四　各月の末日における次に掲げるカジノ関連機器等の種別並びに電磁的カジノ関連機器等の型式番号及び製造番号（非電磁的カジノ関連機器等にあっては、届出番号及び当該届出番号ごとの数量）

イ　現にカジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等

ロ　保有するカジノ関連機器等（イに掲げるものを除く。）

五　各月におけるカジノ行為（電子ゲームシステム等を使用して行うものを除く。）の種類ごとのテーブルの使用状況

六　各月におけるカジノ行為（電子ゲームシステム等を使用して行うものに限る。）の種類ごとの電子ゲームシステム等の使用状況

七　ポーカートーナメントの方法により行ったポーカーごとの開催日時、賭けに参加した顧客の数並びに賭金の総額及び勝金の総額

八　各月におけるカジノ行為の種類ごとの第五十六条第一項第九号ニ又は別表第一の規定により作成した記録の件数並びに顧客に返還すべき額及び支払うべき額並びに顧客から回収すべき額のそれぞれの合計額

九　法第七十三条第一項から第五項までの規定及びこれらの規定に基づく命令の規定に違反してカジノ行為業務を行うおそれがあった事例の概要（再発防止のための措置をとった場合には、当該措置の概要を含む。）

十　その他カジノ管理委員会が必要と認める事項

第四款　特定金融業務

（特定金融業務に係る規定の遵守のための措置）

第六十三条　法第七十六条第四項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第三章第二節第四款の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第三章第二節第四款の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第七十六条第五項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第七十六条第四項第二号の行為準則の届出について準用する。

（特定金融業務に関する帳簿書類の作成及び保存）

第六十四条　法第七十七条第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる特定金融業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　特定資金移動業務　次に掲げる事項

イ　各日における未達債務の額及び特定資金移動要履行保証額

ロ　各基準日における特定資金移動要供託額

ハ　各基準日における特定資金移動履行保証金の額（特定資金移動履行保証金を供託している場合に限る。）

ニ　各日における顧客ごとの特定資金移動業務に関し負担する債務の額及び当該特定資金移動業務に関し有する債権の額（第六十六条第三項の規定により未達債務の額を算出する場合に限る。）

二　特定資金受入業務　次に掲げる事項

イ　各日における特定資金受入残高（顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高から、顧客から当該顧客の指定する預貯金口座への金銭の移動に係る依頼を受けたものであって未だ当該移動を完了していないものを控除した額をいう。ニにおいて同じ。）

ロ　各基準日における特定資金受入要供託額

ハ　各基準日における特定資金受入保証金の額（特定資金受入保証金を供託している場合に限る。）

ニ　各日における顧客ごとの特定資金受入残高

三　特定資金貸付業務　次に掲げる事項

イ　各日における特定資金貸付契約に係る貸付金残高

ロ　各日における特定資金貸付契約に係る延滞残高

ハ　各日における顧客ごとの特定資金貸付契約に係る貸付金残高及び延滞残高

2　法第七十七条の帳簿書類は、電磁的記録又は書面により作成し、次の各号に掲げる特定金融業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　特定資金貸付業務　特定資金貸付契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日）の翌日から起算して十年間

二　特定資金貸付業務以外の特定金融業務　帳簿の閉鎖の日の翌日から起算して十年間

3　第四十二条第三項の規定は、法第七十七条の帳簿書類について準用する。

（特定金融業務に関する報告書）

第六十五条　法第七十八条のカジノ管理委員会規則で定める期間は、三月とする。

2　法第七十八条の特定金融業務に関する報告書は、別記第二十二号様式により作成し、前項に規定する期間の経過後、速やかにカジノ管理委員会に提出しなければならない。

3　法第八十条第一項又は第八十四条第二項の規定による供託をしたカジノ事業者は、前項の報告書に、当該供託に係る供託書正本の写しを添付して、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（特定資金移動履行保証金の供託）

第六十六条　法第八十条第一項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、一週間とする。

2　未達債務の額は、各日における未達債務の額の算出時点において、カジノ事業者が顧客に対して負担する特定資金移動業務に係る債務の額とする。

3　前項の規定にかかわらず、カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者である顧客に対して当該特定資金移動業務に関する債権を有する場合には、当該顧客ごとに算定した当該債務の額から当該債権の額を控除した額の合計額を未達債務の額とすることができる。

4　特定資金移動業務が外国通貨で表示された金額で行われる場合における未達債務の額の算出は、各日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額に換算して行うものとする。

5　法第八十条第一項に規定する法第八十二条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算出した額とする。

一　未達債務の額が一億円以下であるとき　当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二　未達債務の額が一億円を超えるとき　当該未達債務の額から一億円を控除した額に百分の一を乗じて得た額に五百万円を加えた額

（特定資金移動履行保証金に充てることができる債券の種類）

第六十七条　法第八十条第二項のカジノ管理委員会規則で定める債券は、次に掲げるものとする。

一　国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）

二　地方債証券

三　政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。）

（特定資金移動履行保証金に充てることができる債券の評価額）

第六十八条　法第八十条第二項の規定により債券を特定資金移動履行保証金に充てる場合における当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号に掲げる債券　額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあっては、振替口座簿に記載又は記録された金額。以下この条において同じ。）

二　前条第二号に掲げる債券　額面金額百円につき九十円として計算した額

三　前条第三号に掲げる債券　額面金額百円につき九十五円として計算した額

2　割引の方法により発行した債券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。

（額面金額－発行価額）×発行の日から償還の日までの年数　×発行の日から供託の日までの年数

3　前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

（特定資金移動履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第六十九条　カジノ事業者が締結する特定資金移動履行保証金保全契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一　当該特定資金移動履行保証金保全契約の相手方が法第八十一条第二項の規定による命令を受けたときは、当該カジノ事業者のために当該命令に係る額の特定資金移動履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二　次に掲げる場合以外の場合には、特定資金移動履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ　直前の基準日における要供託額が、当該基準日における特定資金移動履行保証金等合計額（供託されている特定資金移動履行保証金及び保全金額の合計額をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。）を下回る場合であって、保全金額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る特定資金移動履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ　法第八十二条第一項の権利（第七十二条、第七十四条及び第七十五条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であって、当該特定資金移動履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

ハ　特定資金移動業務を廃止しようとする場合であって、特定資金移動業務に関し負担する債務の履行を完了した場合として第七十二条第二項に定める場合に該当するときに、当該特定資金移動履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

（特定資金移動履行保証金保全契約を締結することができる者）

第七十条　法第八十一条第一項のカジノ管理委員会規則で定める者は、次に掲げるものとする。

一　銀行

二　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）

三　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

四　引受社員（保険業法第二百十九条第一項の引受社員をいう。）
五　前各号に掲げる者のほか、カジノ管理委員会が適当と認める者
（特定資金移動履行保証金保全契約の全部の解除）
第七十一条　カジノ事業者は、特定資金移動履行保証金保全契約の全部を解除しようとするときは、別記第二十三号様式により作成した保全契約解除届出書をカジノ管理委員会に提出するものとする。
（特定資金移動履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等）
第七十二条　法第八十条第一項又は第八十一条第二項の規定により特定資金移動履行保証金を供託した者又はその承継人（第三項及び第四項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、カジノ管理委員会の承認を受けて、当該各号に定める額の特定資金移動履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。
一　直前の基準日における特定資金移動要供託額が、当該基準日における特定資金移動履行保証金等合計額を下回る場合　当該特定資金移動履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額
二　権利の実行の手続が終了した場合　供託した特定資金移動履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用を控除した額
2　法第八十一条第三項第三号のカジノ管理委員会規則で定めるときは、カジノ事業者が特定資金移動業務を廃止しようとし、かつ、知れている債権者には、各別にこれを通知した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。
一　その行う特定資金移動業務に関し負担する債務を履行したとき。
二　カジノ事業者がその責めに帰することができない事由によってその債務の履行をすることができない場合であって、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により、その事実を公告し、その公告の日の翌日から起算して三十日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。
3　前項の場合において、供託者は、カジノ管理委員会の承認を受けて、供託されている特定資金移動履行保証金の全額を取り戻すことができる。
4　供託者は、その特定資金移動履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該特定資金移動履行保証金を取り戻すことができない。
（権利実行事務代行者となる資格を有する者）
第七十三条　法第八十二条第四項のカジノ管理委員会規則で定める者は、次に掲げるものとする。
一　銀行
二　信託会社等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）
三　当該カジノ事業者について破産手続が開始された場合における破産管財人
四　当該カジノ事業者について更生手続が開始された場合における管財人
五　当該カジノ事業者について再生手続が開始された場合における管財人（当該再生手続において管財人が選任されている場合に限る。）
六　前各号に掲げる者のほか、カジノ管理委員会が適当と認める金融機関
（権利実行事務代行者への委託）
第七十四条　カジノ管理委員会は、権利実行事務代行者に対し、法第八十二条第三項の規定による公示に係る事務、次条第二項の規定による通知に係る事務、同条第四項の規定による権利の調査（同項に規定する公示又は機会の付与を含む。）に係る事務、同条第五項の規定による配当表の作成、公示又は通知に係る事務、同条第九項及び第十項の規定による仮配当に係る事務その他の権利の実行の手続に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
（特定資金移動履行保証金に係る権利の実行）
第七十五条　カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権（既に権利の実行の手続が終了したものを除く。）に関し、カジノ管理委員会に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。
2　カジノ管理委員会は、法第八十二条第三項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び当該カジノ事業者（当該カジノ事業者が特定資金移動履行保証金保全契約を締結している場合にあっては、当該カジノ事業者及びその契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。
3　法第八十二条第三項の規定による公示があった後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4　カジノ管理委員会は、法第八十二条第三項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査を行わなければならない。この場合において、カジノ管理委員会は、あらかじめ、期日及び場所を公示し、かつ、当該カジノ事業者に通知して、申立人、当該期間内に同項の申出をした者及び当該カジノ事業者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5　カジノ管理委員会は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第八十二条第三項の期間の末日までに供託された特定資金移動履行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該カジノ事業者に通知しなければならない。

6　配当は、前項の規定による公示をした日の翌日から起算して百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7　カジノ管理委員会は、債券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

8　第五項及び第六項の場合において、カジノ管理委員会は、第五項に規定する特定資金移動履行保証金の額から法第八十二条第三項に規定する公示の費用、同条第四項に規定する権利実行事務代行者の報酬その他の特定資金移動履行保証金の還付の手続に必要な費用（前項の換価の費用を除く。）の額を控除した額について配当表を作成し、当該配当表に従い配当を実施することができる。

9　カジノ管理委員会は、権利の実行の手続が開始し、法第八十二条第三項の期間が経過した場合において、第五項に規定する特定資金移動履行保証金の額が同条第三項の規定により申出がされた同項に規定する債権の総額を超えるときは、当該権利の実行の手続に係る債権者に対し、仮配当をすることができる。

10　カジノ管理委員会は、仮配当をするときは、速やかに、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

一　仮配当をする旨

二　債権者一人当たり又は特定資金移動業務一件当たりの仮配当の上限の額

三　仮配当の請求期間

四　仮配当の方法

五　請求者が仮配当を請求する際にカジノ管理委員会に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

六　その他カジノ管理委員会が必要と認める事項

11　仮配当を求める者は、前項の規定により公示した請求期間内に、カジノ管理委員会に仮配当を請求しなければならない。ただし、その請求期間内に請求しなかったことにつき災害その他やむを得ない事情があるとカジノ管理委員会が認めるときは、この限りでない。

12　権利の実行の手続に係る債権者が当該権利の実行の手続において第九項の仮配当を受けている場合における第六項の配当の額は、当該仮配当の額（次項の規定により国庫に納付すべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

13　権利の実行の手続に係る債権者が受けた第九項の仮配当の額が、第六項の配当の額を超えるときは、その者は、その超える金額を国庫に納付しなければならない。

（特定資金受入保証金の供託）

第七十六条　基準日特定資金受入残高は、基準日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高から、顧客から当該顧客の指定する預貯金口座への金銭の移動に係る依頼を受けたものであって未だ当該移動を完了していないものを控除した額とする。

2　特定資金受入業務が外国通貨で表示された金額で行われる場合における基準日特定資金受入残高の算出は、基準日における外国為替の売買相場により、外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示された金額に換算して行うものとする。

3　法第八十四条第二項の規定による供託は、基準日特定資金受入残高が令第十一条に規定する額を超えることとなった基準日の翌日から起算して二月以内に行わなければならない。

（特定資金受入業務に係る準用）

第七十七条　第六十七条から第七十五条までの規定は、法第八十四条第三項において令第十二条の規定により読み替えて準用する法第八十条第二項及び第八十一条から第八十三条までの規定における特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金、特定資金受入要供託額及び特定資金受入保証金保全契約について準用する。この場合において、第六十九条第二号イ及び第七十二条第一項第一号中「特定資金移動履行保証金等合計額」とあるのは「特定資金受入保証金等合計額」と、同項中「法第八十条第一項」とあるのは「法第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

（特定資金貸付業務に係る金銭の預入れの最低額）

第七十八条　法第八十五条第一項第二号のカジノ管理委員会規則で定める金額は、千万円とする。

（特定資金貸付契約の締結及び債務の弁済の費用）

第七十九条　法第八十五条第三項の特定資金貸付契約の締結及び債務の弁済の費用であって、カジノ管理委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　公租公課の支払に充てられるべきもの

二　強制執行の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの

（利息とみなされない費用）

第八十条　法第八十五条第三項の顧客の要請によりカジノ事業者が行う事務の費用としてカジノ管理委員会規則で定めるものは、次に掲げるもの（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。）とする。

一　金銭の貸付けに関して顧客に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により顧客に提供された事項の再提供の手数料

二　口座振替の方法による弁済において、顧客が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

（帳簿書類の閲覧等請求権者）

第八十一条　法第八十五条第七項のカジノ管理委員会規則で定める者は、次に掲げるものとする。

一　特定資金貸付契約の債務者であった者

二　特定資金貸付契約の債務者又は債務者であった者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

三　特定資金貸付契約の債務者又は債務者であった者の相続人

四　特定資金貸付契約の債務者若しくは債務者であった者のために又は特定資金貸付契約の債務者若しくは債務者であった者に代わって弁済をした者

五　特定資金貸付契約の債務者又は前各号に掲げる者から法第八十五条第七項の請求について代理権を付与された者

（帳簿書類の閲覧等の方法）

第八十二条　カジノ事業者は、法第七十七条の帳簿書類（特定資金貸付業務に係るものに限る。）をカジノ施設その他の適当な場所に備え置き、法第八十五条第七項に規定するときを除くほか、請求者の請求に応じて閲覧又は謄写（電磁的記録により作成された帳簿書類にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を出力装置の映像面又は紙面に表示したものの閲覧又は謄写）をさせなければならない。

（返済能力に関する調査等）

第八十三条　カジノ事業者は、法第八十六条第一項の規定に基づき顧客の返済能力に関する事項を調査する場合には、少なくとも当該顧客に係る次に掲げる事項を調査しなければならない。

一　年収

二　預貯金

三　特定資金貸付契約に基づく債務の状況

四　借入れの状況（前号に掲げるものを除く。）

2　前項第一号に掲げる事項の調査については、次の各号に掲げる顧客の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

一　法第八十五条第一項第一号に掲げる者　当該者から受ける年収の申告その他の適切な方法

二　法第八十五条第一項第二号に掲げる者　直近の期間に係る源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。）その他の当該者の収入の状況を示す書類又はその写しを確認する方法

3　第一項第二号に掲げる事項の調査については、次の各号に掲げる顧客の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

一　法第八十五条第一項第一号に掲げる者　当該者から受ける預貯金の申告その他の適切な方法

二　法第八十五条第一項第二号に掲げる者　預貯金口座の残高証明書その他の当該者の預貯金の状況を示す書類又はその写しを確認する方法

（個人信用情報の提供を必要としない契約）

第八十四条　法第八十七条第一項のカジノ管理委員会規則で定めるものは、法第八十六条第一項の規定に基づき貸付限度額その他基本的事項を定め、顧客の依頼を受けて当該貸付限度額の限度内において貸付けを行うことを約する契約（第八十八条第五項第三号及び第八十九条第一項第二号において「特定資金貸付基本契約」という。）とする。

（個人信用情報に含まれる事項）

第八十五条　法第八十七条第一項第一号のカジノ管理委員会規則で定めるものは、顧客に係る次に掲げるものとする。

一　氏名及びふりがな

二　住所

三　生年月日

四　電話番号

五　勤務先の商号又は名称

2　法第八十七条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　貸付けの残高の合計額

二　元本の支払の遅延の有無

（電磁的方法）

第八十六条　法第八十七条第四項のカジノ管理委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　電磁的方法による提供を受ける旨の承諾若しくは受けない旨の申出をする場合又は法第八十七条第四項若しくは第五項の同意を得る場合　次に掲げる方法

イ　承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる方法

イ　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1)　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2)　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　前項第一号に定める方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合に限る。）にあっては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。

二　前項第二号に定める方法にあっては、受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子計算機に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成できるものであること。

三　前項第二号イに掲げる方法のうち受信者の電子計算機として携帯電話を用いるものにあっては、送信した日又は閲覧に供した日の翌日から起算して三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

3　第一項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等）

第八十七条　法第八十七条第六項の同意に関する記録は、電磁的記録又は書面により作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が信用情報を保有している間保存しなければならない。

2　第四十二条第三項の規定は、法第八十七条第六項の同意に関する記録について準用する。

（取立て行為の規制）

第八十八条　法第八十八条第一項第一号のカジノ管理委員会規則で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2　カジノ事業者等は、法第八十八条第二項の規定により、顧客に対して書面又はこれに代わる電磁的方法により支払を催告するときは、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付する方法その他の顧客の借入れに関する事実が顧客以外の者に明らかに

ならない方法により行わなければならない。

3　法第八十八条第二項の書面には、同項第一号から第六号まで及び次項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

4　法第八十八条第二項第七号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額

二　支払を催告する金額の内訳（元本及び違約金の別をいう。）

5　法第八十八条第三項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二　取り立てる債権の発生の原因である特定資金貸付契約に係る次に掲げる事項（次号に定める事項と同一の内容のものを除く。）

イ　カジノ事業者の名称及び住所

ロ　契約年月日

ハ　貸付けの金額

ニ　返済期間

ホ　違約金に関する定めがあるときは、その内容

ヘ　顧客の氏名及び住所（契約番号その他をもって代えることができる。）

ト　債務者が負担すべき元本以外の金銭に関する事項

チ　返済の方法及び返済を受ける場所

リ　期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

三　前号に規定する特定資金貸付契約の基本となる特定資金貸付基本契約に係る同号イ、ロ及びニからリまでに掲げる事項並びに貸付限度額

四　法第八十八条第二項第五号及び第六号に掲げる事項

五　前項各号に掲げる事項

6　カジノ事業者等は、法第八十八条第三項の規定により、顧客からの請求に基づき取立てをする者の氏名又は名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を当該顧客に明らかにするときは、当該事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載した書面を交付又は送付する方法により行わなければならない。

（債権を譲り受ける者に対する通知）

第八十九条　法第八十九条第一号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該債権に係る特定資金貸付契約に係る前条第五項第二号イからトまで及びリに掲げる事項（次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二　前号に規定する特定資金貸付契約の基本となる特定資金貸付基本契約に係る前条第五項第二号イ、ニからトまで及びリに掲げる事項

三　譲渡年月日及び当該債権の額

2　法第八十九条の規定による通知は、書面により行わなければならない。

3　法第八十九条の規定による通知は、前項の規定による書面による通知に代えて、次項で定めるところにより、債権を譲り受ける者の承諾を得て、同条の規定により通知すべきものを電磁的方法により提供することができる。この場合において、カジノ事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

4　カジノ事業者は、前項の規定により法第八十九条の規定により通知すべきものを提供しようとするときは、あらかじめ、債権を譲り受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5　前項の規定による承諾を得たカジノ事業者は、債権を譲り受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該債権を譲り受ける者に対し、法第八十九条の規定により通知すべきものの提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該債権を譲り受ける者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（債権を譲り受けた者への規制に係る準用）

第九十条　第六十四条（第一項第一号及び第二号並びに第二項第二号を除く。）及び第七十九条から第八十二条まで及び第八十八条（第五項第四号及び第五号を除く。）の規定は法第九十条において令第十三条の規定により読み替えて準用する法第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第八十八条の規定における特定資金貸付契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者が当該債権の取立てをするときについて、前条の規定は法第九十条において準用する法第八十九条の規

定における当該債権を譲り受けた者が当該債権を他の者に譲渡するときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十二条	カジノ施設その他の適当な場所	営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあっては、住所地又は居住地）
第八十八条第五項第二号イ	カジノ事業者	当該特定資金貸付契約に係るカジノ事業者及び当該債権を譲り受けた者
第八十八条第五項第二号ロ	年月日	年月日及び当該特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた年月日
第八十八条第五項第二号ハ	金額	金額及び譲り受けた債権の金額
第八十八条第五項第三号	ロ及びニからリまでに掲げる事項並びに貸付限度額	ニからトまで及びリに掲げる事項

第五款　カジノ行為区画内関連業務

（カジノ行為区画内関連業務の承認等）

第九十一条　法第九十一条第二項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称

二　当該カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置

三　当該カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者の氏名、所属するカジノ事業者（当該カジノ行為区画内関連業務を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者）の名称並びに所属する部署及び役職名

四　法第二条第十一項第一号に掲げる業務を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　提供する飲食物の種類及びその提供の方法

ロ　酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法

ハ　客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯

五　法第二条第十一項第二号に掲げる業務を行う場合にあっては、興行の内容、態様及び時間帯

六　法第二条第十一項第三号に掲げる業務を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　給付する物品の種類

ロ　酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法

2　法第九十一条第二項の申請書は、別記第二十四号様式によるものとする。

3　第十八条第六項の規定は、法第九十一条第一項の承認について準用する。

4　法第九十一条第一項の承認を受けたカジノ事業者（同条第五項の規定により同条第一項の承認を受けたものとみなされたカジノ事業者を含む。次項において同じ。）は、当該承認に係るカジノ行為区画内関連業務を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

5　法第九十一条第一項の承認を受けたカジノ事業者は、カジノ行為区画内関連業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとするカジノ行為区画内関連業務の種別

二　休止し、又は廃止しようとするカジノ行為区画内関連業務を行う区画に係る名称

三　休止し、又は廃止しようとする年月日

四　休止しようとする場合にあっては、その期間

五　休止し、又は廃止しようとする理由

6　第四項の規定は、前項の規定により休止を届け出たカジノ行為区画内関連業務を再開したときについて準用する。

（カジノ行為区画内関連業務の変更の承認等）

第九十二条　法第九十一条第六項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、前条第一項第二号から第六号まで（第三号にあっては、カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者の変更を伴う場合に限る。）に掲げるものとする。

2　法第九十一条第六項において準用する同条第二項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、同条第二項に規定する事項のうち変更に係る事項及び変更の予定年月日とする。

3　法第九十一条第六項において準用する同条第二項の申請書は、別記第二十五号様式によるものとする。
4　第十八条第六項及び前条第四項の規定は、法第九十一条第六項の承認について準用する。
5　カジノ事業者は、前条第一項第一号に掲げる事項の変更又は同項第三号に掲げる事項の変更であって、カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者の変更を伴わない変更をしたときは、遅滞なくその旨を別記第二十六号様式によりカジノ管理委員会に届け出なければならない。

第六款　カジノ事業者が行う業務に係る契約

（カジノ事業者が行う業務の委託）

第九十三条　法第九十三条第一項第三号のカジノ管理委員会規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
一　カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見及びカジノ施設の利用に関する相談に係る業務
二　カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に係る業務
三　カジノ施設及びその周辺における監視及び警備に係る業務（カジノ行為の公正性の確保のために行う監視に係る業務を除く。）
四　カジノ施設及びその設備等の保守又は修理その他の管理に係る業務
五　カジノ施設の清掃に係る業務
六　従業者に対する福利厚生に係る業務

（委託業務の適正な遂行を確保するための措置）

第九十四条　法第九十三条第二項の規定によりその行う業務を他の者に委託するカジノ事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。
一　当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）するための措置
二　当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が当該業務を適正に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
三　受託者が行う当該業務に係る苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他のカジノ事業の健全な運営に支障が生じることを防止するための措置
五　カジノ事業の健全な運営を確保し、当該業務に係る顧客等の保護を図るため必要がある場合に当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（契約の締結の制限）

第九十五条　法第九十四条第一号へのカジノ管理委員会規則で定めるものは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者による電気通信役務の提供とする。

（認可を受けなければならない契約の期間及び金額）

第九十六条　法第九十五条第一項第五号のカジノ管理委員会規則で定める期間は、一年とする。
2　法第九十五条第一項第五号のカジノ管理委員会規則で定める金額は、その契約に基づき支払う金額の総額で三億円とする。

（契約の認可の申請）

第九十七条　法第九十六条第一項の申請書は、別記第二十七号様式によるものとする。
2　法第九十六条第二項第二号に掲げる書面は、別記第二十八号様式によるものとする。
3　法第九十六条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、契約の締結に当たり、当該契約が法第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検においてカジノ事業者が参考とした書類とする。
4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第九十六条第二項第一号から第三号までに掲げる書類及び前項に規定する書類のほか、法第九十五条第一項の認可に係る審査に必要な資料（契約の相手方が当該契約を締結することにより出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者となる場合にあっては、当該者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料及び当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書を含む。）の提出を求めることができる。
5　第十八条第六項の規定は、法第九十五条第一項の認可について準用する。

（契約の届出）

第九十八条　法第九十九条第一号のカジノ管理委員会規則で定める業務に係る契約は、次に掲げるものとす

る。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第三項に規定する有料の職業紹介を業として営む者との当該業に係る契約

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業を営む者との当該風俗営業又は当該特定遊興飲食店営業に係る契約

三　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者との当該旅館業に係る契約

四　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業を営む者との当該建設業に係る契約

五　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業又は同条第六項に規定する旅行サービス手配業を営む者との当該旅行業又は当該旅行サービス手配業に係る契約

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬又は同条第六項に規定する産業廃棄物の処分を業として営む者との当該業に係る契約

七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業を営む者との当該労働者派遣事業に係る契約

八　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第十一項に規定する解体工事業を営む者との当該解体工事業に係る契約

九　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第九項に規定する住宅宿泊仲介業を営む者との当該住宅宿泊仲介業に係る契約

2　法第九十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別記第二十九号様式によりするものとする。

一　相手方の氏名又は名称及び住所並びに相手方が法人であるときは、その代表者の氏名

二　相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三　相手方において当該届出に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四　当該契約の概要

五　相手方が営む業務

3　法第九十九条の規定による届出には、契約の締結に当たり、当該契約が法第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検においてカジノ事業者が参考とした書類を添付しなければならない。

（再委託契約に係る許諾の認可の申請）

第九十九条　法第百一条第三項において準用する法第九十六条第一項の申請書は、別記第二十七号様式によるものとする。

2　法第百一条第三項において読み替えて準用する法第九十六条第二項第二号に掲げる書面は、別記第三十号様式によるものとする。

3　法第百一条第三項において準用する法第九十六条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、再委託に係る契約の許諾に当たり、当該契約が法第百一条第一項各号に掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検においてカジノ事業者が参考とした書類とする。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百一条第三項において準用する法第九十六条第二項第一号から第三号までに掲げる書類及び前項に規定する書類のほか、法第百条第一項の認可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　第十八条第六項の規定は、法第百条第一項の認可について準用する。

（契約に係る規定の遵守のための措置）

第百条　法第百二条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な情報を収集す

るとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百二条第二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百二条第一項第二号の行為準則の届出について準用する。

第七款　犯罪による収益の移転防止のための措置

（取引時確認等の措置等に関する評価）

第百一条　法第百三条第一項第三号の評価は、毎事業年度の終了後三月以内に実施するものとする。

（取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置）

第百二条　法第百三条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　自らが行う取引（新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析結果を記録した電磁的記録又は記載した書面（次号及び第三号において「カジノ事業者作成記録等」という。）を作成し、少なくとも年一回見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　カジノ事業者作成記録等の内容を勘案し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第六条第一項に規定する記録（第五号において「確認記録」という。）及び犯罪収益移転防止法第七条第一項に規定する記録（第五号において「取引記録」という。）を継続的に精査し、顧客による犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価すること。

三　犯罪収益移転防止法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容、カジノ事業者作成記録等の内容及び前号の危険性の程度を勘案し、取引時確認等の措置等を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

四　顧客との取引が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第二十七条第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている従業者に当該取引を行うことについて法第百三条第一項第二号の規定により選任した取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者の承認を受けさせること。

五　第二号又は第三号に掲げる措置の結果に係る記録を電磁的記録又は書面により作成し、確認記録又は取引記録とともに保存すること。

六　前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

七　取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者をカジノ業務に従事する者として採用するために必要な措置を講ずること。

八　法第百三条第一項第二号の規定により選任した取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を監査する者による監査を実施すること。

2　第五十条の規定は、法第百三条第一項第三号の評価に係る同条第二項において準用する法第六十八条第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第五十条中「同条第二項第三号」とあるのは、「法第百三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（チップの譲渡等の防止のための措置）

第百三条　法第百四条第一項の措置は、次に掲げるものとする。

一　チップを他人に譲渡しようとし、又はチップを他人から譲り受けようとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。

二　チップをカジノ事業者以外の者に譲渡しようとし、又はチップをカジノ事業者以外の者から譲り受けようとする顧客を発見した場合において、必要に応じて当該カジノ事業者以外の者が他人であるかどうかを確認し、当該カジノ事業者以外の者が他人であると認められる場合には、当該顧客及び当該カジノ事業者以外の者に対し、それらの行為が禁止されていることを告げ、及びそれらの行為を制止すること。

三　前号に掲げる措置を講じた場合には、措置の相手方となった顧客及びカジノ事業者以外の者の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為に対して講じた措置の内容についての記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

四　前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

2　法第百四条第二項の措置は、次に掲げるものとする。

一　チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。

二　顧客がカジノ行為区画から退場しようとする時に、当該顧客にカジノ行為区画外へのチップの持出しの有無について申告させること。

三　チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見した場合において、当該顧客に対し、その行為が禁止されていることを告げ、及びその行為を制止すること。

四　前号に掲げる措置を講じた場合には、措置の相手方となった顧客の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為に対して講じた措置の内容についての記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存すること。

五　前号の記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去を防止するための措置を講ずること。

3　カジノ事業者は、チップを他人に譲渡しようとし、若しくはチップを他人から譲り受けようとし、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見するため、先進的な技術の開発の状況を踏まえつつ、その導入に努めなければならない。

（チップの譲渡等の禁止の表示）

第百四条　法第百五条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他のものを入場者に見やすいように掲げる方法により行うものとする。

第八款　カジノ事業に関するその他の措置

（広告及び勧誘の規制）

第百五条　法第百六条第五項の規定により同項各号に掲げる事項を表示し、又は説明する方法は、広告又は勧誘を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあっては当該事項を明瞭に表示することとし、音声により行う場合にあっては当該事項を明瞭に説明することとする。

2　法第百六条第五項第二号のカジノ管理委員会規則で定める内容は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨とする。

3　法第百六条第七項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第百六条第一項から第六項までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第百六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第百六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第百六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

4　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百六条第八項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百六条第七項第二号の行為準則の届出について準用する。

（カジノ行為関連景品類の提供）

第百六条　法第百八条第一項のカジノ管理委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　性的好奇心をそそるおそれがあるものであること。

二　著しく射幸心をそそるおそれがあるものであること。

三　法令に違反し、又は違反する行為を助長し、若しくは誘発するおそれがあるものであること。

（カジノ行為関連景品類の提供等に関する記録の作成及び保存）

第百七条　法第百八条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、提供したカジノ行為関連景品類の内容及び経済的価値に関する決定の根拠となる情報とする。

2　法第百八条第二項各号に掲げる事項の記録は、電磁的記録又は書面をもって作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。

3　第四十二条第三項の規定は、法第百八条第二項の記録について準用する。

（カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類）

第百八条　法第百八条第三項の適正な提供の確保のために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　カジノ事業者以外の事業者との間で締結するカジノ行為関連景品類の提供に係る契約は、次に掲げる事項をその内容とすること。

イ　カジノ事業者以外の事業者は、法第百八条第一項の規定を遵守しなければならないものとすること。
ロ　カジノ事業者以外の事業者は、カジノ行為関連景品類の提供に係る責任者の選任をし、カジノ事業者に当該者を通知しなければならないものとすること。
二　カジノ事業者以外の事業者との間で締結するカジノ行為関連景品類の提供に係る契約においてカジノ行為関連景品類の提供方法及び次号の規定による報告の方法を定めること。
三　カジノ事業者以外の事業者の提供したカジノ行為関連景品類の内容及び経済的価値について、定期的に又は随時に報告を受け、把握すること。
四　カジノ事業者以外の事業者が法令若しくは契約に違反したとき又はその疑いがあるときは、速やかに調査を行い、その結果に基づいて、当該事業者に改善に必要な措置を講ずることを求め、又は契約の解除をすること。
（カジノ行為関連景品類の提供に係る規定の遵守のための措置）
第百九条　法第百八条第四項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
一　法第百八条第一項から第三項までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。
二　法第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
三　法第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。
四　法第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。
2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百八条第五項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百八条第四項第二号の行為準則の届出について準用する。
（外国通貨によりなされる取引の換算基準）
第百十条　法第百九条、令第十六条及び次条の規定を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次項に規定する場合を除き、当該換算をすべき令第十六条第一項各号に掲げる取引（次項において単に「取引」という。）が行われる日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。
2　取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの及び金銭の両替であって本邦通貨と外国通貨との売買に係るものの換算は、当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて行うものとする。
（現金取引の届出に係る届出事項等）
第百十一条　法第百九条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法第百九条第一項の規定による届出（以下この条において「現金取引の届出」という。）を行うカジノ事業者に関する事項
二　当該顧客に関する事項
2　現金取引の届出の様式は、別記第三十一号様式のとおりとする。
3　現金取引の届出をしようとするカジノ事業者は、電子情報処理組織を使用して行うものとする。この場合において、あらかじめ次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
一　届出者の名称、住所及び代表者の氏名
二　希望する識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号をいう。以下この条において同じ。）
三　連絡担当者の氏名及び連絡先その他必要な事項
4　カジノ管理委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をしたカジノ事業者に対し、識別符号を通知するものとする。
5　第三項の規定による届出をしたカジノ事業者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
6　現金取引の届出をしようとするカジノ事業者は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、別記第三十一号様式に定める事項及び第四項の規定により通知された識別符号を入力して行わなければならない。
（カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置）

第百十二条　法第百十条第一項の規定によりカジノ事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

一　犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又はするおそれがある者をカジノ施設に入場させないこと。

二　カジノ施設及びその周辺において秩序を害する行為をし、又はしようとしている者を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと。

三　カジノ施設及びその周辺において秩序を害する行為をし、又はしようとしている者を発見した場合には、その行為を制止するとともに、当該者をカジノ施設及びその周辺から退去させること。

四　法第二条第十項第三号に掲げる区画に入場し、又は滞在する者をカジノ業務、カジノ行為区画内関連業務又はカジノ施設供用業務に従事している者及び業務又は公務として入場し、又は滞在する者に限ること。

五　災害、公衆衛生上の重大な危害その他の緊急事態が発生した場合における安全の確保のために必要な措置を講ずること。

六　カジノ業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講ずること。

2　カジノ事業者は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、都道府県警察その他の関係機関と密接に連絡しなければならない。

3　カジノ事業者は、第一項第三号に掲げる措置を講じたとき又はカジノ施設において犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該措置の対象となった行為又は当該犯罪行為が行われた疑いのある状況の概要及びこれらに対して講じた措置の内容についての記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して五年間保存しなければならない。

4　第四十二条第三項の規定は、前項の記録について準用する。

5　カジノ事業者は、第一項第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、先進的な技術の開発の状況を踏まえつつ、その導入に努めなければならない。

6　法第百十条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第百十条第一項の措置の実施状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

7　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百十条第三項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百十条第二項第二号の行為準則の届出について準用する。

（苦情の処理のための措置）

第百十三条　法第百十一条第一項の規定によりカジノ事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。

一　苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二　前号の規定による原因の究明の結果に基づき、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三　苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、第一号の規定による原因の究明の結果及び前号の規定により講じた措置について説明を行うこと。

四　苦情を受け付けるための窓口を設置すること。

2　カジノ事業者は、前項の規定によりカジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情を処理したときは、次に掲げる事項を記載した記録を電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。

一　苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）

二　苦情を受け付けた日時、場所及び苦情を受け付けた者の氏名

三　苦情の内容（原因となった者、カジノ行為又はカジノ関連機器等の種類及び苦情に係る事項が発生した日時を含む。）

四　苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果

五　苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯
六　前項第二号の規定により講じた措置の内容
七　前項第三号の規定により苦情を申し立てた者に説明したときは、当該者に説明した内容及び日時
3　第四十二条第三項の規定は、前項の記録について準用する。
4　法第百十一条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
一　法第百十一条第一項の措置の実施状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。
二　法第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
三　法第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。
四　法第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
5　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百十一条第三項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百十一条第二項第二号の行為準則の届出について準用する。
（入場禁止対象者等の利用禁止等の表示）
第百十四条　法第百十二条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他のものを入場者に見やすいように掲げる方法により行うものとする。

第三節　カジノ事業の従業者

（確認の申請）
第百十五条　法第百十五条第一項の申請書は、同項各号に掲げる事項のほか、申請対象者を特定カジノ業務に従事させる際の部署及び役職を記載した別記第三十二号様式によるものとする。
2　法第百十五条第二項の申請対象者が法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面は、別記第三十三号様式によるものとする。
3　法第百十五条第二項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　申請対象者の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）
二　カジノ事業者の組織図
三　申請対象者に対する法第百二十三条第一項第一号の教育訓練の実施状況及びその結果を明らかにする書類その他申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有することを証する書類
四　申請対象者が十分な社会的信用を有すること及び法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検において参考とした書類がある場合には当該書類
五　申請対象者が別記第三十四号様式（法第百十四条第三号に掲げる業務に従事させようとする場合にあっては、別記第十号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該申請対象者が作成した別記第十一号様式による同意書
4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第百十四条の確認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。
（特定カジノ業務を的確に遂行することができない者）
第百十六条　法第百十六条第二項第三号（法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定カジノ業務を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（確認の通知）
第百十七条　カジノ管理委員会は、法第百十四条の確認をしたときは、次に掲げる事項を申請者に通知するものとする。
一　確認特定カジノ業務従事者の氏名、生年月日及び確認番号
二　確認に係る特定カジノ業務の種別
三　確認年月日
2　カジノ管理委員会は、法第百十四条の確認をしないときは、理由を付してその旨を、申請者に書面で通知しなければならない。
（確認の更新）

第百十八条　法第百十七条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、確認の有効期間の満了の日の三月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

2　第百十五条及び前条の規定は、法第百十七条第四項において読み替えて準用する法第百十五条及び第百十六条の規定における法第百十七条第二項の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項	申請対象者	申請対象者の確認番号並びに申請対象者
第百十五条第二項	別記第三十二号様式	別記第三十五号様式
前条第一項第二号	確認	更新
前条第一項第三号	確認年月日	更新年月日

3　前項において準用する第百十五条第三項第五号に規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、法第百十七条第四項において準用する法第百十五条第二項及び前項において準用する第百十五条第三項の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。

（変更の承認）

第百十九条　法第百十八条第一項の申請書は、別記第三十七号様式によるものとする。

2　法第百十八条第二項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、第百十五条第三項第三号に掲げるものとする。

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第百十八条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第百十七条の規定は、法第百十八条第一項の承認について準用する。この場合において、第百十七条第一項第二号中「確認」とあるのは「承認」と、同項第三号中「確認年月日」とあるのは「承認年月日」と読み替えるものとする。

（変更の届出）

第百二十条　法第百十八条第五項第三号のカジノ管理委員会規則で定めるときは、所属する部署又は役職の変更（役職名の変更を含む。）があったときとする。

2　法第百十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該届出に係る確認特定カジノ業務従事者の氏名及び確認番号

二　届出事由及び当該届出事由の発生の日

三　法第百十八条第五項第二号に該当することとなった場合にあっては、変更後の氏名又は住所

四　前項に規定するときに該当することとなった場合にあっては、変更後の所属する部署又は役職（役職名を含む。）

3　法第百十八条第五項の規定による届出は、前項第二号に掲げる事項に係る事実を証する書面を添付してしなければならない。

（従事させた者の届出）

第百二十一条　法第百二十一条第二項の届出は、別記第三十八号様式によりするものとする。

2　法第百二十一条第二項第三号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　従事させた者の所属する部署及び役職

二　従事させた者の法第百二十二条の証明書の番号

三　従事させた者が業務に従事し始めた年月日

3　法第百二十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　従事させた者の住民票（本籍の記載のあるものに限る。）の写し又はこれに代わる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票（国籍等及び在留資格又は入管特例法に定める特別永住者である旨の記載のあるものに限る。）、旅券その他の身分を証する書類の写し）

二　従事させた者が法第百二十一条第一項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検において参考とした書類がある場合には当該書類

4　法第百二十一条第四項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第百二十一条第二項の規定により届出をした者の氏名、住所、生年月日及び法第百二十二条の証明書の番号
二　法第百二十一条第四項による届出事由及び当該届出事由の発生の日
三　法第百二十一条第二項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の内容
（カジノ業務等に従事する者の証明書）
第百二十二条　カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に法第百二十二条の証明書を携帯させるに当たっては、当該証明書を見やすい位置に着用する方法で携帯させなければならない。ただし、業務の性質上特に必要がある場合は、カジノ事業者が指示する方法により携帯させることができる。
2　法第百二十二条の証明書には、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者の顔写真（当該証明書の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景のもの）を表示しなければならない。
3　カジノ事業者は、法第百二十二条の証明書の様式を定め、あらかじめカジノ管理委員会に当該様式について報告しなければならない。
4　法第百二十二条のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　カジノ事業者の名称
二　カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者の氏名、所属する部署及び役職
三　確認又は届出に係る業務の種別及び内容
四　確認の有効期間
五　確認特定カジノ業務従事者にあっては、その確認番号
六　カジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者にあっては、法第百二十二条の証明書の番号
（カジノ事業の従業者に係る規定の遵守のための措置）
第百二十三条　法第百二十三条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。
一　法第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。
二　法第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
三　法第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。
四　法第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。
2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百二十三条第二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百二十三条第一項第二号の行為準則の届出について準用する。

第三章　カジノ施設供用事業

（免許の申請）
第百二十四条　法第百二十五条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、申請者の役員の役職名及び担当業務とする。
2　法第百二十五条第二項第三号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。
一　申請者　別記第三十九号様式
二　申請者の役員　別記第四十号様式
三　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者　別記第四号様式
四　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人又は申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合のその役員　別記第五号様式
五　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者　別記第六号様式
六　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人又は当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が法人である場合のその役員　別記第七号様式

3　法第百二十五条第二項第六号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　資金計画

三　予定貸借対照表

四　法第百二十五条第二項第一号において引用する法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類

五　法第百二十六条第一項第一号において引用する法第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合していることを証する次に掲げる図面及び書類（専らカジノ事業者が管理する部分に係る構造及び設備のみを記載した図面及び書類を除く。）

イ　第九条に規定する部分以外の部分の範囲（カジノ行為に使用するテーブルその他のカジノ行為に係る設備の配置を含む。）を示す図面並びに当該部分の床面積の合計及びその算定方法を記載した書類

ロ　当該申請に係る特定複合観光施設の床面積の合計を証する書類

ハ　カジノ施設の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

ニ　ケージ並びに第十条第九号イ及びヘに掲げる室における設備の位置及び仕様を記載した図面

ホ　カジノ施設内に設ける監視設備の種別、位置及び仕様その他カジノ施設の監視のための設備に係る事項を記載した図面及び書類

六　法第百三十一条において準用する法第六十四条第二項の議決権等の保有者を記載した書類

七　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

八　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

九　申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類

イ　個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

(2)　当該議決権等の保有者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(3)　当該議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(3)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該議決権等の保有者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

ロ　法人等であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該議決権等の保有者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(2)　当該議決権等の保有者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該議決権等の保有者が作成した別記第九号様式による同意書

(3)　当該議決権等の保有者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

十　当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者に係る次に掲げる書類

イ　個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　当該施設土地権利者と次に掲げる者との間で、当該申請に係る土地に関する契約（契約の予定を含む。）がある場合には、その内容を示す書面

㈠　申請者

(二)　認定設置運営事業者
(三)　当該施設土地権利者が権利を有する土地に他の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者
(四)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者
(2)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利（登記事項証明書に記載されている権利を除く。）を証する書面
(3)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）
(4)　当該施設土地権利者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
(5)　当該施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(5)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書
ロ　法人であるときは、次に掲げる書類
(1)　イ(1)及び(2)に掲げる書類
(2)　当該施設土地権利者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
(3)　当該施設土地権利者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第九号様式による同意書
(4)　当該施設土地権利者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百二十五条第二項第一号から第五号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料並びに当該施設土地権利者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百二十四条の免許に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（カジノ施設供用事業を的確に遂行することができない者）

第百二十五条　法第百二十六条第二項第二号ロ（法第百二十七条第四項及び第百二十九条第三項並びに法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりカジノ施設供用事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（免許状等）

第百二十六条　法第百三十条において準用する法第四十二条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　免許の年月日
二　免許の有効期間の満了の日
三　免許の番号
四　カジノ施設供用事業者の住所
五　免許に条件を付したときは、その条件

2　カジノ管理委員会は、法第百二十四条の免許を与えたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、免許状を交付するものとする。

3　法第百三十条において準用する法第四十二条第二項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

（免許の更新）

第百二十七条　法第百二十七条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、免許の有効期間の満了の日

の六月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

（免許の更新の申請）

第百二十八条　法第百二十七条第四項において準用する法第百二十五条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の役員の役職名及び担当業務

二　免許の番号

2　法第百二十七条第四項において準用する法第百二十五条第二項第三号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第四十一号様式

二　申請者の役員　別記第四十二号様式

3　法第百二十七条第四項において準用する法第百二十五条第二項第六号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　資金計画

三　予定貸借対照表

四　法第百二十七条第四項において読み替えて準用する法第百二十五条第二項第一号において引用する法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類

五　法第百三十一条において準用する法第六十四条第二項の議決権等の保有者を記載した書類

六　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

七　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

八　当該申請に係る土地の登記事項証明書に当該土地を目的とする権利の記載がないときは、当該権利を証する書面

4　申請者は、法第百二十七条第四項において準用する法第百二十五条第二項及び前項の規定にかかわらず、法第百二十七条第四項において読み替えて準用する法第百二十五条第二項第一号（法第四十条第二項第二号に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号並びに前項第一号及び第五号に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

5　第三項第六号及び第七号ロに規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、法第百二十七条第四項において準用する法第百二十五条第二項の規定及び第三項の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。

6　第百二十四条第四項及び第百二十六条の規定は、法第百二十七条第四項において読み替えて準用する法第百二十五条及び第百二十六条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに法第百二十七条第四項において準用する法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十二条の規定における法第百二十七条第二項の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十四条第四項	前項各号	第百二十八条第三項各号
第百二十六条第一項第一号	免許	法第百二十七条第二項の更新
第百二十六条第二項	法第百二十四条の免許	

（完成検査）

第百二十九条　カジノ施設供用事業者は、法第百二十八条第一項の検査を申請しようとするときは、次に掲

げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　免許の番号

三　申請に係るカジノ施設のカジノ事業者に係る前二号に掲げる事項

2　カジノ管理委員会は、法第百二十八条第一項の検査の結果を書面により申請者に通知しなければならない。この場合において、同項の検査に合格させないときの通知には、その理由を付すものとする。

（合併による地位の承継の承認）

第百三十条　カジノ施設供用事業者は、法第百三十条において準用する法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　合併の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　合併予定年月日

三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間

四　合併後存続し、又は合併により設立する会社（以下この条において「合併後の会社」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（合併後の会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　合併の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　合併契約の内容を記載した書面

四　合併費用を記載した書面

五　合併の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

六　合併の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該合併の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十一　合併後の会社に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第二号、第十号及び第十四号並びに法第百二十五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百二十四条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類

ハ　別記第四十三号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百二十六条第二項第一号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　合併後の会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百二十四条第三項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る

同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第四十号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百二十六条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十三　合併後の会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類

ロ　第百二十四条第三項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときはその役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる書類を除く。）

ハ　別記第四号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別記第五号様式によるその法定代理人が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第百二十四条第三項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて合併後の会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百三十条において準用する法第四十五条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第百二十六条第一項（第一号（法第四十一条第一項第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）を除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「合併後の会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百三十条において準用する法第四十五条第一項の承認について準用する。

（分割による地位の承継の承認）

第百三十一条　カジノ施設供用事業者は、法第百三十条において準用する法第四十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　分割予定年月日

三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間

四　分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　分割の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
四　分割費用を記載した書面
五　分割の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書
六　分割の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該分割の当事者が作成した別記第九号様式による同意書
七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
九　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
十　分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
十一　分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第二号、第十号及び第十四号並びに法第百二十五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類
ロ　第百二十四条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類
ハ　別記第四十四号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百二十六条第二項第一号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十二　分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社の役員に係る次に掲げる書類
イ　第百二十四条第三項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）
ロ　別記第四十号様式による法第百二十六条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十三　分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類
イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類
ロ　第百二十四条第三項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときはその役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ⑶並びにロ⑵及び⑶に掲げる書類を除く。）
ハ　別記第四号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第四十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別記第五号様式によるその法定代理人が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第百二十四条第三項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内

容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百三十条において準用する法第四十六条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百二十六条第一項（第一号（法第四十一条第一項第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）を除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百三十条において準用する法第四十六条第一項の承認について準用する。

（カジノ施設供用事業の譲渡による地位の承継の承認）

第百三十二条　カジノ施設供用事業者は、法第百三十条において準用する法第四十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　事業譲渡の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事業譲渡予定年月日

三　承継に係る免許の番号及び免許の有効期間

四　事業譲渡によりカジノ施設供用事業を承継する会社（以下この条において「譲受会社」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

ニ　主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（譲受会社が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　事業譲渡の契約の内容を記載した書面

四　事業譲渡の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

五　事業譲渡の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該事業譲渡の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

六　譲受会社に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第二号、第十号及び第十四号並びに法第百二十五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百二十四条第三項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書類

ハ　別記第四十五号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百二十六条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　譲受会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百二十四条第三項第八号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第四十号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百二十六条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　譲受会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に係る次に掲げる書類

イ　法第四十条第二項第十一号に掲げる書類

ロ　第百二十四条第三項第九号に掲げる書類（当該議決権等の保有者（当該議決権等の保有者が法人等であるときはその役員を含む。）が申請者の認可主要株主等（認可主要株主等が法人等であるときは

その役員を含む。）であるときは、当該議決権等の保有者に係る同号イ(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる書類を除く。）

ハ　別記第四号様式による法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号イ及びロ並びに同項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ニ　当該議決権等の保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、別記第五号様式によるその法定代理人が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ　当該議決権等の保有者が法人等であるときは、別記第五号様式による当該議決権等の保有者の役員が法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百二十六条第二項第四号において引用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第六号イ（法第四十条第二項第十号及び第十四号に掲げる書類を除く。）及びロ（第百二十四条第三項第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて譲受会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百三十条において準用する法第四十七条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百三十条において令第十八条の規定により読み替えて準用する法第百二十六条第一項（第一号（法第四十一条第一項第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）を除く。）及び第二項（第五号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「譲受会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百三十条において準用する法第四十七条第一項の承認について準用する。

（地位の承継に係る免許状の書換え）

第百三十三条　第二十一条の規定は、法第百三十条において準用する法第四十五条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により免許状の書換えを受けようとするカジノ施設供用事業者の地位を承継した会社について準用する。

（カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の軽微な変更）

第百三十四条　第二十二条の規定は、法第百二十九条第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更について準用する。

（変更の承認）

第百三十五条　カジノ施設供用事業者は、法第百二十九条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　免許の番号

三　変更の内容

四　変更の理由

2　前項の申請書には、法第百二十五条第二項第一号（法第四十条第二項第十一号及び第十三号に係る部分を除く。）及び第二号から第五号まで並びに第百二十四条第三項各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げる書類のうち、変更しようとする事項に係る書類を添付しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項に規定する書類のほか、法第百二十九条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第百二十九条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第百三十六条　法第百三十条において準用する法第四十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　カジノ施設供用事業者の名称又は住所

二　カジノ施設の名称

三　業務に係る組織等の業務執行体制
四　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
五　役員の役職名又は担当業務
六　役員が法人であるときは、その定款（これに準ずるものを含む。）

2　カジノ施設供用事業者は、法第百三十条において準用する法第四十八条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。
一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　免許の番号
三　変更の内容
四　変更した年月日

3　法第百三十条において準用する法第四十八条第五項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、当該変更に係る事実を証する書類とする。

（変更の承認又は届出に係る免許状の書換え）
第百三十七条　第二十五条の規定は、法第百三十条において準用する法第四十八条第六項の規定により免許状の書換えを受けようとするカジノ施設供用事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「法第四十八条第五項」とあるのは、「法第百三十条において準用する法第四十八条第五項」と読み替えるものとする。

（変更の検査）
第百三十八条　第百二十九条の規定は、法第百二十九条第五項の検査について準用する。

（定款の変更の認可）
第百三十九条　第二十七条の規定は、カジノ施設供用事業者に係る法第百三十条において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（業務方法書及びその変更の認可）
第百四十条　法第百三十条において準用する法第五十三条第一項第九号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　カジノ施設供用事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置に関する事項
二　カジノ施設供用事業者が行う業務に関し締結する契約が法第九十四条第一号（ホ及びヘを除く。）に掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項
三　特定カジノ施設供用業務に従事し、又は従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第百三十四条第二項において準用する法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項
四　カジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事することが予定されている者が法第百三十五条第一項に規定する者に該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

2　第二十七条（第二項第四号を除く。）の規定は、カジノ施設供用事業者に係る法第百三十条において準用する法第五十三条第二項において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（議決権等の保有者に関する規定の準用）
第百四十一条　前章第一節第二款の規定は、法第百三十一条において令第二十条の規定により読み替えて準用する法第三章第一節第二款の規定におけるカジノ施設供用事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者及び保有者になる法人等の設立をしようとする者並びに議決権等の保有者について準用する。

（委託業務の適正な遂行を確保するための措置）
第百四十二条　法第百三十二条第一項の規定によりその業務を他の者に委託するカジノ施設供用事業者が講じなければならない措置は、次に掲げるものとする。
一　当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）するための措置
二　当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が当該業務を適正に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
三　受託者が行う当該業務に係る苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に、他の適切な第三者に当該業務を

速やかに委託することその他のカジノ施設供用事業の健全な運営に支障が生じることを防止するための措置

五　カジノ施設供用事業の健全な運営の確保を図るため必要がある場合に当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

（認可を受けなければならない契約の期間及び金額）

第百四十三条　法第百三十三条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める期間は、一年とする。

2　法第百三十三条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める金額は、その契約に基づき支払う金額の総額で三億円とする。

（契約の認可の申請）

第百四十四条　法第百三十三条第四項において準用する法第九十六条第一項の申請書は、別記第二十七号様式によるものとする。

2　法第百三十三条第四項において準用する法第九十六条第二項第二号に掲げる書面は、別記第二十八号様式によるものとする。

3　法第百三十三条第四項において準用する法第九十六条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める類は、契約の締結に当たり、当該契約が法第九十四条第一号（ホ及びヘを除く。）に掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が同条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検においてカジノ施設供用事業者が参考とした書類とする。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百三十三条第四項において準用する法第九十六条第二項第一号から第三号までに掲げる書類及び前項に規定する書類のほか、法第百三十三条第二項の認可に係る審査に必要な資料（契約の相手方が当該契約を締結することにより出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者となる場合にあっては、当該者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料及び当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書を含む。）の提出を求めることができる。

5　第十八条第六項の規定は、法第百三十三条第二項の認可について準用する。

（契約の届出）

第百四十五条　法第百三十三条第四項において令第二十一条の規定により読み替えて準用する法第九十九条第一号のカジノ管理委員会規則で定める業務に係る契約は、次に掲げるものとする。

一　建設業法第二条第二項に規定する建設業を営む者との当該建設業に係る契約

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬又は同条第六項に規定する産業廃棄物の処分を業として営む者との当該業に係る契約

三　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第十一項に規定する解体工事業を営む者との当該解体工事業に係る契約

2　第九十八条第二項及び第三項の規定は、法第百三十三条第四項において令第二十一条の規定により読み替えて準用する法第九十九条の規定による届出について準用する。この場合において、第九十八条第三項中「法第九十四条第一号イからトまで」とあるのは、「法第九十四条第一号（ホ及びヘを除く。）」と読み替えるものとする。

（再委託契約に係る許諾の認可の申請）

第百四十六条　法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第三項において準用する法第九十六条第一項の申請書は、別記第二十七号様式によるものとする。

2　法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第三項において読み替えて準用する法第九十六条第二項第二号に掲げる書面は、別記第四十六号様式によるものとする。

3　法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第三項において準用する法第九十六条第二項第四号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、再委託に係る契約の許諾に当たり、当該契約が法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第一項各号に掲げる基準に適合すること及び当該契約の相手方が法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検においてカジノ施設供用事業者が参考とした書類とする。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百三十三条第四項において準用する法第百一条第三項において読み替えて準用する法第九十六条第二項第一号から第三号までに掲げる書類及び前項に規定する書類のほか、法第百三十三条第四項において準用する法第百条第一項の認可に係る審査に必要な資料の提出を求

めることができる。

5　第十八条第六項の規定は、法第百三十三条第四項において準用する法第百条第一項の認可について準用する。

（契約に係る規定の遵守のための措置）

第百四十七条　法第百三十三条第四項において令第二十一条の規定により読み替えて準用する法第百二条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する法第九十六条、第九十九条及び第百条の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する法第九十六条、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する法第九十六条、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第百三十二条第一項並びに第百三十三条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する法第九十六条、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百三十三条第四項において準用する法第百二条第二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百三十三条第四項において準用する法第百二条第一項第二号の行為準則の届出について準用する。

（特定カジノ施設供用業務従事者の確認等）

第百四十八条　法第百三十四条第二項において準用する法第百十六条第二項第三号（法第百三十四条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定カジノ施設供用業務を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　第百十五条及び第百十七条から第百二十条までの規定は、法第百三十四条第二項において令第二十三条の規定により読み替えて準用する法第百十五条から第百二十条までの規定における法第百三十四条第一項の確認及び確認特定カジノ施設供用業務従事者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項及び第三項第三号（いずれも第百十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項第二号（第百十八条第二項及び第百十九条第四項において準用する場合を含む。）	特定カジノ業務	特定カジノ施設供用業務
第百十五条第一項	別記第三十二号様式	別記第四十七号様式
第百十五条第二項	別記第三十三号様式	別記第四十八号様式
第百十五条第三項第二号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	カジノ事業者	カジノ施設供用事業者
第百十五条第三項第三号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	法第百二十三条第一項第一号	法第百三十五条第三項において準用する法第百二十三条第一項第一号
第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	法第百十四条第三号	法第百三十四条第一項第二号
第百十八条第二項の表第百十五条第一項の項	別記第三十五号様式	別記第四十九号様式

第百十八条第二項の表第百十五条第二項の項 第百十九条第一項	別記第三十六号様式 別記第三十七号様式	別記第五十号様式 別記第五十一号様式

（従事させた者の届出）

第百四十九条　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第二項の届出は、別記第五十二号様式によりするものとする。

2　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第二項第三号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　従事させた者の所属する部署及び役職

二　従事させた者が業務に従事し始めた年月日

3　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　従事させた者の住民票（本籍の記載のあるものに限る。）の写し又はこれに代わる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票（国籍等及び在留資格又は入管特例法に定める特別永住者である旨の記載のあるものに限る。）、旅券その他の身分を証する書類の写し）

二　従事させた者が法第百三十五条第一項に規定する者に該当しないことを点検した手法及びその結果を記載した書類並びに当該点検において参考とした書類がある場合には当該書類

4　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第四項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第二項の規定により届出をした者の氏名、住所及び生年月日

二　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第四項による届出事由及び当該届出事由の発生の日

三　法第百三十五条第二項において準用する法第百二十一条第二項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の内容

（カジノ施設供用事業の従業者に係る規定の遵守のための措置）

第百五十条　法第百三十五条第三項において令第二十四条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条第一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十四条第一項の規定、同条第二項において準用する法第百十五条、第百十七条及び第百十八条の規定並びに法第百三十五条の規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第百三十四条第一項の規定、同条第二項において準用する法第百十五条、第百十七条及び第百十八条の規定並びに法第百三十五条の規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第百三十四条第一項の規定、同条第二項において準用する法第百十五条、第百十七条及び第百十八条の規定並びに法第百三十五条の規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第百三十四条第一項の規定、同条第二項において準用する法第百十五条、第百十七条及び第百十八条の規定並びに法第百三十五条の規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、法第百三十五条第三項において準用する法第百二十三条第二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第百三十五条第三項において準用する法第百二十三条第一項第二号の行為準則の届出について準用する。

第四章　認可施設土地権利者

（認可を受けなければならない取引又は行為）

第百五十一条　法第百三十六条第一項のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　施設土地権利者になる法人の設立

二　施設土地権利者になろうとする法人（以下この条において「当該法人」という。）を当事者とする合併で当該合併後も当該法人が存続するもの

三　当該法人を当事者とする分割

四　当該法人を当事者とする事業譲渡

五　施設土地権利者による包括遺贈

（認可の申請）

第百五十二条　法第百三十七条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、当該申請に係る土地が当該申請に係る施設土地に関する権利以外の権利（登記事項証明書に記載されている権利を除く。）の目的となっている場合における当該権利の種別及び内容並びに当該権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに当該者が法人であるときは、その代表者の氏名とする。

2　法第百三十七条第二項第一号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第六号様式

二　申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合のその法定代理人、申請者が法人である場合のその役員又は申請者が当該申請に係る認可を受けて法人の設立をしようとする者である場合の当該法人の役員　別記第七号様式

3　法第百三十七条第二項第五号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ　理由書

ロ　申請者が特定施設土地権利者であるときは、その旨及び法第百三十六条第五項に規定する事由の生じた年月日を証する書類

ハ　申請者が特定施設土地権利者以外の者であるときは、当該申請に係る前条に規定する取引又は行為の内容を証する書面

ニ　当該申請に係る施設土地に関する権利（登記事項証明書に記載されている権利を除く。）を証する書面

ホ　申請者と次に掲げる者との間で、当該申請に係る土地に関する契約（契約の予定を含む。）がある場合には、その内容を示す書面

(1)　カジノ事業者

(2)　カジノ施設供用事業者

(3)　申請者以外の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者

(4)　当該申請に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者

ヘ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

ト　申請者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

チ　申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下このチにおいて同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

二　申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　前号イからホまでに掲げる書類

ロ　当該申請に係る前条に規定する取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する当該株主総会又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関にあっては、必要な手続があったことを証する書面）

ハ　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

ニ　申請者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ホ　申請者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

三　申請者が当該申請に係る認可を受けて法人の設立をしようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ　創立総会の議事録（当該法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、こ

れに関する株主総会の議事録）その他の当該法人の設立に必要な手続があったことを証する書面
ロ　当該法人の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
ハ　当該法人の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百三十七条第二項第一号から第四号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　第十八条第六項の規定は、法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可について準用する。

（変更の承認）

第百五十三条　認可施設土地権利者は、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））
二　別記第七号様式による変更に係る役員が法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第一号ハ⑴及び⑵に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　変更に係る役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第百四十一条において読み替えて準用する法第六十一条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第百五十四条　法第百四十一条において準用する法第六十一条第三項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　認可施設土地権利者が個人であるときは、次に掲げる事項
イ　氏名又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
ロ　法定代理人
ハ　法定代理人に係る次に掲げる事項
⑴　氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
⑵　法人にあっては、定款（これに準ずるものを含む。）
ニ　認可施設土地権利者と次に掲げる者との間で法第百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可に係る土地に関する契約がある場合には、その内容
⑴　カジノ事業者
⑵　カジノ施設供用事業者
⑶　申請者以外の施設土地権利者があるときは、当該他の施設土地権利者
⑷　これらの認可に係る土地を目的とする施設土地に関する権利以外の権利を有する者があるときは、当該権利を有する者

二　認可施設土地権利者が法人であるときは、次に掲げる事項
イ　名称又は住所
ロ　代表者（役員の変更を伴わないものに限る。）
ハ　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）
ニ　定款（これに準ずるものを含む。）

ホ　前号ニに規定する事項

2　認可施設土地権利者は、法第百四十一条において準用する法第六十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに当該届出者が法人であるときは、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更した年月日

3　前項の届出書には、当該変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

第五章　カジノ関連機器等製造業等

第一節　カジノ関連機器等製造業等の許可等

（許可の申請）

第百五十五条　法第百四十四条第一項第六号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、申請者の役員の役職名及び担当業務とする。

2　法第百四十四条第二項第一号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第五十三号様式

二　申請者の役員　別記第五十四号様式

3　法第百四十四条第二項第六号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　資金計画

三　製造所の構造及び設備並びに技術水準が、法第百四十五条第一項第五号に掲げる基準に適合していることを説明する書類（カジノ関連機器等製造業に係る申請に限る。）

四　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

五　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、法第百四十四条第二項第一号から第五号まで及び前項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百四十三条第一項の許可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

（カジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができない者）

第百五十六条　法第百四十五条第二項第二号イ⑶（法第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項並びに法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（許可書等）

第百五十七条　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十二条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　許可の年月日

二　許可の有効期間の満了の日

三　許可の番号

四　取り扱うカジノ関連機器等の種別

五　カジノ関連機器等製造業者等の住所

六　製造所の所在地（カジノ関連機器等製造業の許可に係るものに限る。）

七　許可に条件を付したときは、その条件

2　カジノ管理委員会は、法第百四十三条第一項の許可を与えたときは、速やかに、申請者にその旨を通知

するとともに、法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十二条第一項の許可書を交付するものとする。

3　法第百四十九条において準用する法第四十二条第二項の規定による通知は、理由を付した書面により行うものとする。

（許可の更新）

第百五十八条　法第百四十六条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、許可の有効期間の満了の日の六月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

（許可の更新の申請）

第百五十九条　法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第一項第六号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の役員の役職名及び担当業務

二　許可の番号

2　法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第二項第一号に掲げる書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

一　申請者　別記第五十五号様式

二　申請者の役員　別記第五十六号様式

3　法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第二項第六号のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　資金計画

三　製造所の構造及び設備並びに技術水準が、法第百四十五条第一項第五号に掲げる基準に適合していることを説明する書類（カジノ関連機器等製造業に係る申請に限る。）

四　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

五　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

4　申請者は、法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第二項及び前項の規定にかかわらず、法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第二項第三号並びに前項第一号及び第三号に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

5　第三項第四号及び第五号ロに規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、法第百四十六条第四項において準用する法第百四十四条第二項の規定及び第三項の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。

6　第百五十五条第四項及び第百五十七条の規定は、法第百四十六条第四項において読み替えて準用する法第百四十四条及び第百四十五条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに法第百四十六条第四項において準用する法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十二条の規定における法第百四十六条第二項の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十五条第四項	前項各号	第百五十九条第三項各号
第百五十七条第一項第一号	許可	法第百四十六条第二項の更新
第百五十七条第二項	法第百四十三条第一項の許可	

（合併による地位の承継の承認）

第百六十条　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　合併の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　合併予定年月日

三　承継に係る許可の番号及び許可の有効期間

四　合併後存続し、又は合併により設立する会社（以下この条において「合併後の会社」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　合併の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　合併契約の内容を記載した書面

四　合併費用を記載した書面

五　合併の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

六　合併の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該合併の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十一　合併後の会社に係る次に掲げる書類

イ　法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類

ハ　別記第五十七号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百四十五条第二項第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　合併後の会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第五十四号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて合併後の会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した

別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第二項において準用する法第百四十五条の規定の適用については、当該規定中「申請者」とあるのは、「合併後の会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認について準用する。

（分割による地位の承継の承認）

第百六十一条　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　分割予定年月日

三　承継に係る許可の番号及び許可の有効期間

四　分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　分割の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面

四　分割費用を記載した書面

五　分割の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

六　分割の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該分割の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十　分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十一　分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社に係る次に掲げる書類

イ　法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類

ハ　別記第五十八号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百四十五条第二項第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十二　分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第五十四号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも

該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十一号イ（法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十六条第二項において準用する法第百四十五条の規定の適用については、当該規定中「申請者」とあるのは、「分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認について準用する。

（カジノ関連機器等製造業等の譲渡による地位の承継の承認）

第百六十二条　カジノ関連機器等製造業等は、法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　事業譲渡の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事業譲渡予定年月日

三　承継に係る許可の番号及び許可の有効期間

四　事業譲渡によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社（以下この条において「譲受会社」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　事業譲渡の契約の内容を記載した書面

四　事業譲渡の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

五　事業譲渡の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該事業譲渡の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

六　譲受会社に係る次に掲げる書類

イ　法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類

ハ　別記第五十九号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条第二項第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　譲受会社の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る同号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第五十四号様式による法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第六号イ（法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係

を通じて譲受会社の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条の規定の適用については、当該規定中「申請者」とあるのは、「譲受会社」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認について準用する。

（地位の承継に係る許可書の書換え）

第百六十三条　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十五条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により許可書の書換えを受けようとするカジノ関連機器等製造業者等の地位を承継した会社は、設立登記又は変更登記の完了後直ちに、従前の許可書及び登記事項証明書を添付した申出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申出を受けたカジノ管理委員会は、従前の許可書の訂正に代えて、新たな許可書を交付することができる。

（承認を要しない軽微な変更）

第百六十四条　法第百四十七条第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、法第百五十一条又は第百五十四条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造し、カジノ関連機器等製造業を遂行するための既設の構造又は設備と同等以上の性能の構造又は設備への変更及びその増設とする。

（変更の承認）

第百六十五条　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　許可の番号

三　変更の内容

四　変更の理由

2　前項の申請書には、法第百四十四条第二項第一号から第五号まで及び第百五十五条第三項各号に掲げる書類のうち、変更しようとする事項に係る書類を添付しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、法第百四十七条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　第十八条第六項の規定は、法第百四十七条第一項の承認について準用する。

（変更の届出）

第百六十六条　法第百四十七条第三項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　カジノ関連機器等製造業者等の名称又は住所

二　組織図

三　役員の氏名若しくは名称又は住所若しくは本籍（外国人にあっては、国籍等）

四　役員の役職名又は担当業務

五　役員が法人であるときは、その定款（これに準ずるものを含む。）

2　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十七条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　許可の番号

三　変更の内容

四　変更した年月日

3　法第百四十七条第三項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　当該変更に係る事実を証する書類

二　製造所の構造又は設備の軽微な変更の場合にあっては、軽微な変更に該当することを証する書類

（変更の承認又は届出に係る許可書の書換え）

第百六十七条　法第百四十九条において令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第四十八条第六項の規定により許可書の書換えを受けようとするカジノ関連機器等製造業者等は、従前の許可書を添付した申出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申出は、法第百四十七条第三項の規定による届出と同時に行うことを妨げない。

3　第百六十三条第二項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。

（定款の変更の認可）

第百六十八条　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十九条において準用する法第五十二条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更予定年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の案の内容を記載した書面

二　理由書

三　変更箇所の新旧対照表

四　株主総会又は社員総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

3　第十八条第六項の規定は、法第百四十九条において準用する法第五十二条第一項の認可について準用する。

（業務方法書及びその変更の認可）

第百六十九条　法第百四十八条第一項第三号のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　カジノ関連機器等製造業等に係る業務の一部を他の者に行わせる場合には、当該行わせる業務の内容並びに行わせる者の選定に係る基準及び手続

二　特定カジノ関連機器等製造業務等に従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第百五十八条第三項において準用する法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

2　カジノ関連機器等製造業者等は、法第百四十八条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更予定年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更後の案の内容を記載した書面

二　理由書

三　変更箇所の新旧対照表

4　第十八条第六項の規定は、法第百四十八条第二項の認可について準用する。

（合併による地位の承継の承認）

第百七十条　カジノ関連機器等外国製造業者は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　合併の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　合併予定年月日

三　承継に係る認定の番号及び認定の有効期間

四　合併後存続し、又は合併により設立する会社又は外国会社（以下この条において「合併後の会社等」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所及び代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　合併の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　合併契約の内容を記載した書面

四　合併費用を記載した書面

五　合併の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

六　合併の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該合併の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九　合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十　合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十一　合併後の会社等が外国会社であるときは、合併に係る外国法令に係る手続の実施状況を示す書類

十二　合併後の会社等に係る次に掲げる書類

イ　法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類

ハ　別記第六十号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第百四十四条第二項において準用する法第百四十五条第二項第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十三　合併後の会社等の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第六十一号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第百四十五条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十二号イ（法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて合併後の会社等の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第百四十五条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

6　第十八条第六項の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十五条第一項の承認について準用する。

（分割による地位の承継の承認）

第百七十一条　カジノ関連機器等外国製造業者は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　分割予定年月日

三　承継に係る認定の番号及び認定の有効期間

四　分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社又は外国会社（以下この条において「分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等」という。）に係る次に掲げる事項
イ　名称及び住所及び代表者の氏名
ロ　役員の氏名又は名称及び住所
ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　理由書
二　分割の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
三　新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面
四　分割費用を記載した書面
五　分割の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書
六　分割の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該分割の当事者が作成した別記第九号様式による同意書
七　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面
八　会社法第七百八十九条第二項若しくは第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってした場合にあっては、これらの方法による公告（同法第七百八十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により各別の催告をすることを要しない場合以外の場合にあっては、当該公告及び催告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
九　株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
十　分割をする会社が新株予約権を発行している場合であって、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第一項第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
十一　分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する者が外国会社であるときは、分割に係る外国法令に係る手続の実施状況を示す書類
十二　分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等に係る次に掲げる書類
イ　法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類
ロ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類
ハ　別記第六十二号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第百四十条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
十三　分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等の役員に係る次に掲げる書類
イ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号ロに掲げる書類を除く。）
ロ　別記第六十一号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第百四十条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第十二号イ（法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、そ

の記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5　法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十六条第二項において準用する法第百四十五条の規定の適用については、当該規定中「申請者」とあるのは、「分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十六条第一項の承認について準用する。

（カジノ関連機器等外国製造業の譲渡による地位の承継の承認）

第百七十二条　カジノ関連機器等外国製造業者は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　事業譲渡の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事業譲渡予定年月日

三　承継に係る認定の番号及び認定の有効期間

四　事業譲渡によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社又は外国会社（以下この条において「譲受会社等」という。）に係る次に掲げる事項

イ　名称及び住所及び代表者の氏名

ロ　役員の氏名又は名称及び住所

ハ　役員の役職名及び担当業務

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　事業譲渡の当事者の株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

三　事業譲渡の契約の内容を記載した書面

四　事業譲渡の当事者の最終の貸借対照表及び損益計算書

五　事業譲渡の当事者（申請者を除く。）が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該事業譲渡の当事者が作成した別記第九号様式による同意書

六　譲受会社等に係る次に掲げる書類

イ　法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号及び第五号に掲げる書類

ロ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号から第三号までに掲げる書類

ハ　別記第六十三号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　譲受会社等の役員に係る次に掲げる書類

イ　第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号に掲げる書類（当該役員が申請者の役員であるときは、当該役員に係る第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第五号ロに掲げる書類を除く。）

ロ　別記第六十一号様式による法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3　申請者は、前項の規定にかかわらず、同項第六号イ（法第百五十条第二項において準用する法第百四十四条第二項第三号に掲げる書類に限る。）及びロ（第百七十四条において準用する第百五十五条第三項第一号及び第三号に掲げる書類に限る。）に掲げる書類の内容が既にカジノ管理委員会に提出したものから変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

4　カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて譲受会社等の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認に係る審査に必要な資料の提出を求

めることができる。

5　法第百五十条第二項において令第三十条第一項において準用する令第二十八条の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第二項において準用する法第百四十五条の規定の適用については、当該規定中「申請者」とあるのは、「譲受会社等」とする。

6　第十八条第六項の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条において準用する法第四十七条第一項の承認について準用する。

（地位の承継に係る認定書の書換え）

第百七十三条　法第百五十条第二項において令第三十条第二項の規定により読み替えて準用する法第百四十九条において準用する法第四十五条第三項、第四十六条第三項及び第四十七条第三項の規定により認定書の書換えを受けようとするカジノ関連機器等外国製造業者の地位を承継した会社又は外国会社は、設立登記、変更登記又はこれらに準ずる行為の完了後直ちに、従前の認定書及び登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）を添付した申出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　前項の規定による申出を受けたカジノ管理委員会は、従前の認定書の訂正に代えて、新たな認定書を交付することができる。

（カジノ関連機器等製造業等の許可に関する規定の準用）

第百七十四条　第百五十五条から第百五十九条まで、第百六十四条から第百六十八条まで及び第百六十九条（第一項第二号を除く。）の規定は、法第百五十条第二項において、令第三十条第一項において準用する令第二十八条又は令第三十条第二項の規定により読み替えて準用する法第百四十三条第二項、第百四十四条（第一項第二号を除く。）及び第百四十五条から第百四十九条までの規定におけるカジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに法第百五十条第一項の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十五条第二項第一号	別記第五十三号様式	別記第六十四号様式
第百五十五条第二項第二号	別記第五十四号様式	別記第六十一号様式
第百五十五条第三項第三号及び第百五十九条第三項第三号	書類（カジノ関連機器等製造業に係る申請に限る。）	書類
第百五十七条第一項第一号並びに同項第二号、第三号及び第七号（これらの規定を第百五十九条第六項において準用する場合を含む。）、第百五十八条、第百五十九条第一項第二号、第百六十五条第一項第二号並びに第百六十六条第二項第二号	許可	認定
第百五十七条第一項第六号（第百五十九条第六項において準用する場合を含む。）	所在地（カジノ関連機器等製造業の許可に係るものに限る。）	所在地
第百五十七条第二項（第百五十九条第六項において準用する場合を含む。）及び第百六十七条第一項	許可書	認定書
第百五十九条第二項第一号	別記第五十五号様式	別記第六十五号様式
第百五十九条第二項第二号	別記第五十六号様式	別記第六十六号様式
第百六十七条第三項	第百六十三条第二項	第百七十三条第二項

第二節　型式検定等

（検定の申請）

第百七十五条　法第百五十一条第一項又は第二項の検定を受けようとするカジノ関連機器等製造業者若しくはカジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者は、次に掲げる事項を記載した別記第六十七号様式による申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　電磁的カジノ関連機器等の種別

二　電磁的カジノ関連機器等を製造する者の名称
三　電磁的カジノ関連機器等の製造所の所在地
四　法第百四十三条第一項の許可又は法第百五十条第一項の認定の番号
五　型式の名称

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　申請者がカジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等外国製造業者である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　申請に係る型式に属する電磁的カジノ関連機器等につき次に掲げる書類
(1)　電磁的カジノ関連機器等の諸元表
(2)　電磁的カジノ関連機器等の構造図、回路図及び動作原理図
(3)　電磁的カジノ関連機器等並びに電磁的カジノ関連機器等の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類
(4)　電磁的カジノ関連機器等の写真
(5)　電磁的カジノ関連機器等の取扱説明書
(6)　電磁的カジノ関連機器等のソースコードの写し
(7)　電磁的カジノ関連機器等についてあらかじめ行った技術上の規格への適合状況の確認の結果を記載した書類
ロ　申請に係る型式に属する電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が第百七十七条に定める基準に適合していることを説明する書類
二　申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　前号イ及びロに掲げる書類
ロ　電磁的カジノ関連機器等を製造した者が受けた法第百五十条第一項の認定に係る認定書の写し

3　前項に規定するもののほか、第一項の規定により検定申請書を提出する場合においては、二台の試験用の電磁的カジノ関連機器等を添えて提出するものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

4　第百八十条に規定する試験を受けた型式について検定を受けようとする場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号イに掲げる書類に代えて、第百九十八条の規定により交付された書類を添付しなければならない。

5　カジノ管理委員会は、検定に合格させたときはその旨を、合格させないときは理由を付してその旨を、申請者に書面で通知しなければならない。

（技術上の規格）
第百七十六条　法第百五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格は、別表第三のとおりとする。

（設備等の基準）
第百七十七条　法第百五十一条第三項第二号のカジノ管理委員会規則で定める基準は、別表第四の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（電磁的カジノ関連機器等に付す表示）
第百七十八条　法第百五十一条第四項の規定により表示を付すときは、別記第六十八号様式による表示を当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等の見やすい箇所に容易に毀損しないよう付する方法によることとする。ただし、電磁的カジノ関連機器等に表示を付すことが困難な場合にあっては、当該表示を当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等に電磁的方法により記録し、特定の操作によって当該電磁的カジノ関連機器等に接続した他の機器に直ちに明瞭な状態で表示することをもって代えることができる。

（検定の有効期間）
第百七十九条　法第百五十二条のカジノ管理委員会規則で定める期間は、十年とする。

（指定試験機関の試験）
第百八十条　法第百七十一条第一号の規定による公示があったときは、当該公示に係る試験事務を行う電磁的カジノ関連機器等の種別について検定を受けようとする者は、指定試験機関が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式に係る検定に必要な試験（以下単に「試験」という。）を受けた後でなければ、カジノ管理委員会に対し、当該検定に係る申請書を提出することができない。

（自己確認の方法）
第百八十一条　法第百五十四条第一項又は第二項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ

、当該各号に定めるところによるものとする。
一　法第百五十四条第一項第一号に掲げる事項　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、別表第二の非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準に適合することを確保できることを確認するために十分な方法
二　法第百五十四条第一項第二号に掲げる事項　次に掲げる事項を確認するために十分な方法
イ　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が同項第一号の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が定められていること。
ロ　イに規定する事項が適切であること。
（自己確認実施製造業者等の届出）
第百八十二条　法第百五十四条第三項の規定による届出をしようとする自己確認実施製造業者等は、別記第六十九号様式による届出書をカジノ管理委員会に提出するものとする。
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計図その他の当該非電磁的カジノ関連機器等の設計が別表第二の非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準に適合していることを説明するために必要な書類
二　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が法第百五十四条第一項第一号の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が記載された書類
三　前号に規定する措置に関する事項が適切であることを説明するために必要な書類
3　カジノ管理委員会は、法第百五十四条第三項の規定による届出があった場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。
（自己確認の記録の保存）
第百八十三条　自己確認実施製造業者等は、法第百五十四条第四項の記録を作成したときは、当該記録に前条第三項の規定により通知された届出番号を付記しなければならない。
2　法第百五十四条第四項の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。
3　第四十二条第三項の規定は、法第百五十四条第四項の記録について準用する。
（準用）
第百八十四条　前二条の規定は、法第百五十四条第五項後段において同条第三項及び第四項の規定を準用する場合について準用する。
（公示）
第百八十五条　法第百五十四条第六項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　自己確認実施製造業者等の名称
二　自己確認に係る次に掲げる事項
イ　非電磁的カジノ関連機器等の種別
ロ　非電磁的カジノ関連機器等の名称
ハ　非電磁的カジノ関連機器等の届出番号
ニ　届出の年月日
2　法第百五十四条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他適切な方法によって行う。
（検査の記録の作成）
第百八十六条　法第百五十五条第三項の規定による検査の記録に記載する事項は、次に掲げるものとする。
一　検査を行った非電磁的カジノ関連機器等に係る届出番号
二　検査を行った非電磁的カジノ関連機器等の名称
三　検査を行った年月日
四　検査を行った責任者の氏名
五　検査の結果
2　法第百五十五条第三項の規定による検査の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、その作成の日から起算して三年間保存しなければならない。
3　第四十二条第三項の規定は、法第百五十五条第三項の規定による検査の記録について準用する。
（非電磁的カジノ関連機器等に付す表示）
第百八十七条　法第百五十六条第一項の規定による表示は、別記第七十号様式による表示を非電磁的カジノ関連機器等の見やすい箇所に容易に毀損しない方法で付すものとする。ただし、当該表示を付すことが困難又は不合理である非電磁的カジノ関連機器等にあっては、当該非電磁的カジノ関連機器等に付属する梱

包又は容器その他のものの見やすい箇所に付すことができる。

（カジノ関連機器等の管理に関する記録）

第百八十八条　法第百五十七条のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　型式番号及び製造番号

ハ　保有することとなった場合は、その年月日、理由及び取得元の氏名又は名称及び住所

ニ　保管場所及びこれを変更する場合は、その年月日

ホ　保有しないこととなった場合は、その年月日（亡失した場合であってその年月日が明らかでないときは、その時期）及びその理由（廃棄したときは廃棄の方法及び廃棄がなされたことの確認方法、移出したときは移出の相手方の氏名又は名称及び住所（当該相手方がカジノ事業者又はカジノ関連機器等製造業者等以外の者である場合は、当該相手方の使用の目的を含む。））を含む。）

ヘ　保守又は修理をした場合は、次に掲げる事項（カジノ関連機器等修理業者の場合に限る。）

(1)　保守又は修理の年月日

(2)　保守又は修理の実施者名

(3)　保守又は修理の内容

二　非電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　届出番号及びその数量

ハ　前号ハからヘまでに掲げる事項

2　法第百五十七条の記録は、電磁的記録又は書面により作成し、記録に係るカジノ関連機器等を保有しないこととなった日又は保守若しくは修理を終了した日から起算して三年を経過する日までの間保存しなければならない。

3　第四十二条第三項の規定は、法第百五十七条の記録について準用する。

第三節　特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者の確認等

第百八十九条　法第百五十八第三項において準用する法第百十六条第二項第三号（法第百五十八条第三項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定カジノ関連機器等製造業務等を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　第百十五条及び第百十七条から第百二十条までの規定は法第百五十八条第三項において令第三十三条の規定により読み替えて準用する法第百十五条から第百二十条までの規定における法第百五十八条第一項の確認及び確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者について、第百二十三条の規定は法第百五十八条第三項において令第三十三条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条の規定における確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項及び第三項第三号（いずれも第百十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項第二号（第百十八条第二項及び第百十九条第四項において準用する場合を含む。）	特定カジノ業務	特定カジノ関連機器等製造業務等
第百十五条第一項	別記第三十二号様式	別記第七十一号様式
第百十五条第二項	別記第三十三号様式	別記第七十二号様式
第百十五条第三項第二号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	カジノ事業者	カジノ関連機器等製造業者等
第百十五条第三項第三号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	法第百二十三条第一項第一号	法第百五十八条第三項において令第三十三条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条第一項

第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	（法第百十四条第三号に掲げる業務に従事させようとする場合にあっては、別記第十号様式）による	第一号
第百十八条第二項の表第百十五条第一項の項	別記第三十五号様式	別記第七十三号様式
第百十八条第二項の表第百十五条第二項の項	別記第三十六号様式	別記第七十四号様式
第百十九条第一項	別記第三十七号様式	別記第七十五号様式
第百二十三条第一項各号	法第百十四条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条	法第百五十八条第一項の規定並びに同条第三項において準用する法及び第百十八条

第四節　指定試験機関

（指定の申請）

第百九十条　法第百五十九条第三項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　試験事務を行おうとする事務所の所在地

三　試験事務を行おうとする電磁的カジノ関連機器等の種別

四　申請者の役員の氏名又は名称及び住所

五　申請者の役員の役職名及び担当業務

六　申請者が株式会社であるときは、申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者を含む。以下この号及び次項第八号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款

二　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

三　別記第七十六号様式による法第百五十九条第五項第一号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四　申請者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに申請者が作成した別記第九号様式による同意書

五　申請者が株式会社であるときは、法第百六十四条において準用する法第六十四条第二項の議決権等の保有者を記載した書類

六　申請者が株式会社であるときは、第百九十六条において準用する第三十六条第一項に規定する措置の具体的内容を記載した書類

七　申請者の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　別記第七十七号様式による法第百五十九条第五項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

ハ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

八　申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者に係る次に掲げる書類

イ　個人であるときは、次に掲げる書類

(1)　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）

(2)　当該保有者に法定代理人があるときは、その法定代理人の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国

人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法定代理人が法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(3) 別記第四号様式による法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第一号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを当該保有者が誓約する書面

(4) 別記第五号様式による当該保有者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを当該保有者の法定代理人が誓約する書面

(5) 当該保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人。以下この(5)において同じ。）が別記第十号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該保有者が作成した別記第十一号様式（当該法定代理人が法人であるときは、別記第九号様式）による同意書

ロ 法人等であるときは、次に掲げる書類

(1) 当該保有者の役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

(2) 別記第四号様式による法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを当該保有者が誓約する書面

(3) 別記第五号様式による法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる者のいずれにも該当しないことを当該保有者の役員が誓約する書面

(4) 当該保有者が別記第八号様式による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該保有者が作成した別記第九号様式による同意書

(5) 当該保有者の役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

九 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

十 貸借対照表

十一 収支の見込みを記載した書類

十二 資金計画

十三 試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる技術的能力があることを説明した書類

3 法第百五十九条第五項第二号ロのカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により試験事務を適正かつ確実に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

4 カジノ管理委員会は、申請者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか、出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの、その記載内容を証する資料、当該者が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書その他の法第百五十九条第一項の規定による指定に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

5 第十八条第六項の規定は、法第百五十九条第一項の規定による指定について準用する。

（指定の更新の申請）

第百九十一条 法第百六十条第二項の更新を受けようとする指定試験機関は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第二項各号（第八号を除く。）に掲げる書類を添付して、これをカジノ管理委員会に提出しなければならない。ただし、既にカジノ管理委員会に提出している同項第二号、第五号及び第六号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

2 法第百六十条第二項の更新を受けようとする指定試験機関は、前条第二項第四号及び第七号ハに規定する質問票（以下この項において「更新質問票」という。）については、質問に対し回答すべき内容が申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した回答から変更がないときは、その旨を更新質問票に記載することにより、当該質問に係る回答に代えることができる。この場合において、当該回答に係るその記載内容を証する資料については、前項前段の規定にかかわらず、当該資料の添付を省略することができる。

3　法第百六十条第三項のカジノ管理委員会規則で定める期間は、同条第二項の更新を受けようとする指定試験機関が現に受けている指定の有効期間の満了の日の六月前までの間（やむを得ない理由により当該期間内に同条第二項の更新の申請をすることができないと認められるときは、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期間）とする。

4　法第百五十九条第四項（第四号を除く。）及び第五項並びに前条第三項から第五項までの規定は、法第百六十条第二項の更新について準用する。この場合において、法第百五十九条第四項及び第五項中「第二項の」とあるのは「法第百六十条第三項の」と、前条第四項中「第二項各号」とあるのは「前条第二項各号」と読み替えるものとする。

（役員の選任及び解任）

第百九十二条　指定試験機関は、法第百六十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名又は名称及び住所

二　選任又は解任に係る役員の役職名及び担当業務

三　選任又は解任の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　業務に係る人的構成及び組織図を記載した書面

二　選任の役員に係る次に掲げる書類

イ　戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））

ロ　別記第七十七号様式による法第百五十九条第五項第二号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

ハ　当該役員が別記第十号様式（法人にあっては、別記第八号様式）による質問票に必要な事項を記載したもの及びその記載内容を証する資料並びに当該役員が作成した別記第十一号様式（法人にあっては、別記第九号様式）による同意書

3　カジノ管理委員会は、申請者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、法第百六十一条第一項の認可に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる。

4　法第百五十九条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに第百九十条第三項及び第五項の規定は、法第百六十一条第一項の認可について準用する。

（変更の届出）

第百九十三条　指定試験機関は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　試験事務を行う事務所の所在地

2　前項の規定による届出をした指定試験機関は、その変更が完了したときは、遅滞なく、登記事項証明書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

3　指定試験機関は、役員の氏名又は名称及び住所が変更されたときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

4　前項の規定による届出には、その役員の戸籍謄本又はこれに準ずる書面（外国人にあっては、在留カード、特別永住者証明書、住民票、旅券その他の身分を証する書類の写し）（法人にあっては、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。））を添付しなければならない。

（事業計画の認可等の申請等）

第百九十四条　法第百六十二条第一項の認可を受けようとする指定試験機関は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　法第百六十二条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとする指定試験機関は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書並びに変更箇所の新旧対照表を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

3　第十八条第六項の規定は、法第百六十二条第一項の認可について準用する。

（試験事務規程）

第百九十五条　法第百六十三条第一項の認可を受けようとする指定試験機関は、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　法第百六十三条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとする指定試験機関は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の試験事務規程及び変更箇所の新旧対照表を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更理由

3　試験事務規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験事務の実施の方法に関する事項

二　手数料及びその収納の方法に関する事項

三　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四　試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

五　特定試験業務に従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第百六十五条第二項において準用する法第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項

六　特定試験業務に従事する者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

七　試験事務を行う時間及び休日に関する事項

八　試験の結果を記載した書類を交付する方法に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

4　第十八条第六項の規定は、法第百六十三条第一項の認可について準用する。

（議決権等の保有者に関する規定の準用）

第百九十六条　第二章第一節第二款の規定は、法第百六十四条において令第三十五条の規定により読み替えて準用する法第三章第一節第二款の規定における指定試験機関（株式会社であるものに限る。）の主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者になろうとする者及び保有者になる法人等の設立をしようとする者並びに議決権又は株式の保有者について準用する。

（特定試験業務に従事する者の確認等）

第百九十七条　法第百六十五条第二項において準用する法第百十六条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）のカジノ管理委員会規則で定める者は、精神の機能の障害によりその従事する特定試験業務を適正かつ確実に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　第百十五条及び第百十七条から第百二十条までの規定は法第百六十五条第二項において令第三十七条の規定により読み替えて準用する法第百十五条から第百二十条までの規定における法第百六十五条第一項の確認及び確認特定試験業務従事者について、第百二十三条の規定は法第百六十五条第二項において令第三十七条の規定により読み替えて準用する法第百二十三条の規定における確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第百十七条第一項第二号（第百十八条第二項及び第百十九条第四項において準用する場合を含む。）	特定カジノ業務	特定試験業務
第百十五条第一項	別記第三十二号様式	別記第七十八号様式
第百十五条第二項	別記第三十三号様式	別記第七十九号様式
第百十五条第三項第二号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	カジノ事業者	指定試験機関
第百十五条第三項第三号（第百十八条第二項において準用	法第百二十三条第一項第一号	法第百六十五条第三項において令第三十七条の規定により読み替え

する場合を含む。）

第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）	特定カジノ業務を的確（法第百十四条第三号に掲げる業務に従事させようとする場合にあっては、別記第十号様式）による	て準用する法第百二十三条第一項第一号 特定試験業務を適正かつ確実による
第百十八条第二項の表第百十五条第一項の項	別記第三十五号様式	別記第八十号様式
第百十八条第二項の表第百十五条第二項の項	別記第三十六号様式	別記第八十一号様式
第百十九条第一項	別記第三十七号様式	別記第八十二号様式
第百二十三条第一項各号	法第百十四条、	、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条
		法第百六十五条第一項の規定並びに同条第二項において準用する法及び第百十八条

（指定試験機関の試験の結果）

第百九十八条　指定試験機関は、試験を終了したときは、速やかに、試験を受けた者に対し、試験の結果を記載した書類を交付するものとする。

（帳簿の備付け等）

第百九十九条　法第百六十七条の帳簿は、電磁的記録又は書面をもって試験事務を行う事務所ごとに作成し、前条の試験の結果を記載した書類の写しとともに、記録に係る電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定の有効期間の満了の日から起算して三年を経過する日まで（検定に合格していない電磁的カジノ関連機器等の型式にあっては、試験の結果を記載した書類を交付した日から起算して三年を経過する日まで）の間、保存しなければならない。

2　第四十二条第三項の規定は、法第百六十七条の帳簿について準用する。

（帳簿の記録事項）

第二百条　法第百六十七条のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　試験を受けた者の名称

二　試験を受けた者がカジノ関連機器等輸入業者の場合は、申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造したカジノ関連機器等外国製造業者の認定番号

三　試験の申請を受理した日

四　試験の申請に係る型式の名称

五　第百九十八条の試験の結果を記載した書類を交付した日

六　手数料の収納に関する事項

（試験事務の休廃止）

第二百一条　指定試験機関は、法第百六十八条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

2　第十八条第六項の規定は、法第百六十八条の許可について準用する。

（試験事務の引継ぎ等）

第二百二条　指定試験機関は、法第百六十八条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第百六十九条の規定により指定を取り消されたとき又は法第百七十条第二項の規定によりカジノ管理委員会が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務に関する帳簿及び書類をカジノ管理委員会に引き継ぐこと。

二　その他カジノ管理委員会が必要と認める事項

第六章　入場料及び認定都道府県等入場料

（証票の様式等）

第二百三条　法第百八十条第一項の証票のうち、カジノ管理委員会が交付する証票は別記第八十三号様式に

よるものとし、認定都道府県等が交付する証票は別記第八十四号様式によるものとする。

2　カジノ管理委員会及び認定都道府県等は、カジノ施設の営業の開始までに、法第百八十条第一項の証票を交付しなければならない。

（法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項）

第二百四条　法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該月における入場料及び認定都道府県等入場料が賦課（再賦課及び再々賦課を含む。）された入場者の数

二　その他参考となるべき事項

（過誤納金等の充当）

第二百五条　法第百八十三条第五項の規定による、カジノ事業者が同条第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金の額が同条第三項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額を超えるときのその超える額又は入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金に係る過誤納金の充当は、未納のものに延滞金があるときは、当該延滞金の計算の基礎となる入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金から充当するものとする。

（加算金の徴収に係る通知等）

第二百六条　カジノ管理委員会は、法第百八十四条第一項の規定により加算金を徴収する場合には、同条第三項の通知を発する日から起算して三十日を経過する日をその納付期限と定め、カジノ事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一　納付すべき加算金の額及びその算定の基礎となる事項

二　納付期限

2　前項の規定は、法第百八十五条第一項の規定により特別加算金を徴収する場合における同条第二項において準用する法第百八十四条第三項の通知について準用する。この場合において、前項第一号中「加算金」とあるのは、「特別加算金」と読み替えるものとする。

第七章　国庫納付金及び認定都道府県等納付金

（法第百九十二条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定めるもの）

第二百七条　法第百九十二条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定めるものは、第五十六条第五項各号に掲げるものとする。

（法第百九十二条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める支払手段）

第二百八条　法第百九十二条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める支払手段は、第五十六条第三項各号に掲げるものとする。

（法第百九十五条において準用する法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項）

第二百九条　法第百九十五条において準用する法第百八十三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該月におけるカジノ行為粗収益の額

二　次のイからニまでに掲げるカジノ行為の種類の区分に応じ、当該月における当該イからニまでにそれぞれ掲げる額

イ　第四十条第一号に掲げるカジノ行為　カジノ行為の種類（次の表の上欄に掲げるカジノ行為については、同表の下欄に掲げるものにより行われるものをいう。）ごとのカジノ行為粗収益の額及び同号イの額

(1)　バカラ	(一)　バカラ（別表第一の第一に規定する方法のうち、(二)に規定するもの以外のものをいう。） (二)　ノーコミッションバカラ（別表第一の第一に規定する方法のうち、同表の第一の８の三に規定するオッズにより行われるものをいう。）
(2)　トゥエンティワン	(一)　ブラックジャック（別表第一の第二の１に規定する方法のうち、(二)に規定するもの以外のものをいう。） (二)　ブラックジャック（６ＴＯ５）（別表第一の第二の１に規定する方法のうち、同表の第二の１の十二のニに規定するオッズにより行われるものをいう。） (三)　ブラックジャックスイッチ (四)　ポンツーン
(3)　ポーカー	(一)　カリビアンスタッドポーカー

	(二) スリーカードポーカー (三) テキサスホールデムボーナス (四) ミシシッピスタッドポーカー (五) レットイットライド
(4) ルーレット	(一) シングルゼロルーレット (二) ダブルゼロルーレット

ロ　第四十条第二号に掲げるカジノ行為　オマハポーカー及びテキサスホールデムポーカーのカジノ行為粗収益の額

ハ　第四十条第三号に掲げるカジノ行為　行われたカジノ行為ごとのカジノ行為粗収益の額

ニ　第四十条第四号に掲げるカジノ行為　電子ゲームシステム等のデノミネーションの種類ごとのカジノ行為粗収益の額及び同号イの額

三　その他参考となるべき事項

（国庫納付金及び認定都道府県等納付金の申告及び徴収に関する準用）

第二百十条　第二百五条及び第二百六条の規定は、法第百九十五条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用する。

第八章　雑則

（申請書等の内容の変更）

第二百十一条　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出した申請書又はその添付書類の内容に変更があった場合には、申請者は速やかにその変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

（カジノ管理委員会に提出する書類の作成に用いる言語）

第二百十二条　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出する申請書又は届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、氏名又は名称及び住所については、外国語で記載することができる。

2　法の規定に基づきカジノ管理委員会に提出する申請書又は届出書の添付書類は、規則で別に定める場合を除き、日本語又は英語で作成されたものとする。この場合において、英語で作成したときは、日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3　特別の事情により前項に規定する言語で書類を作成することが困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、当該書類を他の言語で作成することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（カジノ関連機器等外国製造業者に対する報告徴収）

第二百十三条　カジノ管理委員会は、法第二百九条第四号の規定により、カジノ関連機器等外国製造業者に対して必要な報告をさせるときは、その理由を明示するものとする。

（処分の公示）

第二百十四条　法第二百十一条第二項の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（調査の委託に係る基準）

第二百十五条　法第二百二十九条第一項のカジノ管理委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　委託に係る事務の実績を有すること。

二　委託に係る事務を的確に遂行することができる能力を有すること。

三　カジノ管理委員会と利益が相反することとならないこと。

四　委託を受ける者又はその従業者であって当該委託に係る事務（当該事務がカジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次のイからハまでに掲げる者の申請に対する審査のために必要な調査又は監督のために必要な調査の一部であるときに限る。）に従事するものが、当該事務に従事している間、当該カジノ事業者のカジノ施設においてカジノ行為を行ってはならないことを確保するための措置その他の委託に係る事務の公正性及び信頼性を確保するための措置を講じていること。

イ　認可主要株主等又は法第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を受けようとする者

ロ　カジノ施設供用事業者、当該カジノ施設供用事業者の認可主要株主等又は法第百三十一条において準用する法第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を受けようとする者

ハ　認可施設土地権利者又は法第百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けようとする者

附　則

この規則は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

別表第一　カジノ行為の方法（第三条第一項関係）

第一　バカラ

1　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合（以下この第一において「スタック」という。）を使用する。

2　スタックの初期化

トランプは、次の一又は二に定めるとおりに初期化を行ったスタックが納められたディーリングシュー等（ディーリングシュー又はディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーをいう。以下同じ。）から引かれるものとする。

一　二に掲げる場合以外の場合

イ　ディーラーは、トランプシャッフラーによりシャッフルされたスタックを顧客にトランプの表面が見えないよう、トランプの表面をディーラー側、裏面を顧客側に向けて置く。この場合において、使用するスタックがプリシャッフルマルチデッキであるときは、トランプシャッフラーによりシャッフルすることを要しない。

ロ　ディーラーは、ディーラー又は顧客がカットカードを差し込んだ後、当該カットカードを基準にスタックの手前と奥とを入れ替える。

ハ　ディーラーは、当該スタックに再度カットカードを差し込み、トランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシューに納め、バーン（１枚以上のトランプを引き、次にスタックを初期化するまでの間、当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うことをいう。二において同じ。）を行う。

二　ディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーを使用する場合

ディーラーは、スタックをトランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーに納め、当該トランプシャッフラーによりスタックがシャッフルされた後、バーンを行う。

3　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠並びに８の三に規定するオッズを適用する場合はそのオッズ又はノーコミッションバカラである旨が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

4　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

三　二の区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

イ　プレイヤー側の点数がバンカー側の点数より大きいことに対する賭け

ロ　バンカー側の点数がプレイヤー側の点数より大きいことに対する賭け

ハ　プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じことに対する賭け

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

5　最初のトランプの配布

一　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、１枚ずつ４枚のトランプを引き、１枚目及び３枚目のトランプをプレイヤー側として、２枚目及び４枚目のトランプをバンカー側として、それぞれ配布する。

二　各トランプの点数は、次のイからハまでに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める点数とする。

イ　Ａのトランプ　１点

ロ　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

ハ　10、Ｊ、Ｑ及びＫのトランプ　０点

三　プレイヤー側に配布された２枚のトランプ（以下この第一において「プレイヤー手札」と

いう。）及びバンカー側に配布された２枚のトランプ（以下この第一において「バンカー手札」という。）について、それぞれトランプの点数を合計した点数をプレイヤー手札又はバンカー手札の点数とする。この場合において、それぞれの点数が10点以上となる場合は、当該点数から10点を減じた点数をプレイヤー手札又はバンカー手札の点数とする。

四　ディーラーは、プレイヤー手札及びバンカー手札の点数を発表する。

6　トランプの追加配布

一　プレイヤー手札の点数が０点から７点までの場合であって、バンカー手札の点数が０点から７点までのときは、ディーラーは、次のイ又はロに掲げるプレイヤー手札の点数の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める行為を行う。

イ　０点から５点まで　１枚のトランプを引き、プレイヤー側に配布する。

ロ　６点及び７点　バンカー手札の点数が０点から５点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

二　一のイの規定によりプレイヤー側にトランプが配布される場合であって、バンカー手札の点数が０点から６点までのときは、ディーラーは、次のイからホまでに掲げるバンカー手札の点数の区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める行為を行う。

イ　０点から２点まで　１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ロ　３点　一のイの規定によりプレイヤー側に配布されたトランプ（以下この二において「追加トランプ」という。）の点数が８点以外のときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ハ　４点　追加トランプの点数が２点から７点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ニ　５点　追加トランプの点数が４点から７点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ホ　６点　追加トランプの点数が６点又は７点のときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

三　一又は二の規定によりトランプの追加配布があった場合は、プレイヤー手札又はバンカー手札の点数に当該追加配布されたトランプの点数を加えた点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。この場合において、それぞれの点数が10点以上となる場合は、当該点数から10点を減じた点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。

四　プレイヤー側又はバンカー側にトランプの追加配布がなかった場合は、プレイヤー手札又はバンカー手札の点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。

7　勝敗の決定

一　ディーラーは、プレイヤー側及びバンカー側の点数並びに当該点数が大きい側又は点数が等しいことを発表する。

二　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　４三のイに掲げる賭けに参加した顧客は、プレイヤー側の点数がバンカー側の点数より大きい場合に当該賭けについて勝ちとなり、バンカー側の点数がプレイヤー側の点数より大きい場合に当該賭けについて負けとなり、プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じ場合に当該賭けについて引分けとなる。

ロ　４三のロに掲げる賭けに参加した顧客は、バンカー側の点数がプレイヤー側の点数より大きい場合に当該賭けについて勝ちとなり、プレイヤー側の点数がバンカー側の点数より大きい場合に当該賭けについて負けとなり、プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じ場合に当該賭けについて引分けとなる。

ハ　４三のハに掲げる賭けに参加した顧客は、プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じ場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

8　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の

端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二　次のイからハまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからハまでに定めるオッズにより算出する。

イ　４三のイに掲げる賭け　１対１

ロ　４三のロに掲げる賭け　19対20

ハ　４三のハに掲げる賭け　８対１

三　二の規定にかかわらず、カジノ事業者は、勝金額について、４三のロに掲げる賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、１対１（バンカー側の点数が６点のときに限り、１対２）のオッズにより算出することができる。

9　賭けの区画の追加

一　カジノ事業者は、４の三の規定にかかわらず、４の二の区画について、４三のイからハまでに掲げる賭けに対応するものに加え、次に掲げる賭けに対応するものとすることができる。この場合におけるバカラの方法は、１から８までの規定によるほか、二及び三の規定によるものとする。

イ　プレイヤー手札がペアとなることに対する賭け

ロ　バンカー手札がペアとなることに対する賭け

二　一のイ及びロに掲げる賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　一のイに掲げる賭けに参加した顧客は、プレイヤー手札がペアとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ロ　一のロに掲げる賭けに参加した顧客は、バンカー手札がペアとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

三　一のイ又はロに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該勝ちとなった賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、11対１のオッズにより算出する。

10　カットカードが引かれた場合

ディーリングシューからカットカードが引かれた場合は、ディーラーは、カットカードが引かれたラウンドの次のラウンド（ラウンドの最初にカットカードが引かれたときは、当該ラウンド）が終わった後に、使用しているスタックを回収し、スタックを初期化する。

11　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからチまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからチまでに定める措置をとらなければならない。

イ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ロ　ディーリングシュー等から次に掲げるトランプ（以下「不適切トランプ」という。）が引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。

⑴　裏面が傷付き、又は印が付けられた状態その他トランプの裏面を見て表面の数字若しくは文字又はスートを推測されるおそれのあるトランプ

⑵　当該ディーリングシュー等に納めたデッキのトランプ以外のトランプ

ハ　ディーリングシュー等から２枚以上のトランプが同時に引かれたこと。　当該トランプの順番が特定できる場合は当該順番に従って使用し、当該順番が特定できない場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ニ　ディーリングシュー等の中にトランプが無いこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ホ　ディーリングシュー等から表面を上面としてトランプが引かれたこと。　当該トランプがラウンドの１枚目に引かれたトランプである場合は当該トランプを既に使用されたトラ

ンプとして扱い、それ以外の場合は当該トランプが裏面を上面として引かれたものとして使用すること。

ヘ　５の一に規定する順番と異なる順番でトランプが配布されたこと。　当該トランプを５の一に規定する順番で配布すること。

ト　６の一又は二に規定する条件と異なる条件でトランプがプレイヤー側又はバンカー側に配布されたこと。　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該⑴から⑶までに定める措置とする。

⑴　当該トランプがバンカー側に配布されるべきものであった場合　当該トランプをバンカー側に配布すること。

⑵　当該トランプがプレイヤー側に配布されるべきものであった場合　当該トランプをプレイヤー側に配布すること。

⑶　当該トランプがプレイヤー側又はバンカー側のいずれにも配布すべきものではなかった場合　当該トランプの表面が明らかにされていないときは当該トランプを次のラウンドにおける１枚目のトランプとして使用し、それ以外のときは当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

チ　イからトまでに掲げる事実のほか、第一で定める方法によりバカラを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからトまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからトまでに定める措置をとらなければならない。

イ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ハ　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、当該ラウンドにおいて使用したスタックが引き続き使用されているときは、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ニ　５の一に規定する順番と異なる順番でトランプが配布されたこと、又は６の一若しくは二に規定する条件と異なる条件でトランプがプレイヤー側若しくはバンカー側に配布され、若しくは配布されなかったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ホ　８の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ヘ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ト　８又は９の三の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払

われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからトまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

12　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してバカラを行う場合の第一の規定の適用については、11一のイ並びに二のイ、ロ及びホからトまで並びに13の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　３の規定の適用については、３中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　４の一、二及び四、５の一及び四並びに７の一の規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、４の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」と読み替えるものとする。

三　４の二、８の二及び三並びに９の三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　８の一前段の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

13　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム又はクライアントサーバゲームシステム（以下「電子テーブルゲームシステム等」という。）を使用するバカラ（デッキに相当する表示を使用し、かつ、４三のイからハまでに掲げる賭けを行う行為であって、９一のイ及びロに掲げる賭け以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第一に定める方法に従わなければならない。この場合における第一の規定の適用については、１、２、10、11及び12（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　12の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するバカラを行う場合の第一の規定の適用について準用する。

二　５及び６の規定の適用については、トランプの配布は電子テーブルゲームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるトランプの数字又は文字及びスートは、シャッフルされたスタックを使用した場合に当該数字又は文字及びスートが表示されたトランプが引かれる確率と同じ確率で出現するものとする。

14　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　12又は13に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、12又は13において適用する第一で定める方法によりバカラを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、６の処理が終了した後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は

顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二　トゥエンティワン

1　ブラックジャックの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合（以下この１において「スタック」という。）を使用する。

二　スタックの初期化

第一の２の規定は、ブラックジャックに係るスタックの初期化について準用する。

三　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠、十のロに定めるカジノ事業者が選択したディーラー手札に対してトランプを追加で配布する条件並びに顧客が四のハに規定する手札に対する賭けについて勝ちとなった場合において、当該賭けに対応する区画に係るプレイヤー手札（四のハに規定する手札に対する賭けに対応する区画（以下この１において「主たる区画」という。）にそれぞれ配布されたトランプの集合をいう。以下この１において同じ。）がブラックジャック（最初に配布された２枚のトランプの点数を合計した点数が21点であることをいう。以下この１（十三のイ、十四、十六イの⒀及び十七から十九までの規定を除く。）において同じ。）である場合のオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

四　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、当該区画に係るプレイヤー手札及びディーラー手札が十一ロの⑴に掲げる場合に該当することに対する賭け（以下この１において「手札に対する賭け」という。）に対応するものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

五　最初のトランプの配布

イ　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、次の⑴又は⑵のうちカジノ事業者が選択した方法でトランプを配布する。

⑴　賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布する方法（九のハ及び十のイにおいて「ノーホールカードルール」という。）

⑵　賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布し、ディーラー自身に１枚を裏面を上面として配布する方法（八及び十のイにおいて「ホールカードルール」という。）

ロ　各トランプの点数は、次の⑴から⑶までに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定める点数とする。

⑴　Ａのトランプ　１点又は11点（ただし、Ａのトランプを11点としたときにディーラー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この１において「ディーラー手札の点数」という。）又はプレイヤー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この１において「プレイヤー手札の点数」という。）が21点を超えることとなる場合におけるその直前に配布されたＡのトランプ（既に１点とみなされているものを除く。）は１点とし、ディーラー手札に含まれるＡのトランプを11点としたときにディーラー手札の点数が21点を超えない場合における当該ディーラー手札に含まれるＡのトランプは11点とする

。）

⑵　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

⑶　10、Ｊ、Ｑ及びＫのトランプ　10点

ハ　プレイヤー手札がブラックジャックであって、かつ、ディーラーに表面を上面として配布された１枚目のトランプ（以下この第二において「アップカード」という。）の点数が２点から９点までのいずれかである場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

六　インシュランス

イ　アップカードがＡのトランプである場合、ディーラーは、顧客に対して、プレイヤー手札ごとにアップカードの点数とディーラーに配布された２枚目のトランプの点数の合計が21点であることに対する賭け（以下この１において「インシュランス」という。）に参加するかどうかを確認する。この場合において、インシュランスに参加する顧客は、当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金の２分の１を上限とする額の賭金をインシュランスに対応する区画に置くものとする。

ロ　インシュランスに参加した顧客は、ディーラーに配布された２枚目のトランプの点数が10点であることが明らかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　インシュランスについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、２対１のオッズにより算出する。

七　イーブンマネー

イ　プレイヤー手札がブラックジャックであって、かつ、アップカードがＡのトランプである場合、ディーラーは、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している顧客に対して、プレイヤー手札ごとに、当該賭金と同額の勝金（以下この七において「イーブンマネー」という。）を受け取るかどうかを確認する。この場合において、イーブンマネーを受け取る顧客については、十一及び十二の規定は適用せず、イーブンマネーを支払うものとする。

ロ　当該手札に対する賭けに参加している顧客の全員がイーブンマネーを受け取ったときは、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

八　ホールカードルールの特例

ホールカードルールによりトランプが配布された場合であって、かつ、アップカードがＡ又は10点のトランプのとき（六又は七の規定が適用される場合にあっては、当該規定に定める処理を行った後に限る。）は、ディーラーは、自身に配布された２枚目のトランプの表面が顧客に見えないようにディーラー手札がブラックジャックであるかどうかを確認し、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める処理を行う。

イ　ディーラー手札がブラックジャックである場合　ディーラーに配布された２枚目のトランプを表向きにし、直ちに勝敗を決定するものとする。

ロ　ディーラー手札がブラックジャックでなく、かつ、プレイヤー手札がブラックジャックである場合　ディーラー手札がブラックジャックでないことを発表し、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて直ちに勝敗の決定を行うとともに、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　ディーラー手札がブラックジャックでないことを発表する。

九　顧客の選択

イ　１人の顧客が一の主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客を、２人以上の顧客が一の

主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客のうちの１人を、当該一の主たる区画に係るプレイヤー手札に対してハ及びニの選択を行うことができる者（以下この九において「決定権者」という。）とする。

ロ　ディーラーは、プレイヤー手札ごとに、プレイヤー手札の点数を発表する。

ハ　決定権者がニに定める行為を行っていない場合（ノーホールカードルールによりトランプを配布する場合にあっては、アップカードがＡのトランプでない場合に限る。）は、決定権者は当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けへの参加をやめること（以下この１及び３において「サレンダー」という。）を選択することができる。この場合において、ディーラーは、直ちにサレンダーが選択されたプレイヤー手札に係る主たる区画に置かれた賭金の２分の１に相当する額を回収し、残りの賭金を当該賭金を置いた顧客にそれぞれ返還するとともに、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ニ　決定権者がサレンダーを選択しなかった場合であって、プレイヤー手札の点数が20点以下であるときは、決定権者は、次に掲げる行為を繰り返し選択することができる。この場合において、ディーラーは、行為が選択された場合は、直ちに（⑴又は⑵に定める行為にあっては、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している顧客がそれぞれ当該⑴の㈠若しくは㈡又は⑵の㈠若しくは㈡に定める処理を行った後、直ちに）当該行為を行うものとし、決定権者がいずれの行為も選択しなかった場合は、当該プレイヤー手札に係るこの九における顧客の処理を終了するものとする。

⑴　プレイヤー手札（２枚の同じ点数のトランプであるもの（２枚のトランプがＡであり、かつ、この⑴に規定するスプリットを行って形成されたものを除く。）に限る。）に対して、当該プレイヤー手札のトランプを分け、各トランプに対してそれぞれ１枚のトランプを配布させ、それぞれ２枚のトランプである２組のプレイヤー手札を形成すること（以下この第二において「スプリット」という。）。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金（四のロの規定により当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金をいう。以下この１において同じ。）に相当する額の賭金を当該主たる区画に置くものとする。この場合において、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札にそれぞれ同額の賭金が対応するものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金が対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

⑵　２枚のトランプであるプレイヤー手札（２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、賭金を追加し、１枚のトランプを配布させること（以下この第二において「ダブルダウン」という。）。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、当該顧客の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くことができる。

⑶　プレイヤー手札（ダブルダウンが行われたもの及び２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、１枚のトランプを配布させること。

ホ　ニの⑵又は⑶の規定によりトランプが配布され、プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ヘ　カジノ事業者は、ハ並びにニの⑴及び⑵に定める行為について、次の⑴から⑶までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおり行うことができる。

⑴　サレンダー　ハの規定にかかわらず、決定権者はサレンダーを選択することができないこととすること。

⑵　スプリット　ニの⑴の規定にかかわらず、一の主たる区画に係るプレイヤー手札の数がカジノ事業者が定める数を超えた場合に、決定権者はスプリットを選択することができないこととすること。

⑶　ダブルダウン　ニの⑵の規定にかかわらず、次の㈠又は㈡に定めるとおり行うこと。

㈠　プレイヤー手札の点数がカジノ事業者が定める点数でない場合に、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

㈡　スプリットにより形成されたプレイヤー手札に対して、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

十　ディーラー手札に対するトランプの追加配布

イ　ディーラーは、全てのプレイヤー手札について九に規定する処理を行った後、ノーホールカードルールの場合はディーラー自身に対して１枚のトランプを表面を上面として配布し、ホールカードルールの場合は自身に配布された裏向きのトランプを表向きにする。

ロ　ディーラーは、次の⑴又は⑵のうちカジノ事業者が選択した条件に従って、ディーラー手札に対してトランプを追加で配布し、又は配布しないものとする。

⑴　ディーラー手札の点数が16点以下の場合はトランプを追加で配布し、17点以上の場合はトランプを配布しないものとする。

⑵　ディーラー手札の点数が17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合に限る。）又は16点以下の場合はトランプを追加で配布し、17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合を除く。）又は18点以上の場合はトランプを配布しないものとする。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、全てのプレイヤー手札の点数が21点を超えた場合は、ディーラーは、直ちに勝敗の決定を行うものとする。

十一　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ディーラー手札の点数と各プレイヤー手札の点数を比較する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて勝ちとなる。

㈠　プレイヤー手札がブラックジャックであり、かつ、ディーラー手札がブラックジャックでない場合

㈡　プレイヤー手札の点数が21点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数より高い場合（㈠に掲げる場合を除く。）

㈢　プレイヤー手札の点数が21点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数が21点を超えた場合（㈠に掲げる場合を除く。）

⑵　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて負けとなる。

㈠　ディーラー手札がブラックジャックであり、かつ、プレイヤー手札がブラックジャックでない場合（㈢に掲げる場合を除く。）

㈡　ディーラー手札の点数が21点を超えず、かつ、プレイヤー手札の点数より高い場合（㈠に掲げる場合を除く。）

㈢　プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合

⑶　手札に対する賭けに参加した顧客は、プレイヤー手札及びディーラー手札の点数が同じ場合（⑴の㈠又は⑵の㈠若しくは㈢に掲げる場合を除く。）に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて引分けとなる。

十二　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してスプリット又はダブルダウンが行われたことにより当該プレイヤー手札に係る主たる区画に賭金を置いた場合であって、十一ロ⑵の㈠に掲げる場合は、ディーラーは、当初の賭金のみを回収し、スプリット又はダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金は回収しないものとする。

ハ　手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、次の⑴又は⑵に掲げる当該区画に係るプレイヤー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定めるオッズにより算出する。

⑴　ブラックジャックである場合　３対２

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　１対１

ニ　ハの規定にかかわらず、カジノ事業者は、当該主たる区画に係るプレイヤー手札がブラックジャックである場合の勝金額について、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、６対５のオッズにより算出することができる。この場合にあっては七の規定は適用しない。

十三　賭けの区画の追加

イ　カジノ事業者は、四のハの規定にかかわらず、四のロの区画について、四のハに定める賭けに対応するものに加え、主たる区画に配布された最初の２枚のトランプがペアとなることに対する賭け（以下この十三において「ペアサイドベット」という。）に対応するものとすることができる。この場合において、ブラックジャックの方法は、一から十二までの規定によるほか、ロからニまでの規定によるものとする。

ロ　ペアサイドベットに参加した顧客は、当該顧客が参加したペアサイドベットに係る２枚のトランプがペアとなった場合に当該ペアサイドベットについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該ペアサイドベットについて負けとなる。

ハ　ペアサイドベットについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該ペアサイドベットに対応する区画に置かれた賭金に対して、11対１のオッズにより算出する。

ニ　ハの規定にかかわらず、カジノ事業者は、勝金額について、ペアサイドベットに対応する区画に置かれた賭金に対して、次の⑴から⑶までに掲げる当該ペアサイドベットに係る２枚のトランプの区分に応じて、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズにより算出することができる。

⑴　２枚のトランプのスートが同じペア　25対１

⑵　２枚のトランプのスートがダイヤ及びハート又はスペード及びクラブであるペア　12対１

⑶　ペア（⑴及び⑵に掲げるものを除く。）　６対１

十四　カジノ事業者の選択事項

カジノ事業者は、次に掲げる事項を一に定め、業務方法書に記載するものとする。ただし、十二ハの⑴に定めるオッズによるブラックジャック及び十二のニに定めるオッズによるブラックジャックを行う場合にあっては、それぞれのオッズに対して次に掲げる事項を一に定めるものとする。

イ　五のイに定めるトランプの配布方法

ロ　九への⑴の規定の適用の有無

ハ　九への⑵のカジノ事業者が定める数

ニ　九へ⑶の㈠のカジノ事業者が定める点数

ホ　九へ⑶の㈡の規定の適用の有無

ヘ　十のロに定めるディーラー手札に対するトランプの追加条件

十五　カットカードが引かれた場合

ディーリングシューからカットカードが引かれた場合は、ディーラーは、カットカードが引かれたラウンドが終了した後に、使用しているスタックを回収し、スタックを初期化する。

十六　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⒀までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⒀までに定める措置をとらなければならない。

⑴　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第二の１の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑵　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。

⑶　ディーリングシュー等から２枚以上のトランプが同時に引かれたこと。　当該トランプの順番が特定できる場合は当該順番に従って使用し、当該順番が特定できない場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　ディーリングシュー等の中にトランプが無いこと。　スタックのうち既に使用されたトランプを初期化して当該ラウンドを継続し、当該ラウンドが終了した後に、使用しているスタックを回収し、スタックを初期化すること。

⑸　ディーリングシュー等から表面を上面としてトランプが引かれたこと。　当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

⑹　五のイに規定する順番と異なる順番でトランプが配布されたこと。　五のイに規定された順番でトランプを配布すること。ただし、六から九までに定める処理の一部が行われた後に当該事実を認識した場合は、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　賭金が置かれている主たる区画に２枚のトランプが配布されなかったこと。　当該ラウンドにおける当該主たる区画の手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとし、当該主たる区画にトランプが配布されている場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

⑻　第二の１の規定に従わずにトランプが引かれたこと。　当該トランプが表向きにされていない場合は当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

⑼　九に定める顧客の選択に先立って六又は七に定める処理を行うべき状況にもかかわらず行わなかったこと。　ディーラーに配布された２枚目のトランプが表向きにされる前である場合は顧客に対して六又は七に定める処理を行い、当該トランプが表向きにされた後である場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑽　顧客が六のイ又は九ニの⑴若しくは⑵に定める額よりも多い額又は少ない額の賭金を置いたこと。　置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

⑾　全てのプレイヤー手札に対して九のハ又はニに定める処理が行われる前にディーラー手札の内容が明らかにされたこと（八のロ又はハの規定によりディーラー手札がブラックジャックでないことを発表した場合を除く。）。　当該ラウンドにおける九のハ又はニに定める処理が行われる前のプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けの結果は発生しなかったものとし、当該プレイヤー手札の各ト

ランプは既に使用されたトランプとして扱うこと。

⑿　九のニの規定によりトランプを配布すべき状況にもかかわらずトランプを配布せず、かつ、他のプレイヤー手札に対して当該規定によりトランプを配布したこと。　当該トランプを配布されなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けの結果は発生しなかったものとし、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

⒀　⑴から⑿までに掲げる事実のほか、第二の１で定める方法によりブラックジャックを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次の⑴から⑼までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑼までに定める措置をとらなければならない。

⑴　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第二の１の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第二の１の規定に従わずに顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑶　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、当該ラウンドにおいて使用したスタックが引き続き使用されているときは、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑷　五のイに規定する順番と異なる順番でトランプが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑸　顧客が六のイ又は九ニの⑴若しくは⑵に定める額よりも多い額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を返還すること。

⑹　顧客が六のイ又は九ニの⑴若しくは⑵に定める額よりも少ない額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を回収すること。

⑺　九のハ又は十二のイ若しくはロの規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

⑻　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑼　六のハ、七のイ、十二又は十三のハ若しくはニの規定に従った勝金の支払がなされな

かったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑼までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

十七　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してブラックジャックを行う場合の第二の１の規定の適用については、十六イの⑴及び⑽並びにロの⑴、⑵及び⑸から⑼まで並びに十八の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　三の規定の適用については、三中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

ロ　四のイ、ロ及びニ、五のイ及びハ、六のイ、七のイ、八並びに九のロ及びホの規定の適用については、ディーラーによる行為又は処理（トランプの配布及び操作を除く。）は、それに相当する事項がディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（ニにおいて単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、四のニ中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

ハ　四のロ、五のイ、六のイ及びハ、九のイ、ハ及びニ、十二のロからニまで、十三のハ及びニ並びに十六イの⑺の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

ニ　七のイ、九のハ並びに十二のイ前段及びロの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び返還並びに勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

十八　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するブラックジャック（デッキに相当する表示を使用し、かつ、四のハに規定する賭けを行う行為であって、十三のイに規定する賭け以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第二の１に定める方法に従わなければならない。この場合における第二の１の規定の適用については、一、二、十五、十六及び十七（イからニまで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　十七のイからニまでの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するブラックジャックを行う場合の第二の１の規定の適用について準用する。この場合において、十七のロ中「、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「及びロ、八、九のロからホまで、十のイ並びに十一のイ」と、「配布及び操作」とあるのは「配布」と読み替えるものとする。

ロ　三及び五から十三までの規定の適用については、トランプの配布は電子テーブルゲームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるトランプの数字又は文字及びスートは、シャッフルされたスタックを使用した場合に同じ数字又は文字及びスートが表示されたトランプが引かれる確率と同じ確率で出現するものとする。

ハ　九の規定の適用については、イにおいて準用する十七のハに定めるところによるほか、顧客による行為は顧客操作装置を使用して行われるものとする。

十九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

イ　十七又は十八に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、十七又は十八において適用する第二の１で定める方法によりブラックジャックを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、十の処理が終了した後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

ロ　カジノ事業者は、イのただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

２　ブラックジャックスイッチの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

６組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合（以下この２において「スタック」という。）を使用する。

二　スタックの初期化

第一の２の規定は、ブラックジャックスイッチに係るスタックの初期化について準用する。

三　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠、ディーラー手札に対してトランプを追加で配布する条件並びに顧客が四のハに規定する手札に対する賭けについて勝ちとなった場合において、当該賭けに対応する区画に係るプレイヤー手札（四のハに規定する手札に対する賭けに対応する区画（以下この２において「主たる区画」という。）にそれぞれ配布されたトランプの集合をいう。以下この２において同じ。）がブラックジャック（最初に配布された２枚のトランプの点数を合計した点数が21点であることをいう。以下この２において同じ。）である場合のオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

四　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、当該区画に係るプレイヤー手札（２四のハに規定する一対の区画にそれぞれ配布された２枚目のトランプについて２八のニに規定するスイッチを行った結果、当該区画にそれぞれ対応することとなったトランプの集合を含む。２六のイ及び２八のニを除き、以下この２において同じ。）及びディーラー手札が２の十において準用する１十一ロの⑴に掲げる場合に該当することに対する賭け（以下この２において「手札に対する賭け」という。）に対応するものとし、主たる区画は２個を一対のものとする。この場合において、ロの規定により賭けに参加しようとする顧客は、一対のものである２個の区画（以下この２において「一対の区画」という。）の両方に同額の賭金を置くことで、当該２個の主たる区画に係る手札に対する賭けに参加することができる。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

五　最初のトランプの配布

イ　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、次の⑴又は⑵のうちカジノ事業者が選択した方法でトランプを配布する。

⑴　賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布する方法（２八のハ及び２九のイにおいて「ノーホールカードルール」という。）

⑵　賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布し、ディーラー自身に１枚を裏面を上面として配布する方法（２の七及び２九のイにおいて「ホールカードルール」という。）

ロ　各トランプの点数は、次の⑴から⑶までに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定める点数とする。

⑴　Ａのトランプ　１点又は11点（ただし、Ａのトランプを11点としたときにディーラー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この２において「ディーラー手札の点数」という。）又はプレイヤー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この２において「プレイヤー手札の点数」という。）が21点を超えることとなる場合におけるその直前に配布されたＡのトランプ（既に１点とみなされているものを除く。）は１点とし、ディーラー手札に含まれるＡのトランプを11点としたときにディーラー手札の点数が21点を超えない場合における当該ディーラー手札に含まれるＡのトランプは11点とする。）

⑵　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

⑶　10、Ｊ、Ｑ及びＫのトランプ　10点

六　インシュランス

イ　アップカードがＡのトランプである場合、ディーラーは、顧客に対して、プレイヤー手札ごとにアップカードの点数とディーラーに配布された２枚目のトランプの点数の合計が21点であることに対する賭け（以下この２において「インシュランス」という。）に参加するかどうかを確認する。この場合において、インシュランスに参加する顧客は、当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金の２分の１を上限とする額の賭金をインシュランスに対応する区画に置くものとする。

ロ　インシュランスに参加した顧客は、ディーラーに配布された２枚目のトランプの点数が10点であることが明らかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　インシュランスについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、２対１のオッズにより算出する。

七　ホールカードルールの特例

ホールカードルールによりトランプが配布された場合であって、かつ、アップカードがＡ又は10点のトランプのとき（六の規定が適用される場合にあっては、当該規定に定める処理を行った後に限る。）は、ディーラーは、自身に配布された２枚目のトランプの表面が顧客に見えないようにディーラー手札がブラックジャックであるかどうかを確認し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める処理を行う。

イ　ディーラー手札がブラックジャックである場合　ディーラーに配布された２枚目のトランプを表向きにし、直ちに勝敗を決定するものとする。

ロ　イに掲げる場合以外の場合　ディーラー手札がブラックジャックでないことを発表する。

八　顧客の選択

イ　１人の顧客が一対の区画に賭金を置いた場合は当該顧客を、２人以上の顧客が一対の区画に賭金を置いた場合は当該顧客のうちの１人を、当該一対の区画に係る２組のプレイヤー手札に対してハ、ニ及びへの選択を行うことができる者（以下この八において「決定権者」という。）とする。

ロ　ディーラーは、プレイヤー手札ごとに、プレイヤー手札の点数を発表する。

ハ　決定権者がへに定める行為を行っていない場合（ノーホールカードルールによりトランプを配布する場合にあっては、アップカードがＡのトランプでない場合に限る。）は、決定権者は一対の区画に係る２組のプレイヤー手札のいずれか又は両方に対する賭けへの参加をやめること（以下この２において「サレンダー」という。）を選択することができる。この場合において、ディーラーは、直ちにサレンダーが選択されたプレイヤー手札に係

る主たる区画に置かれた賭金の２分の１に相当する額を回収し、残りの賭金を当該賭金を置いた顧客にそれぞれ返還するとともに、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ニ　決定権者がサレンダー又はヘに定める行為を行っていないときは、一対の区画に係る２組のプレイヤー手札について、それぞれの２枚目に配布されたトランプを交換すること（ホにおいて「スイッチ」という。）を選択することができる。

ホ　ブラックジャックであるプレイヤー手札について決定権者がサレンダー又はスイッチを選択しなかった場合であって、かつ、アップカードの点数が２点から９点までのいずれかである場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ヘ　決定権者がサレンダーを行わなかった主たる区画に係る、プレイヤー手札の点数が20点以下である場合は、決定権者は、次に掲げる行為を繰り返し選択することができる。この場合において、ディーラーは、行為が選択された場合は、直ちに（⑴又は⑵に定める行為にあっては、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している顧客がそれぞれ当該⑴の㈠若しくは㈡又は⑵の㈠若しくは㈡に定める処理を行った後、直ちに）当該行為を行うものとし、決定権者がいずれの行為も選択しなかった場合は、当該プレイヤー手札に係るこの八における顧客の選択を終了するものとする。

⑴　プレイヤー手札（２枚の同じ点数のトランプであるもの（２枚のトランプがＡであり、かつ、スプリットを行って形成されたものを除く。）に限る。）に対して、スプリットを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金（四のロの規定により当該手札に係る主たる区画に置いた賭金をいう。以下この２において同じ。）に相当する額の賭金を当該主たる区画に置くものとする。この場合において、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札にそれぞれ同額の賭金が対応するものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金が対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

⑵　２枚のトランプであるプレイヤー手札（２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、ダブルダウンを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、当該顧客の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くことができる。

⑶　プレイヤー手札（ダブルダウンが行われたもの及び２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、１枚のトランプを配布させること。

ト　への⑵又は⑶の規定によりトランプが配布され、プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

チ　カジノ事業者は、ハ並びにへの⑴及び⑵に定める行為について、次の⑴から⑶までに掲

げる行為の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおり行うことができる。

⑴　サレンダー　ハの規定にかかわらず、サレンダーを選択することができないこととすること。

⑵　スプリット　への⑴の規定にかかわらず、一の主たる区画に係るプレイヤー手札の数がカジノ事業者が定める数を超えた場合に、決定権者はスプリットを選択することができないこととすること。

⑶　ダブルダウン　への⑵の規定にかかわらず、次の㈠又は㈡に定めるとおり行うこと。

㈠　プレイヤー手札の点数がカジノ事業者が定める点数でない場合に、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

㈡　スプリットにより形成されたプレイヤー手札に対して、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

九　ディーラー手札に対するトランプの追加配布

イ　ディーラーは、全てのプレイヤー手札について八に規定する処理を行った後、ノーホールカードルールの場合はディーラー自身に対して１枚のトランプを表面を上面として配布し、ホールカードルールの場合は自身に配布された裏向きのトランプを表向きにする。

ロ　ディーラーは、ディーラー手札の点数が17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合に限る。）又は16点以下の場合はトランプを追加で配布し、17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合を除く。）又は18点以上の場合はトランプを配布しないものとする。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、全てのプレイヤー手札の点数が21点を超えた場合は、ディーラーは、直ちに勝敗の決定を行うものとする。

十　勝敗の決定

１の十一の規定は、ブラックジャックスイッチに係る勝敗の決定について準用する。この場合において、同十一ロ⑴の㈢中「21点を超えた」とあるのは「22点を超えた」と、同ロの⑶中「除く。）」とあるのは「除く。）又はディーラー手札の点数が22点である場合（⑴の㈠又は⑵の㈢に掲げる場合を除く。）」と読み替えるものとする。

十一　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してスプリット又はダブルダウンが行われたことにより当該プレイヤー手札に係る主たる区画に賭金を置いた場合であって、十において準用する１十一ロ⑵の㈠に掲げる場合は、ディーラーは、当初の賭金のみを回収し、スプリット又はダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金は回収しないものとする。

ハ　手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、１対１のオッズにより算出する。

十二　賭けの区画の追加

イ　カジノ事業者は、四のハの規定にかかわらず、同四のロの区画について、同四のハに定める賭けに対応するものに加え、一対の区画に最初に配布された４枚のトランプが特定の組合せとなることに対する賭け（以下この十二において「マッチサイドベット」という。）に対応するものとすることができる。この場合において、ブラックジャックスイッチの方法は、一から十一までの規定によるほか、次のロ又はハの規定によるものとする。

ロ　マッチサイドベットに参加した顧客は、当該顧客が参加したマッチサイドベットに係る４枚のトランプが次に掲げる組合せとなった場合に当該マッチサイドベットについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該マッチサイドベットについて負けとなる。

⑴　同じ数字又は文字のトランプ４枚の組合せ

⑵　同じ数字又は文字のトランプ３枚を含む4枚のトランプの組合せ（⑴に掲げる場合を除く。）

⑶　ペア２組を含む４枚のトランプの組合せ（⑴に掲げる場合を除く。）

⑷　ペア１組を含む４枚のトランプの組合せ（⑴から⑶までに掲げる場合を除く。）

ハ　マッチサイドベットについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑷までに掲げるマッチサイドベットに係る４枚のトランプの組合せの区分に応じて、当該マッチサイドベットに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑷までに定めるオッズにより算出する。

⑴　ロの⑴に掲げる組合せ　40対１

⑵　ロの⑵に掲げる組合せ　５対１

⑶　ロの⑶に掲げる組合せ　８対１

⑷　ロの⑷に掲げる組合せ　１対１

十三　カジノ事業者の選択事項

カジノ事業者は、次に掲げる事項を一に定め、業務方法書に記載するものとする。

イ　五のイに定めるトランプの配布方法

ロ　八チの⑴の規定の適用の有無

ハ　八チの⑵のカジノ事業者が定める数

ニ　八チ⑶の㈠のカジノ事業者が定める点数

ホ　八チ⑶の㈡の規定の適用の有無

十四　カットカードが引かれた場合

１の十五の規定は、ブラックジャックスイッチに係るカットカードが引かれた場合について準用する。

十五　不適切な事象に対する措置

１の十六の規定は、ブラックジャックスイッチに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十六中「第二の１」とあるのは「第二の２」と、「五のイ」とあるのは「２五のイ」と、同十六イの⑹中「六から九まで」とあるのは「２の六、七又は八」と、同イの⑼中「九」とあるのは「２の八」と、「六又は七」とあるのは「２の六」と、同イの⑽中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「２四のロ、２六のイ又は２八への⑴」と、同イの⑾中「九のハ又はニ」とあるのは「２八のハ、ニ又はへ」と、「八のロ又はハ」とあるのは「２七のロ」と、同イの⑿中「九のニ」とあるのは「２八のへ」と、同十六ロの⑸及び⑹中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「２四のロ、２六のイ又は２八への⑴」と、同ロの⑺中「九のハ又は十二のイ」とあるのは「２八のハ又は２十一のイ」と、同ロの⑼中「六のハ、七のイ、十二又は十三のハ」とあるのは「２六のハ、２の十一又は２十二のハ」と読み替えるものとする。

十六　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の十七の規定は、ブラックジャックスイッチに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同十七中「第二の１」とあるのは「第二の２」と、「十六イの⑴」とあるのは「２の十五において準用する１十六イの⑴」と、「十八」とあるのは「２の十七」と、同十七のイ中「三」とあるのは「２の三」と、同十七のロ中「四のイ、ロ及びニ、五のイ及びハ、六のイ、七のイ、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「２四のイ、ロ及びニ、２五のイ、２六のイ、２の七並びに２八のロ、ホ及びト」と、「四のニ」とあるのは「２四のニ」と、同十七のハ中「四のロ、五のイ、六のイ及びハ、九のイ、ハ及びニ、十二のロからニまで、十三のハ及びニ並びに十六イの⑺」とあるのは「２四のロ及びハ、２五のイ、２六のイ及びハ、２八のイ、ハ及びへ、２十一のロ及びハ、２十二のハ並びに２の十五において準用する１十六イの⑺」と、同十七のニ中「七のイ、九のハ並びに十二のイ前段」とあるのは「２八のハ並びに２十一のイ」と読み替えるものとする。

十七　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の十八の規定は、ブラックジャックスイッチに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同十八中「四のハ」とあるのは「２四のハ」と、「十三のイ」とあるのは「２十二のイ」と、「第二の１」とあるのは「第二の２」

と、「一、二、十五、十六及び十七」とあるのは「２の一、２の二、２の十四、２の十五において準用する１の十六及び２の十六において準用する１の十七」と、同十八のイ中「十七のイ」とあるのは「２の十六において準用する１十七のイ」と、「十七のロ中「、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「同十七のロ中「並びに２八のロ、ホ及びト」と、「及びロ、八、九のロからホまで、十のイ並びに十一のイ」とあるのは「、２八のロ、ホ及びト、２九のイ並びに２の十において準用する１十一のイ」と、同十八のロ中「三及び五から十三まで」とあるのは「２の三、２の五から九まで、２の十において準用する１の十一並びに２の十一及び十二」と、同十八のハ中「九」とあるのは「２の八」と、「十七」とあるのは「２の十六において準用する１十七」と読み替えるものとする。

十八　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

１の十九の規定は、ブラックジャックスイッチに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十九のイ中「十七又は十八」とあるのは「２の十六又は十七」と、「第二の１」とあるのは「第二の２」と、同イのただし書中「十」とあるのは「２の九」と読み替えるものとする。

3　ポンツーンの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキ（10のトランプを除く。以下この３において同じ。）の集合（以下この３において「スタック」という。）を使用する。

二　スタックの初期化

第一の２の規定は、ポンツーンに係るスタックの初期化について準用する。

三　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠、ディーラー手札に対してトランプを追加で配布する条件並びに顧客が四のハに規定する手札に対する賭けについて勝ちとなった場合において、当該賭けに対応する区画に係るプレイヤー手札（四のハに規定する手札に対する賭けに対応する区画（以下この３において「主たる区画」という。）にそれぞれ配布されたトランプの集合をいう。以下この３において同じ。）がポンツーン（最初に配布された２枚のトランプの点数を合計した点数が21点であることをいう。以下この３（３五のハ、３九ロ⑴の㈠及び⑵の㈠並びに十のロからニまでの規定に限る。）において同じ。）である場合のオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

四　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、当該区画に係るプレイヤー手札及びディーラー手札が九ロの⑴に掲げる場合に該当することに対する賭け（以下この３において「手札に対する賭け」という。）に対応するものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

五　最初のトランプの配布

イ　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布する。

ロ　各トランプの点数は、次の⑴から⑶までに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞ

れ当該⑴から⑶までに定める点数とする。

⑴　Ａのトランプ　１点又は11点（ただし、Ａのトランプを11点としたときにディーラー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この３において「ディーラー手札の点数」という。）又はプレイヤー手札の各トランプの点数を合計した点数（以下この３において「プレイヤー手札の点数」という。）が21点を超えることとなる場合におけるその直前に配布されたＡのトランプ（既に１点とみなされているものを除く。）及びプレイヤー手札に対してダブルダウンを行った場合における当該プレイヤー手札に含まれるＡのトランプは１点とし、ディーラー手札に含まれるＡのトランプを11点としたときにディーラー手札の点数が21点を超えない場合における当該ディーラー手札に含まれるＡのトランプは11点とする。）

⑵　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

⑶　Ｊ、Ｑ及びＫのトランプ　10点

ハ　プレイヤー手札が、ポンツーンである場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

六　インシュランス

イ　アップカードがＡのトランプである場合、ディーラーは、顧客に対して、プレイヤー手札ごとにアップカードの点数とディーラーに配布された２枚目のトランプの点数の合計が21点であることに対する賭け（以下この３において「インシュランス」という。）に参加するかどうかを確認する。この場合において、インシュランスに参加する顧客は、当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金の２分の１を上限とする額の賭金をインシュランスに対応する区画に置くものとする。

ロ　インシュランスに参加した顧客は、ディーラーに配布された２枚目のトランプの点数が10点であることが明らかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　インシュランスについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、２対１のオッズにより算出する。

七　顧客の選択

イ　１人の顧客が一の主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客を、２人以上の顧客が一の主たる区画に賭金を置いた場合は当該顧客のうちの１人を、当該一の主たる区画に係るプレイヤー手札に対してハ及びニの選択を行うことができる者（以下この七において「決定権者」という。）とする。

ロ　ディーラーは、プレイヤー手札ごとに、プレイヤー手札の点数を発表する。

ハ　アップカードがＡ、Ｋ、Ｑ又はＪのトランプである場合であって、決定権者がニに定める行為を行っていないときは、決定権者はサレンダーを選択することができる。

ニ　決定権者がサレンダーを選択しなかった場合であって、プレイヤー手札の点数が20点以下であるときは、決定権者は、次の⑴から⑶までに定める行為を繰り返し選択することができる。この場合において、ディーラーは、行為が選択された場合は、直ちに（⑴又は⑵に定める行為にあっては、当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している顧客がそれぞれ当該⑴の㈠若しくは㈡又は⑵の㈠若しくは㈡に定める処理を行った後、直ちに）当該行為を行うものとし、決定権者がいずれの行為も選択しなかった場合は、当該プレイヤー手札に係るこの七における顧客の選択を終了するものとする。

⑴　プレイヤー手札（２枚の同じ点数のトランプであるもの（２枚のトランプがＡであり、かつ、スプリットを行って形成されたものを除く。）に限る。）に対してスプリットを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金（四のロの規定により当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金をいう。以下この３に

おいて同じ。）に相当する額の賭金を当該主たる区画に置くものとする。この場合において、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札にそれぞれ同額の賭金が対応するものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金が対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

⑵　２枚のトランプであるプレイヤー手札（２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対してダブルダウンを行うこと。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、当該顧客の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くことができる。

⑶　プレイヤー手札（ダブルダウンが行われたもの及び２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、１枚のトランプを配布させること。

ホ　ニ⑵の㈠又は㈡の規定により賭金を置いた顧客は、ダブルダウンを行った後のプレイヤー手札の点数が20点以下であるときは、当該置いた賭金の撤回を選択することができるものとする。ただし、顧客が当該選択をした場合にあっては、ディーラーは、当該プレイヤー手札に係る当初の賭金を回収するとともに、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ヘ　ニの⑵又は⑶の規定によりトランプが配布され、プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ト　カジノ事業者は、ニの⑴及び⑵に定める行為について、次の⑴及び⑵に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるとおり行うことができる。ただし、カジノ事業者は、⑴のカジノ事業者が定める数並びに⑵の㈠及び㈡の規定の適用の有無を一に定め、業務方法書に記載するものとする。

⑴　スプリット　ニの⑴の規定にかかわらず、一の主たる区画に係るプレイヤー手札の数がカジノ事業者が定める数を超えた場合に、決定権者はスプリットを選択することができないこととすること。

⑵　ダブルダウン　ニの⑵の規定にかかわらず、次の㈠又は㈡に定めるとおり行うこと。

㈠　３枚以上のトランプであるプレイヤー手札であって、その点数が20点以下であるものに対して、決定権者はダブルダウンを選択することができることとすること。

㈡　スプリットにより形成されたプレイヤー手札に対して、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

八　ディーラー手札に対するトランプの追加配布

２の九の規定は、ポンツーンに係るディーラー手札に対するトランプの追加配布について準用する。この場合において、同九のイ中「八」とあるのは「七」と、「後、ノーホールカードルールの場合は」とあるのは「後、」と、「し、ホールカードルールの場合は自身に配布された裏向きのトランプを表向きにする。」とあるのは「する。」と読み替えるものとする。

九　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ディーラー手札の点数と各プレイヤー手札の点数を比較する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて勝ちとなる。

㈠　プレイヤー手札の点数が21点である場合（プレイヤー手札がポンツーンである場合を含む。）

㈡　プレイヤー手札の点数が20点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数より高い場合

㈢　プレイヤー手札の点数が20点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数が21点を超えた場合

⑵　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて負けとなる。

㈠　ディーラー手札の点数が21点を超えず、かつ、プレイヤー手札の点数より高い場合（ディーラー手札がポンツーンである場合を含む。）

㈡　プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合

⑶　手札に対する賭けに参加した顧客は、プレイヤー手札及びディーラー手札の点数が同じ場合（点数が20点を超える場合を除く。）に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて引分けとなる。

十　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してサレンダーが行われた場合であって、ディーラー手札がポンツーンである場合以外の場合にあっては、ディーラーは、当初の賭金の２分の１に相当する額を回収し、残りの賭金を当該賭金を置いた顧客に返還するものとする。

ハ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してスプリット又はダブルダウンが行われたことにより当該プレイヤー手札に係る主たる区画に賭金を置いた場合であって、九ロ⑵の㈠に掲げる場合（ディーラー手札がポンツーンである場合に限る。）にあっては、ディーラーは、当初の賭金のみを回収し、スプリット又はダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金は回収しないものとする。

ニ　手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、次の⑴から⑷までに掲げる当該区画に係るプレイヤー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑷までに定めるオッズにより算出する。

⑴　次の㈠から㈣までに掲げる場合　３対２

㈠　ポンツーンである場合

㈡　５枚のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈢　６、７及び８のトランプである場合（⑵の㈡及び⑶の㈡に掲げる場合を除く。）

㈣　３枚の７のトランプである場合（⑵の㈢及び⑶の㈢に掲げる場合を除く。）

⑵　次の㈠から㈢までに掲げる場合　２対１

㈠　６枚のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈡　６、７及び８のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプが全て同じスートである場合（⑶の㈡に掲げる場合を除く。）

㈢　３枚の７のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプが全て同じスートである場合（⑶の㈢に掲げる場合を除く。）

⑶　次の㈠から㈢までに掲げる場合　３対１

㈠　７枚以上のトランプであり、かつ、その点数が21点である場合

㈡　６、７及び８のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプのスートが全てスペードである場合

㈢　３枚の７のトランプであり、かつ、当該３枚のトランプのスートが全てスペードである場合

⑷　⑴から⑶までに掲げる場合以外の場合　１対１

ホ　ニの規定にかかわらず、手札に対する賭けに参加した顧客がダブルダウンが行われたプレイヤー手札にかかる手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の賭金額は、当該プレイヤー手札に係る賭金（ダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金を含む。）に対して、１対１のオッズにより算出する。

十一　カットカードが引かれた場合

１の十五の規定は、ポンツーンに係るカットカードが引かれた場合について準用する。

十二　不適切な事象に対する措置

１の十六（イの⑾を除く。）の規定は、ポンツーンに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十六中「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「五のイ」とあるのは「３五のイ」と、同十六イの⑹中「六から九まで」とあるのは「３の六又は３の七」と、同イの⑼中「九」とあるのは「３の七」と、「六又は七」とあるのは「３の六」と、同イの⑽中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「３六のイ又は３七ニの⑴」と、同イの⑿中「九のニ」とあるのは「３七のニ」と、同十六ロの⑸及び⑹中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「３六のイ又は３七ニの⑴」と、同ロの⑺中「九のハ又は十二のイ若しくはロ」とあるのは「３七のハ若しくはホ又は３十のイからハまで」と、同ロの⑼中「六のハ、七のイ、十二又は十三のハ若しくはニ」とあるのは「３六のハ又は３の十」と読み替えるものとする。

十三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の十七の規定は、ポンツーンに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同十七中「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「十六イの⑴」とあるのは「３の十二において準用する１十六イの⑴」と、「十八」とあるのは「３の十四」と、同十七のイ中「三」とあるのは「３の三」と、同十七のロ中「四のイ、ロ及びニ、五のイ及びハ、六のイ、七のイ、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「３四のイ、ロ及びニ、３五のイ及びハ、３六のイ並びに３七のロ及びヘ」と、「四のニ」とあるのは「３四のニ」と、同十七のハ中「四のロ、五のイ、六のイ及びハ、九のイ、ハ及びニ、十二のロからニまで、十三のハ及びニ並びに十六イの⑺」とあるのは「３四のロ、３五のイ、３六のイ及びハ、３七のイ、ニ及びホ、３十のロからホまで並びに３の十二において準用する１十六イの⑺」と、同十七のニ中「七のイ、九のハ並びに十二のイ前段及びロ」とあるのは「３七のホ及び３十のイからハまで」と読み替えるものとする。

十四　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の十八の規定は、ポンツーンに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同十八中「四のハ」とあるのは「３四のハ」と、「十三のイに規定する賭け」とあるのは「それ」と、「第二の１」とあるのは「第二の３」と、「一、二、十五、十六及び十七」とあるのは「３の一、３の二、３の十一において準用する１の十五、３の十二において準用する１の十六及び３の十三において準用する１の十七」と、同十八のイ中「十七のイ」とあるのは「３の十三において準用する１十七のイ」と、「十七のロ中「、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「同十七のロ中「並びに３七のロ及びヘ」と、「及びロ、八、九のロからホまで、十のイ並びに十一のイ」とあるのは「、３七のロ及びニからへまで並びに３九のイ」と、同十八のロ中「三及び五から十三」とあるのは「３の三及び３の五から十」と、同十八のハ中「九」とあるのは「３の七」と、「十七」とあるのは「３の十三において準用する１十七」と読み替えるものとする。

十五　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

１の十九の規定は、ポンツーンに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場

合において、同十九のイ中「十七又は十八」とあるのは「３の十三又は十四」と、「第二の１」とあるのは「第二の３」と、同イのただし書中「十」とあるのは「３の八において準用する２の九」と読み替えるものとする。

第三　ポーカー

１　使用する用具

１組のデッキを使用する。ただし、電子テーブルゲームシステム等を使用してポーカーを行う場合にあっては、この１の規定は適用しないものとする。

２　デッキのシャッフル

トランプは、各ラウンドの前にトランプシャッフラーによりシャッフルされたデッキが納められたディーリングシューから引かれるものとする。ただし、電子テーブルゲームシステム等を使用してポーカーを行う場合にあっては、この２の規定は適用しないものとする。

３　手役

一　第三（５を除く。）において「手役」とは、次のイからヌまでに掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該イからヌまでに定める５枚のトランプの組合せをいう。

イ　ロイヤルフラッシュ　同じスートであるＡ、Ｋ、Ｑ、Ｊ及び10のトランプの組合せ

ロ　ストレートフラッシュ　同じスートである５枚のトランプの数字又は文字が、Ａ、Ｋ、Ｑ、Ｊ、10、９、８、７、６、５、４、３、２及びＡの並び順において連続する組合せ

ハ　フォーオブアカインド　同じ数字又は文字である４枚のトランプを含む５枚のトランプの組合せ

ニ　フルハウス　同じ数字又は文字である３枚のトランプ及び１組のペアの組合せ

ホ　フラッシュ　同じスートである５枚のトランプの組合せ（イ及びロに定める組合せを除く。）

ヘ　ストレート　５枚のトランプの数字又は文字が、Ａ、Ｋ、Ｑ、Ｊ、10、９、８、７、６、５、４、３、２及びＡの並び順において連続する組合せ（イ及びロに定める組合せを除く。）

ト　スリーオブアカインド　同じ数字又は文字である３枚のトランプを含む５枚のトランプの組合せ（ハ及びニに定める組合せを除く。）

チ　ツーペア　２組のペアを含む５枚のトランプの組合せ（ハ及びニに定める組合せを除く。）

リ　ワンペア　１組のペアを含む５枚のトランプの組合せ（ハ、ニ、ト及びチに定める組合せを除く。）

ヌ　ファイブオッズ　イからリまでに掲げる組合せ以外の５枚のトランプの組合せ

二　手役の強さは、一のイからヌまでに掲げる順序とし、同じ種類の手役の強さは、次のイからトまでに掲げる手役の種類に応じ、それぞれ当該イからトまでに定めるとおりとする。ただし、トランプの強さの順位は、Ａ、Ｋ、Ｑ、Ｊ、10、９、８、７、６、５、４、３及び２の順序とする。

イ　フォーオブアカインド　同じ数字又は文字である４枚のトランプがより強い側の手役が強いものとする。

ロ　フルハウス　同じ数字又は文字である３枚のトランプがより強い側の手役が強いものとする。

ハ　スリーオブアカインド　同じ数字又は文字である３枚のトランプがより強い側の手役が強いものとする。

ニ　ツーペア　より強いトランプのペアが含まれる側の手役が強いものとし、最も強いペアのトランプが同じ強さである場合は他方のペアのトランプがより強い側の手役が、両方のペアのトランプが同じ強さである場合は５枚のトランプのうち２組のペアであるトランプを除いたトランプがより強い側の手役が、強いものとする。

ホ　ワンペア　より強いトランプのペアが含まれる側の手役が強いものとし、ペアのトランプが同じ強さである場合は、ペアであるトランプを除いたトランプがより強い側の手役が

強いものとする。

ヘ　ファイブオッズ　同じ強さのトランプを除き、より強いトランプが含まれる側の手役が強いものとする。

ト　イからヘまでに掲げる種類以外の種類の手役　より強いトランプが含まれる側の手役が強いものとする。ただし、ストレートフラッシュ及びストレートについては、５、４、３、２及びＡの組合せが最も弱いものとする。

4　カリビアンスタッドポーカーの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及びベットに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置き、又は投入することで、賭金を置き、又は投入した区画に対応する賭けに参加することができる。ただし、ハの⑵に掲げる賭けについては、ハの⑴に規定するアンティに参加した顧客に限り参加することができるものとし、カジノ事業者は、ハの⑵に掲げる賭けに係る賭金に相当する額に対し、ハの⑵に掲げる賭けに係る賭金の総額に対するハの⑵に掲げる賭けに係る勝金の総額の比率が１を超えない範囲でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じた額を、当該カジノ行為に使用されるプログレッシブシステムによって顧客に払い出すものとして管理する額（以下この別表第一において「累積金額」という。）に加えるものとする。

ハ　ロの区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

⑴　顧客に配布された５枚のトランプの手役（以下この４において「顧客の手役」という。）が、ディーラー手札の手役よりも強いことに対する賭け（以下この４において「アンティ」という。）

⑵　顧客の手役が３一のイからホまでに掲げる手役のいずれかとなることに対する賭け

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客及びディーラー自身に対して、それぞれ５枚のトランプを裏面を上面として配布し、ディーラー手札のうち１枚を表向きにする。

四　顧客の選択

顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、次のイ又はロに掲げる行為を選択し、当該選択に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める処理を行う。

イ　賭けへの参加をやめること（以下この第三において「フォールド」という。）。　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置く。このとき、当該トランプ及び当該顧客の賭金はディーラーにより回収される。

ロ　賭けを続けること。　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置き、レイアウト上のベットに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金の２倍に相当する額の賭金を置く。

五　勝敗の決定

イ　全ての顧客が四に規定する処理を行った後、ディーラーは、ディーラー手札を、次の⑴又は⑵に掲げるディーラー手札に係る場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　手役がファイブオッズであり、かつ、Ａ及びＫのトランプが含まれていない場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役がファイブオッズであり、かつ、Ａ及びＫのトランプが含まれていない旨を発表する。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役を発表する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　アンティに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。⑵において同じ。）は、イの⑴に掲げる場合、又はイの⑵に掲げる場合であって、ディーラー手札の手役より顧客の手役が強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、ディーラー手札の手役より顧客の手役が弱い場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて負けとなり、ディーラー手札の手役と顧客の手役が同じ強さの場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて引分けとなる。

⑵　二ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客は、顧客の手役が３一のイからホまでに掲げる手役のいずれかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

六　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金（アンティについて負けとなった場合は、当該賭けに対応してベットに係る区画に置かれた賭金を含む。）を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　アンティについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴及び⑵に掲げるディーラー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるとおりとする。

⑴　五イの⑴に掲げる場合　アンティに対応する区画に置かれた賭金に対して１対１のオッズにより算出した額

⑵　五イの⑵に掲げる場合　⑴に定める額に、次の㈠から㈨までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、ベットに係る区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該㈠から㈨までに定めるオッズにより算出した額を加えた額

㈠　ロイヤルフラッシュ　250対１

㈡　ストレートフラッシュ　50対１

㈢　フォーオブアカインド　20対１

㈣　フルハウス　７対１

㈤　フラッシュ　５対１

㈥　ストレート　４対１

㈦　スリーオブアカインド　３対１

㈧　ツーペア　２対１

㈨　ワンペア又はファイブオッズ　１対１

ハ　二ハの⑵に掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑸までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑸までに定めるとおり算出した額とする。なお、累積金額から顧客に対して支払う⑴又は⑵に定める額を差し引いた額が、プログレッシブの金額が蓄積される前の金額（以下この別表第一において「リセット金額」という。）を下回るときは、累積金額をリセット金額にし、賭金の蓄積を継続することとする。

⑴　ロイヤルフラッシュ　その時点における当該手役に係る累積金額の全部に相当する額

⑵　ストレートフラッシュ　その時点における当該手役に係る累積金額の10分の１に相当する額

⑶　フォーオブアカインド　当該顧客が二ハの⑵に掲げる賭けに対応する区画に置き、又は投入した賭金（⑷及び⑸において単に「賭金」という。）の500倍に相当する額

⑷　フルハウス　賭金の100倍に相当する額

⑸　フラッシュ　賭金の50倍に相当する額

七　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⑼までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑼までに定める措置をとらなければならない。

⑴　１人の顧客が２以上のアンティに対応する区画に賭金を置き、若しくは２人以上の顧

客が１のアンティに対応する区画に賭金を置いたこと。　当該ラウンドにおける当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第三の４の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑶　ディーリングシューから不適切トランプが引かれたこと、ディーリングシューの中にトランプが無いこと、又は顧客若しくはディーラーに対して誤った数のトランプが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　ディーリングシューから表面を上面としてトランプが引かれたこと。　表面を上面として引かれたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱い、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑸　顧客が自身に配布されたトランプに触れる前にディーラーによりトランプが表向きにされたこと。　表向きにされたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたものとして新たに１枚のトランプを配布し、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑹　顧客が自身に配布されたトランプに触れた後、全ての顧客が四に規定する処理を行う前にディーラー手札の２枚以上のトランプが表向きになったこと。　四に規定する処理を行う前の顧客のアンティに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　全ての顧客が四に規定する処理を行う前に顧客が自身に配布されたトランプの内容を明らかにしたこと。　当該顧客以外の顧客で四に規定する処理を行う前の顧客のアンティに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑻　顧客が四のロに定める額よりも多い額又は少ない額の賭金を置いたこと。　置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

⑼　⑴から⑻までに掲げる事実のほか、第三の４で定める方法によりカリビアンスタッドポーカーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次の⑴から⑼までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑼までに定める措置をとらなければならない。

⑴　１人の顧客が２以上のアンティに対応する区画に賭金を置き、又は２人以上の顧客が１のアンティに対応する区画に賭金を置いたこと。　当該ラウンドにおける当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑶　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑷　ディーリングシューから不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカ

ジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑸　顧客が四のロに定める額よりも多い額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を返還すること。

⑹　顧客が四のロに定める額よりも少ない額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を回収すること。

⑺　四のイ又は六のイの規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

⑻　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑼　六の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑼までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

八　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してカリビアンスタッドポーカーを行う場合の第三の４の規定の適用については七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ（⑷を除く。）並びに九の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　一の規定の適用については、一中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

ロ　二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（ニにおいて単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、二のニ中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

ハ　二のロ、四のロ及び六の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれ、又は投入されたものとみなす。

ニ　四のイ及び六のイの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

九　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するカリビアンスタッドポーカー（デッキに相当する表示を使用し、かつ、二ハの⑴及び⑵に掲げる賭けを行う行為であって、それら以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第三の４に定める方法に従わなければならない。この場合における第三の４の規定の適用については、七及び八（イからニまで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の

適用については、次に定めるとおりとする。

イ　八のイからニまでの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するカリビアンスタッドポーカーを行う場合の第三の４の規定の適用について準用する。

ロ　二から六までの規定の適用については、トランプの配布は電子テーブルゲームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるトランプの数字又は文字及びスートは、シャッフルされたデッキを使用した場合に当該数字又は文字及びスートが引かれる確率と同じ確率で出現するものとする。

ハ　三、四及び五のイの規定の適用については、イにおいて準用する八のロからニまで及びロに定めるところによるほか、ディーラーによる行為は電子テーブルゲームシステム等により、顧客による行為は顧客操作装置を使用して、それぞれ行われるものとし、当該行為に相当する事項は電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されるものとする。

十　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

イ　八又は九に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、八又は九において適用する第三の４で定める方法によりカリビアンスタッドポーカーを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、五のイの規定によりディーラー手札が表向きにされた後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

ロ　カジノ事業者は、イのただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

5　スリーカードポーカーの方法は、第三の１及び２に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及びプレイに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

⑴　顧客に配布された３枚のトランプの手役（以下この５において「顧客の手役」という。）が、ディーラー手札の手役よりも強いことに対する賭け（以下この５において「アンティ」という。）

⑵　顧客の手役が四イの⑴から⑸までに掲げる手役のいずれかとなることに対する賭け

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客及びディーラー自身に対して、それぞれ３枚のトランプを裏面を上面として配布する。

四　手役

イ　手役は、次の⑴から⑹までに掲げる種類の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑹までに定める３枚のトランプの組合せをいう。

⑴　ストレートフラッシュ　同じスートである３枚のトランプの数字又は文字が、Ａ、Ｋ

、Q、J、10、9、8、7、6、5、4、3、2及びAの並び順において連続する組合せ

⑵　スリーオブアカインド　同じ数字又は文字である３枚のトランプの組合せ

⑶　ストレート　３枚のトランプの数字又は文字が、A、K、Q、J、10、9、8、7、6、5、4、3、2及びAの並び順において連続する組合せ（⑴に定める組合せを除く。）

⑷　フラッシュ　同じスートである３枚のトランプの組合せ（⑴に定める組合せを除く。）

⑸　ワンペア　ペアを含む３枚のトランプの組合せ（⑵に掲げる組合せを除く。）

⑹　ノーペア　⑴から⑸までに掲げる組合せ以外の３枚のトランプの組合せ

ロ　手役の強さは、イの⑴から⑹までに掲げる順序とし、同じ種類の手役の強さは、次の⑴から⑶までに掲げる手役の種類に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおりとする。ただし、トランプの強さの順位は、A、K、Q、J、10、9、8、7、6、5、4、3及び２の順序とする。

⑴　ワンペア　より強いトランプのペアが含まれる側の手役が強いものとし、ペアであるトランプが同じ強さである場合は、ペアであるトランプを除き、より強いトランプが含まれる側の手役が強いものとする。

⑵　ノーペア　同じ強さのトランプを除き、より強いトランプが含まれる側の手役が強いものとする。

⑶　⑴及び⑵に掲げる種類以外の種類の手役　より強いトランプが含まれる側の手役が強いものとする。ただし、ストレートフラッシュ及びストレートについては、３、２及びAの組合せが最も弱いものとする。

五　顧客の選択

イ　アンティに参加した顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、次の⑴又は⑵に掲げる行為を選択し、当該選択に応じて、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　フォールド　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置く。このとき、当該トランプ及び当該顧客の賭金はディーラーにより回収される。

⑵　賭けを続けること。　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置き、レイアウト上のプレイに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金に相当する額の賭金を置く。

ロ　二ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客（アンティに参加していない顧客に限る。）は、顧客の手役が四イの⑴から⑸までに掲げる手役のいずれかとなった場合は、当該トランプをテーブル上に裏面を上面として置く。

六　勝敗の決定

イ　全ての顧客が五に規定する処理を行った後、ディーラーは、ディーラー手札を、次の⑴又は⑵に掲げるディーラー手札に係る場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　手役がノーペアであり、かつ、A、K又はQのトランプが含まれていない場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役がノーペアであり、かつ、A、K又はQのトランプが含まれていない旨を発表する。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役を発表する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　アンティに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。⑵において同じ。）は、イの⑴に掲げる場合、又はイの⑵に掲げる場合であって、ディーラー手札の手役より顧客の手役が強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、ディーラー手札の手役より顧客の手役が弱い場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて負けとなり、ディーラー手札の手役と顧客の手役が同じ強さの場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて引分けとなる。

⑵　二ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客は、手札が四イの⑴から⑸までのいずれかとな

った場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

七　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金（アンティについて負けとなった場合は、当該賭けに対応してプレイに係る区画に置かれた賭金を含む。）を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　アンティについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴又は⑵に掲げるディーラー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める額とする。

⑴　六イの⑴に掲げる場合　アンティに対応する区画に置かれた賭金に対して１対１のオッズにより算出した額

⑵　六イの⑵に掲げる場合　⑴に定める額に、プレイに係る区画に置かれた賭金に対して１対１のオッズにより算出した額を加えた額

ハ　二ハの⑵に掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑸までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑸までに定めるオッズにより算出する。

⑴　ストレートフラッシュ　40対１

⑵　スリーオブアカインド　30対１

⑶　ストレート　６対１

⑷　フラッシュ　４対１

⑸　ワンペア　１対１

ニ　イの規定にかかわらず、ディーラーは、顧客（フォールドを行った顧客を除き、負けとなった賭けに参加した顧客を含む。）の手役が四イの⑴から⑶までのいずれかとなった場合は、当該顧客に対し、次の⑴から⑶までに掲げる当該顧客の手役の区分に応じ、当該顧客のアンティに対応する区画に置かれた賭金に対してそれぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズにより算出した額の勝金を支払うものとする。

⑴　ストレートフラッシュ　５対１

⑵　スリーオブアカインド　４対１

⑶　ストレート　１対１

八　賭けの区画の追加

イ　カジノ事業者は、二のハの規定にかかわらず、二のロの区画について、二のハに掲げる賭けに対応するものに加え、顧客の手役が四イの⑴から⑶までに掲げる手役のいずれかとなることに対する賭け（以下この５において「プログレッシブジャックポット」という。）に対応するものとすることができる。この場合において、スリーカードポーカーの方法は、一から七までの規定によるほか、ロ及びハの規定によるものとし、二のロの規定の適用については、同ロ中「置く」とあるのは「置き、又は投入する」と、「置いた」とあるのは「置き、又は投入した」と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、八のイに規定するプログレッシブジャックポット（以下このロにおいて単に「プログレッシブジャックポット」という。）については、二ハの⑴に規定するアンティ又は同ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客に限り参加することができるものし、カジノ事業者は、プログレッシブジャックポットに係る賭金に相当する額に対し、プログレッシブジャックポットに係る賭金の総額に対するプログレッシブジャックポットに係る勝金の総額の比率が１を超えない範囲でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じた額を累積金額に加えるものとする。」とする。

ロ　プログレッシブジャックポットに参加した顧客は、当該顧客の手役が四イの⑴から⑶までのいずれかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　プログレッシブジャックポットについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑶まで掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおり算出した額

とする。なお、累積金額から顧客に対して支払う⑴の㈠に定める額を差し引いた額がリセット金額を下回るときは、累積金額をリセット金額にし、賭金の蓄積を継続することとする。

⑴　ストレートフラッシュ　次の㈠から㈢までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該㈠から㈢までに定める額

㈠　Ａ、Ｋ及びＱのトランプ（スートが全てスペードであるものに限る。）の組合せ　その時点における累積金額の全部に相当する額

㈡　Ａ、Ｋ及びＱのトランプの組合せ（㈠に掲げるものを除き、スートが全て同じものに限る。）　当該顧客がプログレッシブジャックポットに対応する区画に置き、又は投入した賭金（以下このハにおいて単に「賭金」という。）の250倍に相当する額

㈢　㈠及び㈡に掲げる組合せ以外の組合せ　賭金の35倍に相当する額

⑵　スリーオブアカインド　賭金の30倍に相当する額

⑶　ストレート　賭金の３倍に相当する額

九　不適切な事象に対する措置

４の七の規定は、スリーカードポーカーに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同七中「四のロ」とあるのは「５五イの⑵」と、同七イの⑵及び⑼中「第三の４」とあるのは「第三の５」と、同イの⑹及び⑺中「四」とあるのは「５の五」と、同ロの⑺中「四のイ又は六のイ」とあるのは「５五イの⑴又は５七のイ」と、同ロの⑼中「六」とあるのは「５の七」と読み替えるものとする。

十　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、スリーカードポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の５」と、「七イ」とあるのは「５の九において準用する４七イ」と、「九」とあるのは「５の十一」と、同八のイ中「一」とあるのは「５の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「５二のイ、ロ及びニ、５の三並びに５六のイ」と、「二のニ」とあるのは「５二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「５二のロ（５八のイにおいて読み替えて適用する場合を含む。）、５五イの⑵、５の七及び５八ハの⑴」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「５五イの⑴及び５七のイ及びニ」と読み替えるものとする。

十一　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、スリーカードポーカーに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴」とあるのは「５二ハの⑴」と、「それら」とあるのは「５八のイに規定する賭け」と、「第三の４」とあるのは「第三の５」と、「七及び八」とあるのは「５の九において準用する４の七及び５の十において準用する４の八」と、同イ中「八」とあるのは「５の十において準用する４八」と、同ロ中「二から六」とあるのは「６の二から八」と、同ハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「５の三、５の五及び５六のイ」と、「イにおいて準用する八のロ」とあるのは「５の十において準用する４八のロ」と読み替えるものとする。

十二　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、スリーカードポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「５の十又は５の十一」と、「第三の４」とあるのは「第三の５」と、同イのただし書中「五のイ」とあるのは「５六のイ」と読み替えるものとする。

6　テキサスホールデムボーナスの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びにフロップ、ターン及びリバーに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠、八のロに規定するカジノ事業者が選択した勝ちとなった二ハの⑴に規定するアンティに対応する区画に置かれた賭金に対して勝金を支払うこととなる手役の条件、八のニに規定するオッズを適用する場合はそのオッズ並びに九のニの規定を適用する場合はその旨が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。ただし、ハの⑵に規定するボーナスについては、ハの⑴に規定するアンティに参加した顧客に限り参加することができるものとする。

ハ　ロの区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

⑴　顧客に配布された２枚のトランプ並びに四のロ及び五のロ（六において準用する場合を含む。）の規定によりテーブルの中央に配布された５枚のトランプ（以下この６において「コミュニティカード」という。）を合わせた７枚のトランプから形成し得る最も強い手役（以下この６において「顧客の手役」という。）が、ディーラー手札の２枚のトランプ及び５枚のコミュニティカードを合わせた７枚のトランプから形成し得る最も強い手役（以下この６において「ディーラーの手役」という。）よりも強いことに対する賭け（以下この６において「アンティ」という。）

⑵　顧客に配布された２枚のトランプがペア又はＡ及びＪ、Ｑ若しくはＫの組合せとなることに対する賭け（以下この６において「ボーナス」という。）

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客及びディーラー自身に対して、それぞれ２枚のトランプを裏面を上面として配布する。

四　顧客の１回目の選択

イ　顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、次の⑴又は⑵に掲げる行為を選択し、当該選択に応じて、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　フォールド　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置く。このとき、当該トランプ及び当該顧客の賭金（ボーナスに対応する区画に置かれた賭金を除く。）はディーラーにより回収される。

⑵　賭けを続けること（五及び十において「フロップベット」という。）。　顧客は、レイアウト上のフロップに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金の２倍に相当する額の賭金を置く。

ロ　全ての顧客がイに規定する処理を行った後、ディーラーは、１枚のトランプを既に使用されたものとし、テーブルの中央に３枚のトランプを表面を上面として配布する。

五　顧客の２回目の選択

イ　フロップベットを行った顧客は、次の⑴又は⑵に定めるいずれかの行為を選択して行う。

⑴　賭金を追加しないで賭けを続けること。

⑵　レイアウト上のターンに係る区画にアンティに対応する区画に置かれた賭金に相当する額の賭金を置いて賭けを続けること。

ロ　フロップベットを行った全ての顧客がイに規定する行為を行った後、ディーラーは、１枚のトランプを既に使用したものとし、テーブルの中央に１枚のトランプを表面を上面として配布する。

六　顧客の３回目の選択

五の規定は、顧客の３回目の選択について準用する。この場合において、五中「フロップ

ベット」とあるのは「五のイに規定する行為」と、五イの⑵中「ターン」とあるのは「リバー」と読み替えるものとする。

七　勝敗の決定

イ　ディーラーは、六の規定により準用する五のロの規定によるトランプの配布を行った後、ディーラー手札を表向きにし、ディーラーの手役を発表する。

ロ　ディーラーは、各顧客（フォールドを行った顧客を除く。）に配布されたトランプを表向きにし、顧客の手役をディーラーの手役と比較する。

ハ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　アンティに参加した顧客は、顧客の手役がディーラーの手役より強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、顧客の手役がディーラーの手役より弱い場合に当該賭けについて負けとなり、顧客の手役とディーラーの手役が同じ強さの場合に当該賭けについて引分けとなる。

⑵　⑴の規定にかかわらず、ボーナスに参加した顧客は、当該顧客に配布されたトランプがペア又はＡ及びＪ、Ｑ若しくはＫの組合せとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

八　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金（アンティについて負けとなった場合は、当該賭けに対応してフロップ、ターン又はリバーに係る区画に置かれた賭金を含む。）を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ　アンティについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応してフロップ、ターン及びリバーに係る区画に置かれた賭金に対して、それぞれ１対１のオッズにより算出した額を合計した額とする。ただし、顧客の手役が次の⑴又は⑵のうちカジノ事業者が選択した手役である場合は、当該額に、アンティに対応する区画に置かれた賭金に対して、１対１のオッズにより算出した額を加えた額とする。

⑴　ロイヤルフラッシュ、ストレートフラッシュ、フォーオブアカインド、フルハウス、フラッシュ又はストレート

⑵　ロイヤルフラッシュ、ストレートフラッシュ、フォーオブアカインド、フルハウス又はフラッシュ

ハ　ボーナスについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑺までに掲げる顧客に配布されたトランプの組合せの区分に応じ、ボーナスに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑺までに定めるオッズにより算出する。

⑴　Ａのペア　30対１

⑵　Ａ及びＫの組合せ（同じスートのものに限る。）　25対１

⑶　Ａ及びＪ又はＱの組合せ（同じスートのものに限る。）　20対１

⑷　Ａ及びＫの組合せ（⑵に掲げるものを除く。）　15対１

⑸　Ｊ、Ｑ又はＫのペア　10対１

⑹　Ａ及びＪ又はＱの組合せ（⑶に掲げるものを除く。）　５対１

⑺　２から10までのペア　３対１

ニ　ハの規定にかかわらず、カジノ事業者は、ボーナスに参加した顧客に配布されたトランプ及びディーラー手札がいずれもＡのペアであるときは、当該顧客に対し、ボーナスに対応する区画に置かれた賭金に対して1,000対１のオッズにより算出された額の勝金を支払うこととすることができる。

九　賭けの区画の追加

イ　カジノ事業者は、二のハの規定にかかわらず、二のロの区画について、二のハに掲げる賭けに対応するものに加え、顧客の手役が３一のイからニまでに掲げる手役のいずれかとなることに対する賭け（以下この６において「プログレッシブジャックポット」という。

）に対応するものとすることができる。この場合において、テキサスホールデムボーナスの方法は、一から八までの規定によるほか、ロからホまでの規定によるものとし、二のロの規定の適用については、同ロ中「置く」とあるのは「置き、又は投入する」と、「置いた」とあるのは「置き、又は投入した」と、同ロのただし書中「ボーナス」とあるのは「ボーナス及び九のイに規定するプログレッシブジャックポット（以下このロにおいて単に「プログレッシブジャックポット」という。）」と、「できるものとする」とあるのは「できるものとし、カジノ事業者は、プログレッシブジャックポットに係る賭金に相当する額に対し、プログレッシブジャックポットに係る賭金の総額に対するプログレッシブジャックポットに係る勝金の総額の比率が１を超えない範囲でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じた額を累積金額に加えるものとする。」とする。

ロ　プログレッシブジャックポットに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。）は、当該顧客の手役（当該顧客に配布されたトランプを含まないで形成されたものを除く。ハにおいて同じ。）が３一のイからニまでに掲げる手役のいずれかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　プログレッシブジャックポットについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑷までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑷までに定めるとおり算出した額とする。なお、累積金額から顧客に対して支払う⑴に定める額を差し引いた額がリセット金額を下回るときは、累積金額をリセット金額にし、賭金の蓄積を継続することとする。

⑴　ロイヤルフラッシュ　次の㈠から㈢までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該㈠から㈢までに定める額

㈠　ロイヤルフラッシュが顧客に配布されたトランプ及び四のロの規定により配布されたトランプから形成された場合　その時点における当該手役に係る累積金額の全部に相当する額

㈡　ロイヤルフラッシュが顧客に配布されたトランプと四のロ及び五のロの規定により配布されたトランプから形成された場合（㈠に掲げる場合を除く。）　その時点における当該手役に係る累積金額の４分の１に相当する額

㈢　㈠及び㈡に掲げる場合以外の場合　その時点における当該手役に係る累積金額の20分の１に相当する額

⑵　ストレートフラッシュ　当該顧客がプログレッシブジャックポットに対応する区画に置き、又は投入した賭金（⑶及び⑷において単に「賭金」という。）の250倍に相当する額

⑶　フォーオブアカインド　賭金の100倍に相当する額

⑷　フルハウス　賭金の10倍に相当する額

ニ　ロの規定にかかわらず、カジノ事業者は、プログレッシブジャックポットに参加した顧客について、ロに規定する場合に加え、顧客に配布されたトランプを含まないで形成された手役がロイヤルフラッシュである場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなることとすることができる。この場合において、四イの⑴の規定にかかわらず、フォールドを行った顧客のプログレッシブジャックポットに係る賭金は、ディーラーにより回収されないものとする。

ホ　顧客に配布されたトランプを含まないで形成された手役がロイヤルフラッシュである場合におけるプログレッシブジャックポットについて勝ちとなった場合の勝金額は、その時点における当該手役に係る累積金額をプログレッシブジャックポットに参加した顧客の人数で除して得た額とする。

十　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⑭までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑭までに定める措置をとらなければならない。

⑴　１人の顧客が２以上のアンティに対応する区画に賭金を置き、若しくは２人以上の顧

客が１のアンティに対応する区画に賭金を置いたこと。　当該ラウンドにおける当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第三の６の規定に従わずに、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑶　ディーリングシューから不適切トランプが引かれたこと、ディーリングシューの中にトランプが無いこと、又は顧客若しくはディーラーに対して誤った数のトランプが配布され、若しくは誤った数のコミュニティカードが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　ディーリングシューから表面を上面としてトランプが引かれたこと。　表面を上面として引かれたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱い、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑸　第三の６の規定に従わずにトランプが引かれたこと。　当該トランプが表向きにされていない場合は、当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は、当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

⑹　顧客が自身に配布されたトランプに触れる前にディーラーによりトランプが表向きにされたこと。　表向きにされたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたものとして新たに１枚のトランプを配布し、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　顧客が自身に配布されたトランプに触れた後、全ての顧客が四のイに規定する行為を行う前にコミュニティカードが配布されたこと。　四のイに規定する行為を行う前の顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑻　フロップベットを行った全ての顧客が五のイに規定する行為を行う前にコミュニティカードが４枚以上配布されたこと。　五のイに規定する行為を行う前のフロップベットを行った顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑼　五のイに規定する行為を行った全ての顧客が六において準用する五のイに規定する行為を行う前にコミュニティカードが５枚配布されたこと。　六において準用する五のイに規定する行為を行う前の五のイに規定する行為を行った顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑽　顧客が自身に配布されたトランプに触れた後、全ての顧客がフォールド又は六において準用する五のイに規定する行為を行う前にディーラー手札の全部又は一部のトランプが表向きになったこと。　これらの行為を行った顧客以外の顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑾　全ての顧客がフォールド又は六において準用する五のイに規定する行為を行う前に顧客が自身に配布されたトランプの内容を明らかにしたこと。　当該顧客及びフォールド又は六において準用する五のイに規定する行為を行った顧客以外の顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑿　ディーラーがテーブルの中央にトランプを配布する前に１枚のトランプを既に使用したものとしなかったこと。　当該トランプの配布の後に顧客の選択が行われていない場合にあっては、当該配布したトランプのうち最初に配布したものを既に使用したものとして１枚のトランプを追加で配布し、それ以外の場合にあっては当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⒀　顧客が四イの⑵又は五イの⑵（六において準用する場合を含む。）に定める額よりも多い額又は少ない額の賭金を置いたこと。　置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

⒁　⑴から⒀までに掲げる事実のほか、第三の６の規定によりテキサスホールデムボーナスを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　４七のロ及びハの規定は、テキサスホールデムボーナスに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同ロの⑸及び⑹中「四のロ」とあるのは「６四イの⑵又は６五イの⑵（６の六において準用する場合を含む。）」と、同ロの⑺中「四のイ又は六のイ」とあるのは「６四イの⑴、６八のイ又は６九のニ」と、同ロの⑼中「六」とあるのは「６の八又は６九のハ若しくはホ」と読み替えるものとする。

十一　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、テキサスホールデムボーナスに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の６」と、「七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ」とあるのは「６十イの⑴、⑵及び⒀、同十のロにおいて準用する４七のロ」と、「九」とあるのは「６の十二」と、同八のイ中「一」とあるのは「６の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「６二のイ、ロ（６の九において読み替えて適用する場合を含む。）及びニ、６の三並びに６七のイ」と、「二のニ」とあるのは「６二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「６の一、６二のロ（６九のイにおいて読み替えて適用する場合を含む。）、６四のイ、６五イの⑵（６の六において読み替えて準用する場合を含む。）及び６の八」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「６四イの⑴、６八のイ及びニ並びに６九のニ」と読み替えるものとする。

十二　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、テキサスホールデムボーナスに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴」とあるのは「６二ハの⑴」と、「それら」とあるのは「６九のイに規定する賭け」と、「第三の４」とあるのは「第三の６」と、「七及び八」とあるのは「６十のイ、同十のロにおいて準用する４七のロ及びハ並びに６の十一において準用する４の八」と、同九のイ中「八のイ」とあるのは「６の十一において準用する４八のイ」と、同九のロ中「二から六」とあるのは「６の二から九」と、同九のハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「６の四、６五のロ（６の六において読み替えて準用する場合を含む。）並びに６七のイ及びロ」と、「八」とあるのは「６の十一において準用する４八」と読み替えるものとする。

十三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、テキサスホールデムボーナスに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「６の十一又は６の十二」と、「第三の４」とあるのは「第三の６」と、同イのただし書中「五のイ」とあるのは「６七のイ」と読み替えるものとする。

7　ミシシッピスタッドポーカーの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、顧客に配布された２枚のトランプ及び三の規定によりテーブルの中央に配布された３枚のトランプ（以下この７において「コミュニティカード」という。）を合わせた５枚のトランプの手役（以下この７において「顧客の手役」という。）が、Ｊのトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役となることに対する賭け（以下この７において「アンティ」という。）に対応するものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客に対して、それぞれ２枚のトランプを裏面を上面として配布し、テーブルの中央に３枚のトランプを裏面を上面として配布する。

四　顧客の１回目の選択

イ　顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、次の⑴又は⑵に掲げる行為を選択し、当該選択に応じて、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　フォールド　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置く。このとき、当該トランプ及び当該顧客の賭金はディーラーにより回収される。

⑵　賭けを続けること。　顧客は、レイアウト上の第３ストリートに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金に相当する額又はその２倍若しくは３倍に相当する額の賭金を置く。

ロ　全ての顧客がイに規定する処理を行った後、ディーラーは、コミュニティカードのうち１枚を表向きにする。

五　顧客の２回目の選択

四の規定は、顧客の２回目の選択について準用する。この場合において、四のイ中「顧客は、自身に配布されたトランプを確認し」とあるのは「四イの⑵に定める処理を行った顧客は」と、同イの⑵中「第３ストリート」とあるのは「第４ストリート」と、四のロ中「全て」とあるのは「四イの⑵に定める処理を行った全て」と、「ディーラーは、」とあるのは「ディーラーは、裏向きの」と読み替えるものとする。

六　顧客の３回目の選択

四の規定は、顧客の３回目の選択について準用する。この場合において、四のイ中「顧客は、自身に配布されたトランプを確認し」とあるのは「五において準用する四イの⑵に定める処理を行った顧客は」と、同イの⑵中「第３ストリート」とあるのは「第５ストリート」と、四のロ中「全て」とあるのは「五において準用する四イの⑵に定める処理を行った全て」と、「ディーラーは、」とあるのは「ディーラーは、裏向きの」と、「のうち１枚を表向き」とあるのは「を表向き」と読み替えるものとする。

七　勝敗の決定

イ　ディーラーは、六において準用する四イの⑵に定める処理を行った各顧客に配布されたトランプを表向きにし、顧客の手役を確認する。

ロ　アンティに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。）は、当該顧客の手役が、Ｊのトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役である場合に当該賭けについて勝ちとなり、５のトランプのペアを含むワンペア又はこれより弱い手役である場合に当該賭けについて負けとなり、６から10までのトランプのペアを含むワンペアである場合に当該賭けについて引分けとなる。

八　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　勝金額は、次の⑴から⑼までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、アンティに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑼までに定めるオッズにより算出する。

⑴　ロイヤルフラッシュ　500対１

⑵　ストレートフラッシュ　100対１
⑶　フォーオブアカインド　40対１
⑷　フルハウス　10対１
⑸　フラッシュ　６対１
⑹　ストレート　４対１
⑺　スリーオブアカインド　３対１
⑻　ツーペア　２対１
⑼　Ｊ、Ｑ、Ｋ又はＡのトランプのペアを含むワンペア　１対１

九　不適切な事象に対する措置

６の十（イの⑸、⑽及び⑿を除く。）の規定は、ミシシッピスタッドポーカーに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「第三の６」とあるのは「第三の７」と、同イの⑶中「顧客若しくはディーラー」とあるのは「顧客」と、同イの⑺中「四のイに規定する行為」とあるのは「７四のイに規定する処理」と、「が配布された」とあるのは「の１枚以上のトランプが表向きになった」と、同イの⑻中「フロップベット」とあるのは「７四イの⑵に定める処理」と、「五のイに規定する行為」とあるのは「７の五において準用する７四のイに規定する処理」と、「が４枚以上配布された」とあるのは「の２枚以上のトランプが表向きになった」と、同イの⑼中「五のイに規定する行為を行った」とあるのは「７の五において準用する７四イの⑵に定める処理を行った」と、「六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「７の六において準用する７四のイに規定する処理」と、「が５枚配布された」とあるのは「の全てのトランプが表向きになった」と、同イの⑾中「六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「７の六において準用する７四イの⑵に定める処理」と、同イの⒀中「四イの⑵又は五イの⑵（六において準用する場合を含む。）」とあるのは「７四イの⑵（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）」と、同十のロ中「６四イの⑵又は６五イの⑵（６の六において準用する場合を含む。）」とあるのは「７四イの⑵（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）」と、「６四イの⑴、６八のイ又は６九のニ」とあるのは「７四イの⑴（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）又は７八のイ」と、「６の八又は６九のハ若しくはホ」とあるのは「７の八」と読み替えるものとする。

十　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、ミシシッピスタッドポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の７」と、「七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ」とあるのは「７の九において準用する６十イの⑴、⑵及び⒀並びにロにおいて読み替えて準用する４七のロ」と、「九」とあるのは「７の十一」と、同八のイ中「一」とあるのは「７の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「７二のイ、ロ及びニ並びに７の三」と、「宣言又は発表」とあるのは「宣言」と、「宣言し、又は発表する」とあるのは「宣言する」と、「二のニ」とあるのは「７二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「７二のロ、７四イの⑵（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）及び７八のロ」と、「置かれ、又は投入された」とあるのは「置かれた」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「７四イの⑴（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）及び７八のイ」と読み替えるものとする。

十一　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、ミシシッピスタッドポーカーに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴及び⑵に掲げる」とあるのは「７二のハに規定する」と、「それら」とあるのは「それ」と、「第三の４」とあるのは「第三の７」と、「七及び八」とあるのは「７の九において準用する６の十（イの⑸、⑽及び⑿の除く。）及び７の十において準用する４の八」と、同九のイ中「八のイ」とあるのは「７の十において準用する４八のイ」と、同九のロ中「二から六」とあるのは「７の二

から七」と、同九のハ中「三、四及び五」とあるのは「７の四（７の五及び六において読み替えて準用する場合を含む。）及び７七」と、「八」とあるのは「７の十において準用する４八」と読み替えるものとする。

十二　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、ミシシッピスタッドポーカーに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「７の十又は７の十一」と、「第三の４」とあるのは「第三の７」と、同イのただし書中「五のイの規定によりディーラー手札が表向きにされた」とあるのは「７七のイの処理が終了した」と読み替えるものとする。

８　レットイットライドの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。ただし、ハに定める賭けについては、当該賭けに対応する一組のものとする３個の区画の全てに同額の賭金を置いた顧客に限り参加することができるものとする。

ハ　ロの区画は、顧客に配布された３枚のトランプ及び８の三において準用する７の三の規定によりテーブルの中央に配布された２枚のトランプ（以下この８において「コミュニティカード」という。）を合わせた５枚のトランプの手役（以下この８において「顧客の手役」という。）が、10のトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役となることに対する賭けに対応するものとし、１番目の区画、２番目の区画及び３番目の区画の３個の区画を一組のものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

７の三の規定は、レットイットライドに係るトランプの配布について準用する。この場合において、同三中「２枚」とあるのは「３枚」と、「３枚」とあるのは「２枚」と読み替えるものとする。

四　顧客の１回目の選択

イ　顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、賭金を減少させないこと又は減少させることのいずれかを選択してディーラーに伝える。賭金を減少させることを伝えた場合、ディーラーは、当該顧客が１番目の区画に置いた賭金を当該顧客に返還する。

ロ　全ての顧客がイに規定する選択を行った後、ディーラーは、コミュニティカードのうちの１枚を表向きにする。

五　顧客の２回目の選択

四の規定は、顧客の２回目の選択について準用する。この場合において、四のイ中「顧客は、自身に配布されたトランプを確認し」とあるのは「四のイに規定する選択を行った顧客は」と、「１番目」とあるのは「２番目」と、四のロ中「全て」とあるのは「四のイに規定する選択を行った全て」と、「コミュニティカードのうちの１枚」とあるのは「裏向きのコミュニティカード」と読み替えるものとする。

六　勝敗の決定

イ　ディーラーは、五において準用する四のイに規定する選択を行った各顧客に配布されたトランプを表向きにし、顧客の手役を確認する。

ロ　二のロに定める賭けに参加した顧客は、当該顧客の手役が10のトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役である場合に当該賭けについて勝ちとなり、９のトランプのペアを含むワンペア又はこれより弱い手役である場合に当該賭けについて負けとなる。

七　賭金の回収及び勝金の支払

７の八の規定は、レットイットライドに係る賭金の回収及び勝金の支払について準用する。この場合において、同八のロ中「アンティに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画に置かれた」とあるのは「一組のものである１番目の区画、２番目の区画及び３番目の区画のうち、勝敗の決定の時点において置かれている」と、同ロの⑴中「500」とあるのは「1,000」と、同ロの⑵中「100」とあるのは「200」と、同ロの⑶中「40」とあるのは「50」と、同ロの⑷中「10」とあるのは「11」と、同ロの⑸中「６」とあるのは「８」と、同ロの⑹中「４」とあるのは「５」と、同ロの⑼中「Ｊ」とあるのは「10、Ｊ」と読み替えるものとする。

八　不適切な事象に対する措置

６の十（イの⑸、⑻、⑽及び⑿を除く。）の規定は、レットイットライドに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「第三の６」とあるのは「第三の８」と、同イの⑴中「アンティに対応する」とあるのは「一組のものとする３個の」と、同イの⑶中「又は顧客若しくはディーラー」とあるのは「顧客」と、同イの⑺中「四のイに規定する行為」とあるのは「８四のイに規定する選択」と、「が配布された」とあるのは「の１枚以上のトランプが表向きになった」と、同イの⑼中「五のイに規定する行為を行った」とあるのは「８四のイに規定する選択を行った」と、「六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「８の五において準用する８四のイに規定する選択」と、「が５枚配布された」とあるのは「の全てのトランプが表向きになった」と、同イの⑾中「フォールド又は六において準用する五のイに規定する行為」とあるのは「８の五において準用する８四のイに規定する選択」と、同イの⑿中「四イの⑵又は五イの⑵（六において準用する場合を含む。）」とあるのは「８二のロ」と、同十のロ中「おいて」とあるのは「おいて、同ロの⑴中「アンティに対応する」とあるのは「一組のものとする３個の」と」と、「６四イの⑵又は６五イの⑵（６の六において準用する場合を含む。）」とあるのは「８二のロ」と、「６四イの⑴、６八のイ又は６九のニ」とあるのは「８の七において準用する７八のイ」と、「６の八又は６九のハ若しくはホ」とあるのは「８の七において準用する７の八」と読み替えるものとする。

九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、レットイットライドに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の８」と、「七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ」とあるのは「８の八において準用する６十イの⑴、⑵及び⑿並びにロにおいて読み替えて準用する４七のロ」と、「九」とあるのは「８の十」と、同八のイ中「一」とあるのは「８の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「８二のイ、ロ及びニ並びに８の三において準用する７の三」と、「宣言又は発表」とあるのは「宣言」と、「宣言し、又は発表する」とあるのは「宣言する」と、「二のニ」とあるのは「８二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「８二のロ、８四のイ（８の五において準用する場合を含む。）及び８の七において準用する７八のロ」と、「又は投入された」とあるのは「又は減少された」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「８四のイ（８の五において準用する場合を含む。）及び８の七において準用する７八のイ」と、「回収及び」とあるのは「回収及び返還並びに」と読み替えるものとする。

十　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、レットイットライドに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴及び⑵に掲げる」とあるのは「８二のハに規定する」と、「それら」とあるのは「それ」と、「第三の４」とあるのは「第

三の８」と、「七及び八」とあるのは「８の八において準用する６の十（イの⑸、⑻、⑽及び⑿を除く。）及び８の九において準用する４の八」と、同九のイ中「八のイ」とあるのは「８の九において準用する４八のイ」と、同九のロ中「二から六まで」とあるのは「８の二、８の三において準用する７の三、８の四（８の五において読み替えて準用する場合を含む。）並びに８の六」と、同九のハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「８の四（８の五において読み替えて準用する場合を含む。）及び８六のイ」と、「八」とあるのは「８の九において準用する４八」と読み替えるものとする。

十一　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、レットイットライドに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「８の九又は８の十」と、「第三の４」とあるのは「第三の８」と、同イのただし書中「五のイの規定によりディーラー手札が表向きにされた」とあるのは「８六のイの処理が終了した」と読み替えるものとする。

9　オマハポーカーの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画（以下この９において単に「区画」という。）の表示が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーがラウンドを開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　ディーラーがラウンドを開始する旨を宣言したときにテーブルに着席している顧客が２人以上いる場合、当該顧客のうちの１人はレイアウト上の区画に賭金を置き、当該顧客の左隣の顧客は当該賭金の２倍に相当する額の賭金（以下この９において「ビッグブラインド」という。）を置くものとする。この場合において、ビッグブラインドが置かれたときにテーブルに着席している顧客は、当該ラウンドにおける賭けに参加するものとする。

ハ　ロの規定にかかわらず、カジノ事業者は、賭けに参加するために賭金を置くこととすることができる。この場合において、顧客は、レイアウト上の区画に賭金を置くことで、賭けに参加することができる。

三　顧客の第一の選択

イ　ビッグブラインドが置かれた後、ディーラーは、賭けに参加している顧客に対して、それぞれ４枚のトランプを裏面を上面として配布し、顧客は、自身に配布されたトランプの表面を確認する。

ロ　選択権保有者（賭けに参加している顧客であって、それまでに⑶に規定するフォールド又は七のイに規定するオールイン（以下この三及び四において単に「オールイン」という。）を行った顧客以外の顧客をいう。以下この９において同じ。）は、ビッグブラインドを置いた顧客の左隣の顧客から時計回りに、次に掲げる行為のいずれかを選択して行う。ただし、ビッグブラインドを置いた選択権保有者は、自身の順番までの間に⑵に掲げる行為を行う顧客がいなかった場合、次に掲げる行為を行わないことを選択することができる。

⑴　それまでに１人の顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額のうち最大のものとそれまでに自身が置いた賭金の累積額の差額を、レイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「コール」という。）。

⑵　それまでに１人の顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額のうち最大のものとそれまでに自身が置いた賭金の累積額の差額よりも大きな額の賭金を、レイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「レイズ」という。）。

⑶　配布された４枚のトランプ（以下この９において「手札」という。）をレイアウト上の区画に裏面を上面として置くこと（以下この９において「フォールド」という。）。

ハ　ロに定める顧客の選択は、全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累

積額が同額となるまでの間、繰り返し行うものとする。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、ディーラーは、直ちにニに定める処理を行うとともに、それぞれ次の⑴又は⑵に定める処理を行うものとする。

⑴　それまでにフォールドを行った顧客以外の顧客が１人となった場合　勝敗の決定を行う。

⑵　それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が１人となった場合又は全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合　１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、３枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗の決定を行う。

ニ　全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となった場合、ディーラーは、フォールドを行った顧客の手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、それまでに区画に置かれた全ての賭金を集積するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額は、０となるものとする。

四　顧客の第二の選択

イ　ディーラーは、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、３枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布する。

ロ　選択権保有者は、ビッグブラインドを置いた顧客の右隣の顧客（以下この９において「スモールブラインド」という。）（賭けに参加している顧客が２人の場合にあっては、ビッグブラインドを置いた顧客）から時計回りに、次に掲げる行為のいずれかを選択して行う。ただし、⑴及び⑸に掲げる行為はそれまでに⑴に掲げる行為を行う顧客がいなかった場合に限り、⑵及び⑶に掲げる行為はそれまでに⑴に掲げる行為を行う顧客がいた場合に限り、選択することができる。

⑴　賭金をレイアウト上の区画に置くこと。

⑵　コール

⑶　レイズ

⑷　フォールド

⑸　⑴から⑷までに掲げる行為を行わないこと。

ハ　ロに定める顧客の選択は、全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となり、又は全ての選択権保有者がロの⑸に掲げる行為を選択するまでの間、繰り返し行うものとする。ただし、次の⑴又は⑵に掲げる場合にあっては、ディーラーは、直ちにニに定める処理を行うとともに、それぞれ次の⑴又は⑵に定める処理を行うものとする。

⑴　それまでにフォールドを行った顧客以外の顧客が１人となった場合　勝敗の決定を行う。

⑵　それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が１人となった場合又は全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合　１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗の決定を行う。

ニ　全ての選択権保有者がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額が同額となった場合、ディーラーは、フォールドを行った顧客の手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、ロの規定により区画に置かれた全ての賭金と三のニの規定により集積した賭金を集積するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置い

た賭金の累積額は、０となるものとする。

ホ　全ての選択権保有者がロの⑸に掲げる行為を選択した場合、三のニの規定により集積した賭金をニの規定により集積したものとみなす。

五　顧客の第三の選択

四の規定は、顧客の第三の選択について準用する。この場合において、四のイ中「３枚」とあるのは「１枚」と、四ハの⑵中「配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後」とあるのは「配布した後」と、四のニ及びホ中「三のニ」とあるのは「四のニ」と読み替えるものとする。

六　顧客の第四の選択

四の規定は、顧客の第四の選択について準用する。この場合において、四のイ中「３枚」とあるのは「１枚」と、四ハの⑵中「１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗」とあるのは「勝敗」と、四のニ及びホ中「三のニ」とあるのは「五において準用する四のニ」と読み替えるものとする。

七　オールイン

イ　顧客は、賭金を置こうとする場合において、当該顧客がそのラウンドで賭けることができる賭金の全てをレイアウト上の区画に置くこと（以下この９において「オールイン」という。）を行うことができる。この場合において、二、三及び四（五及び六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、オールインに係る賭金の額がこれらの規定により置くこととされている賭金の額を満たしていない場合であっても、これらの規定により置かれたものとして処理する。

ロ　顧客がオールインを行った場合、ディーラーは、三のニ又は四のニ（五及び六において準用する場合を含む。）の規定による賭金の集積に代えて、次に定めるところにより処理するものとする。この場合において、各顧客がレイアウト上の区画に置いた賭金の累積額は、０となるものとする。

⑴　㈠に掲げる額に㈡に掲げる額を加えて得た額（ベッティングラウンド（賭けの受付の開始又は直前のトランプの配布によって始まり賭金の集積（この七の規定により処理が行われる場合を含む。）によって終わる期間をいう。以下この９において同じ。）において、当該オールインより前に処理されたオールインがある場合は、㈠に掲げる額に㈡に掲げる額を加え、㈢に掲げる額を減じて得た額）を当該オールインに係る賭金の集積額とする。

㈠　オールインが行われた直前のベッティングラウンドが終了した時点における集積した賭金の額（そのラウンドにおいて賭金を集積していない場合は、０）

㈡　このロに定める処理を行う時点における各顧客の賭金の累積額のうち、オールインを行った顧客の賭金の累積額と同額までの部分の総額

㈢　当該オールインが行われたベッティングラウンドにおいて当該オールインより前に処理されたオールインに係る賭金の集積額の総額

⑵　一のベッティングラウンドにおいて複数の顧客がオールインを行った場合にあっては、⑴の処理は、オールインを行った顧客のうち賭金の累積額が最も小さい額の顧客が行ったものから順に行うものとする。ただし、オールインを行った顧客に賭金の累積額が同じ顧客が２人以上いる場合にあっては、⑴の処理は、これらの顧客が行ったオールインについて一度に行うものとする。

⑶　一のベッティングラウンドの開始時に選択権保有者であった全ての顧客（フォールドを行った顧客を除く。）がオールインを行った場合にあっては、⑴の処理は、オールインを行った顧客のうち賭金の累積額が最も大きい額の顧客が行ったものについては行わないものとする。ただし、賭金の累積額が最も大きい額の顧客が２人以上いる場合にあっては、⑴の処理は、これらの顧客が行ったオールインについて一度に行うものとする。

⑷　一のベッティングラウンドにおいて最後に処理されたオールインを行った顧客の賭金の累積額を超える額の累積額の賭金を置いた顧客がいる場合、ディーラーは、次の㈠又は㈡に掲げる当該顧客の人数の区分に応じ、それぞれ当該㈠又は㈡に定める処理を行う。

㈠　１人　当該顧客の賭金の累積額から最後に処理されたオールインを行った顧客の賭金の累積額を減じて得た額の賭金を、当該顧客に返還するものとする。

㈡　２人以上　それぞれの顧客の賭金の累積額から最後に処理されたオールインを行った顧客の賭金の累積額を減じて得た額に係る賭金を、当該ベッティングラウンドが終了した時点における集積した賭金とする。

ハ　オールインを行った顧客は、そのラウンドの終了までの間、三のロ及び四のロ（五及び六において準用する場合を含む。）に定める選択を行うことはできない。

八　勝敗の決定

賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　勝敗の決定の時点における賭金の集積額が０円でない場合の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　フォールドを行わなかった顧客（オールインを行った顧客を除く。）が１人の場合、当該顧客は賭けについて勝ちとなり、フォールドを行った顧客は賭けについて負けとなる。この場合において、⑶の規定により勝敗を決定するときは、勝ちとなった顧客の手札のうちの２枚のトランプ及びテーブルの中央に配布された５枚のトランプ（以下この９において「コミュニティカード」という。）のうちの３枚のトランプにより形成し得る手役のうち最も強い手役（以下この八及び九において単に「手役」という。）を発表する。

⑵　⑴に定める場合以外の場合における顧客（オールインを行った顧客を除く。以下この⑵において同じ。）の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

㈠　ディーラーは、顧客（フォールドを行った顧客を除く。㈡及び㈢において同じ。）のうちの１人の手札を表向きにさせ、当該顧客の手役を発表する。

㈡　㈠の規定により手札を表向きにした顧客以外の顧客は自身の手札を表向きにし、ディーラーは当該顧客の手役を発表する。ただし、オールインを行った顧客がいない場合であって、顧客の手役が既に手札を表向きにした顧客の手役より弱い場合は、当該顧客は自身の手札を表向きにしないことができる。

㈢　㈠又は㈡の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客の手役が他の手札を表向きにした顧客の手役より強い場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合に賭けについて勝ちとなり、当該顧客の手役が手札を表向きにした他の顧客の手役より弱い場合に賭けについて負けとなる。ただし、２人以上の顧客の手役の強さが同じ場合であって、当該手役が手札を表向きにした他の顧客の手役より強いときは、当該２人以上の顧客はいずれも賭けについて勝ちとなる。

⑷　フォールドを行った顧客及び㈠又は㈡の規定により手札を表向きにしなかった顧客は、賭けについて負けとなる。

⑶　⑴又は⑵の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合は、当該顧客の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

㈠　ディーラーは、賭けの勝敗が決定されていない顧客のうち最も後に処理されたオールインを行った顧客の手札を表向きにさせ、当該顧客の手役を発表する。

㈡　㈠の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客の手役がそれまでに発表された手役のうち最も強い手役と比較して、これより強い場合又はこれと同じ強さの場合に賭けについて勝ちとなり、これより弱い場合に賭けについて負けとなる。

㈢　㈡の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合は、当該顧客の賭けの勝敗は、㈠及び㈡の規定により決定する。

ロ　イに定める場合以外の場合の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　イの⑵の規定は、顧客（オールインに係る処理が行われなかった顧客（オールインを

行わなかった顧客を含む。）及び最後に処理されたオールインを行った顧客に限る。）の賭けの勝敗について準用する。この場合において、同⑵の㈡中「する。ただし、オールインを行った顧客がいない場合であって、顧客の手役が既に手札を表向きにした顧客の手役より弱い場合は、当該顧客は自身の手札を表向きにしないことができる。」とあるのは「する。」と、同⑵の㈢中「場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合」とあるのは「場合」と、同⑵の㈣中「顧客及び㈠又は㈡の規定により手札を表向きにしなかった顧客」とあるのは「顧客」と読み替えるものとする。

⑵　イの⑶の規定は、⑴において準用するイの⑵の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合における当該顧客の賭けの勝敗の決定について準用する。

九　勝金の支払

イ　ディーラーは、賭金の集積額（オールインに係る賭金の集積額を含む。）のそれぞれに対し、100分の90以上１未満の範囲内でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じて得た額をそれぞれ勝金に充てる額とする。この場合において、算出された勝金に充てる額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。

ロ　ディーラーは、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨て、スモールブラインドの右隣の顧客から時計回りに最も近い顧客（勝ちとなった顧客に限る。）に当該切り捨てた端数の総額を勝金として支払うものとする。

ハ　次の⑴から⑷までに掲げる顧客の勝金額は、当該⑴から⑷までに定めるところにより算出する。

⑴　八イの⑴の規定により勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額を加え、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じて得た額を勝金額とする。

⑵　八イ⑵の㈢の規定により勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額を加え、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑶　八イ⑶の㈡の規定（八ロの⑵において準用する場合を含む。）により勝ちとなった顧客　当該顧客が行ったオールインに係る勝金に充てる額に、当該オールインより前に処理された全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額を加え、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、当該顧客の手役と同じ強さの手役の顧客（当該顧客より先又は同時に勝ちとなった顧客に限る。）の人数に１を加えた数で除して得た額を勝金額とする。

⑷　八ロの⑴において準用する八イ⑵の㈢の規定により勝ちとなった顧客　全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額から、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

十　ハイローエイトオアベター

カジノ事業者は、オマハポーカーをハイローエイトオアベターの方法により行うこととすることができる。この場合において、カジノ事業者はその旨を業務方法書に記載するものとし、オマハポーカーの方法は、一から七まで及び十四に定めるほか、十一から十三までの規定によるものとする。

十一　ハイローエイトオアベターのローハンド

イ　オマハポーカーをハイローエイトオアベターの方法で行う場合において「ローハンド」とは、顧客の手札のうちの２枚のトランプ及びコミュニティカードのうちの３枚のトランプから形成し得る５枚のトランプの組合せであって、同じ数字又は文字であるトランプを含まず、かつ、Ａ又は２から８までの数字のいずれかのトランプにより形成されるものの

うち、最も強いものをいう。

ロ　イに定める組合せの強さは、同じ強さのトランプを除き、最も弱いトランプを比較してより強いトランプが含まれるものが強いものとする。この場合において、第三の３の二の規定にかかわらず、トランプの強さの順位は、Ａ、２、３、４、５、６、７及び８の順序とする。

十二　ハイローエイトオアベターにおける勝敗の決定

オマハポーカーをハイローエイトオアベターの方法により行う場合における勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　勝敗の決定の時点における賭金の集積額が０円でない場合の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　フォールドを行わなかった顧客（オールインを行った顧客を除く。）が１人の場合、当該顧客は賭けについて勝ちとなり、フォールドを行った顧客は賭けについて負けとなる。この場合において、⑶の規定により勝敗を決定するときは、勝ちとなった顧客の手札を表向きにさせ、当該顧客の手札のうちの２枚のトランプ及びコミュニティカードのうちの３枚のトランプにより形成し得る手役のうち最も強い手役（以下この十二及び十三において「ハイハンド」という。）及びローハンドがある場合はローハンドを発表する。

⑵　⑴に定める場合以外の場合における顧客（オールインを行った顧客を除く。以下この⑵において同じ。）の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

㈠　ディーラーは、顧客（フォールドを行った顧客を除く。㈡から㈣までにおいて同じ。）のうちの１人の手札を表向きにさせ、当該顧客のハイハンド、及びローハンドがある場合はローハンドを発表する。

㈡　㈠の規定により手札を表向きにした顧客以外の顧客は自身の手札を表向きにし、ディーラーは当該顧客のハイハンド、及びローハンドがある場合はローハンドを発表する。ただし、オールインを行った顧客がいない場合であって、顧客のハイハンド、及びローハンドがある場合はローハンドが、既に手札を表向きにした顧客のハイハンド及びローハンドのそれぞれより弱い場合は、当該顧客は自身の手札を表向きにしないことができる。

㈢　㈠又は㈡の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客のハイハンドが他の手札を表向きにした顧客のハイハンドより強い場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなり、当該顧客のハイハンドが手札を表向きにした他の顧客のハイハンドより弱い場合にハイハンドに係る賭けについて負けとなる。ただし、２人以上の顧客のハイハンドの強さが同じ場合であって、当該ハイハンドが手札を表向きにした他の顧客のハイハンドより強いときは、当該２人以上の顧客はいずれもハイハンドに係る賭けについて勝ちとなる。

㈣　㈠又は㈡の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客のローハンドが他の手札を表向きにした顧客のローハンドより強い場合、他の手札を表向きにした顧客にローハンドがない場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合にローハンドに係る賭けについて勝ちとなり、当該顧客のローハンドが手札を表向きにした他の顧客のローハンドより弱い場合又は当該顧客にローハンドがない場合にローハンドに係る賭けについて負けとなる。ただし、２人以上の顧客のローハンドの強さが同じ場合であって、当該ローハンドが手札を表向きにした他の顧客のローハンドより強いときは、当該２人以上の顧客はいずれもローハンドに係る賭けについて勝ちとなる。

㈤　フォールドを行った顧客及び㈠又は㈡の規定により手札を表向きにしなかった顧客は、ハイハンド及びローハンドに係る賭けについて負けとなる。

⑶　⑴又は⑵の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合は、当該顧客の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

㈠　ディーラーは、賭けの勝敗が決定されていない顧客のうち最も後に処理されたオー

ルインを行った顧客の手札を表向きにさせ、当該顧客のハイハンド、及びローハンドがある場合はローハンドを発表する。

㈡　㈠の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客のハイハンドがそれまでに発表されたハイハンドのうち最も強いものと比較して、これより強い場合又はこれと同じ強さの場合にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなり、これより弱い場合にハイハンドに係る賭けについて負けとなる。

㈢　㈠の規定により手札を表向きにした顧客は、当該顧客のローハンドがそれまでに発表されたローハンドのうち最も強いものと比較して強い場合若しくは同じ強さの場合又はそれまでにローハンドが発表されていない場合にローハンドに係る賭けについて勝ちとなり、当該顧客のローハンドがそれまでに発表されたローハンドより弱い場合又は当該顧客にローハンドがない場合にローハンドに係る賭けについて負けとなる。

㈣　㈡及び㈢の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合は、当該顧客の賭けの勝敗は、㈠から㈢までの規定により決定する。

ロ　イに定める場合以外の場合の賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　イの⑵の規定は、顧客（オールインに係る処理が行われなかった顧客（オールインを行わなかった顧客を含む。）及び最後に処理されたオールインを行った顧客に限る。）の賭けの勝敗について準用する。この場合において、同⑵の㈡中「する。ただし、オールインを行った顧客がいない場合であって、顧客のハイハンド、及びローハンドがある場合はローハンドが、既に手札を表向きにした顧客のハイハンド及びローハンドのそれぞれより弱い場合は、当該顧客は自身の手札を表向きにしないことができる。」とあるのは「する。」と、同⑵の㈢中「場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合」とあるのは「場合」と、同⑵の㈣中「場合、他の」とあるのは「場合又は」と、「場合又は手札を表向きにした顧客がいない場合」とあるのは「場合」と、同⑵の㈤中「顧客及び㈠又は㈡の規定により手札を表向きにしなかった顧客」とあるのは「顧客」と読み替えるものとする。

⑵　イの⑶の規定は、⑴において準用するイの⑵の規定により賭けの勝敗を決定した後に賭けの勝敗が決定されていない顧客がいる場合における当該顧客の賭けの勝敗の決定について準用する。

十三　ハイローエイトオアベターにおける勝金の支払

オマハポーカーをハイローエイトオアベターの方法により行う場合における勝金の支払は、次に定めるとおりとする。

イ　ディーラーは、賭金の集積額（オールインに係る賭金の集積額を含む。）のそれぞれに対し、100分の90以上１未満の範囲内でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じて得た額をそれぞれ勝金に充てる額とする。この場合において、算出された勝金に充てる額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。

ロ　ディーラーは、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、ハの⑵、⑷又は⑹の規定により算出された勝金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨て、ハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客のうち最も強いハイハンドの顧客（当該顧客が２人以上いるときは、それらの顧客のうちハイハンドに含まれるトランプのうち、第三の３の二ただし書に定めるところにより最も強いもののスートが、スペード、ハート、ダイヤ、クラブの順序に従い、より先順位のものである顧客）に当該切り捨てた端数の総額を勝金として支払うものとし、ハの⑶、⑸又は⑺の規定により算出された勝金額に１円未満の端数があるときはこれを切り捨て、ローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客のうち最も強いローハンドの顧客（当該顧客が２人以上いるときは、それらの顧客のうちローハンドに含まれるトランプのうち、第三の３の二ただし書に定めるところにより最も強いもののスートが、クラブ、ダイヤ、ハート、スペードの順序に従い、より先順位のものである顧客）に当該切り捨てた端数の総額を勝金として支払うものとする。

ハ　次の⑴から⑺までに掲げる顧客の勝金額は、当該⑴から⑺までに定めるところにより算出する。

⑴　十二イの⑴の規定により勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額を加えた額から、当該顧客より後に勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じて得た額を勝金額とする。

⑵　十二イ⑵の㈢の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、同⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客がいない場合にあっては、勝金に充てる額とする。）に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑶又は⑸の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当該額とする。）の総額を加え、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑶　十二イ⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　勝敗の決定が行われた時点における勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額を加え、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈣の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑷　十二イ⑶の㈡（十二ロの⑵において準用する場合を含む。以下この⑷において同じ。）の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　当該顧客が行ったオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、当該顧客より先又は同時にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客がいない場合にあっては、勝金に充てる額とする。）に、当該オールインより前に処理された全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑶（十二ロの⑵において準用する場合にあっては、⑺）又は⑸の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当該額とする。）の総額を加え、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、当該顧客のハイハンドと同じ強さのハイハンドの顧客（当該顧客より先又は同時に勝ちとなった顧客に限る。）の人数に１を加えた数で除して得た額を勝金額とする。

⑸　十二イ⑶の㈢（十二ロの⑵において準用する場合を含む。）の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　当該顧客が行ったオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に、当該オールインより前に処理された全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額を加え、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、当該顧客のローハンドと同じ強さのローハンドの顧客（当該顧客より先又は同時に勝ちとなった顧客に限る。）の人数に１を加えた数で除して得た額を勝金額とする。

⑹　十二ロの⑴において準用する十二イ⑵の㈢の規定によりハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　全てのオールインに係る勝金に充てる額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額とし、⑸又は⑺の規定による勝金額の算出に使用されないオールインに係る勝金に充てる額については、当

該額とする。）の総額から、当該顧客より後にハイハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈢の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

⑺　十二ロの⑴において準用する十二イ⑵の㈣の規定によりローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客　全てのオールインに係る勝金に充てる額の総額の２分の１に相当する額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の総額から、当該顧客より後にローハンドに係る賭けについて勝ちとなった顧客に係る勝金額の総額を減じ、同㈣の規定により勝ちとなった顧客の人数で除して得た額を勝金額とする。

十四　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の集積が行われる前に次の⑴から⑺までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑺までに定める措置をとらなければならない。

⑴　第三の９の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の区画に置き直させること。

⑵　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと、ディーリングシュー等の中にトランプがないこと、又は顧客に対して誤った数のトランプが配布され、若しくは誤った数のコミュニティカードが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑶　ディーリングシュー等から表面を上面としてトランプが引かれたこと。　当該トランプが、ラウンドにおいて表面を上面として引かれた１枚目のトランプである場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱い、それ以外の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　第三の９の規定に従わずにトランプが引かれたこと。　当該トランプが、表にされていない場合は当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑸　顧客が自身の手札に触れる前にディーラーによりトランプが表向きにされたこと。　当該トランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うとともに、新たに１枚のトランプを配布し、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑹　ディーラーがテーブルの中央にトランプを配布する前に１枚のトランプを既に使用したものとしなかったこと。　当該トランプの配布の後に顧客の選択が行われていない場合にあっては当該配布したトランプのうち最初に配布したものを既に使用したものとして１枚のトランプを追加で配布し、それ以外の場合にあっては当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　⑴から⑹までに掲げる事実のほか、第三の９で定める方法によりオマハポーカーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　カジノ事業者は、賭金の集積後に次の⑴から⑷までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑷までに定める措置をとらなければならない。

⑴　第三の９の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額からその額に九のイに定める率を乗じて得た額を減じて得た額を勝ちとなった顧客から回収し、新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑵　顧客が賭金を減少させたこと。　減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収し、減少させた賭金に相当する額からその額に九のイに定める率を乗じて得た額を減じて得た額を勝ちとなった顧客に支払うこと。

⑶　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおける

カジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、顧客が置いた賭金に相当する額を当該顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑷　九の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑷までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

10　テキサスホールデムポーカーの方法は、９（十から十三までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同９中「この９」とあるのは「第三の10において準用する第三の９」と、「第三の９」とあるのは「第三の10において準用する第三の９」と、同９三のイ及びロの⑶中「４枚」とあるのは「２枚」と、同９八イ⑴中「うちの２枚」とあるのは「２枚」と、「のうちの３枚のトランプにより」とあるのは「により」と読み替えるものとする。

11　ポーカートーナメントの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

トーナメントチップを使用する。

二　賭けの受付

イ　顧客は、三のロに規定するゲームの開始前、又はその開始後であって四のロの規定による勝敗の決定前のあらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた期限までに、カジノ事業者に対し賭金を預けることで賭けに参加することができる。

ロ　カジノ事業者は、イの規定により預けられた賭金を集積するものとする。

三　ゲームの実施

イ　賭けに参加する顧客は、同じ賭けに参加する顧客に共通して適用される条件に従った点数のトーナメントチップの交付を受けるものとする。

ロ　賭けに参加する顧客は、トーナメントチップを使用し、９に定めるオマハポーカー又は10に定めるテキサスホールデムポーカーの方法により、金銭の得喪を争うことに代えて、トーナメントチップに表示された点数の得喪を争うこと（以下この11において「ゲーム」という。）を繰り返し行うものとする。

ハ　９（九のイ、十三のイ並びに十四のロ及びハを除く。）の規定は、ポーカートーナメントのゲームをオマハポーカーの方法により行う場合について準用する。この場合において、９中「賭けの」とあるのは「ゲームの」と、「賭金」とあるのは「トーナメントチップ」と、「相当する額」とあるのは「相当するポイント」と、「この９において「」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの９において「」と、「賭けに参加」とあるのは「ゲームに参加」と、「この９において同じ」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの９において同じ」と、「累積額」とあるのは「累積ポイント」と、「同額」とあるのは「同ポイント」と、「得た額」とあるのは「得たポイント」と、「集積額」とあるのは「集積ポイント」と、「総額」とあるのは「総ポイント」と、「０円」とあるのは「０」と、「賭けについて」とあるのは「ゲームについて」と、「勝金の支払」とあるのは「勝利ポイントの支払」と、「勝金額」とあるのは「勝利ポイント」と、「額の勝金」とあるのは「勝利ポイントのトーナメントチップ」と、「１円」とあるのは「トーナメントチップのうち最も小さいポイント」と、「勝金として」とあるのは「勝利ポイントとして」と、９の一から十四まで以外の部分中「とする」とあるのは「とする。この場合において、２中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド（11三のハにおいて読み替えて準用する９二のイに規定するゲームラウンドをいう。）」とする」と、９の一中「賭けに対応する区画（以下この９において単に「区画」という。）」とあるのは「区画」と、９二のイ中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド（ゲームの受付の開始からゲームに参加している全ての

顧客に係る勝利ポイントの支払の終了までの期間をいう。ただし、ゲームに参加している全ての顧客の勝敗が決定したときに支払うべき勝利ポイントがない場合にあっては、そのときに当該ゲームラウンドは終了するものとする。以下11三のハにおいて準用する第三の９において同じ。）」と、同二のロ中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド」と、「２倍」とあるのは「ポイントの２倍」と、９三のロ中「七のイ」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三９七のイ」と、「この三」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三９の三」と、同ロの⑴及び⑵中「差額」とあるのは「差分」と、同ロの⑵中「大きな額」とあるのは「大きなポイント」と、９四のニ及びホ並びに９の五並びに六中「三のニ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三のニ」と、同五及び六中「四の規定」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の四の規定」と、「四のイ」とあるのは「同四のイ」と、「四ハの⑵」とあるのは「同四ハの⑵」と、「、四のニ」とあるのは「、同四のニ」と、同五中「「四のニ」とあるのは「「11三のハにおいて準用する９四のニ」と、同六中「五において準用する四のニ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の五において準用する９四のニ」と、９の七中「そのラウンド」とあるのは「そのゲームラウンド」と、「賭ける」とあるのは「置く」と、「二、三及び四（五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の二、三及び四（11三のハにおいて準用する９の五」と、「の額」とあるのは「のポイント」と、同七のロ中「三のニ又は四のニ（五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三のニ又は四のニ（11三のハにおいて準用する９の五」と、同ロの⑴中「掲げる額」とあるのは「掲げるポイント」と、「この七」とあるのは「11三のハにおいて準用するこの七」と、同ロの⑵中「小さい額」とあるのは「小さいポイント」と、同ロの⑶中「大きい額」とあるのは「大きいポイント」と、同ロの⑷中「超える額」とあるのは「超えるポイント」と、同七のハ中「三」とあるのは「11三のハにおいて準用する９三」と、「五」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の五」と、９の八中「この八及び九」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の八及び九」と、９九のハ中「勝金に充てる額」とあるのは「トーナメントチップの集積ポイント」と、９九ハの⑴から⑶までの規定中「八イ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９八イ」と、「八ロ」とあるのは「同八ロ」と、同ハの⑷中「八ロ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９八ロ」と、９の十中「一から七」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の一から七」と、「十一」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の十一」と、９の十二中「この十二」とあるのは「11三のハにおいて準用する９の十二」と、９十三のハ中「勝金に充てる額」とあるのは「トーナメントチップの集積ポイント」と、「加えた額」とあるのは「加えたポイント」と、「当該額」とあるのは「当該ポイント」と、「切り上げた額」とあるのは「切り上げたポイント」と、「切り捨てた額」とあるのは「切り捨てたポイント」と、同ハの⑴から⑸までの規定中「十二イ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９十二イ」と、「十二ロ」とあるのは「同十二ロ」と、同ハの⑹及び⑺中「十二ロ」とあるのは「11三のハにおいて準用する９十二ロ」と、９の十四中「ラウンド」とあるのは「ゲームラウンド」と、「第三の９」とあるのは「11三のハにおいて準用する第三の９」と読み替えるものとする。

ニ　ポーカートーナメントのゲームをテキサスホールデムポーカーの方法により行う場合については、ハにおいて準用する第三の９（九のイ、十から十三まで並びに十四のロ及びハを除く。）の規定を準用する。この場合において、同９中「11三のハ」とあるのは「11三のニにおいて準用する11三のハ」と、「４枚」とあるのは「２枚」と、「うちの２枚」とあるのは「２枚」と、「のうちの３枚のトランプにより」とあるのは「により」と読み替えるものとする。

四　勝敗の決定

イ　カジノ事業者は、三のハ又はニに定めるところによりゲームを繰り返し行い、ゲームに参加する顧客の保有する点数の有無又は多寡その他の点数の保有状況を基礎としたものであって、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた方法により顧客の順位を決定する。

ロ　ゲームに参加する顧客は、ゲームに参加する人数に応じて勝金を得ることができるもの

であって、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた順位より先順位の場合はゲームについて勝ちとなる。

ハ　ロの規定にかかわらず、三のハ又はニの規定により行うゲームにおいて特定の手役であったこと、他のゲームに参加する顧客の保有する全ての点数を喪失させたことその他の偶然の事情によるものであってあらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた条件を満たした顧客は、ゲームについて勝ちとなる。

ニ　ロ又はハの規定によりゲームについて勝ちとなる顧客以外の顧客は、ゲームについて負けとなる。

五　勝金の支払

カジノ事業者は、二のロの規定により集積した賭金の額に対し、100分の70以上１未満の範囲内であらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた率を乗じて得た額を勝金の総額とし、ゲームについて勝ちとなった顧客に対し、賭けに参加する人数に応じた勝金の総額に対する比率によって算出される額その他のあらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた額の勝金を支払う。

六　不適切な事象に対する措置

カジノ事業者は、第三の11で定める方法と異なる方法でポーカートーナメントが行われ、又はその方法によりポーカートーナメントを行うことができなくなった事実であって、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた事実を認識した場合は、速やかに、あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた措置をとらなければならない。

七　カジノ管理委員会の承認

カジノ事業者は、二のイ、四のイからハまで、五及び六に定める承認を受けようとするときは、ポーカートーナメントを実施するに当たり、遅滞なく、それらの承認に係る事項を記載した書面をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

第四　カジノウォー

１　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合（以下この第四において「スタック」という。）を使用する。

２　スタックの初期化

第一の２の規定は、カジノウォーに係るスタックの初期化について準用する。

３　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

４　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。ただし、三のロに掲げる賭けについては、三のイに掲げる賭けに参加した顧客に限り参加することができるものとする。

三　二の区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

イ　顧客に配布された１枚のトランプがディーラーに配布された１枚のトランプより強いことに対する賭け

ロ　顧客に配布された１枚のトランプがディーラーに配布された１枚のトランプと同じ強さであることに対する賭け

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

５　トランプの配布

一　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客及びディーラー自身に対して、それぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布する。

二　トランプの強さの順位は、Ａ、Ｋ、Ｑ、Ｊ、10、９、８、７、６、５、４、３及び２の順序とする。

6　勝敗の決定

一　ディーラーは、自身に配布されたトランプと各顧客に配布されたトランプを比較する。

二　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　４三のイに掲げる賭けに参加した顧客は、当該顧客に配布されたトランプが、ディーラーに配布されたトランプより強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、ディーラーに配布されたトランプより弱い場合に当該賭けについて負けとなる。ただし、顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプと同じ強さである場合は、８の規定に従う。

ロ　４三のロに掲げる賭けに参加した顧客は、当該顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプと同じ強さである場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

7　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

二　次のイ又はロに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イ又はロに定めるオッズにより算出する。

イ　４三のイに掲げる賭け　１対１

ロ　４三のロに掲げる賭け　10対１

8　追加の賭け

顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプと同じ強さである場合における当該顧客の４三のイに掲げる賭けについては、次のとおりとする。

一　顧客は、４三のイに掲げる賭けについて、次のイ又はロに掲げる行為を選択し、ディーラー又は顧客は当該選択に応じて、それぞれ当該イ又はロに定めるとおり処理する。

イ　賭けを終えること。　ディーラーは、当該顧客がレイアウト上の４三のイに掲げる賭けに対応する区画に置いた賭金の２分の１に相当する額を回収し、残りの賭金を当該顧客に返還する。

ロ　顧客に追加で配布された１枚のトランプがディーラーに追加で配布された１枚のトランプよりも強いことに対する賭け（以下この８において「追加の賭け」という。）に参加すること。　当該顧客は、レイアウト上の４三のイに掲げる賭けに対応する区画に、当該区画に置いた賭金に相当する額の賭金を置く。

二　一のロを選択した顧客がいるとき、ディーラーは、当該顧客及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布し、その強さを比較する。この場合において、賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　顧客に配布されたトランプが、ディーラーに配布されたトランプより強い場合又はディーラーに配布されたトランプと同じ強さである場合に、当該顧客は追加の賭けについて勝ちとなり、４三のイに掲げる賭けについて引分けとなる。

ロ　顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプより弱い場合に、顧客は４三のイに掲げる賭け及び追加の賭けについて負けとなる。

三　追加の賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、一のロの規定により置かれた賭金に対して、それぞれ当該イ及びロに定めるオッズにより算出する。

イ　顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプより強い場合　１対１

ロ　顧客に配布されたトランプがディーラーに配布されたトランプと同じ強さである場合　２対１

9　カットカードが引かれた場合

第一の10の規定は、カジノウォーに係るカットカードが引かれた場合について準用する。

10　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからリまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからリまでに定める措置をとらなければならない。

イ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ロ　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。

ハ　ディーリングシュー等から２枚以上のトランプが同時に引かれたこと。　当該トランプの順番が特定できる場合は当該順番に従って使用し、当該順番が特定できない場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ニ　ディーリングシュー等の中にトランプが無いこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ホ　ディーリングシュー等から表面を上面としてトランプが引かれたこと。　当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

ヘ　第四の規定に従わずにトランプが引かれたこと。　当該トランプが表向きにされていない場合は当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

ト　８一のロを選択した顧客が同ロに定める額よりも多い額又は少ない額の追加の賭金を置いたこと。　置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

チ　８一のロを選択しなかった顧客に対して追加でトランプが配布されたこと。　当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

リ　イからチまでに掲げる事実のほか、第四で定める方法によりカジノウォーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからチまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからチまでに定める措置をとらなければならない。

イ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ハ　ディーリングシュー等から不適切トランプが引かれたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、当該ラウンドにおいて使用したスタックが引き続き使用されているときは、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ニ　８一のロを選択した顧客が同ロに定める額よりも多い額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについ

て負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を返還すること。

ホ　８一のロを選択した顧客が同ロに定める額よりも少ない額の賭金を置いたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を回収すること。

ヘ　７の一又は８一のイの規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ト　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

チ　７又は８の三の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからチまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

11　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してカジノウォーを行う場合の第四の規定の適用については、10一のイ及びト並びに二（ハを除く。）並びに12の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　３の規定の適用については、３中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　４の一、二及び四並びに５の一の規定の適用については、ディーラーによる宣言は、それらの規定により宣言することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、４の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

三　４の二、７の二並びに８の一及び三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　７の一及び８一のイの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び返還並びに勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

12　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するカジノウォー（デッキに相当する表示を使用し、かつ、４三のイ及びロ並びに８に規定する賭けを行う行為であって、それら以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第四に定める方法に従わなければならない。この場合における第四の規定の適用については、１、２、９、10及び11（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　11の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するカジノウォーを行う場合の第四の規定の適用について準用する。この場合において、11の二中「並びに５の一」とあるのは「、５の一、６の一並びに８の二」と、「宣言は」とあるのは「宣言又は処理（トランプの配布を除く。）は」と、「宣言する」とあるのは「宣言し、又は処理する」と読み替えるものとする。

二　４の三、５の一、６及び８の規定の適用については、トランプの配布は、電子テーブルゲ

ームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるトランプの数字又は文字及びスートは、シャッフルしたスタックを使用した場合に当該数字又は文字及びスートが表示されたトランプが引かれる確率と同じ確率で出現するものとする。

13　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　11又は12に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、11又は12において適用する第四で定める方法によりカジノウォーを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、６の処理（６二のイただし書に規定する場合にあっては、８一のイ又は８の二前段の処理）が終了した後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第五　クラップス

１　使用する用具

２個のさいころを使用する。

２　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びにそれぞれ３三のホに規定するカム、同三のトに規定するドントカム及び同三のリに規定するプレイスに係る４、５、６、８、９及び10の各数字並びに同三のヲに規定するハードウェイに係る４、６、８及び10の各数字に対応する区画並びに当該区画（同三のトに規定するドントカム及び同三のリに規定するプレイスに係る各数字に対応する区画を除く。）を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

３　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、当該ラウンドにおいて顧客がロール（さいころを転がすことをいう。以下この第五において同じ。）を行う前に、レイアウト上の三に規定する位置に賭金を置くことで、賭金を置いた位置に対応する賭けに参加することができる。この場合において、次のイからニまでに掲げる賭けに対応する位置に賭金が置かれている場合にあっては、それぞれ当該イからニまでに定めるとおり取り扱うものとする。ただし、三のイに規定するパスライン及び三のハに規定するドントパスについては、顧客がカムアウトロール（４の一の規定によるロールをいう。以下この第五において同じ。）を行う前に限り、賭金を新たに置くことができるものとする。

イ　三のイに規定するパスライン又は三のホに規定するカム　それぞれポイント（４の二の規定により決定するポイントをいう。以下この第五において同じ。）又はカムポイント（５の四に規定するカムポイントをいう。以下この二及び三において同じ。）が決定されている場合は、当該賭金を減少させることはできないものとする。

ロ　三のハに規定するドントパス又は三のトに規定するドントカム　それぞれポイント又はカムポイントが決定されている間に当該賭金を減少させた場合は、その間にこれを増加させることはできないものとする。

ハ　三のヘに規定するカムオッズ、三のリに規定するプレイス、三のヌに規定するバイ又は三のヲに規定するハードウェイ　カムアウトロールについては、賭けを行う旨を示す印が賭金の上に置かれている場合を除き、これらの賭けは行われないものとする。

ニ　三のリに規定するプレイス、三のヌに規定するバイ、三のルに規定するレイ又は三のヲ

に規定するハードウェイ　賭けを行わない旨を示す印が賭金の上に置かれているときは、当該印が置かれている間のロールについては、当該賭金に係る賭けは行われないものとする。

三　賭金を置く位置は、次のイからネまでに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該イからネまでに定めるとおりとする。

イ　カムアウトロールに係る２個のさいころの出目の合計（以下この第五において単に「出目の合計」という。）が７若しくは11であること又は５の一の規定によるロール（以下この第五において「シーケンスロール」という。）に係る出目の合計がポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「パスライン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ロ　シーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「パスラインオッズ」という。）　レイアウトに表示された区画の外であって、当該賭けに参加しようとする顧客のパスラインに係る賭金の直近の位置

ハ　カムアウトロールに係る出目の合計が２若しくは３であること又はシーケンスロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントパス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ニ　シーケンスロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントパスオッズ」という。）　ドントパスに対応する区画内であって、賭けに参加しようとする顧客のドントパスに係る賭金の直近の位置

ホ　当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「カム」という。）　当該賭けに対応する区画内

ヘ　当該賭金に係るカムに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字であることに対する賭け（以下この第五において「カムオッズ」という。）　賭けに参加しようとする顧客のカムについて決定されたカムポイントに対応するカムに係る数字に対応する区画内であって当該顧客のカムに係る賭金の直近の位置

ト　当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が２若しくは３である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントカム」という。）　当該賭けに対応する区画内

チ　当該賭金に係るドントカムに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「ドントカムオッズ」という。）　賭けに参加しようとする顧客のドントカムについて決定されたカムポイントに対応するドントカムに係る数字に対応する区画内であって、当該顧客のドントカムに係る賭金の直近の位置

リ　出目の合計が４、５、６、８、９又は10のうち選択した数字であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のホに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「プレイス」という。）　プレイスに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ヌ　出目の合計が４、５、６、８、９又は10のうち選択した数字であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のへに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「バイ」という。）　カム又はプレイスに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ル　出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「レイ」という。）　ドントカムに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字に対応する区画内

ヲ　出目の合計が４、６、８又は10のうち選択した数字であること（２個のさいころの出目

が同じ場合に限る。）に対する賭け（以下この第五において「ハードウェイ」という。）　ハードウェイに係る各数字に対応する区画のうち選択した数字の区画内

ワ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、４、９、10、11又は12であることに対する賭け（以下この第五において「フィールド」という。）　当該賭けに対応する区画内

カ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が11であることに対する賭け（以下この第五において「イレブン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ヨ　賭金を置いた直後のロールにおける出目の合計が２であることに対する賭け（以下この第五において「ツークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

タ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が３であることに対する賭け（以下この第五において「スリークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

レ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が12であることに対する賭け（以下この第五において「トゥエルブクラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ソ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３又は12であることに対する賭け（以下この第五において「エニークラップス」という。）　当該賭けに対応する区画内

ツ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が７であることに対する賭け（以下この第五において「エニーセブン」という。）　当該賭けに対応する区画内

ネ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（勝ちとなった場合の勝金額が７二のタに定めるオッズにより算出されるものに限る。）（以下この第五において「クラップスアンドイレブン」という。）　イレブンに対応する区画及びエニークラップスに対応する区画の中間の位置

四　ディーラーは、次のイからハまでに掲げる場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げるところにより処理を行う。

イ　バイに参加するために賭金が置かれた場合　当該賭金の100分の５に相当する額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該賭金から回収し、バイに係る賭金である旨を示す印を当該賭金の上に置く。

ロ　レイに参加するために賭金が置かれた場合　当該賭金について、レイが勝ちとなった場合に当該賭金に対して支払われる勝金の100分の５に相当する額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該賭金から回収し、レイに係る賭金である旨を示す印を当該賭金の上に置く。

ハ　バイ又はレイに対応する位置に置かれた賭金が減少された場合　イ又はロの規定により回収された額のうち減少された賭金に係る額に相当する額を、当該賭金を置いた顧客に返還する。

４　カムアウトロール

一　ポイントが決定されていない場合、ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン又はドントパスに対応する位置に賭金を置いた顧客のうち１人に２個のさいころを渡し、当該顧客にロールさせた後、出目の合計を発表する。

二　出目の合計が４、５、６、８、９又は10である場合、ディーラーは当該数字をポイントとして決定し、カムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内又はその直近に印を置く。

５　シーケンスロール

一　ポイントが決定されている場合、ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、当該ポイントに係るカムアウトロールを行った顧客（当該顧客がロールを行わない場合にあっては、賭けに参加している顧客であってディーラーが指名する者）に２個のさいころを渡し、当該顧客にロールさせた後、出目の合計を発表する。

二　出目の合計がポイントと同じ数字又は７である場合、ディーラーは、当該ポイントが決定されている期間を終了する旨を宣言し、４の二の規定により置いた印をカムに係る各数字に対応する区画から離れた位置に置く。

三　４の二の規定により決定されたポイントは、二の規定による処理が行われるまでの間、決定されているものとする。

四　カム又はドントカムに係る賭金が置かれている場合であって、出目の合計が４、５、６、８、９又は10である場合、ディーラーは、当該数字を当該カム又はドントカムに対応するポイント（以下この第五において「カムポイント」という。）として決定し、当該カムに係る賭金をカムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内に、当該ドントカムに係る賭金をドントカムに係る各数字に対応する区画のうち当該数字に対応する区画内に、それぞれ移動させる。

五　カムポイントが決定されている期間は、当該カムポイントが対応するカム又はドントカムに係る賭金について第五の７の規定による処理が行われることによって終了するものとする。

6　勝敗の決定

賭けの勝敗は、次の一から十九までに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該一から十九までに定めるところにより決定する。

一　パスライン　顧客は、カムアウトロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて勝ちとなり、カムアウトロールに係る出目の合計が２、３若しくは12である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。

二　パスラインオッズ　顧客は、シーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて勝ちとなり、７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

三　ドントパス　顧客は、カムアウトロールに係る出目の合計が２若しくは３である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、カムアウトロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又はシーケンスロールに係る出目の合計がポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。

四　ドントパスオッズ　顧客は、シーケンスロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、ポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

五　カム　顧客は、当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて勝ちとなり、当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が２、３若しくは12である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。

六　カムオッズ　顧客は、当該賭金に係るカムに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて勝ちとなり、７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

七　ドントカム　顧客は、当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が２若しくは３である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、当該賭金を置いた直後のシーケンスロールに係る出目の合計が７若しくは11である場合又は当該賭金に係る賭けに対応するカムポイントが決定されている期間のロールに係る出目の合計が当該カムポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。

八　ドントカムオッズ　顧客は、当該賭金に係るドントカムに対応するカムポイントが決定さ

れている期間のロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、当該カムポイントと同じ数字である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

九　プレイス又はバイ　顧客は、出目の合計が選択した数字と同じである場合に当該賭けについて勝ちとなり、７である場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

十　レイ　顧客は、出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、選択した数字と同じである場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

十一　ハードウェイ　顧客は、出目の合計が選択した数字と同じである場合（２個のさいころの出目が同じ場合に限る。）に当該賭けについて勝ちとなり、７又は選択した数字と同じである場合（２個のさいころの出目が異なる場合に限る。）に当該賭けについて負けとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて引分けとなる。

十二　フィールド　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、４、９、10、11又は12である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十三　イレブン　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が11である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十四　ツークラップス　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十五　スリークラップス　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が３である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十六　トゥエルブクラップス　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が12である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十七　エニークラップス　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３又は12である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合は当該賭けについて負けとなる。

十八　エニーセブン　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が７である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

十九　クラップスアンドイレブン　顧客は、当該賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12である場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の数字である場合に当該賭けについて負けとなる。

7　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二　次のイからタまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する位置に置かれた賭金（バイ又はレイにあっては、バイ又はレイに係る賭金である旨を示す印が置かれている賭金）（カムアウトロールにおけるカムオッズ、プレイス、バイ又はハードウェイにあっては賭けを行う旨を記す印が置かれている賭金に限り、プレイス、バイ、レイ又はハードウェイにあっては賭けを行わない旨を記す印が置かれているものを除く。）に対して、それぞれ当該イからタまでに定めるオッズにより算出する。

イ　パスライン及びドントパス　１対１

ロ　カム及びドントカム　１対１

ハ　パスラインオッズ及びカムオッズ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　ポイント（カムオッズについてはカムポイント。⑵及び⑶において同じ。）が６又は８の場合　６対５

⑵　ポイントが５又は９の場合　３対２

⑶　ポイントが４又は10の場合　２対１

ニ　ドントパスオッズ及びドントカムオッズ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　ポイント（ドントカムオッズについてはカムポイント。⑵及び⑶において同じ。）が６又は８の場合　５対６

⑵　ポイントが５又は９の場合　２対３

⑶　ポイントが４又は10の場合　１対２

ホ　プレイス　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　選択した数字が６又は８の場合　７対６

⑵　選択した数字が５又は９の場合　７対５

⑶　選択した数字が４又は10の場合　９対５

ヘ　バイ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　選択した数字が６又は８の場合　６対５

⑵　選択した数字が５又は９の場合　３対２

⑶　選択した数字が４又は10の場合　２対１

ト　レイ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　選択した数字が６又は８の場合　５対６

⑵　選択した数字が５又は９の場合　２対３

⑶　選択した数字が４又は10の場合　１対２

チ　ハードウェイ　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ

⑴　選択した数字が６又は８の場合　９対１

⑵　選択した数字が４又は10の場合　７対１

リ　フィールド　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ

⑴　出目の合計が３、４、９、10又は11の場合　１対１

⑵　出目の合計が２又は12の場合　２対１

ヌ　イレブン　15対１

ル　ツークラップス　30対１

ヲ　スリークラップス　15対１

ワ　トゥエルブクラップス　30対１

カ　エニークラップス　７対１

ヨ　エニーセブン　４対１

タ　クラップスアンドイレブン　次の⑴及び⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるオッズ

⑴　出目の合計が11の場合　７対１

⑵　出目の合計が２、３又は12の場合　３対１

８　賭けの区画の追加

一　カジノ事業者は、レイアウト上の区画について、３の三に掲げる賭けに対応するものに加え、イに掲げる賭けに対応するもの又はロに掲げる賭けに係る２、３、11若しくは12の各数

字に対応するものとすることができる。この場合におけるクラップスの方法は、１から７までの規定によるほか、二及び三の規定によるものとする。

イ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（置かれた賭金が二に定めるところにより取り扱われるものに限る。）

ロ　賭金を置いた直後のロールに係る出目の合計が２、３、11又は12であることに対する賭け（置かれた賭金が三に定めるところにより取り扱われるものに限る。）

二　一のイに掲げる賭けに対応する区画に置かれた賭金は、当該賭金の４分の１に相当する額の賭金がイレブン、ツークラップス、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ置かれたものとみなして第五の６及び７の規定を適用する。

三　一のロに掲げる賭けに係る２、３、11又は12の各数字に対応する区画に置かれた賭金は、次のイからニまでに掲げる賭金が置かれた数字に対応する区画の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるものとみなして第五の６及び７の規定を適用する。

イ　２の数字に対応する区画　ツークラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの

ロ　３の数字に対応する区画　スリークラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、ツークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの

ハ　11の数字に対応する区画　イレブンに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、ツークラップス、スリークラップス及びトゥエルブクラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの

ニ　12の数字に対応する区画　トゥエルブクラップスに対応する位置に当該賭金の５分の２に相当する額の賭金が置かれ、イレブン、ツークラップス及びスリークラップスに対応する位置にそれぞれ当該賭金の５分の１に相当する額の賭金が置かれたもの

9　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからホまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからホまでに定める措置をとらなければならない。

イ　次の⑴から⑼までに掲げる事実が発生したこと。　さいころが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　カムアウトロールを行った顧客がパスライン又はドントパスに参加していなかったこと。

⑵　４の一又は５の一の規定によりディーラーがさいころを渡した顧客以外の顧客がロールを行ったこと。

⑶　２個のさいころが別々にロールされたこと。

⑷　１個以上のさいころが当該さいころをロールした顧客の真向かい又はその付近のテーブルの縁に当たらずに静止したこと。

⑸　１個以上のさいころの動きが妨害されたこと。

⑹　さいころが静止した後において１個以上のさいころの上面がテーブルの上面と平行とならなかったこと。

⑺　１個以上のさいころがテーブルの上面と接しないで止まったこと。

⑻　１個以上のさいころが破損したこと。

⑼　⑴から⑻までに掲げる事実のほか、１個以上のさいころについて、ディーラーが適正でないと判断するロールが行われたこと。

ロ　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を減少させたこと又はカムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を減少させたこと。　当該顧客に対し、減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた位置に置き直させること。

ハ　ポイントが決定されている間にドントパスに係る賭金を減少させた顧客がその間に当該賭金を増加させたこと又はカムポイントが決定されている間に当該カムポイントに係るドントカムに係る賭金を減少させた顧客がその間に当該賭金を増加させたこと。　当該顧客に対し、増加させた賭金を返還すること。

ニ　ロ又はハに掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた位置に置き直させること。

ホ　イからニまでに掲げる事実のほか、第五に定める方法によりクラップスを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　顧客がロールした後に一イの⑴、⑵、⑸又は⑻に掲げることが発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ロ　次の⑴から⑶までに掲げることが発生したこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑴　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

⑵　カムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。

ハ　次の⑴から⑶までに掲げることが発生したこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑴　ポイントが決定されている間に顧客がパスラインに係る賭金を減少させたこと。

⑵　カムポイントが決定されている間に顧客が当該カムポイントに係るカムに係る賭金を減少させたこと。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、さいころがロールされてから顧客が置いた賭金を減少させたこと。

ニ　７の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　７の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからへまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、そ

の記録を作成し、これを保存しなければならない。

10　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してクラップスを行う場合の第五の規定の適用については、９一のロからニまで及び二のロからへまで並びに11の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　２の規定の適用については、２中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　３の一、４の一、５の一及び二並びに９一のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（以下この10において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、４の一中「顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン」とあるのは「パスライン」と、５の一中「顧客の賭けの状況を勘案して、当該」とあるのは「当該」とする。

三　３から８までの規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する位置に賭金が置かれたものとみなす。

四　３二のハ及びニ、３四のイ及びロ、４の二、５の二並びに７の二の規定の適用については、賭けを行う旨若しくは行わない旨又はバイ若しくはレイに係る賭金である旨を示す印又はポイントの決定に係る印は、表示装置にそれに相当する事項が表示されることにより置かれたものとみなす。

五　３の四及び７の一前段の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされている賭金の回収及び返還並びに勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

六　５の四の規定の適用については、ディーラーによるカム又はドントカムに係る賭金の移動は、それに相当する事項が表示装置に表示されることにより、行われたものとみなす。

11　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するクラップス（さいころに相当する表示を使用し、かつ、３三のイからネまでに掲げる賭けを行う行為であって、８一のイ及びロに掲げる賭け以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を電子テーブルゲームシステム等を使用して行う場合は、第五に定める方法に従わなければならない。この場合における第五の規定の適用については、１、９及び10（一から六まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　10の一から六までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するクラップスを行う場合の第五の規定の適用について準用する。この場合において、10の二中「、５の一及び二並びに９一のイ」とあるのは「及び二並びに５の一、二及び四」と、「、それら」とあるのは「それら」と、「事項が、」とあるのは「事項が、ディーラーによるそれら以外の行為は当該行為に相当する事項が、それぞれ」と、「「顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン」とあるのは「パスライン」」とあるのは「「ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、パスライン又はドントパスに対応する位置に賭金を置いた顧客のうち１人に２個のさいころを渡し、当該顧客」とあるのは「顧客」」と、「「顧客の賭けの状況を勘案して、当該」とあるのは「当該」」とあるのは「「ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、当該ポイントに係るカムアウトロールを行った顧客（当該顧客がロールを行わない場合にあっては、賭けに参加している顧客であってディーラーが指名する者）に２個のさいころを渡し、当該顧客」とあるのは「顧客」」と読み替えるものとする。

二　電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における３から８までの規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を顧客によるロールとみなし、当該出力した値を顧客が転がしたさいころの出目とみなす。この場合において、さいころの出目とみな

す出力した値は、顧客がさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとする。

三　二に定める場合以外の場合における３から８までの規定の適用については、顧客がさいころを転がす行為は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるさいころの出目は、顧客がさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとする。

四　３の二の規定の適用については、「顧客がロール（さいころを転がすことをいう。以下この第五において同じ。）を行う前」とあるのは「電子テーブルゲームシステム等の表示装置に賭けの受付を終了する旨が表示されるまでの間」と、同二のただし書中「によるロール」とあるのは「によるロール（さいころを転がすことをいう。以下この第五において同じ。）」とする。

12　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　11に定める場合（電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力する値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）において、カジノ事業者は、ラウンド中に、次のイ又はロに掲げる事実を認識した場合（ただし、イに掲げる事実にあっては賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に認識した場合に限り、ロに掲げる事実にあっては賭金の回収又は勝金の支払後に認識した場合に限る。）は、速やかに当該イ又はロに定める措置をとらなければならない。

イ　機械式乱数発生装置が値を出力するときに次に掲げる事実が発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　１個以上のさいころに相当する機械式乱数発生装置の一部が転がらなかったこと。

⑵　さいころに相当する機械式乱数発生装置の一部が静止した後において、１個以上のさいころに相当する機械式乱数発生装置の一部の上面が当該機械式乱数発生装置の底と平行とならなかったこと。

⑶　さいころに相当する機械式乱数発生装置の一部が静止した後において、１個以上のさいころに相当する機械式乱数発生装置の一部の上面が確認できないこと。

⑷　１個以上のさいころに相当する機械式乱数発生装置の一部が破損したこと。

ロ　機械式乱数発生装置が値を出力するときにイの⑷に掲げることが発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

二　10又は11に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、10又は11において適用する第五で定める方法によりクラップスを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、４の一又は５の一の処理が終了した後に発生した場合にあっては、ロールされたさいころの出目に従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

三　カジノ事業者は、一ロの後段又は二のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第六　シックボー

１　使用する用具

３個のさいころ及びこれらを入れた電子さいころシェーカーを使用する。

２　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

3　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

三　二の区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

イ　３個のさいころの出目の合計が10以下であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ロ　３個のさいころの出目の合計が11以上であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ハ　３個のさいころのうち１個以上のさいころの出目が１から６までの数字のうち選択した数字であることに対する賭け

ニ　３個のさいころの出目の合計が４から17までの数字のうち選択した数字であることに対する賭け

ホ　３個のさいころのうち２個以上のさいころの出目が１から６までの数字のうち選択した数字であることに対する賭け

ヘ　３個のさいころのうち２個のさいころの出目が１と２、１と３、１と４、１と５、１と６、２と３、２と４、２と５、２と６、３と４、３と５、３と６、４と５、４と６及び５と６の組合せのうち選択した組合せであることに対する賭け

ト　３個のさいころの出目が全て同じであることに対する賭け

チ　３個のさいころの出目が全て１から６までの数字のうち選択した数字であることに対する賭け

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

4　電子さいころシェーカーの起動

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、電子さいころシェーカーを起動してさいころを転がす。

5　勝敗の決定

一　ディーラーは、４の規定により転がした３個のさいころの出目のそれぞれの数字及びその合計を発表する。

二　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　３三のイに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が４から10までのいずれかである場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ロ　３三のロに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が11から17までのいずれかである場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　３三のハに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころのうち１個以上のさいころの出目が選択した数字である場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて負けとなる。

ニ　３三のニに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が選択した数字である場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて負けとなる。

ホ　３三のホに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころのうち２個以上のさいころの出目が同じであり、かつ、選択した数字である場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて負けとなる。

ヘ　３三のヘに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころのうち２個のさいころの出目が選択した組合せである場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて勝ちとなり、

それ以外の場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて負けとなる。

ト　３三のトに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が全て同じである場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

チ　３三のチに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が全て同じであり、かつ、選択した数字である場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した数字に係る当該賭けについて負けとなる。

6　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

二　次のイからチまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからチまでに定めるオッズにより算出する。

イ　３三のイに掲げる賭け　１対１

ロ　３三のロに掲げる賭け　１対１

ハ　３三のハに掲げる賭け　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるオッズ

⑴　１個のさいころの出目が選択した数字であり、それ以外の２個のさいころの出目が当該選択した数字以外である場合　１対１

⑵　２個のさいころの出目が選択した数字であり、それ以外のさいころの出目が当該選択した数字以外である場合　２対１

⑶　３個のさいころの出目が全て選択した数字である場合　12対１

ニ　３三のニに掲げる賭け　次の⑴から⑺までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑺までに定めるオッズ

⑴　３個のさいころの出目の合計が４又は17の場合　62対１

⑵　３個のさいころの出目の合計が５又は16の場合　31対１

⑶　３個のさいころの出目の合計が６又は15の場合　18対１

⑷　３個のさいころの出目の合計が７又は14の場合　12対１

⑸　３個のさいころの出目の合計が８又は13の場合　８対１

⑹　３個のさいころの出目の合計が９又は12の場合　７対１

⑺　３個のさいころの出目の合計が10又は11の場合　６対１

ホ　３三のホに掲げる賭け　11対１

ヘ　３三のヘに掲げる賭け　６対１

ト　３三のトに掲げる賭け　31対１

チ　３三のチに掲げる賭け　180対１

7　賭けの区画の追加

一　カジノ事業者は、３の三の規定にかかわらず、３の二の区画について、３の三に掲げる賭けに対応するものに加え、次のイ及びロ、ハ又はニに掲げる賭けに対応するものとすることができる。この場合におけるシックボーの方法は、１から６までの規定によるほか、二及び三の規定によるものとする。

イ　３個のさいころの出目の合計が奇数であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ロ　３個のさいころの出目の合計が偶数であること（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に対する賭け

ハ　３個のさいころの出目が、１から４まで、２から５まで、３から６まで並びに２、３、５及び６の４とおりの数字の組合せのうち選択した組合せに含まれる３個の数字であることに対する賭け

ニ　３個のさいころの出目が、全ての組合せ（３個のさいころの出目が全て同じものを除く。）のうち選択した組合せであることに対する賭け

二　一に掲げる賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

イ　一のイに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が奇数である場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ロ　一のロに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目の合計が偶数である場合（３個のさいころの出目が全て同じ場合を除く。）に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

ハ　一のハに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が選択した組合せに含まれる４個の数字のうち３個の数字と同じである場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて負けとなる。

ニ　一のニに掲げる賭けに参加した顧客は、３個のさいころの出目が選択した組合せである場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該選択した組合せに係る当該賭けについて負けとなる。

三　次のイからニまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからニまでに定めるオッズにより算出する。

イ　一のイに掲げる賭け　１対１

ロ　一のロに掲げる賭け　１対１

ハ　一のハに掲げる賭け　７対１

ニ　一のニに掲げる賭け　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定めるオッズ

⑴　３個の数字のうち２個が同じ数字の組合せの場合　50対１

⑵　⑴以外の場合　30対１

8　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからハまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからハまでに定める措置をとらなければならない。

イ　電子さいころシェーカーを起動した後に次に掲げる事実が発生したこと。　さいころが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　電子さいころシェーカー内で１個以上のさいころが転がらなかったこと。

⑵　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が電子さいころシェーカーの底と平行とならなかったこと。

⑶　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が確認できないこと。

⑷　１個以上のさいころが破損したこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　イ及びロに掲げる事実のほか、第六で定める方法によりシックボーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　電子さいころシェーカーを起動した後に一イの⑷に掲げることが発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこ

と。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ハ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ニ　６の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　６又は７の三の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからヘまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

9　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してシックボーを行う場合の第六の規定の適用については、８一のロ及び二のロからヘまで並びに10の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　２の規定の適用については、２中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　３の一、二及び四、４、５の一並びに８一のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、３の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

三　３の二、６の二及び７の三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　６の一の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

10　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するシックボー（さいころに相当する表示を使用し、かつ、３三のイからチまでに掲げる賭けを行う行為であって、７一のイからニまでに掲げる賭け以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第六に定める方法に従わなければならない。この場合における第六の規定の適用については、１、８（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合にあっては、一のイ及び二のイを除く。）及び９（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　９の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するシックボーを行う

場合の第六の規定の適用について準用する。この場合において、９の二中「８一のイ」とあるのは、「８一のイ（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）」と読み替えるものとする。

二　電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における３から７まで並びに８一のイ及び同８二のイの規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を、ディーラーが電子さいころシェーカーを起動してさいころを転がす行為とみなし、当該出力した値を、電子さいころシェーカーを起動して転がしたさいころの出目とみなす。この場合において、さいころの出目とみなす出力した値は、電子さいころシェーカーを起動してさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとし、８の一中「ディーラー」とあるのは、「カジノ事業者」とする。

三　二に定める場合以外の場合における３から７までの規定の適用については、電子さいころシェーカーを起動してさいころを転がす行為は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるさいころの出目は、電子さいころシェーカーを起動してさいころを転がした場合に当該出目となる確率と同じ確率で出現するものとする。

11　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　９又は10に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、９又は10において適用する第六で定める方法によりシックボーを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、４の処理が終了した後に発生した場合にあっては、さいころの出目に従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第七　ルーレット

1　シングルゼロルーレットの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

イ　ルーレットホイール及びルーレットボールを使用する。

ロ　ルーレットホイールの数字が表示された区画は、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　右回りに、０、32、15、19、４、21、２、25、17、34、６、27、13、36、11、30、８、23、10、５、24、16、33、１、20、14、31、９、22、18、29、７、28、12、35、３及び26の順で数字が表示されていること。

⑵　32から26までの地は赤色又は黒色であること。ただし、32の地を赤色として、赤色と黒色とが隣り合うように配置されていること。

⑶　０の地は緑色であること。

二　レイアウト

レイアウトは、０及び１から36までの各数字に対応する区画並びに三ハ⑹の㈠から㈢まで及び⑺の㈠から㈢までに掲げる12個の数字に対応する区画が第一図又は第二図の配置で表示されるとともに、三ハの⑻から⒀までに掲げる賭けに対応する区画及びこれらの区画を表す名称、意匠又はオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

三　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上のハに規定する位置に賭金を置くことで、賭金を置いた位置に対応する賭けに参加することができる。

ハ　賭金を置く位置は、次の⑴から⒀までに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該⑴から⒀までに定めるとおりとする。この場合において、第一図又は第二図において０の区画の側を上、第１列、第２列及び第３列に対応する区画の側を下とし、第１列の数字に対応する区画の側を左、第３列の数字に対応する区画の側を右とする。

⑴　０及び１から36までの数字のうち選択した数字が当たり数字（当該ラウンドにおいてルーレットボールが収まったボールポケットに対応する数字をいう。以下この第七において同じ。）と合致することに対する賭け　選択した数字の区画内

⑵　第一図又は第二図において隣り合う選択した２個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　隣り合う選択した２個の数字の区画の間の線（区画の角を除く。）の上

⑶　選択した３個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した３個の数字の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定めるレイアウト上の位置

㈠　一つの行（第一図又は第二図における１、２及び３の区画の並びと平行な３個の数字の区画の並びをいう。以下このハにおいて同じ。）の３個の数字　選択した行と第１ダズン、第２ダズン又は第３ダズンに対応する区画の間の線（区画の角を除く。）の上

㈡　０、１及び２　２の区画の左上角上

㈢　０、２及び３　２の区画の右上角上

⑷　選択した４個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠又は㈡に掲げる選択した４個の数字の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定めるレイアウト上の位置

㈠　第一図又は第二図において隣り合う４個の数字　第一図又は第二図において上下に並ぶ２個の数字の区画及び当該区画の左又は右に隣り合う上下に並ぶ２個の数字の区画のうち最も小さい数字の区画の右下角上

㈡　０、１、２及び３　１から３までの行と第１ダズンに対応する区画の間の線と、０の区画を表示する線の交点上

⑸　選択した二つの行の６個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　選択した二つの行と第１ダズン、第２ダズン又は第３ダズンに対応する区画の間の線と当該二つの行の間の線との交点上

⑹　次に掲げる12個の数字の組のうち選択した数字の組に属する数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した数字の組の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定める区画内

㈠　１から12までの組　第１ダズンに対応する区画

㈡　13から24までの組　第２ダズンに対応する区画

㈢　25から36までの組　第３ダズンに対応する区画

⑺　次に掲げる12個の数字の組のうち選択した数字の組に属する数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した数字の組の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定める区画内

㈠　１、４、７、10、13、16、19、22、25、28、31及び34の組　第１列に対応する区画

㈡　２、５、８、11、14、17、20、23、26、29、32及び35の組　第２列に対応する区画

㈢　３、６、９、12、15、18、21、24、27、30、33及び36の組　第３列に対応する区画

⑻　１から18までの数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑼　19から36までの数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭け

に対応する区画内

⑽　１から36までの数字のうち偶数である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑾　１から36までの数字のうち奇数である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑿　ルーレットホイールの数字が表示された区画の地が赤色である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⒀　ルーレットホイールの数字が表示された区画の地が黒色である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

ニ　ディーラーは、賭けの受付を開始する旨を宣言した後、顧客の賭けの状況を勘案して、シリンダーの回転と反対方向にルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がし、ルーレットボールがルーレットホイールの円周を回っている間に賭けの受付を終了する旨を宣言する。

四　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ルーレットボールがルーレットホイールのいずれかのボールポケットに収まった後、当たり数字に対応するレイアウト上の数字の上に目印となるものを置くことその他の方法により当たり数字を発表する。

ロ　顧客は、賭けの区分に含まれる数字のいずれかが当たり数字と合致する賭けについて勝ちとなり、それ以外の賭けについて負けとなる。

五　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　次の⑴から⒀までに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する位置に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⒀までに定めるオッズにより算出する。

⑴　三ハの⑴に掲げる賭け　35対１

⑵　三ハの⑵に掲げる賭け　17対１

⑶　三ハの⑶に掲げる賭け　11対１

⑷　三ハの⑷に掲げる賭け　８対１

⑸　三ハの⑸に掲げる賭け　５対１

⑹　三ハの⑹に掲げる賭け　２対１

⑺　三ハの⑺に掲げる賭け　２対１

⑻　三ハの⑻に掲げる賭け　１対１

⑼　三ハの⑼に掲げる賭け　１対１

⑽　三ハの⑽に掲げる賭け　１対１

⑾　三ハの⑾に掲げる賭け　１対１

⑿　三ハの⑿に掲げる賭け　１対１

⒀　三ハの⒀に掲げる賭け　１対１

六　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⑶までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑶までに定める措置をとらなければならない。

⑴　ルーレットボールを転がした後に次に掲げる事実が発生したこと。　ルーレットボールが有効に転がらなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

㈠　ルーレットボールが転がされた際にシリンダーが回転していなかったこと。

㈡　ルーレットボールがシリンダーの回転と同じ方向に回るように転がされたこと。

㈢　ルーレットボールがルーレットホイールの円周を４周する前にボールポケットに収

まったこと。

㈣　ルーレットボールがボールポケットに収まる前にシリンダーが止まったこと。

㈤　ルーレットボールがボールポケットに収まる前に異物がルーレットホイールに触れたこと。

㈥　ルーレットボールが１個のボールポケットに収まらなかったこと。

㈦　ルーレットボールが破損したこと。

㈧　ルーレットボール又はシリンダーの回転が妨害されたこと。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑶　⑴及び⑵に掲げる事実のほか、第七の１で定める方法によりシングルゼロルーレットを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ロ　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次の⑴から⑹までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑹までに定める措置をとらなければならない。

⑴　ルーレットボールを転がした後にイ⑴の㈤、㈦又は㈧に掲げる事実が発生したこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

⑶　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑷　五のイの規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

⑸　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

⑹　五の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

ハ　カジノ事業者は、ロの⑴から⑹までに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

七　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してシングルゼロルーレットを行う場合の第七の１の規定の適用については、六イの⑵及びロの⑵から⑹まで並びに八の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　二の規定の適用については、二中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従っ

て表示された」とあるのは、「表示された」とする。

ロ　三のイ、ロ及びニ、四のイ並びに六イの⑴の規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（ニにおいて単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、三のニ中「顧客の賭けの状況を勘案して、シリンダー」とあるのは、「シリンダー」とする。

ハ　三のロ及びハ並びに五のロの規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

ニ　五のイの規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

八　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するシングルゼロルーレット（一に規定するルーレットホイールに相当する表示を使用し、かつ、三ハの⑴から⒀までに掲げる賭けを行う行為であって、それら以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第七の１に定める方法に従わなければならない。この場合における第七の１の規定の適用については、一、六（当該電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合にあっては、イの⑴及びロの⑴を除く。）及び七（イからニまで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

イ　七のイからニまでの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するシングルゼロルーレットを行う場合の第七の１の規定の適用について準用する。この場合において、七のロ中「六イの⑴」とあるのは、「六イの⑴（当該電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）」と読み替えるものとする。

ロ　電子テーブルゲームシステム等が一に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における三、四、六イの⑴及び同六ロの⑴の規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を、ディーラーによりルーレットホイールの円周を回るように転がされたルーレットボールがボールポケットに収まる事象とみなし、当該出力した値を、当該ルーレットボールが収まったボールポケットに対応する数字とみなす。この場合において、ボールポケットに対応する数字とみなす出力した値は、ルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がした場合に当該数字が当たり数字となる確率と同じ確率で出現するものとし、六のイ中「ディーラー」とあるのは、「カジノ事業者」とする。

ハ　ロに定める場合以外の場合における三及び四の規定の適用については、ルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がす行為は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるルーレットホイールは一のロの要件を満たすものとし、表示されるボールポケットに対応する数字は、ルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がした場合に当該数字が当たり数字となる確率と同じ確率で出現するものとする。

九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

イ　七又は八に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、七又は八において適用する第七の１で定める方法によりシングルゼロルーレットを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければなら

ない。ただし、当該事実が、三のニの処理が終了した後に発生した場合にあっては、当たり数字に従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

ロ　カジノ事業者は、イのただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

2　ダブルゼロルーレットの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

イ　ルーレットホイール及びルーレットボールを使用する。

ロ　ルーレットボールの数字が表示された区画は、次の⑴及び⑵又は⑶及び⑷並びに⑸に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　右回りに、０、28、９、26、30、11、７、20、32、17、５、22、34、15、３、24、36、13、１、00、27、10、25、29、12、８、19、31、18、６、21、33、16、４、23、35、14及び２の順で数字が表示されていること。

⑵　28から１まで及び27から２までの地は赤色又は黒色であること。ただし、28の地を黒色とし、かつ、２の地を赤色として、赤色と黒色とが隣り合うように配置されていること。

⑶　右回りに、０、32、15、19、４、21、２、25、17、34、６、27、13、36、11、30、８、23、10、５、24、16、33、１、20、14、31、９、22、18、29、７、28、12、35、３、及び26の順で数字が表示され、かつ、当該数字の間のいずれか又は26と０の間に00が表示されていること。

⑷　32から26までの地は赤色又は黒色であること。ただし、32の地を赤色とし、かつ、26の地を黒色として、赤色と黒色とが隣り合うように配置されていること。

⑸　０及び00の地は緑色であること。

二　レイアウト

１の二の規定は、ダブルゼロルーレットに係るレイアウトについて準用する。この場合において、同二中「０」とあるのは「０、00」と、「三ハ⑹の㈠」とあるのは「１三ハ⑹の㈠」と、「第一図又は第二図」とあるのは「第三図又は第四図」と、「三ハの⑻」とあるのは「１三ハの⑻」と読み替えるものとする。

三　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上のハに定める位置に賭金を置くことで、賭金を置いた位置に対応する賭けに参加することができる。

ハ　賭金を置く位置は、次の⑴から⑹までに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑹までに定めるとおりとする。この場合において、第三図又は第四図において０及び00の区画の側を上、第１列、第２列及び第３列に対応する区画の側を下とし、第１列の数字に対応する区画の側を左、第３列の数字に対応する区画の側を右とする。

⑴　０、00及び１から36までの数字のうち選択した数字が当たり数字と合致することに対する賭け　選択した数字の区画内

⑵　第三図又は第四図において隣り合う選択した２個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　隣り合う選択した２個の数字の区画の間の線（区画の角を除く。）上

⑶　選択した３個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した３個の数字の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定めるレイアウト上の位置

㈠　一つの行（第三図又は第四図において１、２及び３の区画の並びと平行な３個の数字の区画の並びをいう。以下このハにおいて同じ。）の３個の数字　選択した行と第１ダズン、第２ダズン又は第３ダズンに対応する区画の間の線（区画の角を除く。）

上

㈡　０、１及び２　２の区画の左上角上

㈢　00、２及び３　２の区画の右上角上

⑷　第三図又は第四図において隣り合う選択した四個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　第三図又は第四図において上下に並ぶ２個の数字の区画及び当該区画の左又は右に隣り合う上下に並ぶ２個の数字の区画のうち最も小さい数字の区画の右下角上

⑸　０、00、１、２及び３の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　１から３までの行と第１ダズンに対応する区画の間の線と、０又は00の区画を表示する線の交点上

⑹　１三ハの⑸から⒀までに掲げる賭け　それぞれ同ハの⑸から⒀までに定める位置

ニ　ディーラーは、賭けの受付を開始する旨を宣言した後、顧客の賭けの状況を勘案して、シリンダーの回転と反対方向にルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がし、ルーレットボールがルーレットホイールの円周を回っている間に賭けの受付を終了する旨を宣言する。

四　勝敗の決定

１の四の規定は、ダブルゼロルーレットに係る勝敗の決定について準用する。

五　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　次の⑴から⒁までに掲げる勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⒁までに定めるオッズにより算出する。

⑴　三ハの⑴に掲げる賭け　35対１

⑵　三ハの⑵に掲げる賭け　17対１

⑶　三ハの⑶に掲げる賭け　11対１

⑷　三ハの⑷に掲げる賭け　８対１

⑸　三ハの⑸に掲げる賭け　６対１

⑹　１三ハの⑸に掲げる賭け　５対１

⑺　１三ハの⑹に掲げる賭け　２対１

⑻　１三ハの⑺に掲げる賭け　２対１

⑼　１三ハの⑻に掲げる賭け　１対１

⑽　１三ハの⑼に掲げる賭け　１対１

⑾　１三ハの⑽に掲げる賭け　１対１

⑿　１三ハの⑾に掲げる賭け　１対１

⒀　１三ハの⑿に掲げる賭け　１対１

⒁　１三ハの⒀に掲げる賭け　１対１

六　不適切な事象に対する措置

１の六の規定は、ダブルゼロルーレットに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同六イの⑶中「第七の１」とあるのは「第七の２」と、同六ロの⑷中「五のイ」とあるのは「２五のイ」と、同ロの⑹中「五」とあるのは「２の五」と読み替えるものとする。

七　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の七の規定は、ダブルゼロルーレットに係るディーラー操作式電子テーブルゲームを使用する場合について準用する。この場合において、同七中「第七の１」とあるのは「第七の２」と、「六イの⑵」とあるのは「２の六において準用する１六イの⑵」と、「八」とあるのは「２の八」と、同七のイ中「二」とあるのは「２の二において準用する１の二」と、同七のロ中「三のイ、ロ及びニ、四のイ並びに六イの⑴」とあるのは「２三のイ、ロ及びニ並びに２の四において準用する１四のイ並びに２の六において準用する１六イの⑴」と、「三

のニ」とあるのは「２三のニ」と、同七のハ中「三のロ及びハ並びに五のロ」とあるのは「２三のロ及びハ並びに２五のロ」と、同七のニ中「五のイ」とあるのは「２五のイ」と読み替えるものとする。

八　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の八の規定は、ダブルゼロルーレットに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同八中「（一」とあるのは「（２の一」と、「三ハの⑴から⒀まで」とあるのは「２三ハの⑴から⑹まで」と、「第七の１」とあるのは「第七の２」と、「一、六」とあるのは「２の一、２の六において準用する１の六」と、「一に定める用具」とあるのは「２の一に定める用具」と、「イの⑴及びロの⑴」とあるのは「２の六において準用する１六イの⑴及び同六ロの⑴」と、「七（」とあるのは「２の七において準用する１の七（」と、同八のイ中「七のイ」とあるのは「２の七において準用する１七のイ」と、「七のロ」とあるのは「２の七において準用する１七のロ」と、「六イの⑴（」とあるのは「２の六において準用する１六イの⑴（」と、同八のロ中「三、四、六イの⑴」とあるのは「２の三、２の四において準用する１の四、２の六において準用する１六イの⑴」と、「六のイ」とあるのは「２の六において準用する１六のイ」と、同八のハ中「三及び四」とあるのは「２の三及び２の四において準用する１の四」と、「一のロ」とあるのは「２一のロ」と読み替えるものとする。

九　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

１の九の規定は、ダブルゼロルーレットに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同九のイ中「七又は八」とあるのは「２の七において準用する１の七又は２の八において準用する１の八」と、「第七の１」とあるのは「第七の２」と、同イのただし書中「三のニ」とあるのは「２三のニ」と読み替えるものとする。

第一図

0			
1	2	3	第1ダズンに対応する区画
4	5	6	
7	8	9	
10	11	12	
13	14	15	第2ダズンに対応する区画
16	17	18	
19	20	21	
22	23	24	
25	26	27	第3ダズンに対応する区画
28	29	30	
31	32	33	
34	35	36	
第１列に対応する区画	第２列に対応する区画	第３列に対応する区画	

第二図

	0		
第1ダズンに対応する区画	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
第2ダズンに対応する区画	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
第3ダズンに対応する区画	25	26	27
	28	29	30
	31	32	33
	34	35	36
	第１列に対応する区画	第２列に対応する区画	第３列に対応する区画

第三図

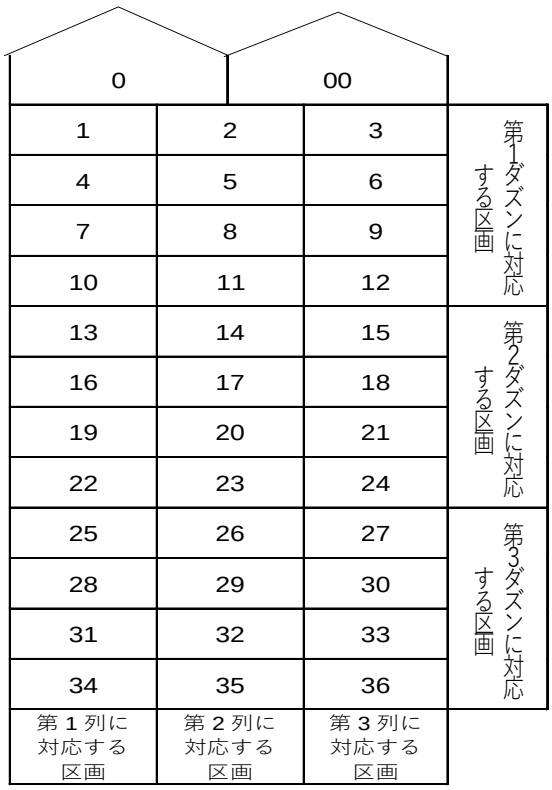

第四図

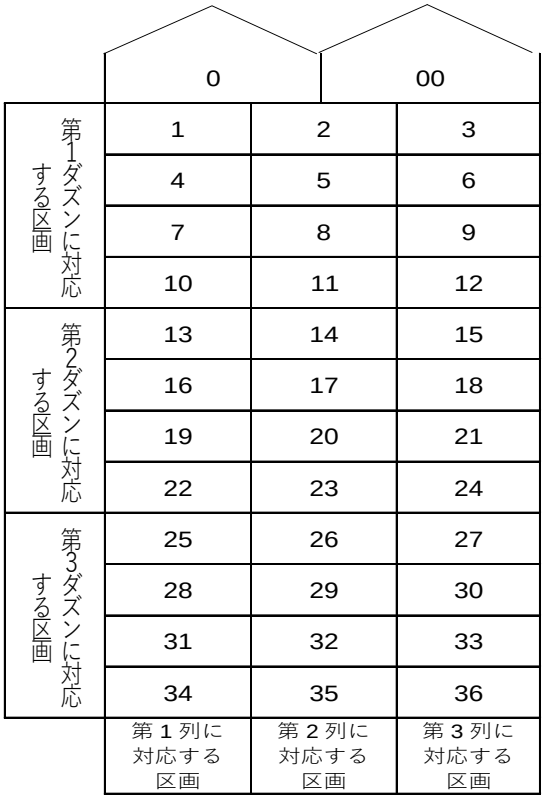

第八　マネーホイール

1　使用する用具

一　マネーホイール用ホイールを使用する。

二　マネーホイール用ホイールの回転する円盤（以下この第八において単に「円盤」という。）にあるシンボルが表示された区画（以下この第八において「セクション」という。）は、右回りに、各セクションに対して第７シンボル、第１シンボル（以下この二において「①」という。）、第２シンボル（以下この二において「②」という。）、①、第３シンボル（以下この二において「③」という。）、①、②、①、第４シンボル（以下この二において「④」という。）、③、①、②、①、第５シンボル（以下この二において「⑤」という。）、①、②、①、③、①、②、①、③、①、④、②、①、第６シンボル、①、②、①、③、①、②、①、④、②、①、③、①、⑤、①、②、①、②、①、③、①、④、①、②、③及び①の順にシンボルが表示されたものとする。

2　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠並びに６の二又は三に定めるオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

3　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

三　二の区画は、第１シンボルから第７シンボルまでのシンボルのうち選択したシンボルが当たりシンボル（当該ラウンドにおいてクラッパーが示したセクションに表示されたシンボルをいう。以下この第八において同じ。）と合致することに対する賭けに対応するものとする。

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

4　円盤の回転

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言し

た後、円盤を回転させる。

5　勝敗の決定

一　ディーラーは、１個のシンボルが表示されたセクションをクラッパーが示した後、当たりシンボルに対応するレイアウト上の賭けに対応する区画に目印となるものを置くことその他の方法により当該シンボルを発表する。

二　顧客は、選択したシンボルが当たりシンボルと合致する賭けについて勝ちとなり、それ以外の賭けについて負けとなる。

6　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

二　次のイからトまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからトまでに定めるオッズにより算出する。

イ　第１シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　１対１

ロ　第２シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　３対１

ハ　第３シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　５対１

ニ　第４シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　10対１

ホ　第５シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　20対１

ヘ　第６シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　45対１

ト　第７シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　45対１

三　二の規定にかかわらず、カジノ事業者は、勝金額について、次のイからトまでに掲げる勝ちとなった賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからトまでに掲げるオッズにより算出することができる。

イ　第１シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　１対１

ロ　第２シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　３対１

ハ　第３シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　５対１

ニ　第４シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　11対１

ホ　第５シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　23対１

ヘ　第６シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　47対１

ト　第７シンボルが当たりシンボルと合致することに対する賭け　47対１

7　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからハまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからハまでに定める措置をとらなければならない。

イ　円盤を回転させた後に次に掲げる事実が発生したこと。　円盤が有効に回転しなかった旨を宣言し、当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　円盤が３回転する前に止まったこと。

⑵　クラッパーが２個のセクションの間で止まったこと。

⑶　円盤の回転が妨害されたこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　イ及びロに掲げる事実のほか、第八で定める方法によりマネーホイールを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　円盤を回転させた後に一イの⑶に掲げる事実が発生したこと。　当該ラウンドにおける

カジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ハ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ニ　６の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　第八の６の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからヘまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

8　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してマネーホイールを行う場合の第八の規定の適用については、７一のロ及び二のロからヘまで並びに９の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　２の規定の適用については、２中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　３の一、二及び四、４、５の一並びに７一のイの規定の適用については、ディーラーによる宣言又は発表は、それらの規定により宣言し、又は発表することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、３の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

三　３の二並びに６の二及び三の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたものとみなす。

四　６の一の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

9　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するマネーホイール（マネーホイール用ホイールに相当する表示を使用し、かつ、３の三に規定する賭けを行う行為であって、それ以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を行う場合は、第八に定める方法に従わなければならない。この場合における第八の規定の適用については、１、７（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき

賭けの勝敗を決定するものである場合にあっては、一のイ及び二のイを除く。）及び８（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　８の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するマネーホイールを行う場合の第八の規定の適用について準用する。この場合において、８の二中「７一のイ」とあるのは、「７一のイ（当該電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置の出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合に限る。）」と読み替えるものとする。

二　電子テーブルゲームシステム等が１に定める用具に相当する機械式乱数発生装置が出力した値に基づき賭けの勝敗を決定するものである場合における３の三、４から６まで並びに７一のイ及び二のイの規定の適用については、当該機械式乱数発生装置による値の出力を、ディーラーが円盤を回転させてクラッパーがセクションを示す事象とみなし、当該機械式乱数発生装置の出力した値を、当該セクションに表示されたシンボルとみなす。この場合において、セクションに表示されたシンボルとみなす出力した値は、円盤を回転させた場合に当該シンボルが当たりシンボルとなる確率と同じ確率で出現するものとし、７の一中「ディーラー」とあるのは、「カジノ事業者」とする。

三　二に定める場合以外の場合における３の三及び４から６までの規定の適用については、円盤の回転及びクラッパーによるセクションの指示は、その結果が電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示される円盤は１の二の要件を満たすものとし、表示されるシンボルは円盤を回転させた場合に当該シンボルが当たりシンボルとなる確率と同じ確率で出現するものとする。

10　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　８又は９に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、８又は９において適用する第八で定める方法によりマネーホイールを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、４の処理が終了した後に発生した場合にあっては、当たりシンボルに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第九　パイゴウ

１　使用する用具

一　１組のタイルセット（一の面に二の表⑴の項から⑾の項までに規定する意匠を表示したパイゴウタイルを各２枚、一の面に同表⑿の項から(21)の項までに規定する意匠を表示したパイゴウタイルを各１枚の計32枚で構成するパイゴウタイルの組をいう。以下この第九において同じ。）及び３個のさいころを使用する。

二　パイゴウタイルの各意匠は、おおむね次の表に掲げるとおりとする。

⑴	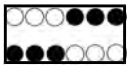	地の色は黒色とし、左側上方及び右側下方にある各３個の○点は白色とし、左側下方及び右側上方にある各３個の●点は赤色とする。
⑵	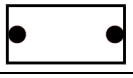	地の色は黒色とし、●点は赤色とする。
⑶	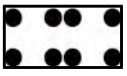	地の色は黒色とし、●点は赤色とする。
⑷	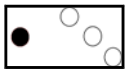	地の色は黒色とし、左側にある１個の●点は赤色とし、右側にある３個の○点は白色とする。

⑸	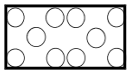	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑹	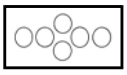	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑺	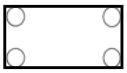	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑻	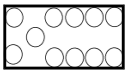	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⑼	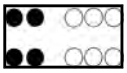	地の色は黒色とし、左側にある４個の●点は赤色とし、右側にある６個の○点は白色とする。
⑽	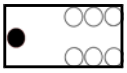	地の色は黒色とし、左側にある１個の●点は赤色とし、右側にある６個の○点は白色とする。
⑾	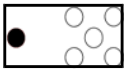	地の色は黒色とし、左側にある１個の●点は赤色とし、右側にある５個の○点は白色とする。
⑿	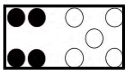	地の色は黒色とし、左側にある４個の●点は赤色とし、右側にある５個の○点は白色とする。
⒀	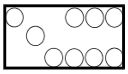	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⒁	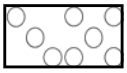	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⒂	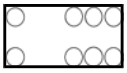	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⒃	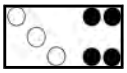	地の色は黒色とし、左側にある３個の○点は白色とし、右側にある４個の●点は赤色とする。
⒄	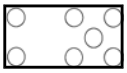	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⒅	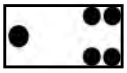	地の色は黒色とし、●点は赤色とする。
⒆	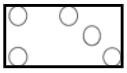	地の色は黒色とし、○点は白色とする。
⒇		地の色は黒色とし、左側にある１個の●点は赤色とし、右側にある２個の○点は白色とする。
(21)	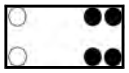	地の色は黒色とし、左側にある２個の○点は白色とし、右側にある４個の●点は赤色とする。

2　タイルセットの初期化

ディーラーは、各ラウンド前に、各パイゴウタイルの裏面を上面としたタイルセットを無作為にかき混ぜる。

3　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画の名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

4　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

三　二の区画は、顧客のハイハンド（配布される４枚のパイゴウタイルを２枚ずつ２組に分割して形成した組合せのうち強い側の組合せをいう。以下この第九において同じ。）及びローハンド（配布される４枚のパイゴウタイルを２枚ずつ２組に分割して形成した組合せのうち

弱い側の組合せをいう。以下この第九において同じ。）が、ディーラーのハイハンド及びローハンドのそれぞれよりも強いことに対する賭けに対応するものとする。

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

5　パイゴウタイルの配布

一　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、３個のさいころをさいころカップ（内部を見通すことができないカップ形の容器であって、さいころを内部に入れて転がす用に供するものをいう。）に入れた状態で、これを振ってさいころを転がし、ディーラー自身及び賭けに対応する区画（賭金が置かれていない区画を含む。以下この一において同じ。）をディーラー自身から順次に反時計回りに数えて、当該３個のさいころの出目の合計の数に至る順位のディーラー自身又は賭けに対応する区画から順に、それぞれ４枚のパイゴウタイルを裏面を上面として配布する。

二　一の規定によりタイルセットの全てのパイゴウタイルが配布された後、ディーラーは、賭金が置かれていない賭けに対応する区画に配布されたパイゴウタイルを裏向きのまま回収する。

6　パイゴウタイルの強さの順位

一　パイゴウタイルの強さの順位は、１の二の表に掲げる順序とする。ただし、同表の⑿の項及び⒀の項、⒁の項及び⒂の項、⒃の項及び⒄の項、⒅の項及び⒆の項並びに⒇の項及び(21)の項にあっては、それぞれ同順位とする。

二　２枚のパイゴウタイルの組合せの強さの順位は、次に掲げる順序とする。

イ　１の二の表⒇の項及び(21)の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ロ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ハ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ニ　１の二の表⑶の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ホ　１の二の表⑷の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヘ　１の二の表⑸の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ト　１の二の表⑹の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

チ　１の二の表⑺の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

リ　１の二の表⑻の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヌ　１の二の表⑼の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ル　１の二の表⑽の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ヲ　１の二の表⑾の項に掲げるパイゴウタイル２枚の組合せ

ワ　１の二の表⑿の項及び⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

カ　１の二の表⒁の項及び⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ヨ　１の二の表⒃の項及び⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

タ　１の二の表⒅の項及び⒆の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

レ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑿の項又は⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ソ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑿の項又は⒀の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ツ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑶の項、⒁の項又は⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ネ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑶の項、⒁の項又は⒂の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ナ　１の二の表⑴の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑽の項、⒃の項又は⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ラ　１の二の表⑵の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑽の項、⒃の項又は⒄の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ

ム　イからラまでのいずれにも当てはまらない組合せ

三　二のムに掲げる組合せにあっては、合計点数（それぞれのパイゴウタイルの点数（パイゴウタイルの点の個数をいう。ただし、１の二の表⑳の項及び(21)の項に掲げるパイゴウタイルの点数は、３点又は６点とする。以下この第九において同じ。）の合計をいう。ただし、２枚のパイゴウタイルの点数の合計が10点以上20点未満となる場合にあっては、当該点数の合計から10点を減じた数とし、20点以上となる場合にあっては、当該点数の合計から20点を減じた数とする。第九の８において同じ。）がより大きい組合せが強いものとする。

7　顧客のハイハンド及びローハンド

顧客は、５の一の規定により自身に配布された４枚のパイゴウタイルを確認し、これらを分割してハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く。ただし、顧客から求めがあったときは、ディーラーは、８の規定によりディーラーのハイハンド及びローハンドを形成した後に、当該求めを行った顧客に配布された４枚のパイゴウタイルを８の規定に従って分割し、ハイハンド及びローハンドを形成するものとする。

8　ディーラーのハイハンド及びローハンド

全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が７に規定する行為を行った後、ディーラーは、自身に配布された４枚のパイゴウタイルを表向きにし、これらを次に定めるところにより分割してハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に置く。

一　６二のイからタまでに掲げる組合せが形成できる場合は、これをハイハンド又はローハンドとする。

二　一の規定にかかわらず、６二のイに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が６点及び４点から６点までのいずれかである組合せ（同二のト及びヲに掲げる組合せを除く。）である場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

三　一の規定にかかわらず、６二のロ又はハに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数の組合せが次に掲げるものである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　９点及び４点から８点までのいずれか又は11点である組合せ

ロ　８点及び４点から８点までのいずれかである組合せ（６二のニ及びカに掲げる組合せを除く。）

ハ　７点及び４点から７点までのいずれかである組合せ（６二のル及びヨに掲げる組合せを除く。）

ニ　６点及び４点から６点までのいずれかである組合せ（１の二の表⑳の項又は(21)の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑷の項、⑹の項、⑺の項、⑾の項、⑱の項又は⑲の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ並びに６二のイ、ト及びヲに掲げる組合せを除く。）

四　一の規定にかかわらず、６二のワに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数がいずれも２点、10点又は12点である組合せ（同二のロ、ハ、ヘ及びヌに掲げる組合せを除く。）である場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

五　一の規定にかかわらず、６二のニ又はカに掲げる組合せを構成するパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が四に定める組合せ又は11点及び２点、９点、10点若しくは12点である組合せである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

六　一の規定にかかわらず、６二のル又はヨに掲げる組合せを構成する２枚のパイゴウタイルがある場合であって、当該２枚のパイゴウタイル以外のパイゴウタイルの点数が２点及び12点、又は２点若しくは12点及び10点若しくは11点である組合せである場合には、当該２枚のパイゴウタイルをそれぞれハイハンドとローハンドに分割するものとする。

七　６二のイからタまでに掲げる組合せが形成できない場合であって、同二のレからラまでに掲げる組合せが形成できるときは、当該組合せをハイハンドとする。ただし、２とおり以上

の組合せが形成できる場合にあっては、同二のレからラまでに掲げる組合せのうちより弱いものをハイハンドとする。ただし、当該組合せを形成した場合におけるローハンドの合計点数が３点（１の二の表⑴の項から⑹の項までに掲げるパイゴウタイルを含まない場合に限る。）又は２点以下である場合は、同二のレからラまでに掲げる組合せのうちより強い組合せをハイハンドとする。

八　６二のイからラまでに掲げる組合せができないときは、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定めるところによりハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　ローハンドの合計点数を３点（１の二の表⑴の項から⑹の項までに掲げるパイゴウタイルを含む場合に限る。）又は４点以上とすることができる組合せがある場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の全ての組合せにおけるローハンドのうち、その合計点数が最大となるものをローハンドとする。

ロ　イに規定する場合以外の場合であって、ハイハンドの合計点数を７点以上とすることができる組合せがある場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の全ての組合せにおけるハイハンドのうち、その合計点数が最大となるものをハイハンドとする。

ハ　イ及びロに規定する場合以外の場合　配布された４枚のパイゴウタイルから形成し得る２枚ずつの２組の組合せにおけるローハンドのうち、その合計点数が最大となるものをローハンドとする。

九　八の規定にかかわらず、配布された４枚のパイゴウタイルが次のイからハまでに掲げる組合せであるときは、それぞれ当該イからハまでに定めるところによりハイハンドとローハンドに分割するものとする。

イ　１の二の表⑽の項、⑯の項又は⑰の項に掲げるパイゴウタイル並びに同表⑶の項、⑸の項及び⑻の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ　ローハンドの合計点数を７点とし、ハイハンドの合計点数を９点とする。

ロ　１の二の表⑳の項又は(21)の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑱の項又は⑲の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑹の項又は⑾の項に掲げるパイゴウタイル及び同表⑴の項又は⑵の項に掲げるパイゴウタイルの組合せ　ローハンドの合計点数を７点とし、ハイハンドの合計点数を９点とする。

ハ　１の二の表⑳の項又は(21)の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑷の項又は⑺の項に掲げるパイゴウタイル、同表⑱の項又は⑲の項に掲げるパイゴウタイル及び当該３枚のパイゴウタイルと６二のイからラまでに掲げる組合せを形成しないパイゴウタイルの組合せ　ハイハンドの合計点数を９点とする。

十　配布された４枚のパイゴウタイルに点数が同じであって強さが異なるパイゴウタイル又は１の二の表⑴の項及び⑵の項に掲げるパイゴウタイルが含まれ、ハイハンド及びローハンドの合計点数がそれぞれ同じ組合せを複数形成することが可能であるときは、そのハイハンドの合計点数が７点以下であるときはそれらの組合せのうちローハンドが最も強い組合せを形成し、８点以上であるときはそれらの組合せのうちハイハンドが最も強い組合せを形成する。ただし、より強さの順位の高い２枚のパイゴウタイルのいずれもがハイハンド又はローハンドに含まれることとなる場合は、当該ハイハンド及びローハンドの点数とそれぞれ同じハイハンド及びローハンドである別の組合せを形成するものとする。

9　勝敗の決定

一　ディーラーは、顧客のハイハンド及びローハンドを表向きにし、それぞれ８の規定により形成されたディーラー自身のハイハンド及びローハンドと比較する。

二　４の三に定める賭けに参加した顧客は、顧客のハイハンド及びローハンドが、それぞれ８の規定により形成されたディーラーのハイハンド及びローハンドより強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、それぞれ当該ディーラーのハイハンド及びローハンドより弱い場合に当該賭けについて負けとなり、それ以外の場合に当該賭けについて引分けとなる。この場合に

おいて、ディーラーのハイハンドが顧客のハイハンドと同じ強さの場合又はディーラーのローハンドが顧客のローハンドと同じ強さの場合は、より強いパイゴウタイルを含むハイハンド又はローハンドが強いものとし、ディーラー及び顧客のハイハンド又はローハンドに含まれるパイゴウタイルの強さが同じときは、ディーラーのハイハンド又はローハンドが強いものとする。

10　賭金の回収及び勝金の支払

一　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二　４の三に定める賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、19対20のオッズにより算出する。

11　不適切な事象に対する措置

一　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次のイからヌまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからヌまでに定める措置をとらなければならない。

イ　さいころを転がした後に次に掲げる事実が発生したこと。　再度さいころを転がすこと。

⑴　１個以上のさいころが転がらなかったこと。

⑵　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面がテーブルの上面と平行とならなかったこと。

⑶　さいころが静止した後において、１個以上のさいころの上面が確認できないこと。

⑷　１個以上のさいころが破損したこと。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

ハ　使用しているパイゴウタイルに次に掲げるもの（二において「不適切パイゴウタイル」という。）が含まれていること。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑴　点の組合せを示す意匠が表示されていない面が傷付き、又は印が付けられた状態その他当該面を見て点の組合せを示す意匠を推測されるおそれのあるパイゴウタイル

⑵　当該ラウンドで使用されるタイルセットのパイゴウタイル以外のパイゴウタイル

ニ　５の一の規定に従わずにパイゴウタイルが配布されたこと。　９の一の規定により顧客のパイゴウタイルが表向きにされていないときは５の一の規定に従ってパイゴウタイルを配布し直し、パイゴウタイルが表向きにされているときは当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ホ　顧客が自身に配布されたパイゴウタイルに触れる前にディーラーによりパイゴウタイルが表向きにされたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ヘ　全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が自身のハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く前にディーラーに配布されたパイゴウタイルの全部又は一部が表向きにされたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

ト　全ての顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）が自身のハイハンド及びローハンドを形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く前に顧客が自身に配布されたパイゴウタイルの内容を明らかにしたこと。　当該顧客以外の顧客（７のただし書の求めを行った顧客を除く。）で自身のハイハンド及びローハンドを形成する前の顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

チ　第九の８に規定する場合を除き、ディーラーのパイゴウタイルが表向きにされたこと。

当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

リ　８の規定に従わずにディーラー又は７のただし書の求めを行った顧客のハイハンド及びローハンドが形成されたこと。　ディーラー又は７のただし書の求めを行った顧客のハイハンド及びローハンドを８の規定により形成し直すこと。

ヌ　イからリまでに掲げる事実のほか、第九で定める方法によりパイゴウを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

二　カジノ事業者は、賭金の回収又は勝金の支払後に次のイからへまでに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該イからへまでに定める措置をとらなければならない。

イ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が賭金を新たに置き、又は増加させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に対して支払われた勝金に相当する額を当該顧客から回収し、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は新たに置き、又は増加させた賭金に相当する額を当該顧客に返還すること。

ロ　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、顧客が置いた賭金を減少させたこと。　当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は減少させた賭金に対して支払われるべきであった勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は減少させた賭金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ハ　使用しているパイゴウタイルに不適切パイゴウタイルが含まれていること。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること。

ニ　10の一の規定に従わずに賭金を回収したこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還するとともに、当該賭金に係る勝金があるときは、当該勝金に相当する額を当該顧客に支払うこと。

ホ　負けとなった賭けに係る賭金を回収しなかったこと。　当該賭金に相当する額を該当する顧客から回収するとともに、当該賭金に係る勝金を支払ったときは、当該勝金に相当する額を当該顧客から回収すること。

ヘ　10の一の規定に従った勝金の支払がなされなかったこと。　該当する顧客に支払われた勝金が、所定の額より多い場合（該当する顧客に勝金を支払うこととされていない場合を含む。）はその差額を当該顧客から回収し、所定の額より少ない場合（該当する顧客に勝金が支払われなかった場合を含む。）はその差額を当該顧客に支払うこと。

三　カジノ事業者は、二のイからへまでに規定する措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

12　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用してパイゴウを行う場合の第九の規定の適用については、11一のロ及び二（ハを除く。）並びに13の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　３の規定の適用については、３中「、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示された」とあるのは、「表示された」とする。

二　４の一、二及び四並びに５の一の規定の適用については、ディーラーによる宣言は、それらの規定により宣言することとされている事項が、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムの表示装置（四において単に「表示装置」という。）に表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、４の四中「顧客の賭けの状況を勘案して、賭け」とあるのは、「賭け」とする。

三　４の二、５及び10の二の規定の適用については、顧客が顧客操作装置を使用して金銭を賭けるための操作を行うことにより、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金が置かれたも

のとみなす。

四　10の一前段の規定の適用については、ディーラーにより行われることとされる賭金の回収及び勝金の支払はディーラー操作式電子テーブルゲームシステムにより行われるものとし、その結果は表示装置に表示されるものとする。

13　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

電子テーブルゲームシステム等を使用するパイゴウ（パイゴウタイルに相当する表示を使用し、かつ、４の三に規定する賭けを行う行為であって、それ以外の追加の賭けを行わないものをいう。以下この項において同じ。）を使用して行う場合は、第九に定める方法に従わなければならない。この場合における第九の規定の適用については、１、２、11及び12（一から四まで以外の部分に限る。）の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次に定めるとおりとする。

一　12の一から四までの規定は、電子テーブルゲームシステム等を使用するパイゴウを行う場合の第九の規定の適用について準用する。

二　４の三、５、７及び８の規定の適用については、パイゴウタイルの配布は、電子テーブルゲームシステム等の表示装置にその結果が表示されることにより行われたものとみなす。この場合において、表示されるパイゴウタイルの点の配置は、初期化されたタイルセットを使用した場合に当該点の配置のパイゴウタイルが配布される確率と同じ確率で出現するものとし、５の一中「３個のさいころをさいころカップ（内部を見通すことができないカップ形の容器であって、さいころを内部に入れて転がす用に供するものをいう。）に入れた状態で、これを振ってさいころを転がし、ディーラー自身及び賭けに対応する区画（賭金が置かれていない区画を含む。以下この一において同じ。）をディーラー自身から順次に反時計回りに数えて、当該３個のさいころの出目の合計の数に至る順位のディーラー自身又は賭けに対応する区画から順に」とあるのは、「ディーラー及び賭けに対応する区画に」とする。

三　５の二及び７から９までの規定の適用については、一において準用する12の二から四まで及び二に定めるところによるほか、ディーラーによる行為は電子テーブルゲームシステム等により、顧客による行為は顧客操作装置を使用して、それぞれ行われるものとし、その結果は電子テーブルゲームシステム等の表示装置に表示されるものとする。この場合において、７中「形成し、それぞれテーブル上に裏面を上面として置く。ただし、顧客から求めがあったときは、ディーラーは、８の規定によりディーラーのハイハンド及びローハンドを形成した後に、当該求めを行った顧客に配布された４枚のパイゴウタイルを８の規定に従って分割し、ハイハンド及びローハンドを形成するものとする」とあるのは、「形成する」とする。

14　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

一　12又は13に定める場合において、カジノ事業者は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等が故障したことその他の理由により、12又は13において適用する第九で定める方法によりパイゴウを行うことができなくなった事実を認識したときは、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、８の処理が終了した後に発生した場合にあっては、配布されたトランプに従って決定した賭けの勝敗に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第十　電子ゲーム

１　使用する用具

電子ゲームシステム又はクライアントサーバゲームシステム（以下この第十において「電子ゲームシステム等」という。）を使用する。

２　賭けの受付

一　賭けの受付は、３又は４の処理が行われていない間に行われる。

二　顧客は、あらかじめ設定されたプログラムに従い、プレイヤーインターフェース（別表第三第一の10に規定するプレイヤーインターフェースをいう。以下この第十において同じ。）を使用して勝敗の決定を開始するための操作を行い、又は時間が経過して賭けの受付を終了する旨が電子ゲームシステム等のディスプレイ（以下この第十において単に「ディスプレイ」という。）に表示されるまでの間に、プレイヤーインターフェースを使用して金銭を賭けるための操作を行うことで、当該操作に対応する賭けに参加することができる。

三　金銭を賭けるための操作及びこれに対応する賭けに係る情報は、電子ゲームシステム等のヘルプ画面等（以下この第十において単に「ヘルプ画面等」という。）を用いて顧客に提供されるものとする。

３　勝敗の決定

一　勝敗の決定は、あらかじめ設定されたプログラムに従い、電子ゲームシステム等に搭載された乱数発生装置の出力した値、及び顧客により賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合にあっては当該操作に基づき行われるものとし、その結果はディスプレイ又は機械式表示装置（別表第三第一の12に規定する機械式表示装置をいう。）に表示されるものとする。

二　賭けについて勝ち、負け又は引分けとなる条件及び賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合にあっては当該操作に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

三　賭けについて勝ちとなる条件のうち当該条件を満たす事情の発生率が最も低いものにあっては、その発生率が１億分の１以上でなければならない。

４　賭金の回収及び勝金の支払

一　カジノ事業者は、電子ゲームシステム等により、あらかじめ設定されたプログラムに従い、決定した賭けの勝敗に従って顧客の賭金を回収し、及び顧客に対して算出された額の勝金を支払う。

二　賭けについて勝ちとなった場合の勝金額の算出方法に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

三　理論上の払戻率（賭金の総額に対する勝金の総額の比率をいう。以下同じ。）は次のとおりとする。

イ　１回の賭けにおける理論上の払戻率を100分の90以上１未満とする機能を有するものとする。

ロ　電子ゲームシステムにボーナスフィーチャー等又はプログレッシブが含まれる場合（外部機器等にプログラムが含まれる場合を含む。）は、これらを理論上の払戻率に含めるものとする。

５　不適切な事象に対する措置

一　カジノ事業者は、顧客による金銭を賭けるための操作が行われてから賭金の回収又は勝金の支払が終了するまでの間に電子ゲームシステム等が故障したことその他の理由によりあらかじめ設定されたプログラムに従いカジノ行為を行うことができなくなった事実を認識した場合は、速やかに当該故障その他の理由により影響を受けた顧客の当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとしなければならない。ただし、当該事実が、賭けの勝敗の決定後に発生した場合にあっては、当該決定に従った賭金の回収及び勝金の支払を行うものとする。

二　カジノ事業者は、一のただし書に定める措置が該当する顧客の特定が困難であること又は顧客が所在不明であることその他の理由により完了できないと認められる場合は、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

三　一に規定する場合における措置に係る情報は、ヘルプ画面等を用いて顧客に提供されるものとする。

別表第二　非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準（第十一条関係）

１　テーブルゲーム用チップ　次に掲げる基準に適合すること。

一　大きさ及び形状が等しい二つの底面並びに側面で構成され、かつ、二つの底面と側面がそれぞれ垂直であること。
二　底面が円形のものにあっては、底面の直径がトーナメントチップと容易に判別できる大きさであること。
三　底面がだ円形のものにあっては、底面の長径が75ミリメートル以上及び短径が50ミリメートル以上であること。
四　底面が概ね正方形のものにあっては、底面の各辺の長さが75ミリメートル以上であること。
五　底面が概ね長方形のものにあっては、底面の長辺の長さが75ミリメートル以上及び短辺の長さが50ミリメートル以上であること。
六　偽造を防止するための加工が施されたものであること。
七　底面に、価額及びカジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。
2　トーナメントチップ　次に掲げる基準に適合すること。
一　直径が等しい二つの底面及び側面で構成され、かつ、二つの底面と側面がそれぞれ垂直であること。
二　底面の直径は、45ミリメートル以上であること。
三　底面に点数、カジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章及び「Ｔｏｕｒｎａｍｅｎｔ」の表示がされたものであること。
3　トランプ　次に掲げる基準に適合すること。
一　トランプの表面に記載された内容を裏面から推測されないものであること。
二　傷をつけにくくするための加工が施されたものであること。
三　トランプが互いに付着しにくいように加工が施されたものであること。
四　トランプの裏面には、カジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。
五　ポーカーで使用するトランプにあっては、その材質がプラスチックであること。
4　プリシャッフルマルチデッキ　次に掲げる基準に適合すること。
一　プリシャッフルマルチデッキを構成するトランプは、３の一から四までに掲げる基準に適合すること。
二　４組から８組までのデッキで構成するものであること。
三　トランプシャッフラーと同等の機能を有する機器を用いて、あらかじめ、シャッフルされたものであること。
四　開封することによりその痕跡が残るように密封されたものであること。
5　ディーリングシュー　次に掲げる基準に適合すること。
一　収納されたトランプが順に引かれるものであること。
二　トランプを傷つけにくい構造であること。
三　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。
6　さいころ　次に掲げる基準に適合すること。
一　立方体であり、重心はその中心にあること。
二　さいころの内部を外部から見通すことができること。
三　各面は、平滑に仕上げられていること。
四　材質は、セルロースであること。
五　１の目が表示された面と平行な面に６の目、２の目が表示された面と平行な面に５の目、３の目が表示された面と平行な面に４の目がそれぞれ配置されたものであること。
六　さいころの目は、形状が円形であって色が白色であること。
七　さいころの目は、目以外の部分と同じ密度の材質により埋められていること。
八　いずれかの面にカジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章の表示がされたものであること。
九　八の表示は、三に掲げる各面の平滑さを著しく妨げることなく、かつ、六に掲げるさいころ

の目と紛らわしいものでないこと。
十　クラップスで使用するさいころにあっては、頂点の面取りがなされておらず、かつ、各辺の長さが19ミリメートル以上20ミリメートル以下であること。
十一　シックボー及びパイゴウで使用するさいころにあっては、各辺の長さが15.5ミリメートル以上16.5ミリメートル以下であること。
7　ルーレットホイール　次に掲げる基準に適合すること。
一　直径は、800ミリメートル以上であること。
二　重心は、シリンダーの回転軸上にあること。
三　シリンダーは、円滑に回転すること。
四　各ボールポケットは、大きさが等しく、かつ、ルーレットボールが収まるものであること。
五　数字を記載した各区画は、大きさが等しく、かつ、各ボールポケットに対応するものであること。
六　ボールポケットの数並びに各区画に記載された数字及び色の配置は、別表第一第七１一のロ又は２一のロの規定に従ったものであること。
七　材質は、非磁性材料であること。
8　ルーレットボール　次に掲げる基準に適合すること。
一　直径は、18ミリメートル以上22.5ミリメートル以下であること。
二　材質は、非磁性材料であること。
9　マネーホイール用ホイール　次に掲げる基準に適合すること。
一　回転する円盤の直径は、1,500ミリメートル以上であること。
二　回転する円盤の重心は、回転軸上にあること。
三　回転する円盤は、円滑に回転すること。
四　シンボルを記載した各区画は、大きさが等しいこと。
五　区画の数及びシンボルの配置は、別表第一第八１の二の規定に従ったものであること。
六　材質は、非磁性材料であること。
10　パイゴウタイル　次に掲げる基準に適合すること。
一　長辺及び短辺の長さがそれぞれ63ミリメートル以上及び25ミリメートル以上であり、かつ、高さが９ミリメートル以上であること。
二　点がある面以外の面からみて、点の数を推測されないものであること。
三　点の数、色及び配置は、別表第一第九１の二の規定に従ったものであること。
四　点の部分を除き、色は黒色であること。
五　点がある面を除いた各面は、平滑に仕上げられ、かつ、傷つけにくいものであること。
六　点がある面と平行な面にカジノ事業者の名称又はカジノ事業者を示す標章が表示されたものであること。

別表第三　電磁的カジノ関連機器等に係る技術上の規格（第百七十六条関係）

第一　電子ゲームシステム

1　キャビネット及び外部扉等（外部扉、スタッカー（７に規定するビルバリデーターの構成要素の一つであり、受け入れた紙幣及びバウチャー（以下「紙幣等」という。）を鍵がかかる容器に保管するものをいう。７及び26の二並びに第九の９の一において同じ。）の扉及びロジックエリアの扉をいう。以下同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　堅固なものであること。
二　キャビネットと外部扉との間に物が入り込む隙間がないこと。
三　外部扉等は、不正な侵入が試みられた場合は、その証拠が残るものであること。
四　外部扉等は、鍵がかかるものとし、開閉を扉アクセス検知システムが感知していること。
五　外部扉等のいずれかが開いている場合は、ティルト状態（機器等のエラーその他の理由により、カジノ行為を行うための機能が停止され、顧客による操作ができなくなる状態をいう。第六、第七及び第九を除き、以下同じ。）になること。
2　次に掲げる電子装置等を設置する場合は、ロジックエリア内に格納すること。

一　中央演算処理装置又はマイクロプロセッサ（電子ゲームシステムの機能に影響を及ぼすものに限る。）
二　プログラム記憶装置（電子ゲームシステムの機能に影響を及ぼすものに限る。４及び５の七のイにおいて同じ。）
三　重要メモリー（電子ゲームシステムの機能に影響を及ぼすものに限る。５、26及び28の一のロにおいて同じ。）及びそのバックアップ電源
四　プリント回路基板（一から三までに掲げる電子装置等のいずれかを含むものに限る。）
五　１の四の扉アクセス検知システム
六　４の三及び七のイによる検証並びに４の五に規定する外部検証に関する電子装置等
七　５の四による確認に関する電子装置等
八　カジノ行為の結果に影響を及ぼすデータの暗号化及び復号の管理に関する電子装置等
九　通信の制御に関する電子装置等

3　ロジックエリア内に格納するプリント回路基板は、各プリント回路基板を特定するための数字、記号その他の符号が電子ゲームシステムから取り外すことなく視認できる位置に容易に識別できる方法で表示されているものであること。

4　プログラム記憶装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　重要制御プログラム（電子ゲームシステムの機能に影響を及ぼすプログラムをいう。以下この４において同じ。）を保存すること。
二　重要制御プログラムの製造業者の識別情報及び重要制御プログラムの識別情報が、容易に識別する方法で表示されているものであること。
三　電源投入時に重要制御プログラムの完全性を検証する機能を有すること。
四　三による検証の結果エラーが発生した場合は、ティルト状態になること。
五　外部検証（電子ゲームシステムからプログラム記憶装置を取り外し、又は電子ゲームシステムに機器等を接続して外部から重要制御プログラムの完全性を検証することをいう。）を行えるものであること。
六　未使用部分を０に設定すること。
七　プログラムの書換えが可能なものについては、一から六までに掲げるもののほか、次に掲げる機能を有するものであること。
イ　プログラムの書換えが可能なプログラム記憶装置の未使用部分を検証する機能
ロ　イによる検証の結果エラーが発生した場合は、ティルト状態になる機能
ハ　直近10件の書換えの記録を日時を付して保存する機能

5　重要メモリーに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を含む電子ゲームシステムの作動に必要なデータを保存すること。
イ　電子会計メーター及び電子発生メーターのデータ
ロ　クレジットメーター（顧客がカジノ行為に利用可能なクレジットの価額を計測し、記録し、及び表示するメーターをいう。以下同じ。）に蓄積されたクレジットのデータ
ハ　電子ゲームシステム及びカジノ行為の設定のデータ
ニ　カジノ行為の結果の履歴及び再現のデータ
ホ　電子ゲームシステム及びカジノ行為の状態
ヘ　七並びに４の七のハ及び７の五の記録
二　クリア方法によるリセット機能を有すること。
三　電子会計メーター及び配当表等（配当表その他の勝金額の算出方法をいう。以下同じ。）の設定変更は、リセット機能を使用しない限り変更できないこと。
四　電源投入時、ロジックエリアの扉を閉じたときその他の必要なときに重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。
五　四に掲げる機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合は、ティルト状態になること。
六　重要メモリーのバックアップ電源は、電子ゲームシステムの電源を落とした後、90日間は全てのデータを正確に維持できるものであること。

七　次に掲げる重要イベントに係る記録について、直近100件を日時を付して保存すること。
イ　プログラム記憶装置の検証エラー及び重要メモリーの確認エラー
ロ　電子会計メーター及び配当表等の設定変更
ハ　電源のリセット
ニ　従業者による支払
ホ　外部扉等の開扉
ヘ　７に規定するビルバリデーターのエラー
ト　重要メモリー用電池の残量低下エラー
チ　10に規定するプレイヤーインターフェースのエラー
リ　12に規定する機械式表示装置のエラー
ヌ　バウチャー発行のエラー

6　紙幣等の受入れ及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。
一　金銭（硬貨、トークン及び金融機関から電子的に移転される金銭を除く。）の受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な場合は、当該金銭の額に相当するクレジットをクレジットメーターに蓄積すること。
二　顧客がカジノ行為を行うまでの間に挿入した紙幣の金額の累積額が30万円を超える場合は、受入れをしないこと。

7　ビルバリデーター（紙幣等の受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な紙幣等を保管するものをいう。以下同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、紙幣等の挿入口を除きキャビネット内に格納されていること。
二　挿入された紙幣等を検証し、次のとおり処理すること。
イ　挿入された紙幣等が偽造されたもの又は無効その他適切に検証できないものであった場合は、受入れをしないこと。
ロ　受け入れた紙幣等を適切にスタッカーに保管すること。
三　紙幣等の受入れ中に停電した場合に二の処理ができるよう必要な措置が講じられていること。
四　スタッカーに保管する紙幣等の額をクレジットメーターに記録すること。
五　直近５件の受け入れた紙幣等の額に日時を付した記録を保存する機能を有すること。
六　挿入口への異物の挿入等の不正行為を検出する機能を有すること。
七　次に掲げるエラーを検出及び表示する機能を有すること。
イ　紙幣等の詰まり
ロ　スタッカーの満杯
ハ　スタッカーの扉の開扉
ニ　スタッカーの取外し
ホ　通信障害
八　電源投入時にビルバリデーターが正常に作動することを確認する機能を有すること。
九　六の不正行為、七に掲げるエラー及び八による確認の結果エラーを検出した場合は、ビルバリデーターの機能を停止し、ティルト状態になること。

8　紙幣等の支払及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。
一　カジノ行為において、顧客から回収する賭金額をクレジットメーターから差し引き、勝金額（従業者により支払われるものに係る額を除く。）をクレジットメーターに蓄積すること。
二　クレジットメーターに蓄積した額のバウチャーを発行するようプリンタ（バウチャーを発行する装置をいう。以下同じ。）に必要なデータを送信すること。
三　一におけるカジノ行為の勝金額又は二におけるバウチャーの価額が30万円を超える場合は、プリンタの機能を停止し、ティルト状態になること。

9　プリンタに関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、バウチャーの発行口を除きキャビネット内に格納されていること。

二　次に掲げるエラーを検出する機能を有すること。
イ　紙切れ又は紙詰まり
ロ　故障
ハ　通信障害
三　二に掲げる機能を用いてエラーを検出した場合は、プリンタの機能を停止し、ティルト状態になること。
四　バウチャーの有効性を検証するシステムに接続できる機能を有していること。
五　次に掲げる情報をバウチャーの発行時に四のシステムに送信できる機能を有していること。
イ　日本円での価額
ロ　発行日時
ハ　電子ゲームシステムの識別情報
ニ　検証番号
六　発行するバウチャーには次に掲げる情報が表示されていること。
イ　バウチャーである旨の表示（日本語及び英語によること。）
ロ　カジノ事業者の名称
ハ　日本円での価額（アラビア数字によること。）
ニ　発行日時
ホ　有効期限（日本語及び英語によること。）
ヘ　発行番号
ト　検証番号
チ　検証番号を示すバーコード
リ　顧客がバウチャーを他人に譲渡し、若しくはバウチャーを他人から譲り受け、又はバウチャーをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨（日本語及び英語によること。）
七　クレジットメーターの作動中はバウチャーの発行ができないこと。
10　プレイヤーインターフェース（カジノ行為を実施するために顧客が操作する装置をいう。以下同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　用途又は機能がプレイヤーインターフェース上に表示されていること。
二　カジノ行為実施手順（カジノ行為を行うための操作方法、賭けについて勝ちとなる条件、配当表等、賭金の条件その他のカジノ行為の具体的な実施手順をいう。以下同じ。）に従って作動すること。
三　同時又は連続して作動することによる故障を防止するために必要な措置が講じられていること。
四　プレイヤーインターフェースにタッチスクリーンが含まれる場合は、当該タッチスクリーンは、画面の大きさの変更及び複数の画面の表示を正確に行うことができる機能を有すること。
11　カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに関する規格は、次のとおりとする。
一　容易に動揺しないようにキャビネットに固定でき、キャビネットとの間に物が入り込む隙間がないこと。
二　画面の見通しを妨げるものがないこと。
三　カジノ行為に関する情報の表示を正確に行うことができる解像度を有すること。
四　タッチスクリーンの機能を有する場合は、タッチスクリーンの不具合が画面の表示に影響しないこと。
12　機械式表示装置（カジノ行為の結果を表示するために使用する電子制御リールその他これに類するものをいう。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　正確に作動するように取り付けられていること。
二　カジノ行為の結果を正確に表示するものであること。

三　回転不足、停止位置の誤り等のエラーを検出する機能を有すること。
四　エラーを検出した場合は、ティルト状態になること。
五　中断されたカジノ行為が再開される場合は、中断前の最後に有効とされた位置に自動で戻る機能を有すること。

13　タワーライトに関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネットの最上部に取り付けられていること。
二　ティルト状態になった場合又は顧客がカジノ事業者の従業者を呼ぶボタンを押した場合に点灯すること。

14　電源装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、オン及びオフが容易に識別することができる方法で表示されていること。
二　電圧変動（電源のリセットを除く。）による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。

15　ケーブルに関する規格は、次のとおりとする。
一　顧客が触れない位置に取り付けること。
二　ロジックエリア内では適切に固定すること。

16　通信（電子ゲームシステムの用途及び機能に関するものに限る。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　有線通信用の接続口はキャビネット内に取り付けられており、識別することができる方法で表示されていること。
二　安全な通信プロトコルの採用その他通信の安全性を確保するための措置が講じられていること。
三　通信障害を検出する機能を有すること。
四　三の機能を用いた結果通信障害を検出した場合は、ティルト状態になること。

17　外部機器等（電子ゲームシステムに外部から接続する機器及びシステムであって、電子ゲームシステムの機能に影響を与えるもの（プログレッシブシステム及びカジノマネジメントシステムを除く。）に限る。以下この第一において同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　電子ゲームシステムの用途及び機能の適正な実施を妨げるものではないこと。
二　ソフトウェアの設定は顧客がアクセスできない安全な方法によってのみ行えること。
三　外部機器等をボーナスフィーチャー等のために使用する場合は、次に掲げる性能を有すること。
イ　ボーナスフィーチャー等の作動中は外部機器等の設定変更ができないこと。
ロ　ボーナスフィーチャー等の作動中に電子ゲームシステム又は外部機器等がティルト状態となりカジノ行為が中断された場合は、中断前の最後に有効とされた状態から再開する機能を有すること。

18　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。

19　静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置が講じられていること。

20　乱数発生装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　カジノ行為の結果の無作為性に影響するアルゴリズム及びソースコードには、偏りを生む要因、エラーを発生させる要因、カジノ行為の結果の変更又は予測を可能とする隠されたスイッチ又はパラメータその他の無作為性又は公平なカジノ行為を阻害するおそれのあるものが含まれないこと。
二　乱数発生装置が出力した各値は、統計的に均一に分布し、かつ、互いに独立していること。
三　乱数発生装置が一度の抽選で複数の値を出力する場合は、これらの値は、統計的に均一に分布し、かつ、互いに独立していること。
四　乱数発生装置が出力した各値の選択される確率は、それぞれ同じものであること。
五　乱数発生装置が出力した値から、それ以降に出力される値についての情報を得ることはで

きないものであること。

六　乱数発生装置は、過去の選択に基づき、選択可能な値を放棄し、又は修正することはできないものであること。

七　乱数発生装置が一度の抽選で複数の値を選択する場合は、一つ又は複数の値を知ることで、その抽選内の他の値の情報を得ることはできないこと。

八　乱数発生装置が出力できる値の範囲は、全ての出力する値が各抽選において同じ確率で選択され、かつ、過去に出力した値から独立していることを保証するために十分なものとすること。

九　乱数発生装置は、次以降に出力する値を予測できないこと。

十　乱数発生装置の出力した値の放棄は、次のとおりとすること。

イ　乱数発生装置は、カジノ行為を実行する時だけでなく、常に値の出力及び放棄を行うこと。

ロ　放棄する値の数を乱数により決定するものにあっては、当該乱数は乱数発生装置のうち乱数を出力する機能が主たるそれから独立し、かつ、これと同期していないものによって出力されること。

十一　ソフトウェア式乱数発生装置の規格は、一から十までに規定するもののほか、次のとおりとすること。

イ　初期状態又はシードは、非制御下、かつ、予測不可能な事象によって無作為に決定されること。

ロ　同時に電源が入った場合又はブートされた場合であっても、同期しないように構成されること。

ハ　利用可能なシードは、過去に出力した値から独立していることを保証するために十分なものとすること。

十二　ハードウェア式乱数発生装置は、統計的な試験により出力の監視を行い、機能不良又は劣化が検出された場合は、ティルト状態にすること。

十三　機械式乱数発生装置は、ヘルプ画面等（ヘルプ画面又はキャビネットの表面をいう。以下同じ。）で顧客に表示する場合を除き、生成されるカジノ行為の結果に関して顧客又はカジノ事業者が物理的に操作し、又は影響を与えることができないこと。

21　システム時計に関する規格は、次のとおりとする。

一　この表の規定により日時を付して行うこととされたイベント、金額、バウチャーの価額その他の保存に際し、正確な時刻を反映する機能を有すること。

二　外部機器と接続することにより当該外部機器の時計機能と同期し、補正する機能を有すること。

22　カジノ行為に関する規格は、次のとおりとする。

一　別表第一の第一から第九までの規定により行うカジノ行為であると誤認させるような名称を表示しないこと。

二　賭けについて勝ちとなる条件のうち当該条件を満たす事情の理論上の発生率が最も低いものにあっては、その理論上の発生率を１億分の１以上とする機能を有すること。

三　理論上の払戻率は、次のとおりとすること。

イ　１回の賭けにおける理論上の払戻率を100分の90以上１未満とする機能を有すること。

ロ　電子ゲームシステムにボーナスフィーチャー等又はプログレッシブが含まれる場合（外部機器等にプログラムが含まれる場合を含む。）は、これらを理論上の払戻率に含めること。

四　カジノ行為実施手順、理論上の発生率及び理論上の払戻率は、カジノ行為のラウンド（第三条第二項第六号に規定するラウンドをいう。以下この22及び24において同じ。）の途中で変更できないこと。

五　カジノ行為の一のラウンドにおいて顧客が賭けることができる賭金額の上限を設定できる機能を有し、当該設定した上限を超える金額の賭金による賭けの受付をしないこと。

六　ラウンドが連続する場合は、ラウンドの開始から次のラウンドの開始まで３秒以上の間隔を置くこと。

七　賭けの受付は、その都度、顧客がプレイヤーインターフェースにより操作を行うこととし、オートプレイができないこと。

八　カジノ行為の結果の決定は、次のとおりとすること。

イ　乱数及び顧客により賭けの勝敗を決定するための操作が必要な場合は、当該操作に基づき行うこと。

ロ　次のいずれかの場合は、乱数が個別に評価されること。

⑴　複数の乱数発生装置を用いる場合

⑵　一の乱数発生装置が出力した複数の乱数を利用する場合

⑶　一のラウンド内の複数の事象に乱数を利用する場合

ハ　乱数は変更又は放棄せず、そのまま利用すること。

九　ボーナスフィーチャー等（外部機器等をボーナスフィーチャー等のために使用する場合を含む。）は、次のとおりとすること。

イ　ボーナスフィーチャー等が複数のフリースピン又は事象で構成される場合は、それらの獲得数及び残数を表示させること。

ロ　ダブルアップ等（ボーナスフィーチャー等のうち、ダブルアップその他これに類するギャンブルフィーチャーをいう。以下このロにおいて同じ。）は、次のとおりとすること。

⑴　ダブルアップ等により勝金額が増加する確率が、勝金額が増加する倍率の逆数である機能を有すること。

⑵　ダブルアップ等に参加するか否かを顧客が決定できること。

⑶　ダブルアップ等が複数の事象で構成される場合は、事象の終了ごとに続けて次の事象に参加するか否かを顧客が決定できること。

十　プログレッシブは、次のとおりとすること。

イ　賭金の一部に相当する金額を管理し、及び日本円で表示する機能を有すること。

ロ　カジノ行為の結果に基づきそれまでの蓄積を勝金として支払う場合は、当該勝金（従業者により支払われるものを除く。）をクレジットメーターに追加することができること。

十一　マルチゲームマシン（一の電子ゲームシステムに複数の電子ゲーム又は複数の配当表等が搭載されているものをいう。25の一のイ⑵において同じ。）は、次のとおりとすること。

イ　複数の電子ゲームから特定の電子ゲームを顧客が選択することができる場合は、電子ゲームの選択方法が表示されること。

ロ　選択された電子ゲームに係るカジノ行為実施手順が表示されること。

ハ　一のラウンド中に選択された電子ゲーム及び配当表等が変更されないこと。

十二　ティルト状態その他の事由で中断していたカジノ行為を再開する場合は、中断発生の直前の状態に復旧する機能を有すること。

23　情報の表示に関する規格は、次のとおりとする。

一　日本語及び英語を含む複数の外国語の中から顧客が選択した言語で表示する機能を有すること（カジノ行為その他の名称及び表示内容の意味がヘルプ画面等で説明されるものを除く。）。

二　正確な時刻を常に表示すること。

三　デノミネーションを常に表示すること。

四　クレジットメーターに蓄積されたクレジットの値及び当該値を日本円に換算した金額を常に表示すること。

五　賭けに関する表示は、次のとおりとすること。

イ　日本円による賭金額及び当該金額をクレジットに換算した値を表示すること。

ロ　賭金に対応する賭けを表示すること。

ハ　複数の賭けを同時に行うことができる場合は、各賭金の価額及びその賭金に対応する賭けを表示すること。

六　カジノ行為の結果に関する表示は、次のとおりとすること。
イ　日本円による勝金額及び当該金額をクレジットに換算した値を表示すること。
ロ　ラインゲームの場合には、ウイニングペイラインを表示すること。
ハ　複数の勝ちが同時に発生する場合は、各勝金の価額及び合計額（ラインゲームの場合は、各ウイニングペイラインを含む。）を表示すること。
七　ヘルプ画面等に関する表示は、次のとおりとすること。
イ　カジノ行為実施手順に関する情報が表示されること。
ロ　カジノ行為の実施の有無にかかわらず表示することができること。
ハ　故障その他の理由によりカジノ行為を行うことができなくなった場合の措置に関する説明が表示されること。
ニ　顧客に提供される選択肢が顧客の選択又は技量によってカジノ行為の結果に影響されない場合は、その説明が表示されること。
八　顧客が金銭を失っている場合は、事実を正確に表示することとし、顧客の賭けより多く勝ったという印象を与えないこと。
九　勝ち負けの状況を正確に表示し、顧客に獲得した勝金が実際より多い又は失った賭金が実際より少ないなどの印象を与えないこと。
十　カジノ行為の演出は、顧客にカジノ行為の公正性について疑念を抱かせるものでないこと。
十一　カジノ行為の結果を正確に表示することとし、ニアミスであったかのような表示をしないこと。
24　監査モードに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を画面表示その他の方法で確認することができる機能を有すること。
イ　電子ゲームシステム及びカジノ行為の識別情報及び設定情報
ロ　メーター情報
ハ　重要イベント情報
ニ　カジノ行為の結果の履歴情報及び再現情報
二　一のニに掲げる事項は、直近10件のカジノ行為について次に掲げる情報を保存、検索及び画面表示できること。
イ　ラウンド開始時及び終了時のクレジットメーターのクレジットの価額
ロ　デノミネーション
ハ　賭金の合計額
ニ　勝金の合計額
ホ　ボーナスフィーチャー等による勝金がある場合は、その価額
ヘ　プログレッシブによる勝金がある場合は、その価額
ト　ラウンドの終了日時
チ　画面情報その他の方法によるラウンドの再現情報
25　電子会計メーターに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げるメーターを有すること。
イ　ＣＯＩＮ　ＩＮ（カジノ行為における賭金の総額を蓄積する次に掲げる要件を満たすメーターをいう。⑶及び第十の８の一のハにおいて同じ。）
⑴　カジノ行為の間に蓄積されたカジノ行為の途中の勝ちの賭額は含まないこと。
⑵　マルチゲームマシンの場合は、配当表等について加重平均による理論上の払戻率を計算するために必要な情報を提供すること。
⑶　賭けのカテゴリー間で100分の４を超える理論上の払戻率の差を持つ電子ゲームシステムの配当表等が設けられている場合は、電子ゲームシステムは異なる理論上の払戻率の各賭けのカテゴリーごとに、ＣＯＩＮ　ＩＮの値及びそれと関連する理論上の払戻率を保持し、表示し、当該配当表等について加重平均による理論上の払戻率を計算し、表示すること。
ロ　ＣＯＩＮ　ＯＵＴ（カジノ行為の結果として電子ゲームシステムにより支払う払戻の総

額（外部機器等を用いたカジノ行為の結果として与えられた払戻額及びプログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻額を除く。）を蓄積するメーターをいう。）

ハ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＪＡＣＫＰＯＴＳ（カジノ行為の結果、電子ゲームシステムによって支払うことができず従業者により支払われる払戻の総額（外部機器等を用いたカジノ行為の結果として与えられた払戻額又はプログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻額を除く。）を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のイにおいて同じ。）

ニ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＣＡＮＣＥＬＬＥＤ　ＣＲＥＤＩＴＳ（適切な支払のため、電子ゲームシステムの上限額を超える支払から生じる従業者による払戻及びシステムに基づく指示による払戻の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のロにおいて同じ。）

ホ　ＢＩＬＬ　ＩＮ（受け入れた紙幣の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の一のニ及び三において同じ。）

ヘ　ＶＯＵＣＨＥＲ　ＩＮ（受け入れたバウチャーの総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の一のニ及び三において同じ。）

ト　ＶＯＵＣＨＥＲ　ＯＵＴ（発行したバウチャーの総額を蓄積するメーターをいう。）

チ　ＣＡＳＨＬＥＳＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＴＲＡＮＳＦＥＲ　ＩＮ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、ホストシステムから電子ゲームシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）

リ　ＣＡＳＨＬＥＳＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＴＲＡＮＳＦＥＲ　ＯＵＴ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、電子ゲームシステムからホストシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）

ヌ　ＣＡＳＨＡＢＬＥ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＩＮ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、ホストシステムから電子ゲームシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なプロモーショナルクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）

ル　ＣＡＳＨＡＢＬＥ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＯＵＴ（電子ゲームシステム及びキャッシュレスシステム間の接続により、電子ゲームシステムからホストシステムに電子的に移動される金銭と交換可能なプロモーショナルクレジットの総額を蓄積するメーターをいう。）

ヲ　ＣＯＵＰＯＮ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＩＮ（受け入れたプロモーショナルクーポンの総額を蓄積するメーターをいう。）

ワ　ＣＯＵＰＯＮ　ＰＲＯＭＯＴＩＯＮ　ＯＵＴ（発行したプロモーショナルクーポンの総額を蓄積するメーターをいう。）

カ　ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ（外部機器等によるボーナスフィーチャー等の結果として、電子ゲームシステムにより支払われるカジノ行為の勝金の総額を蓄積するメーターをいう。）

ヨ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ（外部機器等によるボーナスフィーチャー等の結果として、従業者により支払われるカジノ行為の勝金の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のハにおいて同じ。）

タ　ＭＡＣＨＩＮＥ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ（電子ゲームシステムにより支払われる、プログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻の総額を蓄積するメーターをいう。）

レ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ（従業者により支払われる、プログレッシブの勝金の結果によるカジノ行為の払戻の総額を蓄積するメーターをいう。第十の８の四のニにおいて同じ。）

二　日本円で表示すること。

三　10桁以上の数字を処理できること。

四　メーターが処理できる数字の上限に達した場合は、自動で０に戻ること。

26　電子発生メーターに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる時点からカジノ行為を行った回数をカウントする機能を有すること。

イ　電源をリセットした時点

ロ　外部扉を閉めた時点

ハ　重要メモリーをリセットした時点

二　重要メモリーをリセットした時点から外部扉及びスタッカーの扉を開けたそれぞれの回数をカウントする機能を有すること。

三　重要メモリーをリセットした時点からプログレッシブが当選した回数をカウントする機能を有すること。

四　重要メモリーをリセットした時点から受け入れた紙幣等をデノミネーションごとにカウントする機能を有すること。

五　10桁以上の数字を処理できること。

27　マルチプレイヤーマシン（複数の顧客がカジノ行為を行うために使用する電子ゲームシステムであって、マスター機及びマスター機に接続する複数のプレイヤー端末により構成するものをいう。28において同じ。）に関する規格は、１から26までに規定するもののほか、次のとおりとする。

一　マスター機及びプレイヤー端末は、カジノマネジメントシステムで監視されていること。

二　マスター機は、接続する全てのプレイヤー端末を制御する機能を有すること。

三　プレイヤー端末は、次の機能を有すること。

イ　ヘルプ画面等で顧客に表示する場合を除き、一の顧客のカジノ行為が他の顧客のカジノ行為に影響を及ぼさないこと。

ロ　プレイヤー端末間で互換性のあるプログラムを使用すること。

ハ　顧客に次のカジノ行為の開始を知らせること。

四　マスター機にエラーが生じた場合、プレイヤー端末にエラーが生じた場合及びマスター機とプレイヤー端末との間に通信障害が生じた場合は、ティルト状態になること。

28　27に規定するもののほか、サーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンは、次のとおりとすること。

一　システムセキュリティに関する規格は、次のとおりとする。

イ　次に掲げる要件を満たすアクセスコントロール機能を有すること。

⑴　業務に関係する情報に限りアクセスできること。

⑵　ログイン失敗に対するシステム管理者への通知及びロックアウト又は監査証跡の入力に関する機能を有すること。

⑶　各アカウントに割り当てられた権限の記録を保存すること。

⑷　パスワード及び個人識別情報を暗号化して保存すること。

ロ　重要メモリーに保存した電子会計メーターの情報及び重要イベントの情報の変更は、イのアクセスコントロール機能に基づき行うこと。

ハ　ロにより電子会計メーターの情報及び重要イベントの情報を変更した場合は、次に掲げる事項を自動的に保存すること。

⑴　変更した情報の種類

⑵　変更前の情報及びその数値

⑶　変更後の情報及びその数値

⑷　変更した日時

⑸　変更した者の個人識別情報

ニ　電子ゲームシステムへのアクセス（電気通信回線に接続して行うものに限る。）は、日時及びアクセスした者の個人識別情報を90日以上保存できるものとする。

二　バックアップに関する規格は、次のとおりとする。

イ　復旧のために必要なデータをバックアップすること。

ロ　次に掲げる情報については、各ログを参照すること等によりエラーが発生した時点のものに回復した上で復旧する機能を有するものとする。

⑴　重要イベントの情報

⑵　電子会計メーターの情報

⑶　監査情報

⑷　電子ゲームシステムの設定に関する情報

⑸　第十の１の一に規定するバウチャー検証の情報

第二　電子テーブルゲームシステム

１　第一の１から４まで、５（七のリを除く。）、６から21まで（12を除く。）、22（五から八まで及び十から十二までに限る。）及び23から26までの規定は、電子テーブルゲームシステムについて準用する。

２　システムセキュリティに関する規格は、次のとおりとする（一人の顧客がカジノ行為を行うために使用するよう設計された電子テーブルゲームシステムを除く。）。

一　次に掲げる要件を満たすアクセスコントロール機能を有すること。

イ　業務に関係する情報に限りアクセスできること。

ロ　ログイン失敗に対するシステム管理者への通知及びロックアウト又は監査証跡の入力に関する機能を有すること。

ハ　各アカウントに割り当てられた権限の記録を保存すること。

ニ　パスワード及び個人識別情報を暗号化して保存すること。

二　重要メモリー（電子テーブルゲームシステムの機能に影響を及ぼすものに限る。）に保存した電子会計メーターの情報及び重要イベント（１において準用する第一の５の七（リを除く。）に掲げる重要イベントをいう。三及び３の二のイにおいて同じ。）の情報の変更は、一のアクセスコントロール機能に基づき行うこと。

三　二により電子会計メーターの情報及び重要イベントの情報を変更した場合は、次に掲げる事項を自動的に保存すること。

イ　変更した情報の種類

ロ　変更前の情報及びその数値

ハ　変更後の情報及びその数値

ニ　変更した日時

ホ　変更した者の個人識別情報

四　電子テーブルゲームシステムへのアクセス（電気通信回線に接続して行うものに限る。）は、日時及びアクセスした者の個人識別情報を90日以上保存できるものとする。

３　バックアップに関する規格は、次のとおりとする（一人の顧客がカジノ行為を行うために使用するよう設計された電子テーブルゲームシステムを除く。）。

一　復旧のために必要なデータをバックアップすること。

二　次に掲げる情報については、各ログを参照すること等によりエラーが発生した時点のものに回復した上で復旧する機能を有するものとする。

イ　重要イベントの情報

ロ　電子会計メーターの情報

ハ　監査情報

ニ　電子テーブルゲームシステムの設定に関する情報

ホ　第十の１の一に規定するバウチャー検証の情報

４　１において準用する第一の22に規定するもののほか、電子テーブルゲームシステムのカジノ行為に関する規格は、次のとおりとする。

一　カジノ行為実施手順が別表第一の第一から第九までに規定する方法に従ったものであること。

二　別表第一の第一から第九までの規定により行うカジノ行為でないと誤認させるような名称を表示しないこと。

5　１において準用する第一の23に規定するもののほか、電子テーブルゲームシステムの情報の表示に関する規格は、次のとおりとする。

一　賭けの受付を開始する又は終了する旨の宣言を明確に表示すること。

二　賭けが拒否される場合又は賭けの一部だけが受け付けられる場合、その旨を明確にすること。

6　第一の27の規定は、電子テーブルゲームシステムのマルチプレイヤーマシンについて準用する。この場合において、同27中「１から26まで」とあるのは、「第二の１から５まで」と読み替えるものとする。

第三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム

1　第一の１から４まで、５（七のリを除く。）、６から21まで（12及び20を除く。）、22（五から七まで及び十から十二までに限る。）及び23から26まで並びに第二の２から５までの規定は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムについて準用する。

2　第一の27の規定は、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムのマルチプレイヤーマシンについて準用する。この場合において、同27中「１から26まで」とあるのは、「第三の１」と読み替えるものとする。

第四　クライアントサーバゲームシステム

1　第一の１から４まで、５（七のリを除く。）及び６から26まで（12、16及び22を除く。）の規定は、クライアントサーバゲームシステムについて準用する。この場合において、第一の24の二中「こと」とあるのは、「こと（第四の２の五に規定するサーバベースゲームシステムを除く。）」と読み替えるものとする。

2　サーバに関する規格は、次のとおりとする。

一　クライアントサーバゲームシステムが複数のサーバで構成されている場合にあっては、各カジノ行為及びこれらの会計処理について、プレイヤー端末を制御したサーバを識別する機能を有すること。

二　クライアントサーバゲームシステムへのアクセス（電気通信回線に接続して行うものに限る。）のログは、アクセスコントロール機能を有するサーバ又は記憶装置に保存すること。

三　クライアントサーバゲームシステムの設定に係るアクセスコントロール機能を有すること。

四　サーバのデータベースの作成、修正又は削除のログは、アクセスコントロール機能を有するサーバ又は記憶装置に保存すること。

五　サーバベースゲームシステム（クライアントサーバゲームシステムのうち、サーバにおいてカジノ行為の結果の決定を行うものをいう。以下この第四において同じ。）にあっては、重要メモリー（クライアントサーバゲームシステムに影響を及ぼすものに限る。３及び９の一のニにおいて同じ。）に保存したデータをサーバ上のデータベースに保存するとともに、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　６の一に適合すること。

ロ　内部検証機能を有し、エラーを識別及び記録する機能を有すること。

ハ　データベースにエラーが生じた場合は、クライアントサーバゲームシステムを自動的に停止できるものとし、データベースを復旧する手段を有すること。

六　サーバベースゲームシステムにあっては、サーバは接続されたプレイヤー端末が必要とするデータをプレイヤー端末に出力する機能を有すること。

七　サーバベースゲームシステムにあっては、サーバは、各プレイヤー端末に直近35件のカジノ行為について１において準用する第一の24の二のイからチまでに掲げる情報を送信できること。

八　クライアントサーバゲームシステム（サーバベースゲームシステムを除く。）にあっては、サーバから任意の時期及び定期的に重要制御プログラム及びその他のソフトウェアリソースを適切に接続されたプレイヤー端末にダウンロードできること。

3　１において準用する第一の５（七のリを除く。）の規定によるもののほか、クライアントサーバゲームシステムの重要メモリーのクリアは、９の規格に従って自動的にサーバに記録する

機能を有すること。

4　通信（クライアントサーバゲームシステムの用途及び機能に関するものに限る。）に関する規格は、次のとおりとする。

一　クライアントサーバゲームシステムの各構成要素は、共通の通信プロトコルが採用されていること。

二　全てのプロトコルは、適切なエラー検出及び回復機能を有し、改ざんを防止する措置が講じられた通信手段を用いること。

三　全てのデータは、適切な暗号化及び認証により保護されていること。

四　カジノマネジメントシステムと通信する機能を有すること。

五　クライアントサーバゲームシステムとカジノマネジメントシステムの接続時におけるカジノマネジメントシステムの通信プロトコルは、クライアントサーバゲームシステムによりサポートされていること。

六　ネットワークの認証プロセスは適切なものとし、サーバとプレイヤー端末相互間の接続の認証に使われた証明書を失効及び適切に更新する機能を有すること。

七　サーバベースゲームシステムにあっては、プレイヤー端末は、サーバとの通信が切断した場合は、カジノ行為を停止することとし、通信が切断した時点まで復旧する機能を有すること。

八　サーバベースゲームシステムにあっては、通信が切断した場合には、９の二に従ってこれらに関する情報をクライアントサーバゲームシステムに記録すること。

九　サーバベースゲームシステムにあっては、カジノ行為中に通信が切断した場合において、他のプレイヤー端末に引継ぎを行おうとする時は、カジノ行為に係る全ての設定（メーター情報を含む。）を正確に移行できること。

5　システムセキュリティに関する規格は、次のとおりとする。

一　安全なインターフェースを介した場合に限り、外部のシステム又はプログラムと通信できること。

二　インターフェースは、クライアントサーバゲームシステム、ソフトウェア及びデータに直接アクセスを許可してはならないものとし、次の規格に適合すること。

イ　特定のプロトコル又はコマンドに基づき、外部リクエストのための情報を取得すること。

ロ　外部リクエスト又は外部のシステムが利用できるクライアントサーバゲームシステムのソフトウェアから分離された領域にデータを配置すること。

ハ　外部リクエスト又は外部のシステムをクライアントサーバゲームシステムのソフトウェア及びデータから分離しながらリクエストされた情報を提供できること。

三　サーバ及びプレイヤー端末は、適切なウイルス対策を講ずることとし、ソフトウェアの不正な拡散及び不正な変更を防止する対策を講ずること。

6　システム障害に関する規格は、次のとおりとする。

一　監査又は会計処理の情報に係るログ、データベースに保存されたデータその他のデータの損失又は破損を防止するため、クライアントサーバゲームシステムは、冗長化すること。

二　データのバックアップは、障害が発生した場合であっても、データの損失又は破損がないように実行できるものとし、データは取外し可能な記憶媒体にバックアップすること。

三　バックアップしたデータによる復元は、障害が発生する直前までの状態に回復できるものであること。

7　サーバは、次に掲げるファイルの構成要素について、当該サーバ（サーバに搭載されたオペレーティングシステムを含む。）の製造業者以外の者が提供する適切な手順により検証を行うことができるものであること。

一　実行可能ファイル

二　オペレーティングシステムファイル

三　その他カジノ行為の結果に影響を与える可能性があるファイル

8　サーバの自己検証に関する規格は、次のとおりとする。

一　サーバ及びプレイヤー端末に含まれる全ての重要制御プログラム及びダウンロードデータを24時間に一回の頻度及び任意の時期に自己検証できる機能を有すること。
二　自己検証は、安全なハッシュ値を使用するものとし、エラーを検知した場合は、ティルト状態にするとともに、当該エラーを自動的に通知すること。
三　自己検証のためのプログラムは、書換えが出来ないように保護された記憶媒体又は記憶領域から読み込まれるものであること。
四　自己検証の結果（エラーが検知された場合は、当該エラーの識別に係る事項を含む。）を報告する機能を有すること。
五　次に掲げるプレイヤー端末のソフトウェアの検証を自己検証できる機能を有すること。
イ　実行可能ファイル
ロ　オペレーティングシステムファイル
ハ　その他カジノ行為の結果や動作に影響を与える可能性があるファイル

9　ログに関する規格は、次のとおりとする。
一　次に掲げるログを保存すること。
イ　ソフトウェアの追加、削除又は変更
ロ　クライアントサーバゲームシステムへのアクセス（電気通信回線に接続して行うものに限る。）
ハ　会計処理
ニ　プレイヤー端末の重要メモリーのクリア
ホ　クライアントサーバゲームシステムの設定変更
ヘ　クライアントサーバゲームシステムの監視の状況
ト　データベースの変更
二　次の情報をログに付すこと。
イ　事象の発生日時
ロ　対象となった構成要素の識別情報
ハ　個人識別情報（該当する場合に限る。）
ニ　事象の発生理由及び関連する検証情報（該当する場合に限る。）
三　ダウンロードしたデータのライブラリの変更に関するログの保存は、次の情報を含むこと。
イ　事象の発生日時及び個人識別情報
ロ　使用されたアカウント情報
ハ　追加、変更又は削除されたダウンロードデータファイルの識別情報
ニ　ダウンロードデータファイルがダウンロードされたプレイヤー端末及び置き換えられたファイル（該当する場合に限る。）
ホ　プレイヤー端末の設定変更
四　クライアントサーバゲームシステムのログは、サーバ又はプレイヤー端末において90日間、記憶装置において５年間、それぞれ保存することとし、次に掲げる規格に適合すること。
イ　ログの不正な変更を検知し、防止する機能を有すること。
ロ　指定した情報にアクセスし、当該情報を出力する機能を有すること。

10　１において準用する第一の20に規定するもののほか、複数の乱数発生装置が使用されている場合にあっては、カジノ行為の結果の決定のために利用された乱数を生成した乱数発生装置が識別できること。

11　サーバからプレイヤー端末に重要制御プログラムをダウンロードし、当該プログラムを実行する場合は、次の規格に適合すること。
一　サーバ及びプレイヤー端末は、重要制御プログラムのダウンロード又は実行中、外部扉等からのアクセスを全て監視し、カジノマネジメントシステムに報告する機能を有すること。
二　更新した重要制御プログラムの実行前に当該重要制御プログラムを自己検証できること。
三　二の自己検証の結果エラーが検知された場合は、プレイヤー端末は、当該重要制御プログラムを実行しないこととするとともに、サーバにログを保存すること。

四　サーバ及びプレイヤー端末に記録された情報を収集し、分析ができること。
五　ダウンロード中にカジノ行為に係る動作その他の動作に干渉しないこと。
六　プレイヤー端末にダウンロードされた重要制御プログラムは、オペレーティングソフトウェアから隔離し、プレイヤー端末の動作に影響がないように保存すること。
七　プレイヤー端末にダウンロードされたソフトウェアは、実行前に認証すること。
八　更新した重要制御プログラムの実行前にオペレーティングシステムを自己検証できること。
九　ダウンロードされた重要制御プログラムの実行中にプレイヤー端末でカジノ行為が実施できないこと。
十　重要制御プログラムの実行に伴い設定変更を行うものにあっては、当該設定変更についてプレイヤー端末の画面上で通知すること。
十一　重要制御プログラムの実行に伴い電子会計メーターの情報が失われるものにあっては、実行前に当該電子会計メーターの情報をカジノマネジメントシステムに転送すること。

12　第一の22の規定は、クライアントサーバゲームシステム（別表第一の第一から第九までの規定により行うカジノ行為に使用するものを除く。）について準用する。

13　第二の１（第一の22（五から八まで及び十から十二までに限る。）の規定の準用に係る部分に限る。）、４及び５の規定は、クライアントサーバゲームシステム（別表第一の第一から第九までの規定により行うカジノ行為に使用するものに限る。）について準用する。

14　１において準用する第一の25及び26に規定するもののほか、プレイヤー端末の全てのメーター情報は、カジノマネジメントシステムに転送できるものとする。

15　サーバベースゲームシステムにあっては、プレイヤー端末とサーバ間の通信が切断された場合は、ローカルバッファ内の会計処理の情報及び外部扉等の開閉その他のセキュリティに係る情報をプレイヤー端末に表示する機能を有すること。

16　第一の27の規定は、クライアントサーバゲームシステムのマルチプレイヤーマシンについて準用する。この場合において、同27中「１から26まで」とあるのは、「第四の１から15まで」と読み替えるものとする。

17　16に規定するもののほか、サーバベースゲームシステムのマルチプレイヤーマシンにあっては、通信が切断した場合には、カジノ行為を停止し、通信が切断した時点のプレイヤー端末に表示されていたクレジットに戻すための機能を有すること。

第五　プログレッシブシステム

１　第一の４（四に係る部分を除く。）、５（二、四及び六に限る。）、20及び22の八並びに第十の４の規定は、プログレッシブシステムについて準用する。

２　１において準用する第一の５（二、四及び六に限る。）の規定によるもののほか、重要メモリーは、次に掲げるデータを保存し、画面表示その他の方法で確認することができる機能を有すること。

一　ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥ（現在のプログレッシブの勝金額をいう。以下この第五において同じ。）
二　ＯＶＥＲＦＬＯＷ（プログレッシブの勝金額の上限の超過額をいう。）
三　ＨＩＴＳ（プログレッシブにおいて顧客が勝った回数をいう。）
四　ＷＩＮＳ（プログレッシブの払戻の総額をいう。）
五　ＢＡＳＥ（プログレッシブの勝金額の初期設定値をいう。）
六　ＬＩＭＩＴ（プログレッシブの勝金額の上限をいう。）
七　ＩＮＣＲＥＭＥＮＴ（プログレッシブの蓄積する金銭の割合をいう。）
八　ＳＥＣＯＮＤＡＲＹ　ＩＮＣＲＥＭＥＮＴ（プログレッシブの勝金額が上限に達した以降に蓄積する金銭の割合をいう。）
九　ＨＩＤＤＥＮ　ＩＮＣＲＥＭＥＮＴ（次々回の勝金の支払に用いるため金銭の蓄積を二つに分けて行う場合における当該蓄積する金銭の割合をいう。）
十　ＲＥＳＥＴ　ＶＡＬＵＥ（プログレッシブの勝金の支払直後の勝金額をいう。12の二において同じ。）

十一　プログレッシブシステムと接続する電子ゲームシステム等の識別情報

3　次に掲げる重要イベントについて、直近100件を日時を付して保存すること。

一　支払われたプログレッシブの勝金額、そのプログレッシブに係る電子ゲームシステム等の識別情報及びそのプログレッシブの識別情報（プログレッシブの識別情報にあっては、プログレッシブが複数ある場合に限る。）

二　電源のリセット

三　扉の開扉又は外枠の取外し

四　２に掲げるデータの変更

五　勝金額の変更

六　１において準用する第一の４の五に規定する外部検証の結果のエラー

4　プログレッシブコントローラーは、ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥを管理する機能を有すること。

5　複数のプログレッシブシステム（同型式のものに限る。）を接続してプログレッシブを行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　プログレッシブコントローラーのうちの一つがプログレッシブシステム全体に係るＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥを管理する機能及びプログレッシブの結果の決定を行う機能（プログレッシブシステムでカジノ行為の結果の決定を行う場合に限る。）を有すること。

二　一のプログレッシブコントローラーにエラーが発生した場合は、接続する全ての電子ゲームシステム等をティルト状態とする機能を有すること。

三　一のプログレッシブコントローラーと他のプログレッシブコントローラーとの間で通信障害が発生した場合は、当該他のプログレッシブコントローラーに接続する電子ゲームシステム等をティルト状態とする機能を有すること。

6　ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥを顧客に表示するディスプレイを設定する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　日本円で表示すること。

二　ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥを正確に表示すること。

三　プログレッシブにおいて顧客が勝った場合は、30秒以内に勝金額を表示すること。

四　当該ディスプレイが表示可能な最大の金額に達した場合は、次の勝ちが発生するまでの間、当該金額を表示すること。

7　１において準用する第十の４に規定するもののほか、プログレッシブコントローラーは、プログレッシブの勝ちが発生した場合に、電子ゲームシステム等に勝金額を送信する機能を有すること。

8　次に掲げるエラーが確認された場合には、プログレッシブと接続する電子ゲームシステム等をティルト状態とする機能を有すること。

一　電子ゲームシステム等とプログレッシブシステム間又はプログレッシブシステム内での通信障害

二　複数の通信障害の発生

三　プログレッシブコントローラーのチェックサム又はシグネチャ確認の失敗

四　１において準用する第一の４の三による検証及び10の一の自己検証の結果のエラー

五　１において準用する第一の５の四による確認及び10の二による確認の結果のエラー

六　２に掲げるデータの不存在

七　電子ゲームシステム等の数、賭けの数又は賭金額のプログレッシブシステムの設定限度の超過

八　プログレッシブコントローラー及び電子ゲームシステム等のメーター情報の検証の失敗

9　８に掲げるエラーの発生後、その直前の状態に復旧する機能を有すること。

10　ティルト状態からカジノ行為を再開する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　プログラム記憶装置に保存する重要制御プログラムの自己検証を行うこと。

二　重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。

三　一の自己検証及び二による確認の結果エラーが確認された場合は、外部機器等との通信を開始しないこと。

11　静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置が講じられていること。

12　プログレッシブにおいて顧客が勝った場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　ディスプレイに勝金額を表示すること。この場合において、複数のプログレッシブを有するときは、顧客が勝ったものを明確にすること。

二　ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥをＲＥＳＥＴ　ＶＡＬＵＥの値に更新すること。

13　各電子ゲームシステム等において、顧客が勝つ確率は同じものであること。

14　プログレッシブコントローラーは、ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥその他の必要なデータを他のプログレッシブシステムに移す方法を有すること。

15　別表第一の第三の４から６までのカジノ行為に使用されるプログレッシブシステムに係る１から14までの規定の適用については、８中「プログレッシブと接続する電子ゲームシステム等をティルト状態とする機能を有すること。」とあるのは、「エラーを通知する機能を有すること。」とし、２（十一に係る部分に限る。）、３（電子ゲームシステム等の識別情報に係る部分に限る。）、５（二及び三に係る部分に限る。）、６（三に係る部分に限る。）、７、10（三に係る部分に限る。）、12及び13の規定は適用しない。

第六　トランプシャッフラー

１　重要メモリーに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる事項を含むトランプシャッフラーの作動に必要なデータを保存すること。

イ　トランプシャッフラーの設定データ

ロ　カジノ行為の設定データ

二　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。

三　二の機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態（機器のエラー状態をいう。この場合において、当該機器は作動を停止し、適切な方法により当該状態を通知するものとする。以下この第六及び第七において同じ。）になること。

２　プログラム記憶装置に関する規格は、次のとおりとする。

一　外部から容易に触れることができないようにトランプシャッフラーの内部に設置すること。

二　制御プログラム（トランプシャッフラーの作動に必要なプログラムをいう。以下この２において同じ。）を保存すること。

三　容易に識別することができる方法で制御プログラムの製造業者の識別情報及び制御プログラムの識別情報が表示されているものであること。

四　電源投入時に制御プログラムの完全性を検証する機能を有すること。

五　四の機能を用いた検証の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態になること。

六　外部検証（機器等を接続して外部からプログラム記憶装置に保存された制御プログラムの完全性を検証することをいう。第七２の六において同じ。）が可能な次のいずれかのものであること。

イ　外部から機器等を接続するための接続口を有するものであること。

ロ　トランプシャッフラーから取り外すことができるものであること。

３　他の機器と通信する場合には、安全な通信プロトコルに基づき行われること。

４　アクセス検知システムに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる事項を検知すること。

イ　外装が取り外されたこと。

ロ　プログラム記憶装置が設置された区画に物理的にアクセスされたこと。

ハ　シャッフル（第三条第二項第二号に規定するシャッフルをいう。以下この第六において同じ。）されたトランプが収納された場所に物理的にアクセスされたこと。

二　一に掲げる事項を検知した場合には、ティルト状態になること。

５　静電気放電干渉、電磁気干渉及び電波干渉による故障を防止するために必要な措置が講じら

れていること。

6　第一の20の規定は、トランプシャッフラーの乱数発生装置について準用する。この場合において、同20の一中「カジノ行為の結果の無作為性」とあるのは「シャッフル又はハンド構成（一度に決められた枚数のトランプを数えて排出することをいう。以下同じ。）の無作為性」と、「カジノ行為の結果の変更又は」とあるのは「シャッフルされたトランプの並び順又はハンド構成されたトランプの並び順の」と、同20の十のイ中「カジノ行為」とあるのは「シャッフル又はハンド構成」と、同20の十三中「ヘルプ画面等（ヘルプ画面又はキャビネットの表面をいう。以下同じ。）で顧客に表示する場合を除き、生成されるカジノ行為の結果に関して顧客又はカジノ事業者が」とあるのは「シャッフル又はハンド構成に関して外部から」と読み替えるものとする。

7　構造その他の事項に関する規格は、次のとおりとする。

一　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。

二　トランプを傷つけにくい構造であること。

三　複数枚のトランプを自動で無作為に並び替えること。

四　カジノ行為の結果の予測に関連する情報を出力しないこと。

五　収納されたトランプの枚数を数える機能を有する場合には、正確にトランプの枚数を数えること。

六　ハンド構成することができる機能を有する場合には、正確にトランプの枚数を数えて排出すること。

七　トランプの数字及び文字並びにスートを読み取る機能を有する場合には、トランプの数字及び文字並びにスートを正確に読み取ること。

八　ディーリングシューの機能を有する場合には、収納されたトランプが順に引かれるものであること。

第七　電子ディーリングシュー

1　重要メモリーに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる事項を含む電子ディーリングシューの作動に必要な情報を保存すること。

イ　電子ディーリングシューの設定データ

ロ　カジノ行為の設定データ

二　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。

三　二の機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態になること。

2　プログラム記憶装置に関する規格は、次のとおりとする。

一　容易に触れることができないように電子ディーリングシューの内部に設置すること。

二　制御プログラム（電子ディーリングシューの作動に必要なプログラムをいう。以下この2において同じ。）を保存すること。

三　制御プログラムの製造業者の識別情報及び制御プログラムの識別情報が、容易に識別することができる方法で表示されているものであること。

四　電源投入時に制御プログラムの完全性を検証する機能を有すること。

五　四の機能を用いた検証の結果エラーが発生した場合には、ティルト状態になること。

六　外部検証に対応するための次のいずれかの機能を備えたものであること。

イ　外部から機器等を接続するための接続口を有するものであること。

ロ　電子ディーリングシューから取り外すことができるものであること。

3　他の機器と通信する場合には、安全な通信プロトコルに基づき行われること。

4　アクセス検知システムに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる事項を検知すること。

イ　外装が取り外されたこと。

ロ　プログラム記憶装置が設置された区画に物理的にアクセスされたこと。

二　一に掲げる事項を検知した場合には、ティルト状態になること。

5　静電気放電干渉、電磁気干渉及び電波干渉による故障を防止するために必要な措置が講じら

れていること。

6　構造その他の事項に関する規格は、次のとおりとする。

一　収納されたトランプが外部から見えない構造であること。

二　トランプを傷つけにくい構造であること。

三　収納されたトランプが順に引かれるものであること。

四　カジノ行為の結果の予測に関連する情報を出力しないこと。

五　トランプの数字及び文字並びにスートを正確に読み取ること。

第八　電子さいころシェーカー

次に掲げる規格に適合すること。

1　収納されたさいころを自動で振るものであること。

2　収納されたさいころに触れることができないようにするために透明なカバーで覆い、密閉することができる構造であること。

3　収納されたさいころを振る際にさいころが外部から見えないように透明なカバーを蓋で覆うものにあっては、蓋は不透明であること。

第九　バウチャー払戻機

1　第一の１から４まで、７（四を除く。）、11の四、14から16まで、21及び25の規定は、バウチャー払戻機について準用する。この場合において、第一の７中「紙幣等」とあるのは、「バウチャー」と読み替えるものとする。

2　重要メモリー（バウチャー払戻機の機能に影響を及ぼすものに限る。以下この２及び９において同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる情報を含むバウチャー払戻機の作動に必要なデータを保存すること。

イ　電子会計メーター及び電子発生メーターのデータ

ロ　四の通知に係る記録

ハ　設定のデータ

二　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。

三　二に掲げる機能を用いた確認の結果エラーが発生した場合は、ティルト状態（機器等のエラーその他の理由により、現金の交付及び当該交付に係る会計処理を行うための機能が停止され、顧客による操作ができなくなる状態をいう。四及び４の三において同じ。）になること。

四　ティルト状態になった場合は、その旨を顧客及び管理者に通知する機能を有すること。

五　重要メモリーのバックアップ電源は、バウチャー払戻機の電源を落とした後、90日間は全てのデータを正確に維持できるものであること。

六　次に掲げるバウチャーと引換えに行う現金の交付に関する情報について、直近35件を日時を付して保存すること。

イ　日本円での交付金額

ロ　交付日時

ハ　３の一のバウチャーの検証に関する情報

七　次に掲げる重要イベントについて、直近100件を日時を付して保存すること。

イ　プログラム記憶装置の検証の結果、検知したエラー及び重要メモリーの確認の結果、検知したエラー

ロ　設定変更

ハ　電源のリセット

ニ　従業者による支払

ホ　外部扉等の開扉

3　バウチャーの受入れ及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。

一　バウチャーの受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な場合は、当該バウチャーの価額に相当する現金を交付すること。

二　顧客が挿入したバウチャーの価額の累積額がバウチャーと引換えに現金の交付を行うまで

の間に30万円を超える場合は、受け入れないこと。

4　コインホッパーに関する規格は、次のとおりとする。

一　異物の挿入等の不正行為を検出する機能を有すること。

二　次に掲げるエラーを検出及び表示する機能を有すること。

イ　コインホッパーの硬貨切れ

ロ　コインホッパーの詰まり

ハ　コインホッパーの故障などによる硬貨の過剰払出し

三　一の不正行為及び二に掲げるエラーを検出した場合は、ティルト状態になること。

5　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。

6　静電気放電干渉による故障を防止するための必要な措置が講じられていること。

7　情報の表示に関する規格は、次のとおりとする。

一　日本語及び英語を含む複数の外国語の中から顧客が選択した言語で表示する機能を有すること（製造業者名その他の名称を除く。）。

二　日本円で表示すること。

8　監査モードに関する規格は、次に掲げる事項を画面表示その他の方法で確認することができるものとする。

一　バウチャー払戻機の識別情報及び設定情報

二　メーター情報

三　現金交付情報

四　重要イベント情報

9　電子発生メーターに関する規格は、次のとおりとする。

一　重要メモリーをリセットした時点から外部扉及びスタッカーの扉を開けた回数をカウントする機能を有すること。

二　重要メモリーをリセットした時点からバウチャーを受け入れた回数をカウントする機能を有すること。

三　重要メモリーをリセットした時点から交付された現金を紙幣の種類ごとにカウントする機能を有すること。

四　10桁以上の数字を処理できること。

10　預金若しくは資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出し及び電子的な金銭の移転に関する機能を有するものでないこと。

第十　カジノマネジメントシステム

1　電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム、クライアントサーバゲームシステム、プログレッシブシステム又はバウチャー払戻機（以下この第十において「電子ゲームシステム等」という。）との通信のための機能（３の七のハにおいて「インターフェース機能」という。）に関する規格は、次のとおりとする。

一　電子会計メーター情報等（電子ゲームシステム等の電子会計メーターの情報、重要イベントの情報及びバウチャーの発行又はバウチャーと引換えに行う現金等の交付若しくはバウチャーの電子ゲームシステム等のクレジットとしての受付（14において「バウチャーの発行等」という。）を行う際の検証（以下単に「バウチャー検証」という。）の情報をいう。以下この１及び９において同じ。）をサーバ又はデータベースに送信するまでの間保存する重要メモリーを有すること。

二　ロールオーバーにより電子会計メーターの情報が失われないよう必要な措置を講ずること。

三　エラーにより電子会計メーター情報等が失われないよう必要な措置を講ずること。

四　電源を落とした後、72時間は全ての電子会計メーター情報等を正確に維持できるものであること。

五　電源投入時に重要メモリーのエラーを確認する機能を有すること。

六　カジノマネジメントシステムと接続する電子ゲームシステム等に対しそれぞれ識別情報を設定できること。

2　フロントエンドプロセッサーを有する場合であって、当該フロントエンドプロセッサーがバッファされた情報及び記録された情報を保存するときは、これらの情報が失われないよう必要な措置を講ずること。
3　サーバ及びデータベースに関する規格は、次のとおりとする。
一　一部のエラーによって全体の機能を維持することができなくなることを防止する措置を講ずること。
二　信頼性が確認されていないネットワークと接続することができるインターフェースにあっては、ファイアウォールを設けること。
三　この表の規定により日時を付して行うこととされたイベント、設定変更その他の保存に際し、正確な時刻を反映する機能を有すること。
四　接続する電子ゲームシステム等の時計機能（カジノマネジメントシステムが複数の時計機能を有する場合は当該二つ目以降の時計機能を含む。）と同期し、補正する時計機能を有すること。
五　データベースに関するアクセスコントロール機能を有すること。
六　カジノマネジメントシステムに接続する電子ゲームシステム等からの従業者による支払情報を取得し、処理する機能を有すること。
七　重要イベントの情報について、次に掲げる情報を付して30日間保存するとともに、これらに基づき検索することができる機能を有すること。
イ　名称
ロ　発生した日時
ハ　インターフェース機能を有する機器（八のイ及び14の五において「インターフェース機器」という。）又は電子ゲームシステム等の識別情報
ニ　重要イベントを定義する識別情報
八　カジノマネジメントシステムに接続する電子ゲームシステム等（ロに掲げるものにあっては、電子ゲームシステム等及びこれに類する機器等）に関する次に掲げる情報を保存する機能を有すること。
イ　インターフェース機器及び設置場所の識別情報
ロ　識別情報
ハ　種別
ニ　ホールド率の理論値
ホ　制御プログラム
ヘ　電子会計メーターの情報及び重要イベントの情報
4　通信（カジノマネジメントシステムの用途及び機能に関するものに限る。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　安全な通信プロトコルの採用その他通信の安全性を確保するための措置が講じられていること。
二　通信障害を検出する機能を有すること。
5　カジノマネジメントシステムにエラーが発生する可能性がある場合は、警告を発生させ、表示すること。
6　電子会計メーターの情報を５年間保存する機能を有すること。
7　カジノ行為粗収益の集計のうち電磁的カジノ関連機器等に係るものに必要となる報告書を作成する機能を有すること。
8　７の報告書には、次に掲げる事項を含むこと。
一　カジノ行為粗収益の集計の対象となる機器等（以下この８において「集計対象機器等」という。）ごとの次に掲げる事項
イ　デノミネーション及び集計対象機器等がマルチデノミネーションであることを示す情報
ロ　集計対象機器等の識別情報及びカジノ行為の種別
ハ　ＣＯＩＮ　ＩＮ

ニ　ＢＩＬＬ　ＩＮとＶＯＵＣＨＥＲ　ＩＮの総額
ホ　ジャックポットの実績額
ヘ　ＷＩＮ（実績額により算出されたカジノ行為粗収益の額（内訳を含む。）をいう。）
ト　ホールド率の理論値
チ　ホールド率の実績値
リ　ホールド率の理論値と実績値の差（日本円で換算したものを含む。）

二　デノミネーションごと及び全ての集計対象機器等の次に掲げる事項
イ　加重平均されたホールド率の理論値
ロ　ホールド率の実績値
ハ　加重平均されたホールド率の理論値とホールド率の実績値の差（日本円で換算したものを含む。）

三　メーター上のＢＩＬＬ　ＩＮ及びＶＯＵＣＨＥＲ　ＩＮの総額（内訳を含む。）、受け入れた紙幣等の実績額（内訳を含む。）並びにその差額

四　次に掲げる各メーターの金額及びこれらの合計額
イ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＪＡＣＫＰＯＴＳ
ロ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＣＡＮＣＥＬＬＥＤ　ＣＲＥＤＩＴＳ
ハ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＥＸＴＥＲＮＡＬ　ＢＯＮＵＳ　ＰＡＹＯＵＴ
ニ　ＡＴＴＥＮＤＡＮＴ　ＰＡＩＤ　ＰＲＯＧＲＥＳＳＩＶＥ　ＰＡＹＯＵＴ

五　四に掲げる各メーターの実績額及びこれらの合計額

六　四に掲げる各メーターの金額と実績額の差額及び四の合計額と五の合計額の差額

七　メーター上の金額により算出されたカジノ行為粗収益の額（内訳を含む。）及び実績額により算出されたカジノ行為粗収益の額（内訳を含む。）並びにその差額

9　システムセキュリティに関する規格は、次のとおりとする。

一　次に掲げる要件を満たすアクセスコントロール機能を有すること。
イ　業務に関係する情報に限りアクセスできること。
ロ　ログイン失敗に対するシステム管理者への通知及びロックアウト又は監査証跡の入力に関する機能を有すること。
ハ　各アカウントに割り当てられた権限の記録を保存すること。
ニ　パスワード及び個人識別情報を暗号化して保存すること。

二　電子会計メーター情報等を変更した場合は、次に掲げる事項を自動的に保存すること。
イ　変更した電子会計メーター情報等の種類
ロ　変更前の電子会計メーター情報等のデータ
ハ　変更後の電子会計メーター情報等のデータ
ニ　変更した日時
ホ　変更した者の個人識別情報

10　電子ゲームシステム等の重要制御プログラムの完全性を検証する機能を有する場合は、当該検証の結果エラーが発生したときに通知する機能を有するものとする。

11　リモートアクセス機能を有する場合は、次のとおりとする。

一　９の一に掲げるアクセスコントロール機能（使用者の追加機能、権限の設定機能その他の管理機能を除く。）を有すること。

二　使用記録を保存すること。

三　リモートアクセスを行う場合は、当該リモートアクセスに係るインターフェースにファイアウォールを設けること。

12　各プログラムの完全性の検証（カジノマネジメントシステムに機器等を接続して外部から行う検証を含む。）を行う機能を有するものとする。

13　バックアップに関する規格は、次のとおりとする。

一　復旧のために必要なデータをバックアップすること。

二　次に掲げる情報については、各ログを参照すること等によりエラーが発生した時点のもの

に回復した上で復旧する機能を有するものとする。
イ　重要イベントの情報
ロ　電子会計メーターの情報
ハ　監査情報
ニ　電子ゲームシステム等の設定に関する情報
ホ　バウチャー検証の情報

14　バウチャー検証に使用するシステム（以下この14において「バウチャー検証システム」という。）に関する規格は、次のとおりとする。

一　バウチャーの発行等は、次のとおりとすること。
イ　バウチャーの発行等を行う前に、使用される機器の情報を検証する機能を有すること。
ロ　バウチャーの発行等に必要となるデータの種類及び形式を検証する機能を有すること。
ハ　バウチャーの発行等に必要となるデータの種類及び形式を変更できないようにする機能を有すること。
ニ　バウチャーの発行中にエラーが検出された場合は、直ちに処理を無効にする機能を有すること。
ホ　バウチャーと引換えに行う現金等の交付又はバウチャーの電子ゲームシステム等のクレジットとしての受付中に、エラーが検出された場合は、直ちに処理を無効にする機能を有すること。これができない場合は、エラーから復旧するために必要な措置を講ずること。

二　次に掲げるデータを通信できる機能を有すること。
イ　カジノ事業者の名称
ロ　有効期限
ハ　発行日時
ニ　検証番号
ホ　有効性
ヘ　日本円での価額

三　検証番号は予測できない方法で生成されること。

四　次に掲げるデータを保存する機能を有すること。
イ　有効期限
ロ　発行日時
ハ　検証番号
ニ　有効性
ホ　日本円での価額
ヘ　バウチャーの発行等を行った機器等の識別情報

五　インターフェース機器を通じて電子ゲームシステム等と通信するものにあっては、インターフェース機器が次に掲げる機能を有するものであること。
イ　インターフェース機器とバウチャー検証システムとの間に通信障害が生じた場合に、電子ゲームシステム等との間で二に掲げるデータの通信を停止すること。
ロ　インターフェース機器とサーバ間に通信障害が生じた場合に、電子ゲームシステム等から送信された四に掲げるデータの保存を行わないこと。

六　次に掲げる状況を識別し、通知する機能を有すること。
イ　四に掲げるデータの不存在又は有効期限の超過
ロ　現金等の交付又は電子ゲームシステム等のクレジットとしての受付による無効化

七　電子ゲームシステム等とバウチャー検証システムとの間に通信障害その他のエラーが発生し、従業者によるバウチャーと引換えに行う現金等の交付を行った場合において、当該エラーからの復旧後に四に掲げるデータを更新するための機能を有すること。

八　次に掲げる報告書を作成する機能を有すること。
イ　バウチャーの発行等の報告書
ロ　バウチャーと引換えに行う現金等の交付及びバウチャーの電子ゲームシステム等のクレ

ジットとしての受付が行われなかったバウチャーのうち有効期限が経過していないものの報告書

ハ　バウチャー未払戻報告書

ニ　バウチャードロップ比較報告書

ホ　バウチャー検証システムが行ったデータの通信、保存その他の処理の報告書

ヘ　電子ゲームシステム等以外の機器等によるバウチャーの発行等の報告書

九　バウチャー検証システムのセキュリティは、次のとおりとすること。

イ　バウチャー検証の情報がデータベースに保存される場合は、当該情報は変更できないこと。

ロ　バウチャー検証システムのデータベースは、暗号化又はパスワードで保護するとともに、監査証跡の入力に関する機能を有すること。

ハ　バウチャー情報を保有する機器等は、バウチャー情報の漏えいを防止する措置を講ずること。

ニ　四に掲げるデータを保存する機器等は、当該データをバウチャー検証システムに送信するまで削除できないこと。

15　静電気放電干渉及び電磁気干渉による障害を防止するための必要な措置が講じられていること。

別表第四　電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等に係る基準（第百七十七条関係）

	事項	基準
1	設備の明確化及びその確保、設備の維持	一　４の項から８の項までの事項における各工程に必要な設備の仕様や能力が明確になっているとともに、それらの設備が確保されていること。 二　次に掲げる事項が社内規格に定められ、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。 イ　設備の保守、点検の方法及びその手順 ロ　作業に係る記録の方法
2	人員の確保、体制の明確化	４の項から８の項までの事項における各工程に必要な人員等が確保されるとともに、次に掲げる事項が明確になっていること。 一　各工程において配置する人員の数や班などの体制 二　確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の配置状況
3	文書の管理	次に掲げる事項が社内規格に定められ、１の項及び４の項から８の項までの事項における各工程において作成又は入手した文書が適切に管理されていること。 一　対象となる文書の種類 二　文書の保管、保護及び廃棄の方法 三　改ざん防止の方法
4	不適合品の管理	次に掲げる事項が社内規格に定められ、５の項から８の項までの事項における各工程において不適合品の管理が適切に行われていること。 一　不適合品の処理の方法 二　不適合品の保管の方法及びその手順 三　不適合品の保管における不正防止対策の方法 四　作業に係る記録の方法
5	外注・購買部品の検品及び保管	次に掲げる事項が社内規格に定められ、それに基づいて外注・購買部品の検品及び保管が適切に行われていること。 一　部品の検品の方法及びその手順 二　部品の保管の方法及びその手順

		三　作業及び検査結果に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書
6	製造工程の管理	製造工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理が適切に行われていること。 一　製造の方法及びその手順 二　製造中の製品の保管の方法 三　作業に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書
7	プログラム記憶装置の複製工程の管理、プログラム記憶装置の識別・追跡	プログラム記憶装置の複製工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理、プログラム記憶装置の識別（マーキング、ラベル付け等を行うことによって区別を行うことをいう。五において同じ。）及び追跡が適切に行われていること。 一　プログラム記憶装置の複製の方法及びその手順 二　製造中のプログラム記憶装置及びマスタープログラム記憶装置の保管の方法 三　作業に係る記録の方法 四　不正防止対策の方法 五　プログラム記憶装置の識別及び追跡の方法 六　プログラム記憶装置の追跡に係る記録の方法 七　その他作業に必要な文書
8	完成検査工程の管理	完成検査工程が明確化されるとともに、次に掲げる事項が社内規格に定められ、工程管理が適切に行われていること。 一　検査の方法及びその手順 二　検査中の製品の保管の方法 三　作業及び検査結果に係る記録の方法 四　その他作業に必要な文書

別記第一号様式（第八条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）関係）

カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称		
カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置		
カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者	氏名	
	所属するカジノ事業者の名称	
	部署	
	役職名	
カジノ行為区画内関連業務の種別		
□　法第２条第11項第１号に掲げる業務	提供する飲食物の種類及びその提供の方法	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	
	客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯	
□　法第２条第11項第２号に掲げる業務	興行の内容、態様及び時間帯	
□　法第２条第11項第３号に掲げる業務	給付する物品の種類	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	

（記載上の注意）

1　カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置を明らかにした図面を別紙として添付すること。

2　「カジノ行為区画内関連業務の種別」欄は、該当する□にレ印を付けること。

3　「提供する飲食物の種類及びその提供の方法」欄には、業務において提供する飲食物及び酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類並びにその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

4　「酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法」欄には、提供に当たっての方針（泥酔者への提供の制限、給仕の方法等）及びその周知方法（メニュー及び店頭への掲示、場内アナウンス等）を記載すること。

5　「客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯」欄には、遊興の内容（顧客が利用可能なダーツ、カラオケ等を設置する、スポーツ等の中継映像を流す等）及び実施する時間帯を記載すること。

6　「興行の内容、態様及び時間帯」欄には、興行の内容（ショー、生演奏等）、態様（顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞する、上記の飲食物を提供する業務に伴って行う等）及び実施する時間帯を記載すること。

7　「給付する物品の種類」欄には、業務において給付する物品のうち主なものの種類（タバコ、菓子類、酒類、雑貨等）を記載すること。

8　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二号様式（第八条第五項第一号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第41条第２項第１号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三号様式（第八条第五項第二号、第十八条第二項第十二号ロ、第十九条第二項第十二号ロ及び第二十条第二項第七号ロ関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第41条第２項第２号イ⑴から⑼までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第41条第２項第１号ロからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四号様式（第八条第五項第三号、第十八条第二項第十三号ハ、第十九条第二項第十三号ハ、第二十条第二項第八号ハ、第百二十四条第二項第三号、第百三十条第二項第十三号ハ、第百三十一条第二項第十三号ハ、第百三十二条第二項第八号ハ及び第百九十条第二項第八号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人
□　当団体　は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者又は管理人の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五号様式（第八条第五項第四号、第十八条第二項第十三号、第十九条第二項第十三号、第二十条第二項第八号、第百二十四条第二項第四号、第百三十条第二項第十三号、第百三十一条第二項第十三号、第百三十二条第二項第八号及び第百九十条第二項第八号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六号様式（第八条第五項第五号、第百二十四条第二項第五号及び第百五十二条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七号様式（第八条第五項第六号、第百二十四条第二項第六号、第百五十二条第二項第二号及び第百五十三条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第138条第２項において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第八号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第二項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第二項及び第四項、第百三十一条第二項及び第四項、第百三十二条第二項及び第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第二項及び第四項、第百六十一条第二項及び第四項、第百六十二条第二項及び第四項、第百七十条第二項及び第四項、第百七十一条第二項及び第四項、第百七十二条第二

項及び第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

質　　問　　票

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者又は管理人の氏名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等

１　注意事項

⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

２　記載要領

⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

⑵　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してください。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

⑶　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

３　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

⑵　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号）第２条第１項第４号又は第５号に掲げる営業をいいます。

⑶　「関係法人等」とは、貴法人等の支配株主等又は被支配会社をいいます。

⑷　「支配株主等」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有している法人等をいい、「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有されている会社をいいます。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有しているときには、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなします。

⑸　「許認可等」とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑹　「不利益処分」とは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

第２　質問事項

１　基本情報

⑴　貴法人等に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

名称		
代表者又は管理人		氏名　　役職名
設立年月日		
国籍等（外国法人等に限ります。）		
設立の準拠法		
法人番号		
資本金		
住所（注１）（外国の場合は国名又は地域名も記載）		〒
主たる営業所の所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）		〒
事務上の連絡先	担当者	氏名　　役職名
	電話番号	
	電子メールアドレス	
事業の概要		
金融商品取引所（注２）への上場の有無等		□上場 金融商品取引所の名称（外国の場合は国名又は地域名も記載） （　　） □非上場
沿革（注３）		

注１　「住所」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。１⑶及び⑹において同じです。

イ　株式会社並びに合名会社、合資会社及び合同会社（１⑸及び２⑴において「持分会社」といいます。）にあっては、本店の所在地をいいます。

ロ　一般社団法人及び一般財団法人にあっては、主たる事務所の所在地をいいます。

ハ　イ又はロに規定する法人以外の団体にあっては、主たる事務所の所在地をいいます。

２　「金融商品取引所」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。１⑹において同じです。

３　法人等の設立日から質問票作成日までの間につき、創立経緯、商号の変更、カジノ事業等との関係及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係法人等の設立、買収、上場等）について簡潔に記載してください。１⑹において同じです。

⑵　貴法人等の過去５年以内における役員に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

役職名	担当業務	氏名	生年月日	任期

⑶　貴法人等は、過去５年以内に、１⑴で回答した以外の場所に住所又は主たる営業所を設置したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□住所 □主たる営業所	所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載） 〒	期間

⑷　貴法人等は、過去５年以内に、支店その他の事業所を設置していたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該設置状況に関する資料を添付してください。

⑸　貴法人等は、過去５年以内に、株主総会、種類株主総会、社員総会、評議員会、取締役会又は理事会（注）のいずれかを開催したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載し、当該会議の議事録の写しを添付してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

株主総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
種類株主総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
社員総会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
評議員会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
取締役会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	
理事会	開催の有無	□有　□無
	開催年月日	

注　持分会社又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものが、これらの会議に相当するものを開催したことがあるときには、当該会議を含みます。

⑹　貴法人等の関係法人等に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

名称（　　）　□支配株主等　□被支配会社	
代表者又は管理人	氏名　　役職名
設立年月日	
国籍等（外国法人等に限ります。）	
設立の準拠法	
法人番号	
資本金	
貴法人等との関係	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
主たる営業所の所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
事業の概要	
金融商品取引所への上場の有無等	□上場 金融商品取引所の名称（外国の場合は国名又は地域名も記載）

	（　　） □非上場
沿革	

2　財産関係

⑴　貴法人等は、最近５事業年度において計算書類等（注）を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該計算書類等の写しを添付してください。

注　「計算書類等」とは、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

イ　株式会社にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第435条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書のほか、同法第444条第１項に規定する連結計算書類を作成しているときは、当該連結計算書類（これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ロ　持分会社にあっては、会社法第617条第２項に規定する計算書類のほか、同法第435条第２項に規定する事業報告に相当する書類を作成しているときは、当該書類（これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ハ　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ニ　一般財団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第123条第２項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（これらの書類について監査を受けているときは、当該監査における監査報告及び会計監査報告を含みます。）

ホ　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであって、イからニまでに規定する書類に相当する書類を作成しているものにあっては、当該書類

⑵　貴法人等は、過去10年以内に、破産手続開始の決定（注１）、再生手続開始の決定（注２）、更生手続開始の決定（注３）又は特別清算開始の命令（注４）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
決定又は命令を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第１項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第１項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

３　「更生手続開始の決定」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第１項の規定による更生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

４　「特別清算開始の命令」とは、会社法第514条の規定による特別清算開始の命令（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑶　貴法人等には、現在、契約期間が１年を超える借入金がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

債権者	氏名又は名称	
	住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約の締結年月日		
契約の期間		
借入金額及び残高（注）		

注　借入れを外国通貨をもって行ったときは、借入れの時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいいます。２⑷において同じです。）により、本邦通貨に換算してください。

⑷　貴法人等は、過去６か月間に、一の契約に係る額が2,500万円を超える契約（注１）（注２）を締結したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該締結状況に関する資料を添付してください。

注１　契約に係る額の支払が外国通貨をもって行われることとされているときは、契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算して判断してください。

２　金銭消費貸借契約を除きます。

⑸　貴法人等は、最近５事業年度において有価証券報告書（注）を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該有価証券報告書の写しを添付してください。

注　「有価証券報告書」とは、金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

３　暴力団関係

貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、暴力団（注１）又は暴力団員（注２）に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称（　　） □暴力団員の氏名（　　） （所属する暴力団の名称　　）
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

注１　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。

２　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

４　刑事及び民事手続関係

⑴　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、有罪の裁判を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	

判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の２第１項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第２項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第３条若しくは第５条により有罪の言渡しの効力が失われたもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を含みます。

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、公訴を提起され、又は起訴猶予とされたことがありますか。ただし、４⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
罪名	
公訴を提起され、又は起訴猶予とされた年月日	
検察庁の名称	
事案の概要	

⑶　貴法人等は、過去10年以内に、民事訴訟の判決等（注）の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

判決等を受けた年月日	
判決等の内容	
裁判所名	
原因となった事実の概要	

注　「民事訴訟の判決等」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。

イ　民事訴訟における終局判決、請求の放棄若しくは認諾又は和解

ロ　非訟事件における終局決定又は和解

ハ　労働審判

５　カジノ事業等及び遊技場営業に係る行政手続等関係

⑴　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件が付された場合には、その内容	

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等

□関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業等又は遊技場営業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

⑷　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、カジノ事業者等（注）との契約が解除となったこと又は取引が停止となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）		
契約又は取引の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約解除又は取引停止の年月日		
契約又は取引の内容		
契約の解除又は取引の停止の経緯		

注　「カジノ事業者等」とは、カジノ事業等を行う者をいいます。

6　申告納税関係

⑴　貴法人等は、最近５事業年度において法人税及び地方法人税に係る申告書等（注１）（注２）を作成したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、当該申告書等の写しを添付してください。

注１　「法人税及び地方法人税に係る申告書等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第31号に規定する確定申告書、同条第32号に規定する連結確定申告書、国税通則法（昭和37年法律第66号）第18条第２項に規定する期限後申告書若しくは同法第19条第３項に規定する修正申告書及びこれらの添付書類又は同法第28条第１項に規定する更正通知書若しくは決定通知書（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

２　貴法人等が、法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人であるときは、同法第81条の25第１項に規定する個別帰属額等を記載した書類及びその添付書類の写し（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税の賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等

□関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
賦課決定又は決定を受けた年月日	
賦課決定又は決定の内容	
原因となった事実の概要	

注　外国におけるこれらに相当するものを含みます。

7　行政手続関係

⑴　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。ただし、５⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。ただし、５⑵で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。ただし、５⑶で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

別記第九号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第二項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第二項及び第四項、第百三十一条第二項及び第四項、第百三十二条第二項及び第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）

、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第二項及び第四項、第百六十一条第二項及び第四項、第百六十二条第二項及び第四項、第百七十条第二項及び第四項、第百七十一条第二項及び第四項、第百七十二条第二項及び第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

同　　意　　書

当法人等は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。

記

１　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。

２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、当法人等の情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。

３　カジノ管理委員会が当該調査を実施するために必要があると認める場合には、当法人等の情報を保有する者が当法人等の情報をカジノ管理委員会に提供すること。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者又は管理人の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

質　　問　　票

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等

１　注意事項

⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された個人情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあ

ります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

2　記載要領

⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

⑵　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してください。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

⑶　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

3　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

⑵　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号又は第５号に掲げる営業をいいます。

⑶　「配偶者等」とは、配偶者又は婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいいます。

⑷　「許認可等」とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑸　「不利益処分」とは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

第２　質問事項

1　基本情報

⑴　あなたの顔写真を貼付してください。

顔写真（注１）（注２）（注３）

注１　６か月以内に撮影したもの
　２　単独、無帽、正面、無背景
　３　縦45㎜×横35㎜

⑵　あなたに関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
生年月日	
性別	
本籍（外国人にあっては国籍等）	
出生地（外国の場合は国名又は地	

域名も記載）		
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）		〒
連絡先	電話番号	
	携帯電話番号	
	電子メールアドレス	
勤務先	名称	
	役職名	
	所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	電話番号	
	電子メールアドレス	
自動車、船舶その他の乗物の運転又は操縦に関する免許又は資格	免許又は資格の種類	
	交付年月日	
	交付機関の名称	
	交付機関の所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

⑶　あなたは、現在の氏名以外の通称（注）を使用したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

使用時期	通称

注　旧氏名のほか、芸名、筆名等の本名以外の呼称で本名に代わるものとして使用するものをいいます。

⑷　あなたは、過去10年以内に、現在の住所以外の場所に居住したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

居住期間	居住場所（外国の場合は国名又は地域名も記載）

⑸　あなたは、過去10年以内に、３か月を超える期間、現在の住所がある国又は地域以外の国又は地域に滞在したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

滞在期間	年　月　～　年　月
滞在した国名又は地域名	
滞在の目的	

⑹　あなたの学歴（注）に関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

在学期間	教育機関	区分
		□転学 □退学 □卒業 □修了

注　義務教育終了後のものに限ります。

⑺　あなたの職歴（注）に関する以下の項目を記載してください。勤務先がカジノ事業等又は遊技場営業に関するものの場合は、「チェック欄」の□にレ印を入れてください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

勤務期間	勤務先の名称	勤務先の所在地	最終役職名	チェック欄
				□

注　パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については、記載する必要はありません。

⑻　あなたは、過去10年以内に、法人の役員への選任を否決（注１）され、又は法人の役員を解任（注２）されたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

法人の名称	
選任の否決又は解任の別	□選任の否決　□解任
選任を否決され、又は解任された年月日	
選任を否決され、又は解任された役職名	

注１　「役員への選任を否決」とは、株主総会、種類株主総会、社員総会又は評議員会等における役員の選任に関する議案の否決をいいます。

２　「役員を解任」とは、株主総会、種類株主総会、社員総会又は評議員会等の決議による役員の解任をいいます。

⑼　あなたは、過去10年以内に、懲戒処分等（注）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

懲戒処分等に係る機関又は法人の名称	
懲戒処分等を受けた年月日	
懲戒処分等の内容	
原因となった事実の概要	

注　「懲戒処分等」とは、公務員に対する懲戒処分又は就業規則その他の服務規律等において定められている懲戒規定に基づく処分をいいます。

⑽　あなたには、現在、配偶者等又は婚姻の予約者がいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

配偶者等又は婚姻の予約者の氏名	□配偶者 □事実上婚姻関係と同様の事情にある者 □婚姻の予約者
婚姻等をした年月日（注）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

注　「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情となった時期」を記載してください。また、「婚姻の予約者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「婚姻の予定時期」を記載してください。

⑾　あなたの配偶者等の職歴（注）に関する以下の項目を記載してください。勤務先がカジノ事業等又は遊技場営業に関するものの場合は、「チェック欄」の□にレ印を入れてください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

勤務期間	勤務先の名称	勤務先の所在地	最終役職名	チェック欄
				□

注　パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については、記載する必要はありません。

⑿　あなたには、配偶者等がいたことがありますか。ただし、１⑽で回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
婚姻等をした年月日（注１）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
婚姻等の終了年月日（注２）	
婚姻等の終了事由	

注１　「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」については、「婚姻等をした年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情となった時期」を記載してください。

２　「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」については、「婚姻等の終了年月日」の欄に「事実上婚姻関係と同様の事情が終了した時期」を記載してください。

⒀　あなたには、現在、子がいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	

⒁　あなたの父母及び配偶者等の父母に関する以下の項目を記載してください。（注）

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

イ　あなたの父

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ロ　あなたの母

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ハ　配偶者等の父

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

ニ　配偶者等の母

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
生存又は死亡の別	□生存中　　□死亡（年月日：　　）

注　死亡している場合でも記載してください。

⑮　あなたには、現在、三親等内の親族又は同居の親族がいますか。ただし、１⑩、⑬又は⑭で回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名（続柄も記載）	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	

⑯　あなたから、現在、経済的支援を受けている者はいますか。ただし、１⑩又は⑬から⑮までに回答した者は除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名	
生年月日	
出生地	
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
職業	
あなたとの関係	

２　暴力団関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族のうち、現在、暴力団員（注１）であり、又は過去に暴力団員であった者はいますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
所属した暴力団（注２）の名称	
暴力団への加入及び離脱年月日	
暴力団への加入及び離脱の経緯	

注１　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

２　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

⑵　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族は、暴力団又は暴力団員に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称（　　） □暴力団員の氏名（　　） （所属する暴力団の名称　　）
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

⑶　あなた、あなたの配偶者等、あなたの三親等内の親族又はあなたの同居の親族は、暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にしたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □三親等内の親族（氏名　　） □同居の親族（氏名　　）	
暴力団員の氏名	（所属する暴力団の名称　　）
暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にした年月日	
暴力団員と共にした飲食、旅行又は遊興等の内容及び経緯	

3　刑事及び民事手続関係

⑴　あなた又はあなたの配偶者等若しくは子は、あなたについては過去20年以内に、あなたの配偶者等又は子については過去10年以内に、有罪の裁判を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	
判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注　「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の２第１項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第２項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第３条若しくは第５条により有罪の言渡しの効力が失われたもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を含み、少年（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第１項に規定する少年（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。３⑵において同じです。）のときに犯した罪についてのものを除きます。

⑵　あなた又はあなたの配偶者等若しくは子は、あなたについては過去20年以内に、あなたの配偶者等又は子については過去10年以内に、公訴を提起され、又は起訴猶予とされたこと（注）がありますか。ただし、３⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
罪名	
公訴を提起され、又は起訴猶予とされた年月日	
検察庁の名称	
事案の概要	

注　少年のときに犯した罪により公訴を提起され、又は起訴猶予とされたことを除きます。

⑶　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、民事訴訟の判決等（注）の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
判決等を受けた年月日	
判決等の内容	
裁判所名	
原因となった事実の概要	

注　「民事訴訟の判決等」とは、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいいます。

イ　民事訴訟における終局判決、請求の放棄若しくは認諾又は和解

ロ　非訟事件における終局決定又は和解

ハ　家事審判又は労働審判

4　カジノ事業等及び遊技場営業に係る行政手続等関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人（注）は、カジノ事業等を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

注　「関係法人」とは、あなた又はあなたの配偶者等が役員に就任した法人又は雇用された法人をいいます。この場合における雇用には、パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については含みません。４⑵、⑶及び⑹において同じです。

⑵　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業等に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたの関係法人（名称　　）

□配偶者等（氏名　　）	
□配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業等に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた	
□あなたの関係法人（名称　　）	
□配偶者等（氏名　　）	
□配偶者等の関係法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

⑷　あなた又はあなたの配偶者等は、カジノ事業等を監督する行政庁からカジノ施設等（注）への入場を禁じられ、又は退去を命じられたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた	
□配偶者等（氏名　　）	
行政庁の名称	
措置を受けた年月日	
措置の内容	
原因となった事実の概要	

注　「カジノ施設等」とは、カジノ事業等を実施する場所又は施設をいいます。４⑸において同じです。

⑸　あなた又はあなたの配偶者等は、カジノ事業者等（注）から、カジノ施設等への入場を拒否され、又は退去を要求されたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた	
□配偶者等（氏名　　）	
カジノ事業者等の名称	
措置を受けた年月日	
措置の内容	
原因となった事実の概要	

注　「カジノ事業者等」とは、カジノ事業等を行う者をいいます。４⑹において同じです。

⑹　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等の関係法人は、カジノ事業者等との契約が解除となったこと又は取引が停止となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた	
□あなたの関係法人（名称　　）	
□配偶者等（氏名　　）	

□配偶者等の関係法人（名称　　）		
契約又は取引の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約の解除又は取引の停止の年月日		
契約又は取引の内容		
契約の解除又は取引の停止の経緯		

⑺　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑻　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑼　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、遊技場営業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

5　申告納税関係

⑴　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、過少申告加算税、無申告加

算税若しくは重加算税の賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
賦課決定又は決定を受けた年月日	
賦課決定又は決定の内容	
原因となった事実の概要	

注　外国におけるこれらに相当するものを含みます。

⑵　あなた又はあなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、国税又は地方税の滞納処分により徴収職員（注１）又は徴税吏員（注２）から財産の差押え（注３）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
差押えを受けた年月日	
差押財産の種類	
原因となった事実の概要	
差押えの解除の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「徴収職員」とは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第２条第11号に規定する徴収職員をいいます。

２　「徴税吏員」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第１条第１項第３号に規定する徴税吏員をいいます。

３　外国におけるこれに相当するものを含みます。

6　行政手続関係

⑴　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。ただし、４⑴又は⑺で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑵　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。ただし、４⑵若しくは⑻又は５⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

⑶　あなた、あなたの配偶者等又はあなた若しくはあなたの配偶者等が役員に就任した法人は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。ただし、４⑶又は⑼で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □あなたが役員に就任した法人（名称　　） □配偶者等（氏名　　） □配偶者等が役員に就任した法人（名称　　）	
行政庁の名称	
当事者となった年月日	
原因となった事実の概要	

７　財産関係

⑴　あなたは、過去10年以内に、破産手続開始の決定（注１）又は再生手続開始の決定（注２）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
決定を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第１項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。７⑵において同じです。

２　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第１項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。７⑵において同じです。

⑵　あなたが役員に就任した法人は、過去10年以内に、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定（注１）又は特別清算開始の命令（注２）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

法人の名称	
申立人の氏名又は名称	
決定又は命令を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	

復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「更生手続開始の決定」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第１項の規定による更生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「特別清算開始の命令」とは、会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑶　あなたは、過去10年以内に、民事執行法（昭和54年法律第４号）の規定に基づき、裁判所から財産の差押え（注）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
差押えを受けた年月日	
裁判所名	
差押財産の種類	
原因となった事実の概要	
差押えの取消しの有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注　外国におけるこれに相当するものを含みます。

⑷　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の契約に係る額が100万円を超える額の金銭その他の資産の贈与をし、又は受贈をしたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
贈与又は受贈の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
贈与又は受贈をした年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　資産の価額は、贈与又は受贈の時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。贈与又は受贈を外国通貨をもって行ったときは、贈与又は受贈の時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいいます。以下この７において同じです。）により、本邦通貨に換算してください。

⑸　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、100万円を超える額の金銭その他の資産を一の者に遺贈する遺言をし、又は100万円を超える額の金銭その他の資産を一の者から遺贈を受けたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
遺言をし	氏名又は名称	

た、又は遺贈を受けた相手方	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
遺言をした、又は遺贈を受けた年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　資産の価額は、遺言をした時又は遺贈を受けた時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。遺言又は遺贈が外国通貨をもって行われたときは、遺言をした時又は遺贈を受けた時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑹　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の契約に係る額が100万円を超える額の金銭その他の資産の貸付けをし、又は借入れをしたこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
貸借の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
貸借の年月日		
資産の種類及び価額（注２）		

注１　次のイからハまでのいずれかに該当する金銭その他の資産の貸付け又は借入れを除きます。

イ　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項各号に規定する者又は同条第２項に規定する貸金業者（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を相手方とするもの

ロ　配偶者等、三親等内の親族又は同居の親族を相手方とするもの

ハ　民法（明治29年法律第89号）第601条の賃貸借（外国におけるこれに相当するものを含みます。）

２　資産の価額は、貸付け又は借入れの時における時価又は時価に準ずる見積価額により記載してください。貸付け又は借入れを外国通貨をもって行ったときは、貸付け又は借入れの時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑺　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、一の委任契約に係る報酬として100万円を超える金銭を支払ったこと又は受領したこと（注１）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）		
契約の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

	相手方との関係	
契約の締結年月日		
契約の内容（報酬額（注２）を含みます。）及び経緯		

注１　弁護士、司法書士その他の法令に基づく許認可等を受けた者又は配偶者等、三親等内の親族若しくは同居の親族を相手方とするものを除きます。

２　契約に係る額の支払が外国通貨をもって行われることとされているときは、契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑻　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子は、過去10年以内に、保険契約（注１）に基づき、一の保険事故等（注２）について100万円を超える保険金の支払を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□あなた □配偶者等（氏名　　） □子（氏名　　）	
保険会社の名称	
保険金の支払を受けた年月日	
保険事故等の概要及び支払を受けた保険金額（注３）	

注１　「保険契約」とは、保険法（平成20年法律第56号）第２条第６号に掲げる損害保険契約、同条第７号に掲げる傷害疾病損害保険契約、同条第８号に掲げる生命保険契約又は同条第９号に掲げる傷害疾病定額保険契約（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「保険事故等」とは、保険法第５条第１項若しくは第37条に規定する保険事故又は同法第66条に規定する給付事由（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。

３　保険金の支払が外国通貨をもって行われたときは、保険金の支払を受けた時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑼　あなたは、過去10年以内に、一の取引に係る額が100万円を超える額の国外送金（注１）又は国外からの送金等の受領（注２）をしたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

国外送金の相手方又は国外からの送金等の受領の相手方	氏名又は名称	
	住所又は所在地（国名又は地域名も記載）	〒
	相手方との関係	
国外送金又は国外からの送金等の受領に係る国外の銀行等の営業所等	名称	
	国外送金等に係る相手国の国名又は地域名	
国外送金又は国外からの送金等の受領の年月日		
金額（注３）		
国外送金又は国外からの送金等の受領の経緯		

注１　「国外送金」とは、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成９年法律第110号）第２条第４号に掲げる国外送金をいいます。

２　「国外からの送金等の受領」とは、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第２条第５号に掲げる国外からの送金等の受領をいいます。

３　国外送金又は国外からの送金等の受領が外国通貨をもって行われたときは、当該外国通貨での金額に併せて、国外送金又は国外からの送金等の受領をした時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した金額も記載してください。

⑽　あなたは、過去10年以内に、一回につき100万円を超える額の現金、小切手（注１）、約束手形又は有価証券（注２）を本邦から輸出し、又は本邦へ輸入したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

種別	□現金 □小切手 □約束手形 □有価証券
輸出又は輸入年月日	
金額（注３）	
仕向地（輸出の場合）又は積出地（輸入の場合）の国名又は地域名	

注１　旅行小切手を含みます。

２　「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項に規定する有価証券をいいます。

３　現金、小切手、約束手形又は有価証券の本邦からの輸出又は本邦への輸入が外国通貨をもって行われたときは、当該外国通貨での金額に併せて、当該輸出又は輸入の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した金額も記載してください。

⑾　あなたは、過去10年以内に、債務の保証人となったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

主たる債務者	氏名又は名称	
	住所又は所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
	主たる債務者との関係	
保証契約の締結年月日		
保証契約（主たる債務の金額（注）を含みます。）の内容及び経緯		

注　主たる債務に係る契約が外国通貨をもって行われたときは、主たる債務に係る契約又は保証契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

⑿　あなた又はあなたの配偶者等若しくは扶養している子が、現在、有する財産及び債務に関する以下の項目について、あなた、あなたの配偶者等又はあなたが扶養している子ごとに、それぞれ記載してください。（注１）

イ　あなた

財産債務の区分		種類	所在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等					

	（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

ロ　あなたの配偶者等（氏名　　）

財産債務の区分		種類	所在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

ハ　あなたが扶養している子（氏名　　）

財産債務の区分		種類	所在	数量	財産の価額又は債務の金額（注２）	備考
財産	現金					
	預貯金					
	貸付金					
	有価証券等（注３）					
	不動産					
	その他の財産（注４）					
債務	借入金					
	未払金					
	その他の債務（注５）					
財産の価額の合計		円	債務の金額の合計		円	

注１　申請日の属する年の前年分を対象として、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第６条の２第１項に規定する財産債務調書を作成し、同項の規定に基づき所得税の納税地の所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書（同法第５条第１項に規定する国外財産調書を作成し、同項の規定に基づき所轄税務署長に提出しているときは、当該財産債務調書及び当該国外財産調書）の写しを添付することをもって、上記項目の記載に代えることができます。

２　財産の価額は、質問票作成時における時価又は時価に準ずる見積価額により、債務の金額は、質問票作成時における現況に応じ、確実と認められる範囲の金額により記載してください。国外にある財産の価額が外国通貨で表示されるときは、質問票作成時における外国為替相場により、本邦通貨に換算してください。

３　「有価証券等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第17号に掲げる

有価証券、同法第60条の２第１項に規定する匿名組合契約の出資の持分、同条第２項に規定する未決済信用取引等に係る権利又は同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

４　「その他の財産」には、一個又は一組の価額が10万円未満の動産は含みません。なお、その財産が家庭用動産で、その取得価額が100万円未満のものであるときは、その動産の質問票作成時における見積価額が10万円未満のものであるとして取り扱い、上記項目に記載する必要はありません。

５　「その他の債務」には、一個の債務の額が10万円未満のものは含みません。

別記第十一号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

同　意　書

私は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。

なお、この同意には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する「本人の同意」を含みます。

記

１　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。

２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、私の個人情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。

３　カジノ管理委員会が当該調査を実施するために必要があると認める場合には、私の個人情報を保有する者が私の個人情報をカジノ管理委員会に提供すること。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十二号様式（第十六条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第43条第４項において準用する同法第41条第２項第１号ロからへまでに掲げる者及び同法第43条第４項において読み替えて準用する同法第41条第２項第４号及び第５号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十三号様式（第十六条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第43条第４項において準用する同法第41条第２項第２号イ⑵から⑼までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第43条第４項において準用する同法第41条第２項第１号ロからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十四号様式（第十八条第二項第十一号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

合併後の会社は、特定複合観光施設区域整備法第45条第２項において準用する同法第41条第２項第１号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十五号様式（第十九条第二項第十一号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

分割によりカジノ事業を承継する会社は、特定複合観光施設区域整備法第46条第２項において準用する同法第41条第２項第１号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十六号様式（第二十条第二項第六号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

譲受会社は、特定複合観光施設区域整備法第47条第２項において準用する同法第41条第２項第１号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十七号様式（第三十三条第一項第一号（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
□　当法人
□　当団体　は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
□　私は、特定複合観光施設区域整備法第131条において準用する同法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
□　当法人
□　当団体　は、特定複合観光施設区域整備法第131条において準用する同法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
□　私は、特定複合観光施設区域整備法第164条において準用する同法第60条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。
□　当法人
□　当団体　は、特定複合観光施設区域整備法第164条において準用する同法第60条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者又は管理人の氏名）

備考
１　該当する□にレ印を付けること。
２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十八号様式（第三十三条第一項第二号及び第三十四条第二項第二号（いずれも第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。
□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。
□　私は、特定複合観光施設区域整備法第131条において準用する同法第60条第２項第１号第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。
□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第131条において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。
□　私は、特定複合観光施設区域整備法第164条において準用する同法第60条第２項第１号第１号ハ⑴に掲げる者に該当しないことを誓約します。
□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第164条において準用する同法第60条第２項第１号ハ⑵に掲げる者に該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考
１　該当する□にレ印を付けること。
２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第十九号様式（第三十六条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）関係）

届　出　書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称

代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第64条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　特定複合観光施設区域整備法第131条において準用する同法第64条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　特定複合観光施設区域整備法第164条において準用する同法第64条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　総株主又は総出資者の議決権の総数

２　発行済株式（届出者の有する自己の株式を除く。）又は出資の総数又は総額

３　株式の種類及び種類ごとの数（種類株式発行会社である場合に限る。）

４　議決権等の保有者

別紙１のとおり

５　信託財産である議決権又は株式若しくは持分（法第２条第12項に規定する議決権等の保有者が保有する議決権等に含まれないものに限る。）の所有者

別紙２のとおり

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

３　種類株式発行会社である場合にあっては、上記４及び５については、株式の種類ごとに提出すること。

別紙１

氏名又は名称	代表者又は管理人の氏名	住所又は居所	国籍等	議決権等の数及びその割合		備考
				議決権	株式・持分	
				%	%	
				%	%	
				%	%	

（記載上の注意）

１　「代表者又は管理人の氏名」は、法人等である場合のみ記載すること。

２　「住所又は居所」は、法人等については本店の所在地を記載すること。

３　「国籍等」は、個人である場合のみ記載すること。

４　「議決権等の数及びその割合」は、法第２条第12項に規定する議決権等の保有者が保有する議決権等について、議決権及び株式又は持分ごとに、上段にその数又は額を、下段にその割合を、それぞれ議決権等の数又は額の多い順に記載すること。この場合において、議決権の割合にあっては総株主又は総出資者の議決権の総数に占める割合を、株式又は持分あっては発行済株式（届出者の有する自己の株式を除く。）又は出資の総数又は総額に占める割合を記載するものとし、小数点以下第１位まで求めること。

５　「備考」は、法第２条第12項に規定する特別の関係にある者の氏名その他の参考となる事項を記載すること。

別紙２

氏名又は名称	代表者又は管理人の氏名	住所又は居所	国籍等	議決権等の数及びその割合	
				議決権	株式・持分
				%	%
				%	%
				%	%

（記載上の注意）

１　「代表者又は管理人の氏名」は、法人等である場合のみ記載すること。

２　「住所又は居所」は、法人等については本店の所在地を記載すること。
３　「国籍等」は、個人である場合のみ記載すること。
４　「議決権等の数及びその割合」は、信託財産である議決権又は株式若しくは持分（法第２条第12項に規定する議決権等の保有者が保有する議決権等に含まれないものに限る。）について、議決権及び株式又は持分ごとに、上段にその数又は額を、下段にその割合を、それぞれ議決権等の数又は額の多い順に記載すること。この場合において、議決権の割合にあっては総株主又は総出資者の議決権の総数に占める割合を、株式又は持分にあっては発行済株式（届出者の有する自己の株式を除く。）又は出資の総数又は総額に占める割合を記載するものとし、小数点以下第１位まで求めること。

別記第二十号様式（第六十一条第一項関係）

（文　書　番　号）
年　　月　　日

使　用　継　続　禁　止　命　令　書

（カジノ事業者名）　殿

カジノ管理委員会
（指定職員名）

下記の機器等について、特定複合観光施設区域整備法第74条第１項、第２項又は第４項の規定に違反して使用されていると認められるため、同条第７項の規定に基づき、使用の継続を禁止します。

記

使用の継続を禁止する機器等	種別	
	名称	
	製造番号その他の機器等を識別することができる事項	
違反を発見した日時		年　　月　　日　　時　　分頃
違反を発見した場所		
違反の内容		

別記第二十一号様式（第六十一条第二項関係）

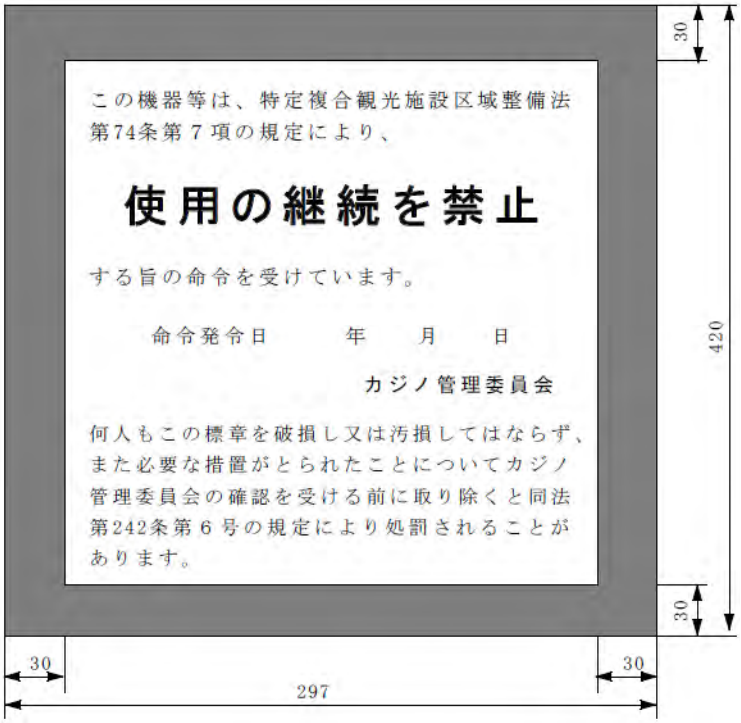

備考
１　「使用の継続を禁止」及び「カジノ管理委員会」の文字の書体は、ゴシック体とする。
２　色彩は、「使用の継続を禁止」の文字及び枠を赤色、その他の文字を黒色とする。
３　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
４　使用の継続を禁止する機器等の大きさにより図示した寸法により難い場合は、適宜縮小することができる。

別記第二十二号様式（第六十五条第二項関係）

（第１面）

特定金融業務に関する報告書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの特定金融業務の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　特定資金移動業務の状況
　１　特定資金移動業務の概要
　２　未達債務の額等の概要
　３　現に供託している特定資金移動履行保証金の内容
　４　現に締結している特定資金移動履行保証金保全契約の内容
第２　特定資金受入業務の状況
　１　特定資金受入業務の概要
　２　特定資金受入残高等の概要
　３　現に供託している特定資金受入保証金の内容
　４　現に締結している特定資金受入保証金保全契約の内容
第３　特定資金貸付業務の状況
　１　特定資金貸付業務の概要
　２　貸付けの状況
　３　貸付金の金額別内訳
　４　延滞状況
第４　金銭の両替を行う業務の状況

（第２面）

第１　特定資金移動業務の状況

１　特定資金移動業務の概要

取扱件数	件
取扱金額	円
１件当たりの平均取扱金額	円

２　未達債務の額等の概要

未達債務の額	円
未達債務の額に係る特定資金移動履行保証金の額	円

（記載上の注意）

１　「未達債務の額」は、報告対象期間の末日における未達債務の額を記載すること。外貨建てで未達債務を負う場合には、当該未達債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた相場については、括弧書きにて記載すること。）。

２　「未達債務の額に係る特定資金移動履行保証金の額」は、現に供託している特定資金移動履行保証金の額及び特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額の合計額を記載すること。

３　現に供託している特定資金移動履行保証金の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供　託　番　号	供託金の額	供　託　者　名
	円	

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘　　柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

４　現に締結している特定資金移動履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

（記載上の注意）

１　カジノ事業者が選択した資産保全方法について記載すること。
２　報告対象期間における特定資金移動要履行保証額の推移又は供託金の額の推移が分かる書面を第２面の次に添付すること。

（第３面）

第２　特定資金受入業務の状況

１　特定資金受入業務の概要

受入件数	件
受入金額	円
１件当たりの平均受入金額	円
払戻件数	件
払戻金額	円
１件当たりの平均払戻金額	円
カジノ事業者の管理する顧客の口座数	件
カジノ事業者の管理する顧客の口座残高	円

２　特定資金受入残高等の概要

特定資金受入残高	円
特定資金受入残高に係る特定資金受入保証金の額	円

（記載上の注意）

１　「特定資金受入残高」は、報告対象期間の末日における特定資金受入残高を記載すること。外貨建てで特定資金受入残高がある場合には、当該特定資金受入残高を本邦通貨に換算した上で記載すること（本邦通貨への換算に用いた相場については括弧書きにて記載すること。）。

２　「特定資金受入残高に係る特定資金受入保証金の額」は、現に供託している特定資金受入保証金の額及び特定資金受入保証金保全契約において供託されることとなっている金額の合計額を記載すること。

３　現に供託している特定資金受入保証金の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供　託　番　号	供託金の額	供　託　者　名
	円	

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘　　柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

４　現に締結している特定資金受入保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

（記載上の注意）

カジノ事業者が選択した資産保全方法について記載すること。

（第４面）

第３　特定資金貸付業務の状況

１　特定資金貸付業務の概要

（記載上の注意）

特定資金貸付業務の状況の推移（貸付金残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由）について簡潔に記載すること。

２　貸付けの状況

件数等 / 貸付種別	貸付件数		貸付総額		平均貸付額	残　　高	
		割合		割合			割合
日本人及び居住外国人向け	件	%	百万円	%	百万円	百万円	%

非居住外国人向け							
合　　計		100		100			100

（記載上の注意）

1　「割合」は、合計に対する割合を記載する。

2　「貸付件数」は、当該期間に行った貸付けの件数を記載する。

3　「貸付総額」は、当該期間に行った貸付けの総額を記載する。

4　「平均貸付額」は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

5　「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

3　貸付金の金額別内訳

件数及び残高 / 金額別	件　数		残　高	
		割合		割合
100万円以下	件	%	百万円	%
100万円を超え500万円以下				
500万円を超え1,000万円以下				
1,000万円を超え5,000万円以下				
5,000万円を超え１億円以下				
１億円超				
合　　計		100		100
１件当たり平均貸付金残高				百万円

（記載上の注意）

「１件当たり平均貸付金残高」は、小数点第３位を切り捨て第２位までを記載する。

（第５面）

4　延滞状況

（百万円）

	貸付金残高	延　滞　残　高					貸倒損失額	貸倒引当金額
		１か月以上３か月未満	３か月以上６か月未満	６か月以上１年未満	１年以上	計		
日本人及び居住外国人向け								
非居住外国人向け								
合　　計								

（記載上の注意）

1　貸付金残高のうち、返済約定期限経過後１か月以上３か月未満、３か月以上６か月未満、６か月以上１年未満及び１年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。

2　延滞残高については、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高の全てを計上する。

（第６面）

第４　金銭の両替を行う業務の状況

売　却		買入れ	
件　数	金　額	件　数	金　額
件	千米ドル	件	千米ドル

（記載上の注意）

1　「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数及び売却金額を記入すること。

2　「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数及び買入れ金額を記入すること。

3　米ドル以外の通貨については、米ドルに換算の上、記入すること。

別記第二十三号様式（第七十一条（第七十七条において準用する場合を含む。）関係）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

保全契約解除届出書

□　カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第71条の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第71条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　届出の理由

2　解除しようとする特定資金移動履行保証金保全契約又は特定資金受入保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

3　2の特定資金移動履行保証金保全契約又は特定資金受入保証金保全契約の解除予定年月日

（記載上の注意）

1　該当する□にレ印を付けること。

2　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十四号様式（第九十一条第二項関係）

承　認　申　請　書

特定複合観光施設区域整備法第91条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

記

カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画に係る名称		
カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置		
カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者	氏名	
	所属するカジノ事業者の名称	
	部署	
	役職名	
カジノ行為区画内関連業務の種別		
□　法第２条第11項第１号に掲げる業務	提供する飲食物の種類及びその提供の方法	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	
	客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯	
□　法第２条第11項第２号に掲げる業	興行の内容、態様及び時間帯	

務		
□　法第２条第11項第３号に掲げる業務	給付する物品の種類	
	酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法	

（記載上の注意）

１　カジノ行為区画内関連業務を行おうとする区画の位置及び設備の配置を明らかにした図面を別紙として添付すること。

２　「カジノ行為区画内関連業務の種別」欄は、該当する□にレ印を付けること。

３　「提供する飲食物の種類及びその提供の方法」欄には、業務において提供する飲食物及び酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類並びにその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

４　「酒類を提供する場合にあっては、酒類の提供の方針及びその周知方法」欄には、提供に当たっての方針（泥酔者への提供の制限、給仕の方法等）及びその周知方法（メニュー及び店頭への掲示、場内アナウンス等）を記載すること。

５　「客に遊興をさせる場合にあっては、その内容及び時間帯」欄には、遊興の内容（顧客が利用可能なダーツ、カラオケ等を設置する、スポーツ等の中継映像を流す等）及び実施する時間帯を記載すること。

６　「興行の内容、態様及び時間帯」欄には、興行の内容（ショー、生演奏等）、態様（顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞する、上記の飲食物を提供する業務に伴って行う等）及び実施する時間帯を記載すること。

７　「給付する物品の種類」欄には、業務において給付する物品のうち主なものの種類（タバコ、菓子類、酒類、雑貨等）を記載すること。

８　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十五号様式（第九十二条第三項関係）

変　更　承　認　申　請　書

特定複合観光施設区域整備法第91条第６項において準用する同条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

記

カジノ行為区画内関連業務を行う区画に係る名称		
カジノ行為区画内関連業務を統括管理する者	氏名	
	所属事業者名	
	部署	
	役職名	
カジノ行為区画内関連業務の種別	□　法第２条第11項第１号に掲げる業務 □　法第２条第11項第２号に掲げる業務 □　法第２条第11項第３号に掲げる業務	
変更予定年月日		

変更事項	新	旧

（記載上の注意）

１　カジノ行為区画内関連業務を行う区画の位置及び設備の配置を変更した場合にあっては、変

更後の区画の位置及び設備の配置を明らかにした図面を添付すること。

２　「カジノ行為区画内関連業務の種別」欄は、該当する□にレ印を付けること。

３　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十六号様式（第九十二条第五項関係）

届　出　書

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第92条第５項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

記

カジノ行為区画内関連業務を行う区画に係る名称		
カジノ行為区画内関連業務の種別	□　法第２条第11項第１号に掲げる業務 □　法第２条第11項第２号に掲げる業務 □　法第２条第11項第３号に掲げる業務	
変更年月日		
変更事項	新	旧

（記載上の注意）

１　「カジノ行為区画内関連業務の種別」欄は、該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十七号様式（第九十七条第一項、第九十九条第一項、第百四十四条第一項及び第百四十六条第一項関係）

認可申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第96条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

□　特定複合観光施設区域整備法第101条第３項において準用する同法第96条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

□　特定複合観光施設区域整備法第133条第４項において特定複合観光施設区域整備法施行令第21条の規定により読み替えて準用する同法第96条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

□　特定複合観光施設区域整備法第133条第４項において準用する同法第101条第３項において準用する同法第96条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

相手方の氏名又は名称	（フリガナ）	
相手方の住所		
相手方が法人であるときは、その代表者の氏名	（フリガナ）	
相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	（フリガナ）
	住所	
相手方において当該申請に係	氏名	（フリガナ）

る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所		
	住所	
当該契約の概要		

（記載上の注意）

1　該当する□にレ印を付けること。

2　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十八号様式（第九十七条第二項及び第百四十四条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私
□　当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第94条第２号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

1　該当する□にレ印を付けること。

2　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第二十九号様式（第九十八条第二項（第百四十五条第二項において準用する場合を含む。）関係）

届　出　書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第99条の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　特定複合観光施設区域整備法第133条第４項において特定複合観光施設区域整備法施行令第21条の規定により読み替えて準用する同法第99条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

相手方の氏名又は名称	（フリガナ）	
相手方の住所		
相手方が法人であるときは、その代表者の氏名	（フリガナ）	
相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	（フリガナ）
	住所	
相手方において当該届出に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所	氏名	（フリガナ）
	住所	
当該契約の概要		
相手方が営む業務	該当する業務名	
	許認可等番号	

（記載上の注意）

1　該当する□にレ印を付けること。

2　「相手方が営む業務」欄は、法第99条第１号（法第133条第４項において準用する場合を含む。）に係る届出に該当する場合に記載すること。

3　「許認可等番号」欄は、相手方が営む業務に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合において、これらの処分に番号が付されているときに限り記載すること。

４　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十号様式（第九十九条第二項関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私
□　当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第101条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十一号様式（第百十一条第二項関係）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第109条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出番号</td><td colspan="5">（年）－　　（番号）</td></tr>
<tr><td colspan="6">１　カジノ事業者に関する事項</td></tr>
<tr><td>⑴　名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑵　住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑶　担当者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑷　担当者の役職</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑸　担当者の部署の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑹　担当者の電話番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">２　当該顧客に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　氏名</td><td colspan="5">（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　通称・異名等</td><td colspan="5">（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑶　国籍等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑷　在留資格</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑸　住居</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑹　生年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑺　性別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑻　当該取引を行う目的</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑼　職業</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑽　勤務先</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑾　本人確認書類等の種別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑿　書類番号等</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⒀　連絡先の電話番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">３　当該取引の内容及び金額に関する事項</td></tr>
<tr><td>⑴　当該取引が発生した営業年月日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">⑵　当該取引の１営業日当たりの金額
□現金の受入れをする取引
（取引の内訳）
取引の種別 ／ 取引を行った場所 ／ 金　額 ／ 通貨単位 ／ 円換算後の金額
　　／　　／　　／　　／ 円</td></tr>
</table>

				円
				円
				円
				円
			合計金額	円

□現金の払戻しをする取引

（取引の内訳）

取引の種別	取引を行った場所	金　額	通貨単位	円換算後の金額
				円
				円
				円
				円
				円
			合計金額	円

4　備考	

（記載上の注意）

1　全て西暦で記載すること。

2　「届出番号」欄の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、暦年で記載すること。また、届出番号は、毎年１月１日以降の最初のものを「１」とすること。

3　「氏名」、「住居」、「生年月日」、「職業」、「本人確認書類等の種別」及び「書類番号等」の各欄は、犯罪収益移転防止法第６条第１項に規定する確認記録に記録されているものを記載すること。

4　漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。

5　外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記載すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名」欄に、漢字表記を「通称・異名等」欄に記載すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記載すること。

6　「国籍等」欄は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

7　「在留資格」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る在留資格の種別を記載すること。

8　「勤務先」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る勤務先を記載すること。

9　「連絡先の電話番号」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る連絡先の電話番号を記載すること。この場合において、住居、携帯電話等複数の連絡先がある場合には、入手している全ての連絡先の電話番号を記載すること。

10　「当該取引の１営業日当たりの金額」欄は、現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の金額が、令第16条第２項で定める額を超えるものについて記載すること。この場合において、該当する□にレ印をつけ、取引の内訳も記載すること。

11　「現金の受入れをする取引」の「取引の種別」欄は、次のイからニまでの該当する種別を記載すること。

イ　チップの交付又は付与をする取引

ロ　特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ハ　特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領

ニ　金銭の両替

12　「現金の払戻しをする取引」の「取引の種別」欄は、次のホからチまでの該当する種別を記載すること。

ホ　チップの受領をする取引

ヘ　特定資金受入業務に係る金銭の払戻し

ト　金銭の両替

チ　カジノ行為関連景品類の提供

13　「通貨単位」欄は、種別が金銭の両替に該当する場合は、両替後又は両替前の通貨単位を併せて記載すること。

別記第三十二号様式（第百十五条第一項関係）

特定カジノ業務に従事させる者の確認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第115条第１項の規定により、特定カジノ業務に従事させる者の確認を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ業務の種別」の欄には、法第114条各号に掲げる業務の別並びに同条第１号に掲げる業務に係る同号イからヘまでに掲げる事項の別、同条第２号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別及び同条第３号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第三十三号様式（第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十四号様式（第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合並びにこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）関係）

質　問　票

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等

１　注意事項

⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された個人情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあ

ります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

2　記載要領

⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

⑵　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してください。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

⑶　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

3　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

⑵　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号又は第５号に掲げる営業をいいます。

第２　質問事項

1　基本情報

⑴　あなたに関する以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

氏名		
生年月日		
性別		
本籍（外国人にあっては国籍等）		
出生地（外国の場合は国名又は地域名も記載）		
住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）		〒
連絡先	電話番号	
	携帯電話番号	
	電子メールアドレス	
勤務先	名称	
	役職名	
	所在地（外国の場合は国名又は地域名も	〒

	記載）	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
自動車、船舶その他の乗物の運転又は操縦に関する免許又は資格	免許又は資格の種類	
	交付年月日	
	交付機関の名称	
	交付機関の所在地（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒

⑵　あなたは、現在の氏名以外の通称（注）を使用したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

使用時期	通称

注　旧氏名のほか、芸名、筆名等の本名以外の呼称で本名に代わるものとして使用するものをいいます。

⑶　あなたの職歴（注）に関する以下の項目を記載してください。勤務先がカジノ事業等又は遊技場営業に関するものの場合は、「チェック欄」の□にレ印を入れてください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

勤務期間	勤務先の名称	勤務先の所在地	最終役職名	チェック欄
				□

注　パート、アルバイト、契約社員又は嘱託等については、記載する必要はありません。

2　暴力団関係

⑴　あなたは、現在、暴力団員（注１）であり、又は過去に暴力団員であったことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

所属した暴力団（注２）の名称	
暴力団への加入及び離脱年月日	
暴力団への加入及び離脱の経緯	

注１　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

２　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいいます。２⑵及び⑶において同じです。

⑵　あなたは、暴力団又は暴力団員に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称（　　） □暴力団員の氏名（　　） （所属する暴力団の名称　　）
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

⑶　あなたは、暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にしたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

暴力団員の氏名	（所属する暴力団の名称　　）
暴力団員と飲食、旅行又は遊興等を共にした年月日	
暴力団員と共にした飲食、旅行又は遊興等の内容及び経緯	

3　刑事手続関係

あなたは、過去10年以内に、有罪の裁判を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	
判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注　「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の２第１項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第２項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第３条若しくは第５条により有罪の言渡しの効力が失われたもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を含み、少年（少年法（昭和23年法律第168号）第２条第１項に規定する少年（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。）のときに犯した罪についてのものを除きます。

4　カジノ事業等及び遊技場営業に係る行政手続等関係

⑴　あなたは、カジノ事業等を行うために必要な許認可等（注）を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

行政庁の名称	
取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

注　「許認可等」とは、行政手続法（平成５年法律第88号）第２条第３号に規定する許認可等（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。４⑵から⑷までにおいて同じです。

⑵　あなたは、カジノ事業等に関して、不利益処分（注）又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

注　「不利益処分」とは、行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。４⑷において同じです。

⑶　あなたは、遊技場営業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

行政庁の名称	

取得年月日	
取得した許認可等の内容	
許認可等に条件を付された場合は、その内容	

⑷　あなたは、遊技場営業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

行政庁の名称	
処分年月日	
処分の内容	
原因となった事実の概要	

5　財産関係

あなたは、過去10年以内に、破産手続開始の決定（注１）又は再生手続開始の決定（注２）を受けたことがありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

申立人の氏名又は名称	
決定を受けた年月日	
裁判所名	
原因となった事実の概要	
復権の有無	□有　（年月日及び理由：　　） □無

注１　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第１項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

２　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

別記第三十五号様式（第百十八条第二項において読み替えて準用する第百十五条第一項関係）

特定カジノ業務に従事させる者の確認更新申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第117条第４項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定カジノ業務に従事させる者の確認の更新を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	確認番号	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ業務の種別」の欄には、法第114条各号に掲げる業務の別並びに同条第１号に掲げる業務に係る同号イからへまでに掲げる事項の別、同条第２号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別及び同条第３号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第三十六号様式（第百十八条第二項において読み替えて準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第117条第４項において読み替えて準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十七号様式（第百十九条第一項関係）

特定カジノ業務の種別の変更承認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで特定複合観光施設区域整備法第114条の確認を受けた確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別について、変更をしたいので、同法第118条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名	確認番号	変更前の特定カジノ業務の種別	変更後の特定カジノ業務の種別	変更後の特定カジノ業務に従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「変更前の特定カジノ業務の種別」及び「変更後の特定カジノ業務の種別」の欄には、法第114条各号に掲げる業務の別並びに同条第１号に掲げる業務に係る同号イからへまでに掲げる事項の別、同条第２号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別及び同条第３号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十八号様式（第百二十一条第一項関係）

届　出　書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第121条第２項の規定により、カジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事させた者について、別紙のとおり届け出ます。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

氏　名	住　　所	生年月日	従事する業務の内容	所属する部署及び役職	従業者証明書番号	業務に従事し始めた年月日

（記載上の注意）

「従業者証明書番号」の欄には、法第122条の証明書の番号を記載すること。

別記第三十九号様式（第百二十四条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第126条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十号様式（第百二十四条第二項第二号、第百三十条第二項第十二号ロ、第百三十一条第二項第十二号ロ及び第百三十二条第二項第七号ロ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私
□　当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第126条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十一号様式（第百二十八条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第127条第４項において準用する同法第126条第２項第１号イ及びロに掲げる者及び同法第127条第４項において読み替えて準用する同法第126条第２項第４号及び第５号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十二号様式（第百二十八条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私
□　当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第127条第４項において読み替えて準用する同法第126条第２項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十三号様式（第百三十条第二項第十一号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

合併後の会社は、特定複合観光施設区域整備法第130条において特定複合観光施設区域整備法施行令第18条の規定により読み替えて準用する同法第45条第２項において準用する同法第126条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十四号様式（第百三十一条第二項第十一号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

分割によりカジノ施設供用事業を承継する会社者は、特定複合観光施設区域整備法第130条において特定複合観光施設区域整備法施行令第18条の規定により読み替えて準用する同法第46条第２項において準用する同法第126条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十五号様式（第百三十二条第二項第六号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

譲受会社は、特定複合観光施設区域整備法第130条において特定複合観光施設区域整備法施行令第18条の規定により読み替えて準用する同法第47条第２項において準用する同法第126条第２項第１号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十六号様式（第百四十六条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□私
□当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第133条第４項において準用する同法第101条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十七号様式（第百四十八条第二項において読み替えて準用する第百十五条第一項関係）

特定カジノ施設供用業務に従事させる者の確認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第134条第２項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定カジノ施設供用業務に従事させる者の確認を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ施設供用業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ施設供用業務の種別」の欄には、法第134条第１項各号に掲げる業務の別並びに同項第１号に掲げる業務に係る同号イからハまでに掲げる事項の別、同項第２号に掲げる業務に係る同号イ及びロに掲げる事項の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第四十八号様式（第百四十八条第二項において読み替えて準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第134条第２項において準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第四十九号様式（第百四十八条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第一項関係）

特定カジノ施設供用業務に従事させる者の確認更新申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第134条第２項において準用する同法第117条第４項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定カジノ施設供用業務に従事させる者の確認の更新を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	確認番号	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ施設供用業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ施設供用業務の種別」の欄には、法第134条第１項各号に

掲げる業務の別並びに同項第１号に掲げる業務に係る同号イからハまでに掲げる事項の別、同項第２号に掲げる業務に係る同号イ及びロに掲げる事項の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第五十号様式（第百四十八条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第134条第２項において準用する同法第117条第４項において読み替えて準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五十一号様式（第百四十八条第二項において読み替えて準用する第百十九条第一項関係）

特定カジノ施設供用業務の種別の変更承認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで特定複合観光施設区域整備法第134条第１項の確認を受けた確認特定カジノ施設供用業務従事者の従事する特定カジノ施設供用業務の種別について、変更をしたいので、同条第２項において準用する同法第118条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名	確認番号	変更前の特定カジノ施設供用業務の種別	変更後の特定カジノ施設供用業務の種別	変更後の特定カジノ施設供用業務に従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「変更前の特定カジノ施設供用業務の種別」及び「変更後の特定カジノ施設供用業務の種別」の欄には、法第134条第１項各号に掲げる業務の別並びに同項第１号に掲げる業務に係る同号イからハまでに掲げる事項の別、同項第２号に掲げる業務に係る同号イ及びロに掲げる事項の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五十二号様式（第百四十九条第一項関係）

届　出　書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第135条第２項において準用する同法第121条第２項の規定により、カジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事させた者について、別紙のとおり届け出ます。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

氏　名	住　　所	生年月日	従事する業務の	所属する部署	業務に従事し

			内容	及び役職	始めた年月日

別記第五十三号様式（第百五十五条第二項第一号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五十四号様式（第百五十五条第二項第二号、第百六十条第二項第十二号ロ、第百六十一条第二項第十二号ロ及び第百六十二条第二項第七号ロ関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第145条第２項第２号イ⑴から⑶までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五十五号様式（第百五十九条第二項第一号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第146条第４項において準用する同法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第五十六号様式（第百五十九条第二項第二号関係）

誓　　約　　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第146条第４項において準用する同法第145条第２項第２号イ⑴から⑶までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第146条第４項において準用する同法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考
　１　該当する□にレ印を付けること。
　２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
別記第五十七号様式（第百六十条第二項第十一号ハ関係）

誓　　約　　書

　カジノ管理委員会　殿

　合併後の会社は、特定複合観光施設区域整備法第149条において特定複合観光施設区域整備法施行令第28条の規定により読み替えて準用する同法第45条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考
　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
別記第五十八号様式（第百六十一条第二項第十一号ハ関係）

誓　　約　　書

　カジノ管理委員会　殿

　分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する会社は、特定複合観光施設区域整備法第149条において特定複合観光施設区域整備法施行令第28条の規定により読み替えて準用する同法第46条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考
　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
別記第五十九号様式（第百六十二条第二項第六号ハ関係）

誓　　約　　書

　カジノ管理委員会　殿

　譲受会社は、特定複合観光施設区域整備法第149条において特定複合観光施設区域整備法施行令第28条の規定により読み替えて準用する同法第47条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考
　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
別記第六十号様式（第百七十条第二項第十二号ハ関係）

誓　　約　　書

　カジノ管理委員会　殿

　合併後の会社等は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において特定複合観光施設区域整備法施行令第30条第１項において準用する同令第28条の規定により読み替えて準用する同法第149条において準用する同法第45条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十一号様式（第百七十条第二項第十三号ロ、第百七十一条第二項第十三号ロ、第百七十二条第二項第七号ロ及び第百七十四条において読み替えて準用する第百五十五条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において準用する同法第145条第２項第２号イ⑴から⑶までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において準用する同法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十二号様式（第百七十一条第二項第十二号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

分割によりカジノ関連機器等外国製造業を承継する会社等は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において特定複合観光施設区域整備法施行令第30条第１項において準用する同令第28条の規定により読み替えて準用する同法第149条において準用する同法第46条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十三号様式（第百七十二条第二項第六号ハ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

譲受会社等は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において特定複合観光施設区域整備法施行令第30条第１項において準用する同令第28条の規定により読み替えて準用する同法第149条において準用する同法第47条第２項において準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十四号様式（第百七十四条において読み替えて準用する第百五十五条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において特定複合観光施設区域整備法施行令第30条第２項の規定により読み替えて準用する同法第145条第２項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称

代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十五号様式（第百七十四条において読み替えて準用する第百五十九条第二項第一号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当社は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において準用する同法第146条第４項において準用する同法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
名　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十六号様式（第百七十四条において読み替えて準用する第百五十九条第二項第二号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□　私は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において準用する同法第146条第４項において読み替えて準用する同法第145条第２項第２号イ⑴から⑶までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

□　当法人は、特定複合観光施設区域整備法第150条第２項において準用する同法第146条第４項において準用する同法第145条第２項第１号ロ及びハに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

住　所
氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十七号様式（第百七十五条第一項関係）

検　定　申　請　書

年　月　日

カジノ管理委員会　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第151条第１項の検定を受けたいので、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第175条第１項の規定により、次のとおり申請します。

□　特定複合観光施設区域整備法第151条第２項の検定を受けたいので、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第175条第１項の規定により、次のとおり申請します。

電磁的カジノ関連機器等の種別	
電磁的カジノ関連機器等を製造する者の名称	
電磁的カジノ関連機器等の製造所の所在地	
法第143条第１項の許可又は法第150条第１項の認定の番号	
型式の名称	

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第六十八号様式　検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等に付す表示（第百七十八条関係）

機器の種別	
型式の名称	
型式の番号	
製造番号	
検定合格年月日	
製造年月日	
製造業者名	
製造所名	

備考

１　材質は、アルミニウムとすること。

２　文字及び線は、黒色とすること。

３　年月日の表示は、西暦とすること。

別記第六十九号様式（第百八十二条第一項（第百八十四条において準用する場合を含む。）関係）

自己確認届出書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

□　特定複合観光施設区域整備法第154条第１項の確認をしたので、同条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　特定複合観光施設区域整備法第154条第２項の確認をしたので、同条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

□　特定複合観光施設区域整備法第154条第５項前段の自己確認をしたので、同項後段において準用する同条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　当該自己確認に係る非電磁的カジノ関連機器等の種別

２　法第154条第１項第１号の設計に関する事項

⑴　当該自己確認に係る非電磁的カジノ関連機器等の名称

⑵　非電磁的カジノ関連機器等の設計に関する事項及びこれが別表第二に定める非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準に適合することを確保できることを確認した方法

３　法第154条第１項第２号の措置に関する事項

⑴　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が法第154条第１項第１号の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項の規定状況

⑵　⑴で規定された事項が適切であることを確認した方法

４　当該自己確認の結果

備考

１　該当する□にレ印を付けること。

２　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十号様式　届出設計に基づき製造された非電磁的カジノ関連機器等に付す表示（第百八十七条関係）

自己確認済 届出番号 検査年月日

縦15ミリメートル以上
横40ミリメートル以上

別記第七十一号様式（第百八十九条第二項において読み替えて準用する第百十五条第一項関係）

特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させる者の確認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称

代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第158条第３項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させる者の確認を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ関連機器等製造業務等の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ関連機器等製造業務等の種別」の欄には、法第158条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第七十二号様式（第百八十九条第二項において読み替えて準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第158条第３項において準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十三号様式（第百八十九条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第一項関係）

特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させる者の確認更新申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所

名　　称

代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第158条第３項において準用する同法第117条第４項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させる者の確認の更新を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	確認番号	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ関連機器等製造業務等の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ関連機器等製造業務等の種別」の欄には、法第158条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第七十四号様式（第百八十九条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第158条第３項において準用する同法第117条第４項において読み替えて準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十五号様式（第百八十九条第二項において読み替えて準用する第百十九条第一項関係）

特定カジノ関連機器等製造業務等の種別の変更承認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで特定複合観光施設区域整備法第158条第１項の確認を受けた確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の従事する特定カジノ関連機器等製造業務等の種別について、変更をしたいので、同条第３項において準用する同法第118条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名	確認番号	変更前の特定カジノ関連機器等製造業務等の種別	変更後の特定カジノ関連機器等製造業務等の種別	変更後の特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「変更前の特定カジノ関連機器等製造業務等の種別」及び「変更後の特定カジノ関連機器等製造業務等の種別」の欄には、法第158条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十六号様式（第百九十条第二項第三号関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

当法人は、特定複合観光施設区域整備法第159条第５項第１号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十七号様式（第百九十条第二項第七号ロ及び第百九十二条第二項第二号ロ関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

□ 私
□ 当法人　は、特定複合観光施設区域整備法第159条第５項第２号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称
（代表者の氏名）

備考

1　該当する□にレ印を付けること。

2　書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第七十八号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十五条第一項関係）

特定試験業務に従事させる者の確認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第165条第２項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定試験業務に従事させる者の確認を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	住　　所	生年月日	従事させようとする特定試験業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定試験業務の種別」の欄には、法第165条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第七十九号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第165条第２項において準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第八十号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第一項関係）

特定試験業務に従事させる者の確認更新申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第165条第２項において準用する同法第117条第４項において準用する同法第115条第１項の規定により、特定試験業務に従事させる者の確認の更新を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	確認番号	住　　所	生年月日	従事させようとする特定試験業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定試験業務の種別」の欄には、法第165条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第八十一号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十八条第二項において準用する第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第165条第２項において準用する同法第117条第４項において読み替えて準用する同法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第八十二号様式（第百九十七条第二項において読み替えて準用する第百十九条第一項関係）

特定試験業務の種別の変更承認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所

名　　称

代表者の氏名

年　　月　　日付けで特定複合観光施設区域整備法第165条第１項の確認を受けた確認特定試験業務従事者の従事する特定試験業務の種別について、変更をしたいので、同条第２項において準用する同法第118条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

氏名	確認番号	変更前の特定試験業務の種別	変更後の特定試験業務の種別	変更後の特定試験業務に従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「変更前の特定試験業務の種別」及び「変更後の特定試験業務の種別」の欄には、法第165条第１項各号に掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第八十三号様式（第二百三条第一項関係）

入場料徴収義務者証

カジノ事業者名

住所

上記カジノ事業者は特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第178条の規定により入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する。

年　　月　　日

カジノ管理委員会

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第八十四号様式（第二百三条第一項関係）

認定都道府県等入場料徴収義務者証

カジノ事業者名

住所

上記カジノ事業者は特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第178条の規定に

より認定都道府県等入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する。

年　　月　　日

認定都道府県等名

（日本産業規格Ａ列４番）

別添4

○カジノ管理委員会規則
法務省令第　　号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第八十三条（同法第八十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
法務大臣　上川　陽子

特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則

（特定資金移動履行保証金の取戻し）

第一条　特定資金移動履行保証金を供託した者又はその承継人がカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和　　年カジノ管理委員会規則第　　号。以下「施行規則」という。）第七十二条第一項又は第三項の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする供託物の内容を記載した様式第一の取戻承認申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、施行規則第七十二条第一項又は第三項の承認をしたときは、様式第二により作成した取戻承認書を同条第一項又は第三項の承認を求めた者に交付しなければならない。

（供託物払渡請求書の添付書面）

第二条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第八十一条第三項の規定により特定資金移動履行保証金の取戻しをしようとする者が供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前条第二項の規定により交付を受けた取戻承認書をもって足りる。

（特定資金移動履行保証金の保管替え等）

第三条　金銭のみをもって特定資金移動履行保証金を供託している者は、当該特定資金移動履行保証金に係るカジノ事業者のカジノ施設の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、当該特定資金移動履行保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該カジノ事業者のカジノ施設の最寄りの供託所への当該特定資金移動履行保証金の保管替えを請求しなければならない。

2　施行規則第六十七条に規定する債券及び金銭をもって特定資金移動履行保証金を供託している者は、カジノ施設の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、当該特定資金移動履行保証金と同額の特定資金移動履行保証金を所在地変更後のカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。

3　前項の規定による供託をした者は、所在地変更前のカジノ施設の最寄りの供託所に供託した特定資金移動履行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項本文の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、カジノ施設の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の規定による供託に係る供託書正本の写しをもって足りる。

4　第一項の保管替えを請求した者又は第二項の規定による供託をした者は、遅滞なく、様式第三により作成した保管替届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の規定による供託に係る供託書正本の写しを添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

5　カジノ管理委員会は、必要があると認めるときは、前項の保管替届出書を提出した者に対し、供託書正本の提出を命ずることができる。

（特定資金移動履行保証金の差替え）

第四条　施行規則第六十七条に規定する債券をもって特定資金移動履行保証金を供託した者又はその承継人は、あらかじめ、当該債券に代わる特定資金移動履行保証金の供託をしたときは、カジノ管理委員会に対し、当該債券の取戻しの承認を受けることができる。

2　前項の承認を受けようとする者は、様式第四により作成した取戻承認申請書に同項の特定資金移動履行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えてカジノ管理委員会に提出しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、第一項の承認をしたときは、様式第五により作成した取戻承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

4　第二条の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条中「前条第二項」とあるのは、「第四条第三項」と読み替えるものとする。

（権利の実行の申立ての手続）

第五条　施行規則第七十五条第一項の申立てをしようとする者は、様式第六により作成した申立書に当該申

立てに係る権利を有することを証する書面を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（債権の申出の手続）

第六条　法第八十二条第三項の申出をしようとする者は、様式第七により作成した申出書に当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（仮配当表）

第七条　施行規則第七十五条第四項の規定による権利の調査のため、カジノ管理委員会は、法第八十二条第三項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査に係る特定資金移動業務を行うカジノ事業者（当該カジノ事業者が法第八十一条第一項に規定する特定資金移動履行保証金保全契約を締結している場合にあっては、当該カジノ事業者及び当該特定資金移動履行保証金保全契約の相手方。次条及び第十一条において同じ。）に通知しなければならない。

（意見聴取会）

第八条　施行規則第七十五条第四項の規定による権利の調査の手続は、カジノ管理委員会の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2　施行規則第七十五条第一項の申立てをした者、法第八十二条第三項の期間内に同項の申出をした者又はカジノ事業者の代表者（以下「関係人」と総称する。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

（参考人への出席要求）

第九条　議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他参考人に対し、意見聴取会への出席を求めることができる。

（議長の権限）

第十条　議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示その他必要な指示をすることができる。

2　議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

（延期又は続行）

第十一条　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、カジノ事業者に通知しなければならない。

（調書の作成）

第十二条　議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一　意見聴取会の事案の表示

二　意見聴取会の期日及び場所

三　議長の職名及び氏名

四　出席した関係人の氏名及び住所

五　その他の出席者の氏名

六　陳述された意見の要旨

七　口述書が提出された場合にあっては、その旨及び口述書の要旨

八　証拠が提示された場合にあっては、その旨及び証拠の標目

九　その他議長が必要と認める事項

（調書の閲覧）

第十三条　関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

（配当の実施）

第十四条　カジノ事業者に係る特定資金移動履行保証金のうちに、当該カジノ事業者と法第八十一条第一項に規定する特定資金移動履行保証金保全契約を締結している者が同条第二項の命令に基づき供託した特定資金移動履行保証金がある場合には、カジノ管理委員会は、まず当該カジノ事業者が供託した特定資金移動履行保証金につき配当を実施しなければならない。

（配当の手続等）

第十五条　カジノ管理委員会は、配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、カジノ事業者に交付しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第八項に規定する費用の額につき特定資金移動履行保証金の還付を受けようとするときは、当該費用の額を記載した供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

（債券の換価）

第十六条　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第七項の規定により債券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、債券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該債券に代わる特定資金移動履行保証金として供託しなければならない。

3　前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された債券を供託したカジノ事業者が供託したものとみなす。

4　カジノ管理委員会は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定するカジノ事業者に通知しなければならない。

（仮配当の手続等）

第十七条　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第九項の規定により仮配当をするときは、当該仮配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、仮配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項の規定による仮配当をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、カジノ事業者に交付しなければならない。

3　施行規則第七十五条第十一項の規定により請求をしようとする者は、様式第九により作成した仮配当請求書に同条第十項第五号に規定するものを添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（公示等）

第十八条　法第八十二条第三項並びに施行規則第七十五条第四項、第五項及び第十項の規定並びに第七条及び第十一条の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

（供託規則の適用）

第十九条　この命令に定めるもののほか、特定資金移動履行保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

（特定資金受入業務に係る準用）

第二十条　前各条の規定は、法第八十四条第三項において特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第十二条の規定により読み替えて準用する法第八十条第二項及び第八十一条から第八十三条までの規定並びに施行規則第七十七条において読み替えて準用する施行規則第六十七条から第七十五条までの規定における特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金及び特定資金受入保証金保全契約について準用する。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

様式第一（第一条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

取　戻　承　認　申　請　書

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第72条第１項の規定により特定資金移動履行保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第72条第３項の規定により特定資金移動履行保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第72条第１項の規定により特定資金受入保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第72条第３項の規定により特定資金受入保証金の取戻しの承認を申請します。

記

１　取戻しの事由

２　取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
			円	円

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率	評価額
		円	%	円

３　その他参考となる事項

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

様式第二（第一条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

文　書　番　号
年　　月　　日

名　　称
代表者の氏名　殿

カジノ管理委員会

取　　戻　　承　　認　　書

年　　月　　日付けで申請のあった特定資金移動履行保証金（又は特定資金受入保証金）の取戻しについては、下記のとおり承認します。

記

１　払渡しを受ける供託者の名称及び住所

２　払渡しを受ける供託物の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金額	取戻承認金額
		円	円

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
					円	円	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価額
		円	円

3　払渡しを請求することができる期限

様式第三（第三条第四項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

保　管　替　届　出　書

□　下記のとおり、特定資金移動履行保証金の保管替えをしたので、特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則第３条第４項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

□　下記のとおり、特定資金受入保証金の保管替えをしたので、特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則第20条において準用する同規則第３条第４項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

1　カジノ事業者のカジノ施設の所在地及び供託所名

（新）

（旧）

2　所在地変更年月日

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

様式第四（第四条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

取　戻　承　認　申　請　書

□　下記のとおり、特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則第４条第１項の規定により供託債券の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則第20条において準用する同規則第４条第１項の規定により供託債券の取戻しの承認を申請します。

記

1　申請理由

2　供託債券に代わる供託物の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供託番号	供託金額
	円

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率	評価額
		円	%	円

3　取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ロ　振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率	評価額
		円	%	円

4　その他参考となる事項

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

様式第五（第四条第三項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

文　書　番　号

年　　月　　日

名　　称

代表者の氏名　殿

カジノ管理委員会

取　戻　承　認　書

年　　月　　日付けで申請のあった供託債券の取戻しについては、下記のとおり承認します。

記

取戻しをする供託債券の内容（供託所名　　）

1　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
					円	円	円

2　振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価額
		円	円

様式第六（第五条（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所

氏　　名

申　　立　　書

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第75条第１項の規定により権利の実行の申立てをします。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第75条第１項の規定により権利の実行の申立てをします。

記

１　債権者の氏名及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実
４　その他参考となる事項

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

様式第七（第六条（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　　殿

住　　所
氏　　名

申　　出　　書

□　下記のとおり、特定複合観光施設区域整備法第82条第３項の規定により債権の申出をします。

□　下記のとおり、特定複合観光施設区域整備法第84条第３項において準用する同法第82条第３項の規定により債権の申出をします。

記

１　債権者の氏名及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実
４　その他参考となる事項

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

様式第八（第十五条第二項及び第十七条第二項（いずれも第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

文　書　番　号
年　　月　　日

名　　称
代表者の氏名　殿

カジノ管理委員会

通　　知　　書

支払委託書のとおり供託物の配当をしたため、通知します。

様式第九（第十七条第三項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
氏　　名

仮　配　当　請　求　書

□　カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第75条第11項の規定により仮配当

を請求します。

□　カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第75条第11項の規定により仮配当を請求します。

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。

別添5

○カジノ管理委員会規則第　　号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（令和　　年政令第　　号）第一条第一項第一号イ及びロ並びに第四項、第二条ただし書並びに第三条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則

（試験項目及び試験項目別費用額）

第一条　特定複合観光施設区域整備法関係手数料令（以下「令」という。）第一条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定める項目は、電磁的カジノ関連機器等の種別ごとに別表試験項目の欄に掲げるものとする。

２　令第一条第一項第一号イのカジノ管理委員会規則で定める額は、電磁的カジノ関連機器等の種別ごとに別表試験項目の欄に掲げる試験項目に応じ、それぞれ同表試験項目別費用額の欄に定める額とする。

（令第一条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等）

第二条　令第一条第一項第一号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、電子さいころシェーカーとする。

（旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目）

第三条　令第一条第四項の旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、次に掲げるところによるものとする。

一　検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。

二　設備等審査を実施する日数については、二日とすること。

三　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

四　内閣総理大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

五　当該出張に係る旅行日数については、第二号に規定する設備等審査を実施する日数に当該設備等審査を実施する地に往復するのに要する日数を加えた日数とすること。

（手数料の納付）

第四条　令第二条ただし書のカジノ管理委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる電磁的カジノ関連機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付する場合及び令第一条第三項の規定により加える手数料を納付する場合とする。

一　電子ゲームシステム　別表一の項試験項目の欄24の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

二　電子テーブルゲームシステム　別表二の項試験項目の欄23の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム　別表三の項試験項目の欄20の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

四　クライアントサーバゲームシステム　別表四の項試験項目の欄34の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

五　プログレッシブシステム　別表五の項試験項目の欄６の同表試験項目別費用額の欄に掲げるもの

（令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等）

第五条　令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、電子さいころシェーカーとする。

附　則

この規則は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

別表（第一条関係）

電磁的カジノ関連機器等の種別	試験項目	試験項目別費用額
一　電子ゲームシステム	１　キャビネット及び外部扉等に係る試験	一万七千二百円
	２　ロジックエリアに係る試験	三万四千五百円
	３　ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	一万七千二百円

4　プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
5　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
6　紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	一万七千二百円
7　ビルバリデーターに係る試験	三万四千五百円
8　紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	二十七万六千五百円
9　プリンタに係る試験	三万四千五百円
10　プレイヤーインターフェースに係る試験	三万四千五百円
11　カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに係る試験	一万七千二百円
12　機械式表示装置に係る試験	三万四千五百円
13　タワーライトに係る試験	三万四千五百円
14　電源装置に係る試験	一万七千二百円
15　ケーブルに係る試験	一万七千二百円
16　通信に係る試験	五百十八万四千九百円
17　外部機器等に係る試験	二十七万六千五百円
18　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置に係る試験	三万四千五百円
19　静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
20　ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	五百十八万四千九百円
21　ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	三百四十五万六千六百円
22　機械式乱数発生装置に係る試験	百三十八万二千六百円
23　システム時計に係る試験	三万四千五百円
24　カジノ行為に係る試験	当該試験に要する時間一時間までごとに一万七千二百円
25　情報の表示に係る試験	二十七万六千五百円
26　監査モードに係る試験	二十七万六千五百円
27　電子会計メーターに係る試験	二十七万六千五百円
28　電子発生メーターに係る試験	三万四千五百円
29　マルチプレイヤーマシンに係る試験	二十七万六千五百円
30　サーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンのシステムセキュリティに係る試験	三万四千五百円
31　サーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンのバックアップに係る試験	二十七万六千五百円

二　電子テーブルゲームシステム

1　キャビネット及び外部扉等に係る試験	一万七千二百円
2　ロジックエリアに係る試験	三万四千五百円
3　ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	一万七千二百円
4　プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
5　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
6　紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	一万七千二百円
7　ビルバリデーターに係る試験	三万四千五百円
8　紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	二十七万六千五百円
9　プリンタに係る試験	三万四千五百円
10　プレイヤーインターフェースに係る試験	三万四千五百円
11　カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに係る試験	一万七千二百円
12　タワーライトに係る試験	三万四千五百円
13　電源装置に係る試験	一万七千二百円
14　ケーブルに係る試験	一万七千二百円

15	通信に係る試験	五百十八万四千九百円
16	外部機器等に係る試験	二十七万六千五百円
17	外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置に係る試験	三万四千五百円
18	静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
19	ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	五百十八万四千九百円
20	ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	三百四十五万六千六百円
21	機械式乱数発生装置に係る試験	百三十八万二千六百円
22	システム時計に係る試験	三万四千五百円
23	カジノ行為に係る試験	当該試験に要する時間一時間までごとに一万七千二百円
24	情報の表示に係る試験	二十七万六千五百円
25	監査モードに係る試験	二十七万六千五百円
26	電子会計メーターに係る試験	二十七万六千五百円
27	電子発生メーターに係る試験	三万四千五百円
28	システムセキュリティに係る試験	三万四千五百円
29	バックアップに係る試験	二十七万六千五百円
30	マルチプレイヤーマシンに係る試験	二十七万六千五百円

三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム

1	キャビネット及び外部扉等に係る試験	一万七千二百円
2	ロジックエリアに係る試験	三万四千五百円
3	ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	一万七千二百円
4	プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
5	重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
6	紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	三万四千五百円
7	ビルバリデーターに係る試験	三万四千五百円
8	紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	二十七万六千五百円
9	プリンタに係る試験	三万四千五百円
10	プレイヤーインターフェースに係る試験	三万四千五百円
11	カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに係る試験	一万七千二百円
12	タワーライトに係る試験	三万四千五百円
13	電源装置に係る試験	一万七千二百円
14	ケーブルに係る試験	一万七千二百円
15	通信に係る試験	五百十八万四千九百円
16	外部機器等に係る試験	二十七万六千五百円
17	外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置に係る試験	三万四千五百円
18	静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
19	システム時計に係る試験	三万四千五百円
20	カジノ行為に係る試験	当該試験に要する時間一時間までごとに一万七千二百円
21	情報の表示に係る試験	二十七万六千五百円
22	監査モードに係る試験	二十七万六千五百円
23	電子会計メーターに係る試験	二十七万六千五百円
24	電子発生メーターに係る試験	三万四千五百円

	25 システムセキュリティに係る試験	三万四千五百円
	26 バックアップに係る試験	二十七万六千五百円
	27 マルチプレイヤーマシンに係る試験	二十七万六千五百円
四　クライアントサーバゲームシステム	1 キャビネット及び外部扉等に係る試験	一万七千二百円
	2 ロジックエリアに係る試験	三万四千五百円
	3 ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	一万七千二百円
	4 プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
	5 重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
	6 紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	三万四千五百円
	7 ビルバリデーターに係る試験	三万四千五百円
	8 紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	二十七万六千五百円
	9 プリンタに係る試験	三万四千五百円
	10 プレイヤーインターフェースに係る試験	三万四千五百円
	11 カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに係る試験	一万七千二百円
	12 タワーライトに係る試験	三万四千五百円
	13 電源装置に係る試験	一万七千二百円
	14 ケーブルに係る試験	一万七千二百円
	15 外部機器等に係る試験	二十七万六千五百円
	16 外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置に係る試験	三万四千五百円
	17 静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
	18 ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	五百十八万四千九百円
	19 ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	三百四十五万六千六百円
	20 機械式乱数発生装置に係る試験	百三十八万二千六百円
	21 システム時計に係る試験	三万四千五百円
	22 情報の表示に係る試験	二十七万六千五百円
	23 監査モードに係る試験	二十七万六千五百円
	24 電子会計メーターに係る試験	二十七万六千五百円
	25 電子発生メーターに係る試験	三万四千五百円
	26 サーバに係る試験	二十七万六千五百円
	27 通信に係る試験	五百十八万四千九百円
	28 システムセキュリティに係る試験	三万四千五百円
	29 システム障害に係る試験	二十七万六千五百円
	30 サーバの製造業者以外の者が提供する手順による検証に係る試験	二十七万六千五百円
	31 サーバの自己検証に係る試験	二十七万六千五百円
	32 ログに係る試験	二十七万六千五百円
	33 サーバからプレイヤー端末に重要制御プログラムをダウンロードし、当該プログラムを実行する場合に係る試験	二十七万六千五百円
	34 カジノ行為に係る試験	当該試験に要する時間一時間までごとに一万七千二百円
	35 プレイヤー端末の全てのメーター情報のカジノマネジメントシステムへの転送に係る試験	三万四千五百円
	36 サーバベースゲームシステムに係る試験	三万四千五百円
	37 マルチプレイヤーマシンに係る試験	二十七万六千五百円
五　プログレッ	1 プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円

シブシステム	
2　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
3　ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	五百十八万四千九百円
4　ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	三百四十五万六千六百円
5　機械式乱数発生装置に係る試験	百三十八万二千六百円
6　カジノ行為に係る試験	当該試験に要する時間一時間までごとに一万七千二百円
7　通信に係る試験	八十六万四千百円
8　重要イベントの保存に係る試験	二十七万六千五百円
9　プログレッシブコントローラーのＣＵＲＲＥＮＴＶＡＬＵＥ管理に係る試験	二十七万六千五百円
10　複数のプログレッシブシステムの接続に係る試験	二十七万六千五百円
11　ＣＵＲＲＥＮＴ　ＶＡＬＵＥを顧客に表示するディスプレイに係る試験	一万七千二百円
12　エラーが確認された場合にティルト状態とする機能及びその直前の状態に復旧する機能に係る試験	十三万八千二百円
13　ティルト状態からのカジノ行為の再開に係る試験	十三万八千二百円
14　静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
15　プログレッシブにおいて顧客が勝った場合に係る試験	三万四千五百円
16　各電子ゲームシステム等において顧客が勝つ確率に係る試験	一万七千二百円
17　プログレッシブコントローラーの必要なデータを他のプログレッシブシステムへ移す方法に係る試験	三万四千五百円
六　トランプシャッフラー	
1　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
2　プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
3　通信に係る試験	二十七万六千五百円
4　アクセス検知システムに係る試験	三万四千五百円
5　静電気放電干渉、電磁気干渉及び電波干渉による故障を防止するために必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
6　ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	二百五十九万二千四百円
7　ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	百七十二万八千三百円
8　機械式乱数発生装置に係る試験	六十九万千三百円
9　構造その他の事項に係る試験	三万四千五百円
七　電子ディーリングシュー	
1　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
2　プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
3　通信に係る試験	二十七万六千五百円
4　アクセス検知システムに係る試験	三万四千五百円
5　静電気放電干渉、電磁気干渉及び電波干渉による故障を防止するために必要な措置に係る試験	二十万七千三百円
6　構造その他の事項に係る試験	一万七千二百円
八　電子さいころシェーカー	
電子さいころシェーカーに係る試験	一万七千二百円
九　バウチャー払戻機	
1　キャビネット及び外部扉等に係る試験	一万七千二百円
2　ロジックエリアに係る試験	三万四千五百円
3　ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	一万七千二百円
4　プログラム記憶装置に係る試験	二十七万六千五百円
5　ビルバリデーターに係る試験	三万四千五百円
6　タッチスクリーンに係る試験	一万七千二百円

7　電源装置に係る試験	一万七千二百円
8　ケーブルに係る試験	一万七千二百円
9　通信に係る試験	百七十二万八千三百円
10　システム時計に係る試験	三万四千五百円
11　電子会計メーターに係る試験	二十七万六千五百円
12　重要メモリーに係る試験	二十七万六千五百円
13　バウチャーの受入れ及びその会計処理に係る試験	一万七千二百円
14　コインホッパーに係る試験	一万七千二百円
15　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置に係る試験	三万四千五百円
16　静電気放電干渉による故障を防止するための必要な措置に係る試験	六万九千百円
17　情報の表示に係る試験	一万七千二百円
18　監査モードに係る試験	一万七千二百円
19　電子発生メーターに係る試験	三万四千五百円
20　預金又は資金の貸付けの業務に係る試験	一万七千二百円
十　カジノマネジメントシステム	
1　電子ゲームシステム等との通信機能に係る試験	二十七万六千五百円
2　フロントエンドプロセッサーに係る試験	三万四千五百円
3　サーバ及びデータベースに係る試験	二十七万六千五百円
4　通信に係る試験	五百十八万四千九百円
5　エラーの警告に係る試験	三万四千五百円
6　電子会計メーターの情報の保存機能に係る試験	三万四千五百円
7　カジノ行為粗収益の集計のうち電磁的カジノ関連機器等に係るものに必要となる報告書作成機能に係る試験	八十六万四千百円
8　システムセキュリティに係る試験	三万四千五百円
9　電子ゲームシステム等の重要制御プログラムの完全性の検証機能に係る試験	二十七万六千五百円
10　リモートアクセス機能に係る試験	三万四千五百円
11　各プログラムの完全性の検証機能に係る試験	二十七万六千五百円
12　バックアップに係る試験	三万四千五百円
13　バウチャー検証システムに係る試験	二十七万六千五百円
14　静電気放電干渉及び電磁気干渉による障害を防止するための必要な措置に係る試験	二十万七千三百円

備考　この表において使用する用語は、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）別表第三において使用する用語の例による。

別添６

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第　　号
経済産業省、国土交通省

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）及び特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第二項、第八条第二項及び第二十条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十　略］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） 第四条　令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 ［一～十　略］ 十一　令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの 十二　令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ　電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。） ロ　［略］	（定義） 第一条　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 （簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） 第四条　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの 十二　令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ　電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。） ロ　［同上］

十三　［略］

［2・3　略］

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条　法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　［略］

二　法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）　当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法

三　［略］

2　特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月

十三　［同上］

［2・3　同上］

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条　［同上］

一　［同上］

二　法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等（第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。）　当該顧客等から旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。）であって、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

三　［同上］

2　特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニ

日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～三　略］

四　当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

に掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくはヌ又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

［一～三　同上］

四　当該顧客等が自然人である場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五　［略］

［３・４　略］

（本人確認書類）

第七条　前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類のいずれか

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

五　［同上］

［３・４　同上］

（本人確認書類）

第七条　前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　［同上］

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

［ロ～ニ　略］

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二　［略］

三　前条第一項第二号に掲げる者　同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書

四　外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人　第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中

法律第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

［ロ～ニ　同上］

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

二　［同上］

三　前条第一項第二号に掲げる者　旅券等

四　外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人　第一号又は第二号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他こ

「当該法人」とあるのは「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条　法第四条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　令第七条第一項第一号ツ若しくはノ若しくは同項第四号ハからヘまでに掲げる取引又は同項第六号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。）　国籍及び第六条第一項第二号に規定する旅券等の番号

二　［略］

2　［略］

（職業及び事業の内容の確認方法）

第十条　法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

［一・二　略］

三　外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等　前号に

れに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条　［同上］

一　令第七条第一項第一号ツ若しくはノに掲げる取引又は同項第五号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。）　国籍及び旅券等の番号

二　［同上］

2　［同上］

（職業及び事業の内容の確認方法）

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等　前号に

定めるもの（この場合において、前号中「当該法人」とあるのは、「当該外国に本店又は主たる事務所を有する法人」とする。）のほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

［イ・ロ　略］

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条　［略］

2　前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　令第七条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ若しくはナからヰまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引　当該取引に係る契約が終了した日

二　［略］

3　［略］

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条　令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

定めるもののほか、次に掲げる書類のいずれか又はその写しを確認する方法

［イ・ロ　同上］

（確認記録の保存期間の起算日）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

一　令第七条第一項第一号イからヘまで、チからヌまで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ若しくはナからヰまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引　当該取引に係る契約が終了した日

二　［同上］

3　［同上］

（取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等）

第二十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　その代金の額が二百万円を超える法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五　法第二条第二項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

２　［略］

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

第二十七条　［略］

２　法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第百三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

［一～三　略］

四　顧客等との取引が第二十七条第一項第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

［五～七　略］

［２～４　略］

（身分証明書の様式等）

第三十三条　法第十六条第一項又は第十九条第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書（次項において「身分証明書」という。）の様式は、別記様式第五号のとおりとする。ただし、

五　法第二条第二項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

２　［同上］

（法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法）

第二十七条　［同上］

［項を加える。］

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　顧客等との取引が第二十七条第三号に規定する取引に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

［五～七　同上］

［２～４　同上］

（身分証明書の様式等）

第三十三条　［同上］

次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

［一・二　略］

三　カジノ管理委員会の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

２　［略］

（外国通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十五条　法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算は、次の各号に掲げる区分及び方法による場合を除き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務及び同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項に規定するカジノ業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［一・二　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（外国通貨によりなされる取引の換算基準）

第三十五条　［同上］

一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二　［同上］

附　則

この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和　　年　　月　　日）から施行する。

別添7

○カジノ管理委員会規則第　　号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及びカジノ管理委員会の所管する関係法令を実施するため、カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　カジノ管理委員会の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

2　カジノ管理委員会の所管する法令に係る手続等（法第六条から第九条までの適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除き、法及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第二条　この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

イ　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

二　電子証明書　申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項の主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であってカジノ管理委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　前項の規定により申請等を行う者は、カジノ管理委員会が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を同項の電子計算機から入力しなければならない。

3　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより電子署名を行うことととされている申請等を行う者は、前二項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものとともに送信しなければならない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

三　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

四　前三号に規定するもののほか、カジノ管理委員会が告示で定める電子証明書

4　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければ

ならない。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条　法第六条第五項の主務省令で定める方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条　法第六条第六項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかの場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条　法第七条第一項の主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であってカジノ管理委員会が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条　行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2　前項の規定に基づく処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出

三　前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方法

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条　法第七条第五項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかの場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十一条　行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十二条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十三条　法第六条第四項の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかの措置とする。

一　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、第四条第一項の規定により入力された事

項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信する措置

二　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより、識別番号及び暗証番号を第四条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第四項の規定が適用される場合に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

2　法第七条第四項の主務省令で定める措置は、第八条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同項に規定するものとともに処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録できる状態に置く措置とする。

3　法第九条第三項の主務省令で定める措置は、前条の規定により作成等が行われた情報に電子署名を行い、その情報に当該電子署名に係る電子証明書であって第八条第一項に規定するものを添付する措置とする。

附　則

この規則は、令和三年七月十九日から施行する。

別添8

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、第　号
農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年　月　日

内閣総理大臣　菅　義偉
カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） ［一～三十五の四　略］ 三十五の五　カジノ管理委員会及び法務省 ［三十六～九十三　略］	別表（第二条関係） ［一～三十五の四　同上］ ［号を加える。］ ［三十六～九十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和三年七月十九日から施行する。

別添9

○カジノ管理委員会告示第　　号

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和　　年カジノ管理委員会規則第　　号）第三条、第四条第二項、第七条及び第八条第一項の規定に基づき、カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示を次のように定め、令和三年七月十九日から施行する。

令和　　年　　月　　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第一条　カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和　　年カジノ管理委員会規則第　　号。以下「規則」という。）第三条及び第七条のカジノ管理委員会が告示で定める電子計算機の技術的基準は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第二条　行政機関等は、申請等を行う者が規則第四条第二項の規定により当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学的文字読取装置を用いて電磁的記録に記録するときは、当該書面等に記載され又は記載すべき事項を当該電磁的記録に記録した日時及び当該電磁的記録に記録した事項が当該書面等に記載され又は記載すべき事項と相違ない旨を入力させ、又は当該電磁的記録に記録させることができる。

第三条　規則第八条第一項ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第八条第一項本文に規定する措置

二　処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。

別添10

○カジノ管理委員会告示第　　号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項及び第三項、第八条及び第九条の規定に基づき、並びに同規則を実施するためカジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示を次のように定め、令和三年七月十九日から施行する。

令和　　年　　月　　日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第一条　関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。

第二条　規則第四条及び第八条の行政機関等が定める技術的基準は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第三条　行政機関等は、申請等を行う者が規則第五条第二項の規定により当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学的文字読取装置を用いて電磁的記録に記録するときは、当該書面等に記載され又は記載すべき事項を当該電磁的記録に記録した日時及び当該電磁的記録に記録した事項が当該書面等に記載され又は記載すべき事項と相違ない旨を入力させ、又は当該電磁的記録に記録させることができる。

第四条　規則第五条第三項ただし書の行政機関等が申請等を行った者を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第五条第三項本文に規定する措置

二　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、当該行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　行政機関等が指定する申請等を行う場合において、前二号の措置を併せて講ずること。

第五条　規則第九条ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一　規則第九条本文に規定する措置

二　処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。

第六条　行政機関等は、規則第九条の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から当該行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

別添１１

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準

（文書番号）

令和３年〇月〇日

カジノ管理委員会決定

特定複合観光施設区域整備法（平成３０年法律第８０号）に基づくカジノ管理委員会が行うカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号)第５条第１項の規定による審査基準を別添のとおり定める。

附　則

この審査基準は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和 3 年〇月〇日）より施行する。

（別添）

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準

特定複合観光施設区域整備法（平成３０年法律第８０号。以下「法」という。）に基づくカジノ管理委員会が行うカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準は以下のとおりとする。

第１　カジノ関連機器等製造業等の許可等

１．法第１４３条第１項の規定によるカジノ関連機器等製造業等の許可

法第１４３条の規定によるカジノ関連機器等製造業等の許可の基準については、法第１４５条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

（１）「申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１４５条第１項第１号）

ア　業務を的確に遂行することができる能力に関する事項

（ア）カジノ関連機器等製造業等に係る業務の的確な遂行に必要な人員が各部門に配置される組織体制、人員構成にあること。

（イ）役員が、その経歴及び能力に照らして、カジノ関連機器等製造業者等としての業務を的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

イ　十分な社会的信用に関する事項

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ関連機器等製造業等に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

（ア）暴力団との関係の有無・内容

（イ）法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（ウ）社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（エ）経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（オ）他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（２）「申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１４５条第１項第２号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ関連機器等製造業等に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（３）「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１４５条第１項第３号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ関連機器等製造業等に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（４）「申請者が当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ関連機器等製造業等に係る収支の見込みが良好であること。」（法第１４５条第１項第４号）

カジノ関連機器等製造業等を健全に遂行する観点から、以下の要件を満たすこと。

ア　財務基盤が安定していること。

イ　資金繰りが確保されていること。

（５）「カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の構造及び設備並びに技術水準が、第１５１条又は第１５４条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造するために適切なものであり、かつ、カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものであること。」（法第１４５条第１項第５号）

ア　カジノ関連機器等を製造するために適切なものに関する事項

（ア）申請に係る種別のカジノ関連機器等を製造するために必要な設備及び器具を備えていること。

（イ）適切な製造管理及び品質管理の体制を有していること。

イ　カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものに関する事項

（ア）カジノ関連機器等の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、申請者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であって、支障がないと認められるときは、この限りでない。

（イ）カジノ関連機器等及び資材並びに原料を区分して、保管するために必要な設備を有していること。

（ウ）カジノ関連機器等製造業に係る重要な設備、情報等について、セキュリティ対策が講じられていること。

（６）「定款及び第１４８条第１項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。」（法第１４５条第１項第６号）

業務方法書の審査の基準については、法第１４８条第１項各号及びカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（以下「規則」という。）第１６８条第１項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下のとおりとする。

ア　「カジノ関連機器等製造業等に係る業務に関し、その種別に応じたカジノ関連機器等の管理の方法（カジノ関連機器等製造業及びカジノ関連機器等輸入業に係る業務にあっては、第１５１条又は第１５４条の規定の遵守のための管理の方法を含む。）」（法第１４８条第１項第１号）

（ア）カジノ関連機器等製造業等に係る業務に関し、その種別に応じ、適切にカジノ関連機器等を管理する方法が具体的に列挙されていること。

（イ）カジノ関連機器等以外の機器等の製造、輸入、販売、貸与又は保守若しくは修理を業として行う場合、カジノ関連機器等とカジノ関連機器等以外の機器等との分別管理の方法が記載されていること。

イ　「カジノ関連機器等製造業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ関連機器等製造業等に係る業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」（法第１４８条第１項第２号）

（ア）法令に適合することを確保するための体制に関する事項

a　法令等遵守の実践に係る基本的な方針、具体的な実践計画、行動規範等が策定されていること。

b　カジノ関連機器等の製造、輸入、販売、修理、企画、開発、管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、販売代理店の管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっていること。組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されていること。

c　カジノ関連機器等製造業等以外の事業も営む場合、当該事業も含めた事業全体について法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっていること。

d　カジノ関連機器等製造業等を担当する役員の担当業務並びにカジノ関連機器等製造業等を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が定められているとともに、社内規則が整備されていること。

e　法令適合上の問題が発生した場合のカジノ管理委員会への報告を行う手続及び体制が整備されていること。

（イ）その他業務の適正を確保するための体制に関する事項

a　法令等遵守の管理、財務管理を行う担当者又は担当部署が、カジノ関連機器等製造等業務を行う担当者又は担当部署から独立した体制となっていること。

b　内部監査の担当者又は担当部署が、カジノ機器等製造等業務を行う担当者又は担当部署に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっていること。

c　業務の規模・特性に照らして役員・従業員の能力の基準が明らかになってい

ること。

ウ　「カジノ関連機器等製造業等に係る業務の一部を他の者に行わせる場合には、当該行わせる業務の内容並びに行わせる者の選定に係る基準及び手続」（規則第１６８条第１項第１号）

業務の一部を行わせる先が、当該行わせる業務を的確に遂行できる者であるよう、選定基準が記載されているとともに、選定に係る手続が具体的に記載されていること。

エ　「特定カジノ関連機器等製造業務等に従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第１５８条第３項において準用する法第１１６条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項」（規則第１６８条第１項第２号）

（ア）「十分な社会的信用」を確保するための宣言が記載されていること（「十分な社会的信用」を点検する上での着眼点（暴力団との関係の有無・内容、刑事処分歴の有無・内容、カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容、金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容）を明らかにすることを含む）。

（イ）適切な点検の方法・深度及びその点検方法・深度に従って点検することが記載されていること。

（ウ）特定カジノ関連機器等製造業務等に従事させようとするときのみならず、当該業務に従事させることを予定して採用しようとするときにも点検を実施することが記載されていること。

（エ）点検するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。

２．法第１４６条第２項の規定によるカジノ関連機器等製造業等の許可の更新

法第１４６条第２項の規定によるカジノ関連機器等製造業等の許可の更新の基準に関しては、上記１．を準用するものとする。

３．法第１４７条第１項の規定による変更の承認

法第１４７条第１項の規定による変更の承認の基準に関しては、上記１．を準用するものとする。

４．法第１４８条第２項の規定による業務方法書の変更の認可

法第１４８条第２項の規定による業務方法書の変更の認可の基準に関しては、上記１．（６）を準用するものとする。

５．法第１４９条において準用する法第４５条の規定による合併の承認

法第１４９条において準用する法第４５条の規定による合併の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

（１）カジノ関連機器等製造業者等たる会社がその合併により消滅するものであること。

（２）合併後存続し、又は当該合併により設立される予定の会社が、カジノ関連機器等製造

業者等の地位を承継しようとするものであり、カジノ関連機器等製造業等の許可に関する上記１．の審査基準に適合していること。

６．法第１４９条において準用する法第４６条の規定による分割の承認

法第１４９条において準用する法第４６条の規定による分割の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

（１）分割によりカジノ関連機器等製造業等の全部を承継させるものであること。

（２）分割によりカジノ関連機器等製造業等を承継する予定の会社が、カジノ関連機器等製造業者等の地位を承継しようとするものであり、カジノ関連機器等製造業等の許可に関する上記１．の審査基準に適合していること。

７．法第１４９条において準用する法第４７条の規定による譲渡の承認

法第１４９条において準用する法第４７条の規定による譲渡の承認に係る審査基準については、次のとおりとする。

（１）譲渡によりカジノ関連機器等製造業等の全部を承継させるものであること。

（２）譲渡によりカジノ関連機器等製造業等を承継する予定の会社が、カジノ関連機器等製造業者等の地位を承継しようとするものであり、カジノ関連機器等製造業等の許可に関する上記１．の審査基準に適合していること。

８．法第１５０条第１項の規定によるカジノ関連機器等外国製造業の認定、法第１５０条第２項において準用する法第１４６条から法第１４９条の規定によるカジノ関連機器等外国製造業の認定の更新、変更の承認、業務方法書の変更の認可、合併の承認、分割の承認及び譲渡の承認

法第１５０条第１項の規定によるカジノ関連機器等外国製造業の認定、法第１５０条第２項において準用する法第１４６条から法第１４９条の規定によるカジノ関連機器等外国製造業の認定の更新、変更の承認、業務方法書の変更の認可、合併の承認、分割の承認及び譲渡の承認に関しては、上記１．から７．（１．（６）エを除く。）の基準を準用するものとする。

９．法第１５８条第１項の規定による特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の確認

法第１５８条第１項の規定による特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の確認の基準については、同条第３項において準用する法第１１６条に定められているとおりであり、その審査基準は、以下のとおりとする。

（１）「カジノ管理委員会は、第１１４条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ関連機器等製造業務等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。」（法第１５８条第３項で準用する法第１１６条第１項）

ア　業務を的確に遂行することができる能力に関する事項

（ア）製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務に従事する者

カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理のための

法第１５８条第３項で準用する法第１２３条第１項第１号に基づく教育訓練を受けた者であること。

（イ）製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督をする業務に従事する者

カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督のための法第１５８条第３項で準用する法第１２３条第１項第１号に基づく教育訓練を受けた者であって、実務経験等に照らし、監督業務を的確に遂行することができる能力を有すること。

イ　十分な社会的信用に関する事項

例えば、以下の事項を総合的に勘案してカジノ関連機器等製造業等に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

（ア）暴力団との関係の有無・内容

（イ）刑事処分歴の有無・内容

（ウ）カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容

（エ）金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容

第２　指定試験機関の指定等

１．法第１５９条第１項の規定による指定

法第１５９条の規定による指定の基準については、同条第４項及び第５項に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

（１）「申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１５９条第４項第１号）

ア　試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力に関する事項

（ア）試験事務の適正かつ確実な遂行に必要な人員が各部門に配置される組織体制、人員構成にあること。

（イ）役員が、その経歴及び能力に照らして、指定試験機関としての業務を適正かつ確実に遂行することができる十分な資質を有していること。

イ　十分な社会的信用に関する事項

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

（ア）暴力団との関係の有無・内容

（イ）法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（ウ）社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（エ）経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

（オ）他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（２）「申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１５９条第４項第２号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（３）「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１５９条第４項第３号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（４）「申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１５９条第４項第４号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（５）「職員、設備、試験の実施方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」（法第１５９条第４項第５号）

ア　試験事務を円滑に行うに足りる職員が確実に確保されるものであること。

イ　試験事務に使用する試験設備その他の設備が確実に調達されるものであること。

ウ　試験設備及び試験用の機器等の保守及び管理体制が適正であること。

エ　申請の手続、試験の手順等試験事務の実施方法が適正かつ明確であること。

（6）「申請者が前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。」（法第１５９条第４項第６号）

ア　経理的基礎に関する事項

試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行する観点から、以下の要件を満たすこと。

（ア）財務基盤が安定していること。

（イ）資金繰りが確保されていること。

イ　技術的能力に関する事項

試験事務を行おうとする事務所ごとに、試験事務に必要な法第１６５条第１項の確認特定試験業務従事者が適正に配置されていること。

（7）欠格事由に関する事項（法第１５９条第５項各号関係）

「その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがある者」（法第１５９条第５項第１号ハ）は、機関として、カジノ事業、カジノ関連機器等製造業等又は技術上の規格が適用される部品製造業に係る業務を行っている者とする。

２．法第１６０条第２項の規定による指定の更新

法第１６０条第２項の規定による指定の更新に係る審査基準については、上記１．を準用するものとする。

３．法第１６１条第１項の規定による役員の選任又は解任の認可

法第１６１条第１項の規定による役員の選任又は解任の認可に係る審査基準については、上記１．を準用するものとする。

４．法第１６２条第１項の規定による事業計画及び収支予算の認可

法第１６２条第１項の規定による事業計画及び収支予算の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

（1）事業計画に関する事項

ア　試験事務の内容が明確に記載されていること。

イ　試験事務について、適正に処理できる体制の構築に関する事項が記載されていること。

ウ　試験設備の保守管理の実施に関する事項が記載されていること。

エ　試験事務以外の業務を実施する場合には、当該業務の内容が明確に記載されていること。

（2）収支予算に関する事項

試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に遂行する観点から、以下の要件を満たすこと。

ア　財務基盤が安定していること。

イ　資金繰りが確保されていること。

5．法第１６３条の規定による試験事務規程の認可

法第１６３条の規定による試験事務規程の認可に係る審査基準については、規則第１９４条第3項各号に掲げる記載項目ごとに以下のとおりとする。

（1）「試験事務の実施の方法に関する事項」（規則第１９４条第3項第1号）

試験事務に係る組織体制や試験申請者より申請書を受理してから申請者に対して結果を通知するまでの手続の流れを、試験事務の実施に関する計画に基づき定めていること。

（2）「手数料及びその収納の方法に関する事項」（規則第１９４条第3項第2号）

ア　ゲームプログラムの試験時間の設定に関する考え方が定められていること。

イ　手数料の収納方法が定められていること。

ウ　利用料金の納付に要する費用を負担する者が定められていること。

（3）「試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項」（規則第１９４条第 3 項第3号）

役員及び職員並びにこれらの者であった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないことが定められていること。

（4）「試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項」（規則第１９４条第 3 項第4号）

ア　法第１６７条に規定する帳簿の様式が定められていること。

イ　帳簿は、規則で定める期間保存し、その内容について遡及できる体制が整備されていること。

（5）「特定試験業務に従事することが予定されている者の十分な社会的信用及び法第１６５条第2項において準用する法第１１６条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを点検するために必要な措置に関する事項」（規則第１９４条第 3 項第5号）

ア　「十分な社会的信用」を確保するための宣言が記載されていること（「十分な社会的信用」を点検する上での着眼点（暴力団との関係の有無・内容、刑事処分歴の有無・内容、カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容、金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容）を明らかにすることを含む）。

イ　適切な点検の方法・深度及びその点検方法・深度に従って点検することが記載されていること。

ウ　特定試験業務に従事させようとするときのみならず、当該業務に従事させることを予定して採用しようとするときにも点検を実施することが記載されていること。

エ　点検するためのデータベースの充実化に向けた取組の方針を策定することが記載されていること。

（6）「特定試験業務に従事する者の選任及び解任並びにその配置に関する事項」（規則第１９４条第3項第6号）

ア　特定試験業務従事者の選任及び解任の基準について定められていること。

イ　事務所ごとに配置する特定試験業務従事者の人数に関して定められていること。

（7）「試験事務を行う時間及び休日に関する事項」（規則第１９４条第3項第7号）

ア　休日を定める場合はその休日が明確に定められていること。

イ　試験事務を実施する時間が明確に定められていること。

ウ　試験事務を実施する日及び時間が、試験事務を申請する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。

（8）「試験の結果を記載した書類を交付する方法に関する事項」（規則第１９４条第 3 項第8号）

試験の結果を記載した書類の様式、適正に交付する方法及びその写しを規則で定める期間保存することが定められていること。

（9）「前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項」（規則第１９４条第3項第9号）

ア　規則の規定による引継ぎを円滑に行うための措置が定められていること。

イ　その他試験事務を公正かつ適確に実施するために必要な事項が定められていること。

6．法第１６４条の規定による指定試験機関の認可主要株主等

法第１６４条の規定による指定試験機関の認可主要株主等の認可の基準については、同項において準用する法第６０条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

（1）「申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１６４条において準用する法第６０条第1項第1号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容

オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（2）「第５８条第1項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１６４条において準用する法第６０条第1項第2号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容

イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

（3）「前２号に規定する者（第１号に規定する者にあっては、法人等であるものに限る。）の役員が十分な社会的信用を有する者であること。」（法第１６４条において準用する法第６０条第１項第３号）

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

ア　暴力団との関係の有無・内容
イ　法令遵守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
ウ　社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
エ　経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容
オ　他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容

７．法第１６５条第１項の規定による特定試験業務に従事させる職員の確認

法第１６５条第１項の規定による特定試験業務に従事させる職員の確認の基準については、同条第２項において準用する法第１１６条に定められているとおりであり、その審査基準は以下のとおりとする。

（1）「カジノ管理委員会は、第１１４条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定試験業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。」（法第１６５条第２項において準用する法第１１６条第１項関係）

ア　業務を的確に遂行することができる能力に関する事項

（ア）電磁的カジノ関連機器等の型式が技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務に従事する者

ａ　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において、理学又は工学に関する課程を修めて卒業した者であること。

ｂ　カジノ管理委員会が上記に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であること。

（イ）電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理をする業務に従事する者

電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理のための法第１６５条第２項で準用する法第１２３条第１項第１号に基づく教育訓練を受けた者であること。

（ウ）電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理の監督をする業務に従事する者

電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理のための法第１６５条第２項で準用する法第１２３条第１項第１号に基づく教育訓練を受けた者であって、実務経験等に照らし、監督業務を的確に遂行することができる能力を有すること。

イ　十分な社会的信用に関する事項

例えば、以下の事項を総合的に勘案して試験事務に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないと認められる者であること。

（ア）暴力団との関係の有無・内容

（イ）刑事処分歴の有無・内容

（ウ）カジノ事業等の活動の状況に関する不適切な経歴の有無・内容

（エ）金銭管理状況に関する不適切な経歴の有無・内容

８．法第１６８条の規定による試験事務の休廃止の許可

法第１６８条の規定による試験事務の休廃止の許可に係る審査基準は、試験事務の全部又は一部の休廃止を行うことについて、電磁的カジノ関連機器等製造業者及び外国製造業者に対する周知が行われていること並びに電磁的カジノ関連機器等製造者及び外国製造業者の利益が阻害されるおそれが少ないと認められることとする。

別添１２

「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」及び「特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則案」に関する意見募集の結果について

令和３年７月 16 日
カジノ管理委員会

１．意見募集の結果

カジノ管理委員会では、「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案」及び「特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則案」につきまして、令和３年４月２日から同年５月９日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、120 の個人及び団体より計 1134 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について別紙１（カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方）に、御意見を踏まえた案の修正について別紙２（パブリックコメントを踏まえた修正箇所一覧）に取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。いただいた御意見について整理・要約していないものを、カジノ管理委員会において閲覧に供します。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

２．公布・施行日

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則及び特定資金移動履行保証金及び特定資金受入保証金に関する規則は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布され、本年７月 19 日から施行されます。

（参考）公布された条文

「カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した
行政の推進等に関する法律施行規則案」等に関する意見募集の結果について

令和３年７月 16 日
カジノ管理委員会

１．意見募集の結果

カジノ管理委員会では、「カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案」等につきまして、令和３年４月２日から同年５月９日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、11 の個人及び団体より計 36 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙（カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。いただいた御意見について整理・要約していないものを、カジノ管理委員会において閲覧に供します。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

２．公布・施行日

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布され、本年７月 19 日から施行されます。

（参考）公布された条文

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等
及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案」に関する
意見募集の結果について

令和３年７月 16 日
カジノ管理委員会

１．意見募集の結果

カジノ管理委員会では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案」につきまして、令和３年４月２日から同年５月９日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、12 の個人及び団体より計 14 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。いただいた御意見について整理・要約していないものを、カジノ管理委員会において閲覧に供します。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

２．施行日

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本年７月 19 日から施行されます。

（参考）公布された条文

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

別紙１

本「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）	施行令
カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和３年〇〇号）	施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	犯罪収益移転防止法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）	犯罪収益移転防止法施行規則
外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）	外為法

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
１．カジノ事業の基本的な事項		
１．カジノ事業者等の免許等		
（１）カジノ事業・カジノ施設供用事業の免許		
1	法第233条（手数料）、234条（審査費用）について、費用の概算、大まかな項目や考え方等を公表するのか。公表するのであれば、いつ公表する見込みなのか。	申請の手数料については、額等を定めた政令の公布を、審査費用については、申請者において概算額を算出できるよう算定の考え方等の公表を、いずれもカジノ事業免許の申請が可能となるまでに行う予定です。
2	法第９条第11項の規定に基づく区域整備計画の認定の申請を行う全ての者に対して、「予備的背面調査」を行うべき。	御意見にあるような、区域整備計画の認定前にカジノ事業免許の審査を開始する事前審査等の制度については、法律事項であり、審査費用を納付することもできないため、これを導入することは困難と考えています。 他方で、カジノ事業免許の申請後は、行政手続法の規定にのっとり、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めてまいりたいと考えています。
3	区域整備計画審査の時点で検討されるべき施設土地権利者の欠格事由を、免許申請時にチェックするのは遅すぎる。区域整備計画の認定から免許審査までの間、融資契約や着工が進む中で段階的な事前審査をすべき。	
4	カジノ免許の仮免許・内諾制度等、カジノ事業者の免許取得の蓋然性を示す制度・手法を導入すべき。	御意見にあるような、カジノ事業免許申請とは別途、カジノ事業免許取得の蓋然性や見通しを示す仮免許等の制度については、法律事項であるため、これを導入することは困難と考えています。 他方で、行政手続法の規定にのっとり、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めてまいりたいと考えています。
5	カジノ事業の免許の取得に関する適格性（特に、設置運営事業者の株主の廉潔性及び事業計画との整合性）の予備審査を受けることができるようにすべき。	
6	免許付与の見通しがつくよう、関係者に対して段階的審査や事前審査制度等を実務上、導入すべき。	
7	免許が与えられる蓋然性を判断する観点から仮免許の制度等を導入すべき。	
8	免許申請の時期、審査に要する期間や免許交付までの具体的なプロセス等について、早期に免許交付の一定の見通しが得られるようにすべき。	
9	免許交付そのものには時間を要するとしても、早期の段階で背面調査結果の見通しが得られ、免許取得の見通しが立てられるような、背面調査に係る段階的審査や事前審査制度（例：予備的背面調査）などの仕組みが導入されるべき。	
10	IR事業者が免許を取得できることがある程度保証されるべき。	
11	カジノ免許申請及び免許付与のタイミングについて、例えば免許申請については「〇までに申請すること」、免許については「申請後〇日以内に免許を付与することとする」というように明記すべき。	カジノ事業免許の申請時期については、認定設置運営事業者自らが判断するものであり、また、カジノ事業免許は、本来違法である賭博行為を例外的特権として認めるもので、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、一定の期間の経過により原則として免許を付与するような規定を施行規則に置くことは不適当であり、原案が適当と考えています。
12	「３年以上公務員を務めた人の採用を一切禁止する。」と明記した事業者にのみ免許を発行することとし、また「反社会的勢力及び国家公務員の身分もしくは国家公務員の身分に過去にあった者とのつながりの有無」を事業者の免許交付の条件とすべき。	欠格事由は法律事項であるため、御指摘のような、法第41条の基準として定められていない欠格事由を、新たに施行規則で定めることはできませんが、同条の基準については厳格な審査を行い、カジノ事業者の廉潔性確保に努めてまいります。
13	資金計画の対象とする事業年度期間、及び予定貸借対照表の対象時点を明示頂きたい。また、様式は事業者の定めるもので差し支えないか。	御指摘の点については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
14	「法第四十条第二項第十号及び第二号に掲げる書類の根拠を記載した書類」とは、具体的にどのようなものであれば「根拠を記載した」と認められるか。	例えば、「収支の見込みを記載した書類」及び「資金計画」に記載された項目の数値の積算の考え方が分かる資料のように、審査が円滑に進められるために必要な書類を想定しています。 なお、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
15	施行規則案第８条第６項第９号では、カジノ事業免許の申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者に関して所定の書類が要求されているが、当該保有者の持株会社や支配株主等について当該書類は不要という理解でよいか。施行規則案第33条第２項第２号ロについても同様の理解でよいか。	カジノ事業免許の申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の支配株主等や、支配株主等に該当する持株会社については、施行規則第５条第２項第１号の掲げる「その被支配会社が対象議決権等を保有している者」に該当し、その被支配会社の保有する議決権等を保有するものとみなされることから、施行規則第８条第６項第９号に掲げる書類を提出する必要があります。主要株主等認可申請においても同様に、施行規則第33条第２項第２号に掲げる書類を提出する必要があります。
16	施行規則案第８条第６項第９号に掲げる添付書類及びその内容は限定的なものに変更し、主要株主等基準値以上の議決権等の保有者は、カジノ管理委員会の求めに応じて必要な書類を提出することとすべき。	施行規則第８条第６項各号に掲げる添付書類は、いずれも審査に必要な最小限のものであるため、原案が適当と考えています。

17	「事業活動に支配的な影響力を有する」とする判断基準とは何か。判断根拠となる基準なり、ガイドライン、あるいはわかりやすい事例等をカジノ管理委員会は明らかにすべき。	支配的な影響力を有する者については、契約を通じて影響力を行使するなどの事業活動への関与の在り方は様々であることが想定されるため、カジノ事業の廉潔性を十分に確保する観点からは、あらかじめ一律にその範囲を具体的に示すことは適当でないと考えます。他方で、支配的な影響力を有する者に該当する者に係る考慮要素や、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるように、今後運用を検討してまいります。
18	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」を例示すべき。	
19	「支配的な影響力を有する者」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
20	施行規則案第８条第７項について、背面調査の対象者の予見可能性や、その事務負担等の観点から、「支配的な影響力を有する者」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
21	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の定義を明確化するとともに、具体的な適用の方針、基準の策定・公表をすべき。	
22	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の範囲について、ガイドライン等により、基準を明確にすべき。	
23	「支配的な影響力」の定義と判断基準について、ガイドラインを示すべき。	
24	どのような銀行や融資機関が「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するのか、明らかにすべき。	
25	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」とはどのような者を想定しているのか。具体的な適用の方針、基準の策定・公表をすべき。	
26	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」と評価されるために、どのような条件が必要となるのか。単に融資を行っているのみでそのように評価されることになるのか。そうでない場合、融資契約中で申請者に事業活動に関する一定の遵守義務を課している場合を念頭においているのか、その場合、どのような遵守義務の存在が評価のポイントとなるのか。シンジケート・ローンの場合、幹事行のみが評価の対象になるのか、それとも参加割合に応じて該当性が分かれることになるのか、その参加割合について基準となる数値はあるか。明確にすべき。	
27	施行規則案第８条第７項について、「支配的な影響力」の定義、判断基準、ガイドライン的な指標を具体的に定めるべき。例えば、融資に関する定量基準の有無、担保権やコベナンツ条項が関係するか、Step Inする際にのみ該当するか、出資に比して融資の割合が小さい場合も該当するのかを明確にすべき。	
28	例えば総事業費の30%を貸し付ける金融機関は、施行規則案第８条第７項の規定における「支配的な影響力を有する者」に当たるか、明らかにすべき。	
29	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の範囲に関しては、一例を挙げると納入業者等も含まれるのか、融資においてシンジケート団に含まれる金融機関は融資金額に拘わらず全て対象となるか等明示すべき。また、「支配的な影響力」の判断には具体的にどのような契約条項が関係するかなどの基準を明示すべき。	
30	建設会社が建設請負業務において事業者に対して支配的な影響力を持つことはあり得るのか、あるとすればどのようなケースか、明確にすべき。	
31	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当しても背面調査まで求めない除外先があるのであれば、その考え方を明示すべき。	
32	「融資を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の定義・内容は、同様の条項全てについて同じなのか。	支配的な影響力を有する者については、法及び施行規則の条文により規制の趣旨が異なることから、その具体的な対象も条文により異なり得ます。
33	施行規則案第８条第７項について、当該条項はカジノ免許申請者（即ち認定設置運営事業者）との関係性により大枠の対象を決める考え方になる。一方、施行規則案第97条は（免許を得た）カジノ事業者との契約の認可に着目した考え方になり、どちらが優先されるのか定かではない。例えば融資契約は認定設置運営事業者と締結するもので（免許を得た）カジノ事業者ではない。施行規則案第97条の適用対象ではないが、第８条第７項の対象たりうるが、内容も審査せずに「申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」と判断することはできまい。カジノ免許申請時点ではタイミングとして融資契約は締結されている可能性が高く、カジノ管理委員会は認定設置運営事業者が申請前に締結した契約につき審査・認可の権限があるとも想定できないがどのように考えるべきか確認を願いたい。	認定設置運営事業者がカジノ事業免許の申請前に締結した契約により、当該認定設置運営事業者の事業活動に支配的な影響力を有することとなった者（支配的な影響力を有する者）については、当該認定設置運営事業者がカジノ事業免許の申請を行った際に、法第41条第１項第３号の審査の対象となるため、申請者は、質問票を含めて当該支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有することを示す資料を提出する必要があります。
34	「支配的な影響力を有する者」に関して質問票の提出が必要となるのであれば、この裁量権がいつ行使されるのか、より詳細な要素及び要因について明確にすべき。	支配的な影響力を有する者については、通常、カジノ事業免許の申請時又は申請後にその存在が判明した時点で、その社会的信用を審査するために必要な資料の提出が必要となります。
35	融資銀行団が融資の一部の債権についてローンパーティシペーションにより第三者の参加を求める場合、当該第三者は「支配的な影響力を有する者」に該当せず、施行規則案別記第８号様式の提出は不要と解すべき。	ローンパーティシペーションにより参加した者は、元々融資銀行団に属していた者の権利・利益の一部を譲り受けることから、これによりカジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者に該当することとなれば、施行規則別記第８号様式による質問票に必要な事項を記載したものその他の審査に必要な資料の提出を求められることになります。

36	「支配的な影響力を有する者」が法人の場合、質問票は法人としての施行規則案別記第８号様式のみが求められ、施行規則案別記第10号様式の役員の質問票は不要と判断してよいか確認したい。	支配的な影響力を有する者が法人の場合、当該法人の社会的信用の審査のために、その役員の質問票その他の資料の提出を求めることもあると考えますが、質問票の提出を求める対象者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
37	支配的な影響力を有する者（以下「実質的支配者」という。）について、どのような場合に実質的支配者の質問表及び同意書の提出を求めるのか、より詳細な要素及び要因について明確にすべき。	
38	仮に融資をする銀行が「支配的な影響力を有する者」に該当する場合、画一的に全ての役員が同様に背面調査の対象となる可能性があるとなると、実務負担があまりに過大となる可能性が高く、対象となる役員についての基準を明確化すべき。	
39	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」が法人である場合は、施行規則案別記第８号様式による質問票を提出する必要があるが、当該法人の役員について施行規則案別記第10号様式の質問票を提出する必要はないか。	
40	「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者」の役員及び従業員からの情報を必要とするか、明らかにすべき。	
41	施行規則案第８条第７項には、必要な資料の提出を「求めることができる」とあるが、「支配的な影響力を有する者」に対して、カジノ管理委員会の判断により質問票等の提出を求めないこともあるのか。	カジノ事業免許の申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者については、質問票のほか、法第41条第１項第３号の基準に適合するかどうかの審査に必要な資料の提出を求めることとなります。
42	事業活動に支配的な影響力を有する者に対して、質問票の提出を義務付けるべき。	
43	施行規則案第８条第７項の「必要な資料」について、カジノ管理委員会の裁量により資料の提出が求められる可能性のある対象及び資料の範囲を明示すべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第８条第７項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
44	施行規則案第８条第７項について、背面調査の対象者の予見可能性や、その事務負担等の観点から、「法第39条の免許に係る審査に必要な資料の提出を求めることができる」の範囲や判断基準を明確にすべき。	
45	施行規則案第８条第７項の規定は、カジノ事業免許の申請時点で申請書一式の一部とするか否かの判断であり、申請後の状況変化により新たな対応が求められることはあるのか。	施行規則第８条第７項に基づき資料の提出を求められるのは、必ずしも申請時とは限らず、申請者は、申請後の審査の経過や状況の変化に応じて、新たな資料の提出を求められることがあるほか、既に提出した申請書や添付書類の内容に変更があった場合には、施行規則第211条により、その変更の内容を説明する書類を提出しなければなりません。
46	免許、承認、認証、認可、確認等の申請手続に関し、行政手続法第６条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	御指摘の点については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
47	施行規則案第27条のカジノ事業者の定款の変更認可申請手続等、カジノ管理委員会の承認を得る各手続について、行政手続法第６条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
48	区域整備計画の認定とカジノ事業免許の交付には、相当の時間的な隔たりがあるものという理解で間違いないか。	カジノ事業免許の申請は、法第40条第１項柱書のとおり、区域整備計画の認定を受けた認定設置運営事業者が行うこととされており、当該認定後、いかなる時期にカジノ事業免許を申請するかは、認定設置運営事業者が判断するものです。カジノ事業免許の申請後は、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な免許審査を尽くした時点で免許を付与することが想定されるところ、その審査期間については、個別具体的な審査経過により大きく異なり得るものの、当該免許に相当する諸外国の手続に関する事例を踏まえると、相当の期間を要するものと見込まれます。
49	法第41条第３項の免許の条件を付す場合は、どのような条件を付すことを想定しているのか。カジノ事業免許の審査基準を充足している場合は条件が付されることはないという理解でよろしいか。	カジノ事業免許に付される条件は、個別具体的な事案に応じて規制目的を達成するために必要な事項を条件として付すものであり、必ずしも免許の基準に適合しない場合に限定されるものではありません。また、同様の理由から、あらかじめ条件の内容等を明確化することにもなじまないと考えます。
50	免許に条件が付される場合は、どのような条件が想定されているか。審査基準を満たしている場合は条件が付されるおそれはない、という理解で宜しいか。	
51	施行規則案第14条第１項第５号に基づき免許に付される条件は、どのような条件を想定しているか予め明確にすべき。また、カジノ事業免許の審査基準を充足している場合は条件が付されることはないという理解でよいか確認したい。	
52	未了の事項がある場合でも条件付きにするなどして、カジノ免許を早い段階で発行すべき。	カジノ事業免許は、本来違法である賭博行為を例外的特権として認めるものであり、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、法の定める免許の基準等に適合するか否かの審査が未了の段階で安易に免許を付与することは不適当と考えています。
53	仮に、免許の更新申請時にカジノ事業者の業績が不振であった場合、当該業績不振は免許不更新の事由となり得るか、また、なり得るとすれば、どのような観点及び評価視点によることになるか確認したい。	御指摘の「業績不振」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業の免許更新申請時においては、法に規定されている基準である「申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること」及び「当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること」に適合しているかという観点から、総合的に判断していくこととなります。
54	施行規則案第18条、第20条について、必要事項を再度検討し、書類作成の負担を軽減すべき。	施行規則第18条、第19条及び第20条に掲げる添付書類は、いずれも審査に必要な最小限のものであるため、原案が適当と考えています。
55	施行規則案第18条から第20条までの規定に基づく承認に関して要求される書類の量は、大きな負担となる可能性があるため、一部簡略化していただきたい。	
56	施行規則案第23条の「前項に規定する書類のほか、法第48条第１項の承認に係る審査に必要な資料」とは具体的にどのような資料か明確にすべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第23条第３項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
57	施行規則案第23条第３項の「前項に規定する書類のほか、法第48条第１項の承認に係る審査に必要な資料」が、カジノ事業免許の新規申請時の添付資料のうち変更しようとする事項に係る書類（施行規則案第23条第２項）に追加して必要となる背景を明らかにすべき。	カジノ事業免許の新規申請時においても、施行規則第８条第７項により、個別具体的な審査の経過に応じて「審査に必要な資料」の提出を求めることとしていることから、法第48条第１項の変更承認の審査においても同様に、変更しようとする事項に係る書類に加えて審査に必要な資料があれば、その提出を求める旨を規定しています。

58	カジノ管理委員会の承認を得る各申請手続について、施行規則案第27条の定款変更など、不承認等の場合に再度申請することが煩雑になる手続もあるため、事前にカジノ管理委員会に対し、申請内容に関して相談・確認できる制度を設けるべき。	申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
59	「その他の法第124条の免許に係る審査に必要な資料」とは、具体的にどのような資料（内容及び対象者等）を予定しているか、予め明確にすべき。	審査に必要な資料は、個別具体的な審査の経過に応じて様々であるため、いわゆるバスケットクローズとして施行規則第124条第４項を置いていることから、その対象や範囲、判断基準を一概にお示しすることは困難であり、原案が適当と考えています。
60	施行規則案第124条第４項の「その他の法第124条の免許に係る審査に必要な資料」はどのようなものか、内容及び対象者等について具体的に教えてほしい。	
（２）関係者の「社会的信用」の確保及び背面調査		
61	カジノ事業の免許申請に先立ち、質問票（法人につき施行規則案別記第８号様式、個人につき施行規則案別記第10号様式）及び同意書（法人につき施行規則案別記第９号様式、個人につき施行規則案別記第11号様式）（又は少なくとも同意書のみ）を提出することが認められるべき。	法上、質問票等を含む申請書の添付書類は、申請時に提出することとされています。
62	早期の段階で背面調査結果の見通しが得られ、免許取得の見通しが立てられるような、背面調査に係る段階的審査や事前審査制度（例：予備的背面調査）などの仕組みが導入されるべき	御意見にあるような、カジノ事業免許申請とは別途、カジノ事業免許取得の蓋然性や見通しを示す仮免許等の制度については、法律事項であるため、これを導入することは困難と考えています。 他方で、行政手続法の規定にのっとり、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めてまいりたいと考えています。
63	カジノ事業者を経由せずに質問票を提出できる旨を明示すべき。	御指摘の点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
64	社会的信用力を確認する時期及び確認に要する期間をご教示ください。	社会的信用の審査はカジノ事業の免許等の申請後に行うこととなります。また、個別具体的な背面調査の経過に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
65	「免許の申請」に際して、その法人の一部役員につき問題があるとカジノ管理委員会が判断した場合、法人としての免許交付はフラットに否定されることになるのか。あるいは法人としては何ら問題なく、一部の構成役員のみに問題があり、治癒修復が可能であると判断される場合、最終的な交付可否判断の前に、治癒を示唆する等の判断・行為はありうるか。	審査の具体的な進め方については、今後、検討してまいります。
66	「社会的信用」の判断要素は極めて曖昧であり、「社会的信用」の定義を明確化し、客観的又は具体的な審査基準の導入を検討すべき。 また、カジノ事業の免許等の「社会的信用」の審査基準は、カジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等の「社会的信用」の基準と同一か。	社会的信用の意義については、法案の国会審議において、「例えば、法令の遵守状況や、社会生活における活動の状況、経済的な状況、他者との社会的・経済的な関係に照らしてカジノ事業に関連して不正又は不誠実な行為を行うおそれがないか」を判断する旨の答弁をしているところであり、今後、こうした答弁も踏まえつつ、審査基準により対応することが適当であると考えています。
67	背面調査の対象者となる役員の範囲について、カジノ事業の意思決定に直接関与する役員のみに限定する、社外取締役は対象外とするといった、事業会社の事務負担や当該役員の事業への影響力を考慮した制度設計とすべき。	法上、カジノ事業者の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。
68	カジノを専業としない事業会社については、背面調査の対象となる役員は限定する、また社外取締役は対象外とすべき。また、背面調査の対象者のＩＲ事業者への関与度合や重要性を踏まえて、質問票の様式や提出資料、審査の深度、質問票提出後の対応などに一定の差をつけるなど、過度な負担とならないよう配慮した手続とされる必要がある。	法上、カジノ事業者の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
69	背面調査の対象役員を明確化してほしい。具体的には主要株主等基準値以上の議決権等の保有者について、カジノ事業参画・意思決定に関与する役員を対象とすることでいいか、まったく当該事業に関係のない役員も対象となるのか。	法上、カジノ事業者の主要株主等が法人等である場合の役員については全て、社会的信用を審査することとなっており、背面調査の対象となります。
70	主要株主等全ての該当者に対して、とりわけ施行規則案で定める特別の関係に該当するあらゆる法人・個人にまで遡り、背面調査が行われるのか。当該調査の程度は、海外における法人・個人に対しても、日本におけるそれと全く同程度に詳細に行われるのか。	法上、カジノ事業者の主要株主等については全て、社会的信用を審査することとなっているため、背面調査の対象となり、特別の関係により主要株主等に該当する者についても同様となります。 なお、調査の程度については、国内外を問わず、個別具体的な状況を踏まえつつ、社会的信用を審査する上で必要な調査を実施していくこととなります。
71	認可主要株主等の特定の役員（社外役員、ＩＲ事業に関して重要な意思決定に関与しない役員等）について、審査の対象とするべきでない。対象とする場合でも、簡易化された書類を提出することを許容すべき。	法上、認可主要株主等が法人等である場合の役員については全て、社会的信用を審査する必要があります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
72	支配的な影響を有する者に対しても申請事業者やその役員と同様に上記質問票の提出を義務付けるべき。	支配的な影響力を有する者に該当するか否かは、個別具体的な関係を踏まえて判断するものであり、必ずしも支配的な影響力を有する者が存在するとは限らないことから、申請書の必要的添付書類として支配的な影響力を有する者が作成する質問票の提出を求める規定とはしていません。 なお、カジノ事業者の廉潔性の確保に万全を期するため、支配的な影響力を有する者に該当する者がいる場合には、質問票も含めて必要な書類の提出を求めた上で適切に審査してまいります。
73	仮に融資をする金融機関が「支配的な影響力を有する者」に該当する場合、金融機関については、金融庁の免許取得の審査・監督を受けているとして、相当程度の社会的信用を有するとみなし、背面調査を免除又は軽減する等の措置の検討をお願いする。	支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合等においては、背面調査の対象となることがあり、金融機関であっても、これについて異なるものではありません。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。

74	融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当し、質問票の提出主体となる場合、上場会社、政府機関等について、一部書類等の提出を免除される除外規定等を設けるべき。	調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
75	融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当する場合、質問票の提出対象となる役員についての基準の明確化（ＩＲ事業融資に関係する役員のみとするなど）、質問票の提出内容の軽減、調査の内容を簡素化等するべき。	法上、特定の法人が支配的な影響力を有する者に該当する場合に、当然に当該法人の役員も質問票を提出する必要があることとはされていませんが、当該役員が支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合には、「社会的信用」を審査する必要があります。 また、調査の方法・深度については、個別具体的な状況により異なることとなるため、あらかじめ施行規則で、特定の審査対象者について特定の書類の提出を免除すること等を規定することは適当ではないと考えており、御指摘の点については、審査対象者の事業内容や規模等に応じ、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
76	認可主要株主の親会社（支配株主）が申請者の事業に対し支配的な影響力を有する場合、申請者の事業に支配的な影響力を有しない社外取締役や申請者の事業に関係のない役員は、背面調査の対象とならないことを確認したい。	法上、特定の法人が支配的な影響力を有する者に該当する場合に、当然に当該法人の役員も質問票を提出する必要があることとはされていませんが、当該役員が支配的な影響力を有する者に該当すると判断される場合等においては、背面調査の対象となることがあります。
77	カジノ管理委員会が施行規則案別記第８号様式による質問票の提出を求めることがあるのは免許申請及び更新のタイミングのみ（免許申請及び更新のタイミング以外は提出を求められない）という理解でよいか。それとも法第197条第１項により任意の時点での報告を求められるのであれば明示すべき。	法の規定を踏まえて、カジノ事業者たる会社の合併によるカジノ事業者の地位の承継の承認申請（施行規則第18条第２項第6号）、カジノ事業者の役員の変更の承認申請（施行規則第23条第２項）等においても、質問票の提出を求める旨を規定しています。 なお、法第197条第１項に基づき、質問票等の提出を求めることはあり得ますが、どのような書類の提出を求めるかは個別具体的な状況により異なるため、あらかじめ具体的に施行規則で規定することは困難であると考えています。
78	質問票の実務上の取り扱いとして、翻訳を介すると微妙なニュアンスが正確に伝わらないことがあるため、外国人対象者については、主たる言語を英語とすべき。	施行規則第212条第２項において、申請書又は届出書の添付書類（質問票を含む。）は、日本語又は英語で作成し、英語で作成したときは日本語による翻訳文を提出することとしています。
79	（認可主要株主又は支配的な影響力を有する者が提出主体となる場合） 施行規則案別記第８号様式第２の１⑸について、「過去５年分の取締役会等の議事録の写し」は、経営の機微に関わる情報を含む秘匿性の高いものであるため、情報管理の観点から必要最小限度に留めるべき。また、膨大な量となるため回答者の負担も大きいことから「日本におけるカジノ事業に関連する」といった、関連し得るもののみに対象を限定すべき。	法第226条（秘密保持義務）をご参照ください。
80	質問票の様式については、国際ゲーミング規制者協会が作成したMultijurisdictional Personal Information Disclosure Formを基本形として、これに日本独自の要素要因（例：暴力団関連情報）を加える形が合理的。	質問票は、国際標準に準拠しつつ、我が国の法制度に即して設定しています。
81	施行規則案別記第８号様式第２の２⑶の「契約期間が１年を超える借入金」は、膨大な数となり対応が困難であるため、不要とする、金額基準を上げて開示の範囲を限定する、代替の資料（有価証券報告書）の提出を可能とする等すべき。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
82	施行規則案別記第８号様式第２の２⑷の「一の契約に係る額が2,500万円を超える契約」は、対象が不明確なので明確化すべき。いずれにしても、対象が膨大となるため限定すべき。	
83	施行規則案別記第８号様式第２の４⑶の「過去10年以内の全ての民事訴訟の判決等」について、対象が多く提出が実務上困難となる可能性が高いため、期間、訴訟の種類、金額規模等による限定を検討頂きたい。	
84	施行規則案別記第８号様式第２の７⑴及び別記第10号様式第２の６⑴は、「事業を行うため」の許認可等について質問しているが、過去10年間の許認可等の開示は、過度に広範かつ無関係な情報を含む上、機微情報に関わる可能性があり、過度な負担となる可能性があることから、カジノ事業に関連するものに限定すべき。	
85	施行規則案別記８号様式第２の３、別記第10号様式第２の２及び別記第34号様式第２の２は、日本の暴力団等だけでなく外国におけるこれらに相当するものも含むべき。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。 なお、外国における日本の暴力団に相当する組織との関係については、諸外国の例も踏まえ、有罪判決に関する質問等を通じて把握することとしています。
86	施行規則案別記第８号様式の「支配株主等」又は「被支配会社」に関する記載項目は記載対象が広範となるため、対象者（※１）、期間（※２）若しくは金額（※３）による限定又はこの資料提出要請自体の考え方をIR事業に関係し得る範囲に留める等大幅に簡素化すべき。 （※１）カジノ事業に関係のある会社又は資産若しくは売上規模の大きい重要な会社に限定。 （※２）過去10年以内の情報を過去３年以内の情報に限定。 （※３）重加算税等の賦課決定額を１億円以上のものに限定。	審査対象法人の支配株主等又は被支配会社の法令遵守状況は、審査対象者の「社会的信用」を判断するに当たって必要であり、質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
87	認可主要株主においては、子会社の買収、新設、統廃合等が頻繁に行われることもあるが、施行規則案別記第８号様式については、一定の基準日を設けてその時点における情報を記載して提出するという理解でよいか。	質問票には作成日時点の情報を記載し、カジノ管理委員会に提出していただくこととなります。
88	施行規則案別記第８号様式第２の１⑷について、「支店その他の事業所の設置状況に関する資料」とは具体的にどの様なものか明示すべき。	御指摘の点については、運用により対応することが適当であると考えています。
89	（融資金融機関が「融資を通じて支配的な影響力を有する者」に該当し、質問票の提出主体となる場合） 提出する計算書類等について、施行規則案別記第８号様式の記入者が有価証券報告書提出会社の場合、有価証券報告書で代用できることを明記すべき。	計算書類等については、一部、有価証券報告書で代用できる場合もあり得ると考えていますが、具体的な提出方法については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
90	施行規則案別記第９号様式及び別記第11号様式の「当該調査に必要なあらゆる情報」は施行規則案に基づき別記第８号様式及び別記第10号様式に記載する情報以外にどのような情報が必要となりうるか具体的に明示すべき。	御指摘の「当該調査に必要なあらゆる情報」については、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。

91	施行規則案別記第９号様式及び別記第11号様式の「当該調査に必要なあらゆる情報」とは、法令、契約その他により秘密保持義務を負っている場合であっても本様式の記載が優先して、当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか、明示頂きたい。	御指摘の点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
92	施行規則案別記第９号様式に「カジノ管理委員会が必要と認める者」とあるが、定義を明確化すべき。	御指摘の「カジノ管理委員会が必要と認める者」については、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。
93	施行規則案別記第９号様式の「カジノ管理委員会が必要と認める者」は法第229条第１項によりカジノ管理委員会が委託する者と同一か、及び同一でない場合にそのような情報提供が必要となる理由について明示頂きたい。	御指摘の「カジノ管理委員会が必要と認める者」については、法第229条第１項に規定する調査の事務の委託を受けた者のほか、同法第228条に規定する公務所等も含みますが、背面調査における個別具体的な状況により異なることから、あらかじめ具体的に明示することは困難です。
94	「当法人等の情報を保有する者」（施行規則案別記第９号様式記載）、及び「私の個人情報を保有する者」（同規則案別記第11号様式記載）については、当法人等及び当該個人の取引金融機関も含まれるか。 また、法令、契約その他により秘密保持義務を負っている場合であって本様式の記載が優先して当該情報を保有する者が当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか明示頂きたい。	御指摘の「当法人等の情報を保有する者」及び「私の個人情報を保有する者」については、当法人等及び当該個人の取引金融機関も含まれます。 また、御指摘の「秘密保持義務を負っている場合であって本様式の記載が優先して当該情報を保有する者が当該情報をカジノ管理委員会に提供することが必要になるか」という点については、今後、運用により対応することが適当であると考えています。
95	施行規則案別記第10号様式第２の１⑵の「自動車、船舶その他の乗物の運転又は操縦に関する免許又は資格」は社会的信用にも清廉潔白性にも関係なく、かつ資格証明書としてはMNC程完璧な書類ではないため、不要ではないか。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。
96	施行規則案別記第10号様式において、海外のように記入者の過去５年間における電子機器の所有数やその保管場所も記載させるべきではないか。	
97	施行規則案別記第10号様式第２の７⑿の記載対象には、審査対象者の親も含めるべき。	
98	施行規則案別記第10号様式及び施行規則案別記第34号様式で示された質問項目に「本籍」及び「出生地」との記載について、「本籍」及び「出生地」については質問項目から削除すべき。	国際標準では、国籍、出生地等をもって個人の特定をしていることも踏まえつつ、施行規則別記第10号様式及び第34号様式では、個人の特定のために、本籍及び出生地等を項目として設定することとしているため、原案が適当と考えています。
99	施行規則案別記第10号様式の記載項目に、道路交通法等の行政罰に関する項目が無いが、その者の信用性を確認するためにはこの項目は必要ではないか。	質問票は、国際標準に準拠して定めたものであることから、原案が適当と考えています。 なお、いわゆる行政刑罰については、国際標準に準拠し、施行規則別記第10号様式の第２の３⑴及び⑵で対象としています。
100	施行規則案別記第10号様式第２の７⑼の「国外送金」、「国外からの送金等の受領」については、日本を経由しない外国間の送金は回答不要という理解でよろしいか。	貴見のとおりです。
２．主要株主等、施設土地権利者の認可等		
101	自己株式の取得に関し、施行規則案上の制限はないという理解で宜しいでしょうか。	施行規則には、カジノ事業者による自己株式の取得を制限する定めはありません。
102	施行規則案第５条第２項第１号イについて、「対象議決権等をその者と共同で保有」とは、組合やパートナーシップにおいて組合財産である株式の議決権を行使しない者も含まれるのか。例えば、民法の任意組合の非業務執行組合員、投資事業有限責任組合の有限責任組合員は、組合財産を共有するので、共同保有者に該当するのか。仮にそうであるとしても、商法の匿名組合においては、組合財産は営業者に帰属するので匿名組合員は共同保有者には該当しないという理解でよいか。	法第２条第12項により、議決権等が、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの構成員の総有又は共有に属する場合、当該議決権等は、当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有されるものとみなされます。この場合、当該法人でない社団又は財団の構成員は、直ちに他の構成員との間で共同保有者の関係に立つわけではありませんが、個別具体的な状況に応じて当該議決権等の保有者に該当するかが判断されることとなります。
103	施行規則案第５条第２項第１号イの共同保有者には、組合（例：匿名組合、LPS）により設置運営事業者へ出資する場合、組合の全ての出資者を含むことにはしないでいただきたい。すべての出資者が共同保有者となると資金調達の手段が限定されるため、組合の出資の過半を占める出資者に限定してほしい。	
104	施行規則案第５条第２項第２号について、「前号に掲げる者以外の者」とは、どのような者をいうのか。自ら議決権等を保有していないものの議決権を保有している者と共同で議決権を行使する場合には議決権を保有しているものとみなされるのか。また、配偶者が保有する議決権については、自ら全く議決権を保有していない場合でも保有しているものとみなされるのか。	施行規則第５条第２項第２号の「前号に掲げる者以外の者」とは、同項第１号に掲げる「対象議決権等（法第２条第12項の規定により一の者が保有しているものとみなされる議決権等を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権等を保有している者」以外の者を指します。 また、貴見のとおり、施行規則第５条第２項第１号イ及びロに掲げる者については、議決権等を保有していない者にとっても当該者と法第２条第12項の「特別の関係」に該当し、当該関係にある者の保有する議決権等を保有しているものとみなされます。
105	主要株主等基準値の算定においては、俗に言う「掛け算基準」（例えば、設置運営事業者（X）の20%の議決権を有する者（Y）の25%の議決権を有する者（Z）がいる場合、ZはXの５％の議決権を有する場合に対象になる）は採用されていないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
106	カジノ施設のある土地の借地権に質権の設定を受けた金融機関が施設土地権利者に該当する可能性はあるのか。	カジノ施設のある土地の借地権の質権者は、個別具体的な約定の内容により、当該質権が当該土地に関する使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利に該当する場合には、施設土地権利者に該当します。
107	カジノ事業者の主要株主等基準値以上の議決権の取得、カジノ事業者の持株会社の議決権の取得等に関する認可申請のための必要書類や認可基準について、社会的信用上問題のない自然人・法人にかかる議決権の保有・譲渡が妨げられないような運用をすべきであり、そのためにも、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	主要株主等認可の申請に必要な資料については法第59条及び施行規則第33条に、認可の基準については法第60条に、それぞれ定められていますが、それらの具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
108	認可申請のための必要書類（施行規則案第33条）や認可基準について、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	
109	施行規則案第33条第２項第１号イ及び同項第２号イの理由書の様式は任意か。また、理由の記載は「投資目的」「特定複合観光施設の建設、運営に参加するため」といった簡潔な記載で足りるか。	施行規則第33条第２項第１号イに掲げる理由書について、様式の定めはありませんが、様式例及び記載すべき内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。

110	カジノ事業者の認可主要株主等の変更について、施行規則案別記第10号様式及び別記第11号様式を含む申請書類による事前承認を求めることは、とりわけ、特定複合観光施設の運営について監督権限ないし責任を有しない役員については、重大な懸念となり、また、業界の慣行にも反する。（１）役員の変更についての正式承認までの間、一時的に新たな役員が職務を行うことを許容する扱いとすること、（２）特定複合観光施設の運営について監督権限ないし責任を有しない一定の役員については、実質的に事前承認を要しないとする運用とすることとすべき。	認可主要株主等の役員の変更をしようとするときは、法第61条第１項のとおり、当該役員のIR事業への関与の有無・程度を問わずカジノ管理委員会の承認が必要であり、一部の役員の変更について事前承認を不要としたり、事前承認を得ずに役員の変更をすることはできませんが、承認に係る審査については、適切な運用について、今後検討してまいります。
111	認可主要株主等について、IR事業を管掌する役員とIR事業以外の事業や部門を管掌する役員では、審査や承認プロセスを分けるべき。	
112	IR以外の事業を展開する企業においては、IR事業を管掌する役員とIR事業以外の事業や部門を管掌する役員では、審査や承認プロセスを分けるべき。例えば、認可主要株主のIR事業に直接的に関与しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、届出のみで足りるようにする又は役員選任後背面調査期間中は実務に携わることができる（条件付選任）等、当該事業者の事業運営に支障をきたさないような制度設計とすべき。	
113	「認可主要株主役員変更申請」について、現実に即した規制とするため、企業の中でまず役員選任が（カジノ管理委員会による認可を条件として）なされ、事後に変更申請することを明確にすべき。	
114	認可主要株主のIR事業に直接的に関与しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、届出のみで足りるようにする又は役員選任後背面調査期間中は実務に携わることができる等の制度設計とすべき。	
115	日本のIR事業に関して重要な意思決定に関与しないなど一定の役員についての承認手続を不要とすべき。	
116	認可主要株主のIR事業に直接的に関係しない役員については、役員の変更の際の承認は必要とせず、また通知のみで足りるようにする等、当該事業者の事業運営に支障をきたさないようにすべき。	
117	認可主要株主等の役員変更手続について、行政手続法第６条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	認可主要株主等の役員の変更に係る承認申請手続については、個別具体的な背面調査の経過に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
118	認可主要株主等が、その役員の変更をしようとするときの手続について、行政手続法第６条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
119	カジノ事業者の認可主要株主等の変更について、認可主要株主等の会社の円滑な運営のために、当該承認のための標準的な所要期間を示すべき。	
120	認可主要株主等の役員の変更承認手続に要する期間について明示すべき。	
121	「認可主要株主等の役員の承認並びに変更届出」について、行政手続法第６条に定める「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を定めるべき。	
122	認可主要株主について、役員の変更承認手続に要する期間について明示すべき。	
123	認可主要株主等の役員変更承認申請について、具体的な短期の審査期間を定めるか、「カジノ管理委員会からの異議若しくは措置がない限り、〇日以降に効力を生ずる」旨の文言を追加すべき。	認可主要株主等の役員の変更承認申請の審査期間は、個別具体的な審査経過に応じて様々であることから一概に定めることは困難であり、また、変更の承認に当たっては、カジノ管理委員会が法に基づく厳格な審査を行う必要があるため、一定の期間の経過により原則として承認するような規定を施行規則に置くことは不適当であり、原案が適当と考えています。
124	認可主要株主の変更承認までの期間について具体的な短期の期間を定めるべき。 又は「カジノ管理委員会からの異議若しくは措置がない限り、〇日以降に効力を生ずる」旨の文言を追加されたい。	
125	施行規則案第36条第１項各号の措置を講じるに当たり、都道府県警察等に対し、必要な情報提供等に積極的に協力するよう指導していただきたい。	施行規則第36条第１項各号の措置を講じるに当たっては、カジノ事業者において都道府県警察と密接に連絡することが求められています。なお、警察においても、暴力団排除の観点から適切な対応がとられるものと承知しています。
126	「株主等の社会的信用を確保するための措置等」について、一般小口株式所有株主に関しては承認又は承諾を除外する旨の規定を設けるべき。これにより普通株式による上場を認める道を残すべき。	施行規則第36条第１項第１号のとおり、同号は同号イ又はロの措置をとることを定めているもので、必ずしも同号イの措置をとることを義務付けているものでないため、原案が適当と考えています。
127	施行規則案第36条第１項第１号イでは株式の譲渡に承認を要することとされていますが、金融商品取引所に株式を上場する場合は適用されない旨の規定に修正をお願い致します。	
128	施行規則案第36条について、株式又は持分の譲渡の際、主要株主とならない譲渡先については承認、承諾及び確認の対象外とすべき。	

129	施行規則案第36条第１項第１号ロについて、「カジノ事業者の議決権等の保有者が十分な社会的信用を有する者でない者であることが判明した場合において、議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置」とは、取得条項付株式を導入し、株主が暴力団員・暴力団員でなくなったときから５年経過しない者に該当する場合に、発行者であるカジノ事業者が株主の同意なしに株式を買い取ることができる種類株式を想定しているのか。すなわち、カジノ事業者が上場会社である場合を想定した規定という理解でよいか。	施行規則第36条第１項第１号ロの措置については、カジノ事業者において実効的な措置を定め、カジノ管理委員会においてその内容を審査することを想定しているものです。当該措置として要求される基準については、今後、審査基準等において考え方を示してまいりますが、カジノ事業者の創意工夫の余地を認めるものであり、特定の措置のみを想定しているものではなく、また、当該規定は必ずしもカジノ事業者が株式を上場している場合のみを想定しているものでもありません。
130	施行規則案第36条第１項第１号ロに記載の要件は、IR設置運営事業者が発行する株式に会社法第107条第１項第３号の取得条項を付する措置により充足することができるか。	
131	施行規則案第36条第１項第１号ロの要件は、IR設置運営事業者の株式に会社法第107条第１項第３号の取得条項を付する措置により充足することができると理解していますが、そのほかの方法があればご教示ください。	
132	「議決権等の保有者から当該者を排除するための方法を定める措置」の具体例として、取得条項付株式（会社法第108条第１項第６号）の採用が妥当と考える。	
133	施行規則案第36条第１項第１号の株主等の社会的信用を確保するための措置等について、ガイドライン等でルールを明確化すべき。	
134	施行規則案第36条第４号について、事前に同号に定める属性確認をする場合、カジノ事業者の株式を上場することは困難。上場が可能となるようにすべき。	施行規則第36条第１項第４号のとおり、同号は同号に例示している属性の確認を義務付けているものでも、これを議決権等の保有者となる前に行うことを義務付けているものでもないため、原案が適当と考えています。
135	施行規則案第36条第４号では、「議決権等の保有者になろうとする者の属性の確認を行うなど、これらの者に関する情報を収集」するとされているが、事前に属性確認をすることを求められた場合、カジノ事業者の株式を上場することは非常に困難であるため、事後的対応に留めるべき。株式の上場ができる限り可能となるような規則、制度とすべき。	
136	施行規則案第36条第２項に基づき記載する議決権等の保有者は、直接の議決権等の保有者等で足り、持株会社その他の間接保有者を記載する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	「議決権等の保有者」の定義については、法第２条第12項のとおりであり、持株会社が除外されるものでも、間接保有者が一律に除外されるものでもありません。
137	施行規則案第36条第３項に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	御指摘の期限については、監督上の必要性や法第28条第４項に規定する財務報告書の提出期限が「当該事業年度経過後三月以内」であることなどに鑑みて適切と考えており、原案が適当と考えています。
３．カジノ事業等の従業者の確認等		
（１）カジノ事業等の従業者の確認・届出		
138	カジノ事業に従事する従業員について、国籍による制限はないという理解で宜しいでしょうか。	法及び施行規則において、国籍によりカジノ事業への従事を制限する規定はありません。
139	特定カジノ業務に従事する者（特に、役員ではないが役員に近い活動を担う一部の幹部従業者）については、カジノ事業免許の申請をもって従業者の確認申請を可能とし、早めに確認を得ることができるようにすべき。	特定カジノ業務に従事する従業者については、法第115条第１項のとおり、カジノ事業免許を受けたカジノ事業者が確認を申請することとされているため、カジノ事業免許を受ける前に従業者の確認を申請することはできませんが、免許を受けたカジノ事業者による従業者の確認申請については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
140	カジノ事業の従業者の確認の申請者はカジノ事業者である以上、カジノ事業者として申請行為ができるのは、あくまでもカジノ事業者としての免許をカジノ管理委員会から取得した後になるのか。カジノ事業免許の申請をもって従業者の確認申請を可能とし、段階的に確認を行うようにすべき。	
141	確認対象のカジノ従業者について、犯罪歴や年齢をチェックすることを規則に規定すべき。	特定カジノ業務に従事する従業者については、法第115条の確認申請に際し、施行規則第115条第3項により、年齢、一定の犯罪歴その他の欠格事由に該当しないことをカジノ事業者において点検し、その手法及び結果を記載した書類の提出を求めた上、カジノ管理委員会においても質問票の記載等を基に審査することになるため、原案が適当と考えています。
142	カジノ事業の従業者、また従事させた者についての申請書あるいは届出に係る書類について、確認の申請としては、事業者が従業者の個人情報に立ち入ることのないよう、「住民票記載事項証明書」等による必要最小限の情報で対応する必要があり、それで審査が必要十分となるようにすべき。	特定カジノ業務に従事させる者は、法第116条の基準に適合しなければならないことから、これらの者の確認申請においても、同条の基準に適合することを示す資料及びその審査に必要な資料の提出を求めることになるため、原案が適当と考えています。
143	施行規則案第119条について、カジノ事業内の人事異動や配置転換に対して、やむを得ない事情がある内部移動や速やかに対応せざるを得ない事情がある場合等は、承認ではなく、事後報告に留めることや、既に確認を得ている職員の内部的な人事異動や配置転換についても、報告のみに留める等手順を簡素化すべき。	確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更をしようとするときは、法第118条第１項のとおり、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととされており、これを事後報告のみとすることはできませんが、承認に係る業務的確遂行能力の審査については、その適切な運用について、今後検討してまいります。
144	特定カジノ業務従事者の特定カジノ業務の種別の変更については、内部的な人事異動や配置転換であり、報告のみに留めて要求の基準を簡素化するなど、必要最小限の申請・承認手続とすべき。	確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更の承認申請においては、法第118条第３項のとおり、業務的確遂行能力のみを審査することとされていますが、その適切な運用について、今後検討してまいります。
145	確認対象以外のカジノ従業者についても、犯罪歴や年齢をチェックすることを規則に規定すべき。	カジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事する従業者については、法第121条第２項の届出の対象となり、カジノ管理委員会による審査の対象ではありませんが、施行規則第121条第３項により、年齢、一定の犯罪歴その他の欠格事由に該当しないことをカジノ事業者において点検し、その手法及び結果を記載した書類の提出を求めることになるため、原案が適当と考えています。
146	施行規則案第122条１項について、氏名等が記された証明書を見えない方法で携帯することが許されるか。	施行規則第122条の証明書については、同条第１項本文のとおり、見やすい位置に着用する方法で携帯させなければならないこととしていますが、同項但書のとおり、業務の性質上特に必要がある場合は、カジノ事業者が指示する方法により携帯させることができます。 なお、いかなる場合に「業務の性質上特に必要がある場合」に該当するかについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。

（２）「社会的信用」の確保及び背面調査		
147	施行規則案別記第34号様式第２の４⑴の「カジノ事業等を行うために必要な許認可等を取得したことがあるか」という質問事項は、会社の従業員又はアドバイザーとして、許認可取得への関与又は補助の経験も含むのか。	施行規則別記第34号様式の作成者自身が許認可等を取得したことを問うものです。
４．カジノ行為の種類及び方法・実施基準		
（１）カジノ行為の種類		
148	花札、丁半等の日本における伝統的なゲームをカジノ行為の種類として認めるべき	カジノ行為の種類については、法第２条第７項の趣旨に基づき ①偶然の事情により金銭の得喪を争うもの ②カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間の行為 ③同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いるもの のほか、アメリカやシンガポールなど諸外国における実施状況等に鑑み、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から社会通念上相当と認められる９種21分類及び電子ゲームを施行規則で規定しているため、原案が適当と考えています。
149	客VS店の構造となるブラックジャックやルーレットは、項目として好ましくない。ポーカーや立直麻雀であれば、客同士でやりとりが完結できるので問題になりにくい。	
150	現在のアミューズメントカジノ等でも大会前の口合わせや大会後の店を出てからの脅しの事例もあることから、対人ポーカーは禁止すべき。	
151	ポーカーのみならず、バカラ、トゥエンティワン、電子ゲームなど、様々なゲームについてトーナメントを実施すべき。	
152	セブンカードスタッド、セブンカードスタッドハイロー、セブンカードスタッドロー（ラズ）、ファイブカードドロー、2-7シングルドロー、2-7トリプルドロー、バドゥーギ、バデーシ、バデューシ、ショートデックについても、顧客間ポーカーとして実施できるようにすべき。	
153	ハイパーブラックジャックを実施できるようにしてほしい。	
154	パイゴウタイルではなく、トランプを使用したパイゴウポーカーを認めるべき。	
155	施行規則案３条１項10号について、電子ゲームが「カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為」であるとして規定されているが、顧客間で行うものも含めるべき。	
156	”クライアントサーバゲームシステム”は、ニアミス状態を引き起こしやすく、依存症を引き起こす可能性が高いため、カジノでは、運用禁止としてください。	
157	ディーラー１人に対し、50～100人等多数の顧客が同時にブラックジャックに賭けられるディーラー操作式電子テーブルゲームでは、顧客の２枚目までは全顧客に共通で、３枚目以降はコミュニティカードとしてテーブル中ほどに配布する。顧客により、２枚でステイなら３枚目以降は関係無いが、ヒット等する顧客がいれば配られる。その同じ３枚目の意味は、人によってはスプリットだったりもする。ダブルダウンした人はそこで終わりでも、まだヒット等する人がいれば４枚目以降のコミュニティカードがテーブル中ほどに配布され続ける。コミュニティカードを用いるディーラー操作式電子テーブルゲームシステムに適用できる規定を、新たに設けるべき。	
158	カジノ事業者は、コミッションバカラ、ノーコミッションバカラを自由に選択し、自由な割合で設置することができることとすべき。	施行規則別表第一の第一バカラの８の三において、御指摘の場合については対応できることとしています。
（２）カジノ行為の方法		
159	カジノ行為の種類及び方法について、柔軟に追加・変更できるよう民間事業者からカジノ管理委員会に提案を行えるような制度を設けるべき。	カジノ行為の種類及び方法については、法第２条第７項の趣旨に基づき ①偶然の事情により金銭の得喪を争うもの ②カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間の行為 ③同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いるもの のほか、アメリカやシンガポールなど諸外国における実施状況等に鑑み、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から社会通念上相当と認められる９種21分類及び電子ゲームをカジノ管理委員会が施行規則で規定することとされているため、原案が適当と考えていますが、カジノ行為の種類及び方法の追加や変更等については、法第２条第７項の要件を念頭に置きつつ、カジノにおけるゲームの国際的な潮流等を踏まえ、施行規則制定後もカジノ管理委員会において必要な見直しを進めてまいります。
160	カジノ行為の種類を追加する場合や方法を変更する場合について、カジノ事業者が要求したものをカジノ管理委員会が承認するような制度を設けるべき。	
161	サイド・ベットを追加で承認することを求めるプロセスを構築していただきたい。	
162	テーブルゲーム上でプログレッシブはポーカーゲーム以外に言及はないが、他のゲームでも認めるべき。	
163	施行規則案第３条第１項10号「電子ゲーム」中の「・・・を除く。」：１～９号の種類にかかる電子テーブルゲーム（ディーラー操作式を含む）はそれぞれの号の種類で読むという理解でよいか。	
164	「当該カジノ行為により顧客から受け取ったチップの価額」および「当該払い出されたチップの価額」という記載があるが、一方で施行規則案第７条２項ではトーナメントチップは「参加する顧客の点数の表示のみに使用する」とされている。この記述に基づけば、当該条項で表記される「チップ」とは、テーブルゲーム用チップを意味しており、顧客がトーナメントに参加するにあたっては、まず現金をテーブルゲーム用チップに替えた上で、トーナメントチップを獲得し、獲得賞金もテーブルゲーム用チップで払い出されるという運用を想定しているのか。	貴見のとおりです。
165	クラップスについて、「賭けについて引分けとなる」の意味と文脈は、ゲームが終わったことを示唆するのではなく、一定の賭けまでステイアップ（テーブルでステイ）するということでよいか。	

166	カジノ事業者が各ゲームのベットのペイアウトオッズを決定できるようにすべき。	
167	ディーラー自身のリシャッフル等でスタックを初期化することも許すべき。カジノ事業者の裁量に任せるべき。	
168	施行規則案第３条の「カジノ行為の種類及び方法」の不適切な事象に対する措置について、「不適切な事象に対する措置」の規制内容を柔軟に変更できるような体制を構築することが必要不可欠。	
169	アップカードは、裏面を上面として配布し、ノーホールカードルールなら主たる区画に２枚目を配布した後に表面へ、ホールカードルールならホールカード配布後に、アップカード表面を上面にひっくり返すことが一般的ではないか。	
170	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１九ニ(1)の(二)について、選択権者以外のチップは最初に配られたトランプを含む手札に固定されても良いのではないか。	
171	ディーリングシューにトランプが無い場合、施行規則案別表第一第一バカラの11のニでは「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のに、施行規則案別表第一第二のトゥエンティワンでは使用済みトランプを「初期化して当該ラウンドを継続」しなければならないのは不合理である。	
172	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(7)について、主たる区画に２枚のトランプが配布されなかった場合、「当該手札に対する賭けに係るカジノ行為」のみ「結果は発生しなかった」とするのは不適切	
173	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(8)について、規定に従わずに引かれたトランプが表向きとなっていても、最初の２枚等、それが予め表向きとされるトランプで、かつ、配布順序に選択肢が無く、本来配布されるべき主たる区画が定まっている場合、「既に使用されたトランプ」とせずに、バカラの「順番が特定できる場合は当該順番に従って使用」と同様にすべき	
174	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(9)について、「当該トランプが表向きにされた後」は「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のは、大変問題がある。	
175	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(10)及びロの(6)について、インシュランス及びダブルダウンでは、掛金の「上限」（六のイ、九ニの(2)）を定めているのであり、「少ない場合は当該定める額との差額」を追加で置かせるというのは、スプリット（九ニの(1)）の場合のみであり、本規定は誤解を生む。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、原案が適当と考えています。
176	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(11)について、顧客の選択が終わる前にディーラー手札が明らかになってしまった場合、選択を終えていないプレイヤー手札のみ、結果は発生しなかったものとするのは、必ずしも適当ではない。	
177	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１ブラックジャックの十六イの(12)について、ダブルダウンやヒットの意思表示をしている顧客をステイと勘違いし、次の顧客のヒットにトランプを配布してしまった場合、配布されなかった顧客の手札に対する賭けの結果を一律に発生しなかったものとするのは問題がある。	
178	施行規則案別表第一第三ポーカーの２、デッキのシャッフルについて、プレイ途中で手に持ったスタブを落として見えてしまったとき、そのデックをシャッフルし、それを新しいスタブとする運用となるのが通常であるため、ハンドシャッフルも認可すべき。	
179	ポーカーで使用するトランプはプラスチックに限定すべきではない。	
180	施行規則案別表第一第三ポーカーの４カリビアンスタッドポーカーについて、カジノ事業者が独自のプログレッシブ・ペイテーブルを作成し、使用できるようにすべき。	
181	顧客間ポーカーでのディーリングシューの使用は不要または任意とするほか、手でのシャッフルを認めるべき。	
182	我が国でも国際標準に合わせ、ストラドルについても採用すべき。	
183	参加者が6人以下のとき、ポットが大きくならないため、トリプルブラインドにするべき。	
184	顧客相互間のポーカーについて、バッドビートジャックポットという仕組みがプロモーションとして採用されることが国際標準であり、我が国でも採用するべき。	
185	施行規則案別表第一第三ポーカー９オマハポーカーの十四イ(2)不適切な事象に対する措置について、異常のあるデッキでゲームが行われたときやその他多くのときは、場合によりノーゲームとはならないのが国際的なルールである。具体的には、最初のストリート（第一の賭け）で実質的なアクション（サブスタンシャルアクション）が行われた時、賭けが成立したものとし、国際標準に合わせそのまま継続することとすべき。また、SAが行われていなければ、賭けが成立していないものとしゲームをやり直すこととすべき。	
186	施行規則案別表第一第三ポーカー９オマハポーカーの十四イ(5)について、ディールでカードが裏返ってしまうエクスポーズがあったとき、最初から2枚までのエクスポーズと、合計2枚以上のエクスポーズがあったときは、リシャッフルとなるのが国際的なルールであり、我が国でもそのようなルールとすべき。1枚だけのときは、最後に足りないカードを配ったあと、エクスポーズしたカードをスタブの上におき、フロップの前のバーンカードとして使うこととすべき。	

187	別表第一第二第１第５イについて、複数の顧客に対してトランプを配布する具体的な順序の記載をすべき。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、公正性に影響を与えないものについては特段の定めを置いていません。
188	施行規則案別表第一第三ポーカーの２、デッキのシャッフルについて、色違いの2組のデックを使用し、シャッフルを待つのではなく、プレイ中にシャッフルする形で運用することでスムーズなオペレーションを確保できるため、2組のデックの使用を認めるべき。	
189	ポーカーにおいて使用される、ディーラーボタンと、カットカードの定義を置くべき。	
190	オマハポーカー、テキサスホールデムポーカーについて、１ゲーム毎のビックブラインドスモールブラインドの動かし方を定義すべき。	
191	キャッシュゲームの場合は、1回目のディールでカードが配られたプレイヤーが参加していることとなり、カードが配られるかどうかは、1回目のディールのときに席にいるかで判断するという理解でよいか。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。	
192	ポーカートーナメントにおいては、デックリリースが始まったときに、椅子が手に届く範囲内にいたプレイヤーにハンドを配るものとするべき。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。	
193	一定時間ごとにブラインドを上昇させるためのトーナメントクロックの使用を認めるべき。	
194	施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの１十のロについて、ハウスがソフト17でスタンドすることを許容するべき。	施行規則別表第一の第二トゥエンティワンの１十ロの⑴において、御指摘の場合については対応できることとしています。
195	顧客が全員バーストしている場合でも、ディーラーは一人でハード17やソフト18以上となるまでトランプを自身に配布し続けなければならないように読める。追加配布せず、ラウンドを終了する規定を明確に置くべき。	いただいた御指摘を踏まえ修正しています。
196	コミュニティカードが出される前にバーンカードは必ず切られるものであり、施行規則案別表第一第三ポーカー９オマハポーカーの三ハの(2)の場合、バーン、コミュニティー３枚、バーン、ターンカード、バーン、リバーカードとなるべき。	
197	施行規則案別表第一第三ポーカー９オマハポーカーの十一ハイローエイトオアベターのローハンド、ロ）の表記が世界の標準的なローハンドの強さの定義と異なっている。規定を修正する必要がある。	
198	ポンツーンのルールは、国際的に知られているバージョンとは異なる根拠を示してほしい。	ポンツーンのルールは、アメリカ、オーストラリア、シンガポール等における規定等を参考にしつつ策定したものです。
199	施行規則案別表第一第三ポーカー９オマハポーカーの八イの(1)について、ハンドの2枚とコミュニティー3枚の役を開示するとあるが、逆に使われていないハンドの2枚は開示する必要がないとも読み取れる。実際には全てのハンドを開示した上で、役に使うカードを読み取ることとすべき。	全てのハンドを開示した上で、役に使うカードを読み取ることとなります。
200	施行規則案第40条について、顧客同志が対峙するゲームで、トーナメント方式以外の場合で、場所代等として時間チャージで顧客から一定金額を徴収する場合は、「顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額」には含まれないとする整理は可能か。	御指摘の「場所代等として時間チャージで顧客から一定金額を徴収する場合」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、我が国において実施可能なカジノ行為の方法については、施行規則別表第一に規定されており、例えばトーナメント方式でない顧客間のゲームにおける勝金の支払の方法は、施行規則別表第一の規定に基づき、賭金の集積額のそれぞれに対し、100分の90以上１未満の範囲内でカジノ事業者が選択して業務方法書に記載する率を乗じて得た額をそれぞれ勝金に充てる額とする必要があります。
201	プロモーションなどによる招待プレイヤー制度が認可されるべき。	御指摘の「プロモーションなどによる招待プレイヤー制度」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法による規定の範囲内で行われることが必要となります。
202	統合型リゾートで開催されるトーナメントゲームへの出場の権利をアミューズメントカジノで獲得できるようなスキームを可能とすべき。	御指摘の「統合型リゾートで開催されるトーナメントゲームへの出場の権利をアミューズメントカジノで獲得できるようなスキーム」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法による規定の範囲内で行われることが必要となります。
203	勝金の支払について、賭金の総額から控除する額について30％という最大値の設定はあるが、最低10%などのボトムも設定すべき。	御指摘の趣旨が明らかではありませんが、賭金の総額から10％以下の割合を控除することも可能です。
204	クラップスについて、「ダイススライディング」を記述する文言を含むように修正すべき。	別表第一の第五クラップスの９一の⑼において、御指摘の場合についても対応できることとしています。

205	施行規則案第７条５においては「プログレッシブにおいて蓄積される金銭の管理」に関する記載があることから、規則側の規定はこの様なプログレッシブの一般的解釈を前提とした記述となっているが、一方で本条項における記述はその様な一般的なプログレッシブの解釈から逸脱し、プログレッシブの払戻額をベースマシンの払戻率に含めることとなっている。本条項の規定は業界における一般的なプログレッシブ解釈に基づかない国際的には奇異な解釈に基づく規定となっており、この規定を満たすためには海外の多くの国や地域で採用されているプログレッシブゲームの開発仕様を日本向けに根底から作り直すことが求められかねない。当たり役柄の「発生率を1億分の1以上とする機能」、「理論上の払戻率を1未満とする機能」に関しては、国際的にはあまり見られない機能要求を日本独自の基準として追記したものの様に拝見するが、この様な独自基準の導入にあたって発生しうるゲーム設計上の問題点を網羅的に検証を行った上でこの提案を行っているのか。	カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものです。
206	カジノ事業者にとって、１円単位のチップを用いることは、過度な負担となりうる。カジノ事業者は、どのように勝金を支払うかについての裁量を与えられるべきであり、支払方法について顧客に対して事前に明確な指示をする義務を負うべき。	テーブルゲーム用チップの価額単位については業務方法書に記載を求めることを想定しており、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、施行規則第12条第１項第２号イ(2)において、勝金額に一円以上の端数が生じた場合における顧客への支払の方法に関する具体的な定めをカジノ施設利用約款に記載しなければならないこととされています。
（３）カジノ行為に関する基準		
207	カジノ事業者に対するチップ（心付け）が公正性を損なうことはないため、認めるべき。	ディーラーにチップを渡す行為は、カジノ行為の公正性を害するおそれがあるほか、実際には公正性が害されていない場合であっても他の顧客から見た場合に公正性が害されているとの誤認を与えるおそれがあることに加え、法第244条においてカジノ事業者の従業者の収賄罪が規定されていることもふまえ、原案が適当と考えています。
208	ディーラー等への心付け禁止が、カジノ事業者を介した心付けまでは禁じていないものと整理すべき。	
209	施行規則案第56条第１項第３号ロにおいて「正常な行為ができないおそれのある状態にある顧客」とあるのを「正常な行為ができないおそれのある状態にあることを疑うに足る合理的な根拠がある顧客」に修正すべき。	当該規定は、海外における規制の実例を踏まえ、また公正性の確保の観点から定めたものであり、原案が適当と考えています。
210	施行規則案第56条第1項第5号の「必要な措置」には、退場乃至入場禁止対象とする等まで含まれるか。	貴見のとおりです。
211	施行規則案第56条第1項第5号について、スマートフォンを使用しながらのカジノ行為を認めてほしい。	カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして施行規則で定める部分以外からの賭けは法第73条第２項により禁止されています。スマートフォン等を使用しながらカジノ行為を行っている場合、外見上は外部から指示を受けていることとの判別が困難であるため、原案のとおり一律に防止すべき行為とします。
212	施行規則案第56条第１項第５号は、顧客による不正行為の防止について規定しているが、顧客による不正行為についての規制や不正行為が発覚した又は不正行為を試みた顧客に対する罰則は定められていない。罰則規定を含む顧客による不正行為を明確に禁止する規定を加えるべき。顧客による不正行為又はその試みを発見したカジノ事業者に与えられる権利及び責任についての規定も加えるべき。顧客の不正行為が発覚した場合にカジノ事業者がどのように対処すべきかを明確にすべき。	IR事業は、これまで刑法の賭博罪に該当するものとして禁止されてきた行為を例外的、特権的に認めるものであり、カジノ行為の方法及びカジノ行為の基準に係る各種規定については、カジノ行為が適法に実施されるようカジノ事業者の義務を定めているものです。また、顧客の不正行為が発生した場合の対応については、各種法令の規定に従い、警察等の関係機関において適切に対応されるものと考えています。
213	オマハポーカー、テキサスホールデムポーカーについて、ベットラウンドのベット額やレイズ額に上限を設定できることとし、ノーリミット、ポットリミット、フィックスリミットの3種をいずれも行えるようにすべき。	賭金額として適切な金額は、顧客の資力やカジノ行為の頻度等により一様ではないことから、一律に規制することは適切ではないと考えています。一方、諸外国においてはカジノ事業者が顧客の区分等に応じて、最低・最高賭金額を設定する例も承知しており、こうした事業者の業務の方法については、業務方法書等に記載させ、カジノ事業免許の申請時に審査を行うほか、実際の運用においても厳正に監督することとしています。
214	本施行規則案には賭け金の上限についての規制が全くなく、このことは、意図的に顧客をギャンブル依存に仕向ける仕組みである。	
215	事業者は、各カジノ行為の上限額を自由に設定することができるようにするべき。	
216	顧客からのリクエストにより、設定額を超えて最大賭金額を変更できるといった施行規則案第56条第１項第６号の規定の例外を認めるべき。	
217	VIP顧客に係るゲーミング及び誘客（マーケティング）に関して、何かしらの特別の規制を設ける意思があるのか。	法において、賭金額に応じた区画に関する規定はありません。
（４）その他		
218	施行規則案第62条について、同条２項５号、６号及び７号は、報告することが現実的ではなく、負担が大きい。報告の期限は、各対象期間の終了から１か月以内とすべき。	施行規則第62条第２項第５号及び第６号については、御指摘を踏まえ修正しています。報告期限については「各期間の経過後遅滞なく」提出することとしており、特段の期限を定めることは予定していません。
219	法第174条第２項第１号から第４号にあるカジノ行為を行ってはいけない人について、対象者情報（基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員　等）が事業者に提供されると考えてよいか。	御質問の点については、適切な運用について今後検討してまいります。
５．カジノ行為粗収益（ＧＧＲ）の集計		
（１）カジノ行為粗収益の集計		
220	マーカーは、各カジノ行為日の終了時にケージ内のマーカー・バンクに移転されるという理解で正しいのか。	一般的にはマーカーは各カジノ行為日の終了時にカウントルームに移転されることになりますが、具体的には法第67条第１項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の審査基準等で示していくことを予定しています。
221	施行規則案第40条について、機械の勝金の計算方法については、業界の標準に従って、"Meter Bill Drop + Metered Ticket Drop +/- Drop Variances - Ticket Out"（参加者による支払いを控除する方法）とすべき。	電子ゲーム機のメーターの定義やGGRの計算方法は規制当局ごとに考え方が異なるところ、我が国においては、シンガポール同様、COIN IN及びCOIN OUTを基礎とした計算方法を採用することとしています。
222	国庫納付金及び認定都道府県等納付金の計算にあたっては、カジノ行為粗収益の計算上、回収不能金を除くこと（シンガポールの例）、並びに、コンプによるチップ及び無料プレー分を除くべき。	施行規則第40条第１号の規定において、諸外国の例を踏まえ、テーブル上で貸付けやカジノ行為関連景品類により顧客にチップを交付した場合、カジノ行為粗収益の計算上加算していただくこととしています。
223	カジノ行為粗収益の集計結果に関しては、カウントルーム（集計のための専用室）で、カジノ管理委員会より派遣された担当者が日々確認するのか。	御指摘の点については、その適切な運用について、今後検討してまいります。

224	施行規則案第40条第１号イについて、特定資金貸付業務に係る貸付けにより顧客に貸付けた金銭で未回収になった金銭については、実際のドロップ額となるようイから控除されるという理解でよいか。	貸し付けた金銭をもとにチップを交付した場合、貸付けの未回収額は施行規則第40条第１号イから控除されません。
225	施行規則案第40条第１号イについて、イに含まれるカジノ行為関連景品類について、具体的な内容を明記すべき。	カジノ行為関連景品類についてはカジノ事業者の創意工夫をもって多様な内容を定め得るものであるため、具体的な内容の明記は予定していません。なお、法第２条第13項で定義が定められています。
226	施行規則案第40条第１号について、カジノ行為粗収益の算出において、偽札や偽造チップ、盗難等の扱いが不明瞭。ネバダ州やシンガポールの規則ではこれらについては、カジノ行為粗収益からの控除が認めらており、我が国の規則においても同様な扱いとすべき。	偽札や偽造チップ、盗難等の扱いについては法第67条第１項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の審査基準等で示していくことを予定しています。
227	カジノ行為関連景品類の中に、ディスカウントやリベート等が認められ、それらについてはカジノ事業者の国際競争力維持の観点から、カジノ行為粗収益から控除されることとすべき。	御指摘の「ディスカウントやリベート等」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、一般論としては、シンガポール等と同様、カジノ行為粗収益の額から顧客に交付したカジノ行為景品類の額を控除することはできません。なお、具体的な内容や取扱いについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
228	カジノ行為に対する景品として物品を提供した場合について具体的に明示するべき。例えば、ある一定額のカジノ行為に対する対価として抽選権を獲得し、抽選の結果、物品の提供をした場合、提供した物品の取得金額分はカジノ行為粗収益から控除されることとすべき。	法第73条第６項の規定により、カジノ行為に対する対価の支払いとして物品を提供することは認められていません。
229	特定資金貸付業務がテーブルで行われる場合、法第192条第１項第１号ロでは「交付等をしたチップの価額」に含まれるため、カジノ行為粗収益の計算で控除対象になるように読めるが、施行規則案第40条第１号イでは「チップを顧客に交付等する場合」に含まれ、同額だけ同号ロの「集計期間の終期において、カジノ事業者がカジノ行為に使用するために当該テーブルにおいて保有するチップの価額」が減るため、カジノ行為粗収益の計算には影響を与えないと読めるため、整合性がとれていないのではないか。	テーブルで貸付けを行った場合、法第85条第１項により金銭が交付されます（ただし、法第76条第１項により貸付はチップを交付する場合に限られます。）。貸付けを受けた金銭をチップに交換した場合、当該チップの価額は法第192条第１項第１号ロ括弧書きにより控除対象から除外されます。よって、施行規則第40条第１号イにおいて加算項目としている点に矛盾はありません。
230	施行規則案第40条について、集計期間として規定される「24時間を単位とした期間」について、集計期間の終期をクローズするために、特定の時間にカジノ全体のオペレーションを全て止めるようなことは想定していないことを確認願いたい。	集計期間の終期をクローズするために、特定の時間にカジノ全体のオペレーションを止めることは想定していませんが、集計方法については法第67条第１項の「カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続」の認可において適切性を判断することになります。
231	ポーカートーナメントにおいて、30%を控除し、Max70%以内を顧客勝ち金とするとある。この別表の規定とこの施行規則案第40条の規定は合わない様に思えるが整合性はあるのか。	ポーカートーナメントにおいては、集積した賭金の70パーセント以上100パーセント未満を顧客の勝金となる旨規定しており、「30パーセントを控除し、Max70パーセント以内を顧客勝金とする」とは規定していません。その上で、別表第一の第三11の五における「集積した賭金の額」及び「あらかじめカジノ管理委員会の承認を受けた額の勝金」は、それぞれ施行規則第40条第３号イ及びロに該当し、整合的であることから、原案が適当と考えています。
232	ポーカートーナメントについて、集積した賭け金の額に対し100分の70以上1未満の範囲を勝金の総額とあるが、30%は納付金充当ということか。	集積した賭金の額から勝金の総額を除いた価額がポーカートーナメントのカジノ行為粗収益となり（施行規則第40条第３号）、その30パーセントが国庫納付金等となります（法第192条第１項第１号及び第193条第１項）。したがって、御指摘の30パーセント部分は、国庫納付金等充当額ではなく、カジノ行為粗収益の額となります。
233	諸外国のプラクティスとして（納付金、主催者経費・利益を除き）掛け金の額全額を賞金とすることもあることから、100分の70以上1以下とすることを検討いただきたい。	集積した賭金の額から勝金の総額を除いた価額がポーカートーナメントのカジノ行為粗収益となり（施行規則第40条第３号）、その30パーセントが国庫納付金等となることから（法第192条第１項第１号及び第193条第１項）、主催者経費・利益を除いた賭金の額全額を賞金とすることができます。したがって、「100分の70以上1未満」から「100分の70以上1以下」への修正は不要です。
234	施行規則案第41条第２項に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	御指摘の期限については、監督上の必要性や法第28条第４項に規定する財務報告書の提出期限が「当該事業年度経過後三月以内」であることなどに鑑みて適切と考えており、原案が適当と考えています。
（２）その他		
235	「カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額」に関し、費目・費用の内容、範囲の判断基準について、早期に考え方を明らかとするとともに、予め定めた上で公表されるべき。	法第192条第１項第２号で定める「カジノ管理委員会が定める額」の内容や公表時期等については、今後の検討の中で考え方を示してまいります。
６．　カジノ事業の内部管理（定款、業務方法書、各種規程・行為準則）、カジノ施設利用約款		
（１）業務方法書の必要的記載事項等		
236	免許の申請における添付書類とされている業務方法書、依存防止規程について、米国でのIR事業等のグローバルスタンダードから乖離し、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。	御指摘の「米国でのIR事業等のグローバルスタンダード」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、業務方法書や依存防止規程に記載を求める内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
237	業務方法書は職員に対する業務マニュアルと理解するが、極めて広範囲に及び、かつ内部行為準則や法遵守規定を含みうるものと了解している。MICS的な内部統制の考え方を業務方法書で定める事とも解釈できうるが、この考え方でよいか。あるいはMICSに関しては別途何等かの規則を定めることを考慮しているのか。	業務方法書は、事業運営の実施方法の基本的な規範との位置づけであり、対象業務にかかる具体的な手順は、行為準則として届出が求められます。御指摘の「MICS的な内部統制の考え方」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、その上で、カジノ行為粗収益の集計に関する業務の手順及び体制の手続については、法第67条第１項に従って、業務方法書とは別に定めることが求められます。
（２）行為準則の作成等		
238	「必要な能力を有する者」という記載が複数あるが、それらの基準を可能な限り明確化されたい。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。

（3）カジノ施設利用約款		
239	カジノ事業者は、施行規則案第12条第１号ニに定める訪問者の誓約がなされた場合において、誓約に依拠することが合理的である（すなわち、カジノ事業者が相反する事実に係る証拠を有していない）限りにおいては、法第69条に基づく責任から免責されること及び同趣旨の文言を全ての関連条項やカジノ施設利用約款に含めることができるか。	法第237条第１項第６号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることになります。 また、カジノ施設利用約款は、顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するため、カジノ事業者と顧客の間の権利義務の内容を定めるものですので、カジノ事業者が法第69条に基づいて負う義務についてカジノ施設利用約款の内容に含めるのは適切ではありません。
240	施行規則案第12条”ヘ”について、「ヘ　カジノ事業者は、カジノ施設において発見した入場禁止対象者をカジノ施設から退去させる旨の定めがあること。」を「ヘ　カジノ事業者は、カジノ施設において発見した入場禁止対象者をカジノ施設から退去させる旨、及び、その入場禁止対象者に支払われたすべての賞金（リンクされたジャックポットを含む）が没収される旨の定めがあること。」と修正すべき。	施行規則第12条第２号ニ(3)において、御指摘の場合については対応できることとしているため、原案が適当と考えています。
241	施行規則案第12条第５号ロについて、「ロ　カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限その他の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。」を「ロ　カジノ行為関連景品類の提供の停止、利用制限等の措置を行う場合には、その条件及び内容に関する適切な定めがあること。」と修正すべき。	「カジノ行為関連景品類の提供の停止」や「利用制限」は、「措置」の内容の例示として列挙するものですので、原案が適当と考えています。
242	施行規則案第46条第４号や同第56条第２項第６号では、顧客への情報提供を日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこととされているが、カジノ施設利用約款にはそのような規定が無い。カジノ施設利用約款も日本語のみならず多国語での掲示を義務づけるべき。	施行規則第46条第４号や同第56条第２項第６号は、法がカジノ事業者に対して課している義務を遵守させるために情報提供の方法まで規定しています。他方で、カジノ施設利用約款は、カジノ事業者が、顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するために定められるものですので、その掲示方法等についてもカジノ事業者において適切に判断されるものと考えます。
７．　カジノ施設の規模、構造及び設備の技術上の基準		
（１）カジノ施設の規模		
243	法第41条の規定に「カジノ施設の数が一を超えず」とありますが、この具体的な定義を教えてください。	カジノ施設の数については構造的・機能的な一体性等を考慮して判断されるものであり、施設の具体的な設計を踏まえて審査されることとなりますが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
244	法第41条第１項第７号に規定されているカジノ施設の一体性について、本施行規則案にて基準を示してほしい。VIPルームなど複数の隔離された場所でカジノ行為を行うことは可能か。	
245	カジノ施設の各フロアが上下階に分かれていても、カジノ施設内に設置されたカジノ利用者専用エレベーター等で各フロアを接続して一体的な運営を行う場合には、1つのカジノ施設として認められることを確認したい。	
246	カジノ行為の用に供される部分とは、つながった単一の一般顧客用のフロアー区画のみならず、同じ建物の別の階に設置される専用エレベータでアクセスするVIPエリアやVIPルーム、あるいは隣接した建物の一部をかかる用途に供するということが認められるのか。	
247	施行令（案）への意見募集に対するIR推進本部事務局の考え方（平成31年３月29日公表）によると、IR施設の床面積の合計は「IR施設のうち建築基準法第２条第１項第１号の定義に該当する全ての建築物について、建築基準法施行令第２条第１項第３号により算定した床面積の合計を指すもの」とのことだが、この理解で間違いないか。	貴見のとおりです。
248	専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の面積は、カジノ行為区画の面積から施行規則案第９条の規定に該当する部分の面積を差し引く、という方法のみによって算出されるという理解でよいか。	
249	ゲーミング区域として「専らカジノ行為の用に供される部分」の面積も、ホテル・展示会の基準面積と同様に、内法面積での計算と解釈してよいか。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
250	プライベートゲーミングサロンのカジノ行為区画としての床面積は、テーブルの外側１メートルまでの部分のみを算入する扱いとすべき。	
251	「専らカジノ行為の用に供される部分」の面積に関して、当該区域内に設置されるテーブル、スロット、及び顧客席に対し、特定のエリア標準（平米）を設けて算出基準とする考え方はあるか。	
252	施行規則案第９条第７号に掲げる「通路」について、この通路はテーブル及びスロット間の通路も全て含むものか。	
253	床面積の合計を証する書類やゲーミング区域、カジノ施設の構造・設備、ケージ等、監視設備を記載する図面として認められる書類を様式の提示などにより明確にしてほしい。	

254	カジノ行為区画においてゲーミング区域に含まれない部分を広く定義することで、施行令第６条に定める面積制限の趣旨を潜脱するおそれがあるので、通路、階段、便所等も専らカジノ行為の用に供する部分に含まれると施行規則案を修正すべき。	ゲーミング区域の床面積の制限については、カジノ行為への依存防止等の観点からカジノ施設の規模を適切に制限するという規制主旨を踏まえ、カジノ行為に使用される機器等が設置される部分を網羅的に規制の対象とするため、原案が適当と考えています。
255	施行規則案第９条におけるゲーミング区域の定義の方法は、法第41条第１項第７号に反したものではないか。施行規則案においては、専らカジノ行為の用に供される部分を列挙することによりその合計としてゲーミング区域を定義するべき。	
256	カジノ施設から通路、便所などは除かれており、３％の縛りをできるだけ緩めて、カジノ事業者に有利になるようにする姑息なやり方である。	
257	法第41条第１項第７号は「専らカジノ行為の用に供される部分」に関して「カジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計」として、カジノ管理委員会規則が定める部分を「加算」してゆくことを前提としてこれを定めている。それに対して、施行規則案第９条は「カジノ行為区画のうち次に掲げる部分以外の部分」としてカジノ行為区画から特定施設部分を「減算」することを前提として「専らカジノ行為の用に供される部分」を定めており、法の定めを違える記述となっている。	
258	ゲーミングピットは、ゲーミング区域に含まれるか。	いわゆるゲーミングピットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。
259	「ピットエリア」は、施行規則案第９条第１号から第10号までに該当しないという扱いとしてほしい。	
260	施行規則案第９条について、カジノ行為のために顧客に使用されることがない、（１）飲食エリア、（２）エンターテイメントショーのためのエリア、（３）物販エリア、（４）カジノピットエリア等についてもカジノ行為区画の床面積から除外すべき。	御指摘の（１）～（３）については、専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分であればゲーミング区域に含まれません。（４）については、いわゆるゲーミングピットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。
261	カジノ行為区画の床面積の合計（３％以内）の算出基準について、ピットエリア等（具体的には、テーブルゲーム管理のバックハウス機能である「ピット」部分の面積や廊下、バックオフィス等）を当該面積から除外することを明確に規定すべき。また、同様の趣旨から、施行規則案第９条第11号の「カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分」に含まれる部分を明確にすべき。	いわゆるゲーミングピットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。また、施行規則第９条第11号への該当性については、今後、審査基準等において考え方を示すとともに、カジノ施設の個別具体の設計を踏まえて判断することとなります。
262	カジノ行為区画のうち、施行規則案第９条第６号に掲げる「専らカジノ行為区画内関連業務の用に供される部分」について、（１）カジノのバック・オブ・ハウスに関連する部分（カジノの管理事務を行う場所）、（２）ピット部分及び（３）ゲーミング・フロア内の動線部分（テーブルとスロットの間等）が含まれるのか。これら３ヶ所は、施行規則案第９条第11号に掲げる「カジノ行為の用に供されるおそれがないものとしてカジノ管理委員会が認める部分」に該当するのか。	御指摘の（１）については、附帯区画に該当する部分はそもそもカジノ行為区画に含まれません。（２）については、いわゆるゲーミングピットは、ゲームの結果の判定やテーブルにおける現金やチップの出し入れの管理を行う等、カジノ行為区画内でカジノ行為に直接的に関与し、カジノ行為の進行管理を行うための部分であることから、ゲーミング区域とすることが適当と考えます。（３）については、通路に該当する部分はゲーミング区域に含まれますが、通路の範囲の考え方については、今後、審査基準等において示してまいります。
263	カジノ行為区画内に設置されうるロイヤルカスタマー専用カウンターは、専らカジノ行為の用に供される部分の床面積から控除されるか。	御指摘の「ロイヤルカスタマー専用カウンター」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、施行規則第９条を踏まえ、カジノ行為を行う場所に該当しない部分であればゲーミング区域に該当しません。
264	ロイヤルカスタマー専用カウンター/ルーム（商品・グッズとのポイント交換をはじめとしたロイヤリティプログラムの提供の用に専ら供される部分）の床面積は、専らカジノ行為の用に供される部分の床面積から控除されるという理解でよいか。	
265	施行規則案第９条第９号に掲げる「美術品その他これに類する物品の展示の用に供される部分」について、実際に「美術品その他これに類する物品」が設置されている面積のみゲーミング区域から除外されるという理解でよいか、その具体的な定義を教えてほしい。	施行規則第９条第９号は、美術品その他これに類する物品の用に供される部分を指しますが、いずれにしても、カジノ施設の個別具体の設計を踏まえて判断することとなります。
（２）カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準		
266	カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準について、定量的な基準については示されていない。これら基準については、国外におけるカジノ施設運営実績をもつ民間事業者の一定裁量に委ねられるべき。	構造設備基準については、今後、審査基準等において考え方を示してまいりますが、カジノ事業者においては、法令や審査基準等を満たす範囲で、一定の裁量を有することになります。
267	施行規則案第10条第６号の「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備を設けないこと。」を「写真、装飾その他の善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある設備を設けないこと。」と修正すべき。	御指摘の修正では規制の主旨にそぐわないものとなるため、原案が適当と考えています。
268	施行規則案第10条第６号に掲げる「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、装飾その他の設備」の内容を明確化すべき。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
269	施行規則案第10条第６号における「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある」写真、装飾その他の設備は、設置してはならないとの基準は曖昧である。該当する例を挙げた上で、当該要件を明確にしてほしい。	
270	施行規則案第10条第７号ヘ表１列目第１号の「区画線」とはシンガポールの施設（マス、VIPルーム）等で行われている絨毯に連続するテープを張ることにより当該カジノ行為区画を物理的に区切ることを想定しているか。	
271	施行規則案第10条第７号ヘ表１列目第１号に「壁、柵その他の区画物又は区画線により当該部分の範囲を明示すること」とあるが、カーペットの色を分けることをもって当該「区画線」として認められるのか。	
272	施行規則案第10条第７号ヘ表に関して、監視設備全般（カメラの設置台数に関する要求事項、ケージ等のいわゆるセンシティブエリアの設備、及びデータ保存期間など）は運用の問題として個別に検討されその基準等が別途規則により定められるという整理でよいか。	
273	どのようなケースが施行規則案第22条各号に掲げる軽微変更に該当するのか明確ではないため、軽微変更に該当するか否かの判断に資する具体的な指針や解釈、及び当該各号に掲げる「設備」に該当する物品等を予め明確にすべき。	

274	カジノ行為区画内にありつつも、区画物によってカジノ行為区画を容易に見通すことができないレストラン等を設置することは可能か。	貴見のとおりです。
275	規則案第22条第３号は「カジノ行為に使用するテーブルおよびカジノ関連機器等に該当するもの」を軽微な変更の対象外と規定する。この変更はIR整備法第48条第１項第３号の変更にあたると了解してよいか。	
276	飲食店や小売店がカジノに隣接している場合、これら店舗の敷地内からカジノ行為区画が見えていても良いか、飲食店等からカジノ行為区画へ直接行き来できるようにすることが可能か。	施行規則第10条第７号イに定めるとおり、カジノ行為区画は内部が外部から容易に見通すことができないものである必要がありますが、いずれにしても、その設置の可否についてはカジノ施設の個別具体の設計を踏まえて判断することとなります。また、御指摘の「飲食店等からカジノ行為区画へ直接行き来」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ施設でない飲食店や小売店からカジノ施設に入場しようとするときには、本人確認区画を通過する必要があります。
277	レストラン、小売り店等の設置場所につき、ゲーミングフロアとの関係で特段の規制はないか。	レストランや小売店がカジノ施設内に設置される場合は、施行規則に定める構造設備基準を満たす必要があり、カジノ施設外に設置される場合でも、カジノ施設の内部が外部から容易に見通すことができないものとすること等に留意することが必要です。
278	施行規則案第10条第７号ロの「屋外の部分」とは、屋外に面した部分を指すのか。	御指摘の「屋外に面した部分を指すのか」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、当該規定は屋外の部分を指しています。
279	施行規則案第10条７号の階段部分の監視施設に関する要求を削除すべき。	カジノ行為区画の階段については、法における他の各種規制の実効性を担保するため、カジノ施設の監視及び警備を実施する等の観点から、監視設備の設置義務を設けているところであり、原案が適当と考えています。
280	施行規則案第10条第７号へについて、階段を監視カメラによる監視の対象に含めることは業界標準ではないため、規則を変更してほしい。	
281	施行規則案第10条第７号へ表１列目第３号について、カメラを見ている者がゲーム機器を認識できなければならないことを意味するのか。	御指摘の「ゲーム機器を認識」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、監視している者が適切にゲームの公正性を確認できる必要があります。
282	「カジノ管理委員会専用室」について、どの程度の広さを想定しているのか。	専用室は、カジノ行為業務又はカジノ関連機器等の使用の停止命令及び立入検査（法第73条第13項、第74条第７項、第203条）、完成検査等（法第44条第１項、第48条第７項）、業務及び経理の年次監査（法第196条）その他のカジノ管理委員会による検査、監査（法第197条等）を適切に行うために必要な広さを有することを想定していますが、カジノ施設の設置の方法が個別具体の設計により異なり得るものであることから、その具体的な広さについては、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
283	施行規則案第10条第９号ホ表４列目にある監視警備室の設置の在り方はカジノ事業者の裁量事項と判断してよいか。	当該規定を含む構造設備基準を満たすものである限りは、監視警備室の具体的な設計はカジノ事業者によって判断されることとなります。
284	施行規則案第10条第９号へに記載のある「カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室」は、専用の室であることが必要か。当該室はカジノ行為区画内にあることが絶対要件となるか。	カジノ事業者が保有する一般的な情報や法令等で記録の保存等について規定する情報を管理するサーバは、必ずしもカジノ施設内に設ける必要はありません。一方、カジノ行為を行うために必要な情報を管理するサーバは、カジノ施設内に設けなければなりませんが、必ずしもサーバの設置のために専用の室を設ける必要はありません。
285	「カジノ業務に使用するサーバの管理を行うための室」は、この目的のために利用できる排他的な（唯一の）場所であることが必要か、また、当該室はカジノ行為区画内にあることが必要か。	
286	施行規則案第17条について、完成検査の所要期間を規則に明記すべき。	完成検査に要する期間については、一概に示すことは困難であり、カジノ施設の規模や個別具体の設計により左右されるものと考えます。
287	完成検査の申請から合格通知受領までの所要期間を確認したい。また、検査に合格しなかった場合は、通知された合格しなかった理由を解決等すれば、再申請することができるのか。	
288	完成検査のタイミングが不明確なので、明確化してほしい。	御指摘の「完成検査のタイミングが不明確」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、検査の具体的な手続については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
289	法第44条第１項の規定による検査の申請後、結果に関する回答について、遅滞なく回答してほしい。	完成検査が完了した後は、遅滞なくその結果を通知してまいります。
290	変更の承認等は、対象事項が広く、実務上支障が出る可能性があるため、事業運営に重大な影響を及ぼさない軽微変更や迅速な対応を必要とする事項については、承認事項から除外する、ないしは事後報告のみの対象にするなど臨機応変、柔軟な制度的枠組みとすべき。	構造設備基準については、法における他の各種規制の実効性を担保するため、法第48条第１項第３号に基づき、カジノ施設の構造及び設備に係る免許の基準への適合性に影響がある変更は変更承認の対象としています。なお、一般的に免許の基準への適合性に影響を及ぼすおそれの少ない変更については、手続の合理化の観点から、施行規則で定める軽微な変更として届出制にしているところです。
291	カジノ行為に使用するテーブルの数の変更は法第48条第１項第３号の「カジノ施設の構造又は設備」の変更に当たるか、同テーブルに使用される座席数の変更は構造又は設備の変更には該当せず、施行規則案第22条第２号に基づく軽微な変更の届出も不要か。	カジノ行為に使用するテーブルや座席の数の変更は、法第48条第１項第３号の変更に該当します。
２．　事業活動に関する事項		
１．　入場管理		
（１）入退場時の本人確認等		
292	法第174条第２項第１号から第４号にあるカジノ行為を行ってはいけない人については、入場自体を規制されているわけではないので、個人番号カードによる手続き及び入場料の支払いをすれば、入場ゲートからカジノ行為区画に入場できると考えてよいか。	法第174条第２項各号に掲げる者については、法第69条の各号に掲げる者に該当しない限りカジノ行為区画への入場は禁止されていませんが、カジノ行為を行うことは禁止されています。

293	ポーカートーナメントに限っては、入場回数制限や入場料賦課の対象外とすべき。	法第69条第４項及び第５項並びに法第176条により、本邦内に住居を有しない外国人以外の者は、行うカジノ行為の種類を問わず、一律に入場回数制限及び入場料の賦課の対象となります。
294	カジノ行為区画への入場禁止対象者を排除するための措置について、米国財務省外国資産管理室（OFAC）が指定する制裁対象者等に関しては、仮に、当該主体がカジノ行為を行える場合、特定金融業務（特定資金受入業務、特定資金移動業務）において、当該者の金融機関の預貯金口座との取引が発生する中、当該者の属性によっては仲介する金融機関が資金移動業務の対応ができなくなる可能性がある。特定金融業務に係る好ましくない取引主体は、カジノ行為区画への入場禁止対象者とならないのか。	入場禁止対象者については、法第69条各号に列挙されています。 なお、カジノ事業者において、入場者が施行規則第112条第１項第１号の「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」に該当すると判断した場合には、同号に基づきカジノ施設への入場を禁止することとなります。
295	施行規則案第51条について、居住者である日本人のうち、個人番号カードを有しない者については、他の公的な身分証明書（運転免許証やパスポート）による識別を許容すべき。	法第70条第１項は、カジノ事業者は、入退場時ごとに、本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等から個人番号カードの提示を受けなければならないと規定していることから、それ以外の公的な身分証明書による識別は認められません。
296	本人確認手段から、個人番号カードをのぞくべき。	
297	本人確認に関して、旅券は住所の記載がないものがほとんどだが、確認する項目は、氏名・生年月日だけか。	法第70条第１項は、氏名、生年月日及び写真とともに、本邦内に住居を有しない日本人にあっては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあっては国籍を本人特定事項としていますが、これらの情報は旅券の記載内容から確認することが可能なものです。
298	カジノ施設への入退場時の本人確認では、本邦内に住居を有しない日本人は旅券による識別がなされ、本邦内に住居を有しない外国人以外の者には入場等回数の上限が設定されており、当該制限は国外居住日本人にも適用されるものと理解しているが、このような理解でよいか。	貴見のとおりです。
299	「入退場時の本人確認等」について、改正JPKI法により、かなりのことが可能になると想定できるが、IR整備法の下で、何がどの程度まで、如何なることが可能になるのかをガイドライン等で明確にすべき。	法第70条第１項に基づき、カジノ事業者がとるべき措置については、施行規則第51条に規定しています。 また、公的個人認証法等の改正については、改正内容に応じ、今後対応を検討していくこととしています。
300	「入場時の本人確認等」について、カジノ施設内(あるいはIR施設内)においては、常時、生体認証の対象としてとらえられていることを明示すべき。	御指摘の「「入場時の本人確認等」について、カジノ施設内（あるいはIR施設内）においては、常時、生体認証の対象としてとらえられていること」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、入退場時の本人確認等において生体認証を活用することについては、法及び施行規則において、特段の規制を設けておらず、カジノ事業者の判断に委ねられています。 なお、仮にカジノ事業者が生体認証を活用する場合は、個人情報保護法その他の関係法令の規定を遵守し、適切に生体情報を取り扱うことが必要となります。
301	本邦内に住居を有しない日本人を旅券で本人確認する場合、ローマ字表記のみだと正しく反社勢力の照合が行えないため、日本語表記による補完書面での確認を検討すべき。	施行規則第51条第１項第１号は、本邦内に住居を有しない日本人から提示を受けるべき書類として、旅券を規定しているところ、旅券には法第70条第１項の本人特定事項のすべてが表示され、又は記載されており、これのみで本人特定事項の確認及び入場禁止対象者該当性の確認が可能であることから、原案が適当と考えています。
302	「乗員手帳」の提示について、本邦内に住居を有する外国人のうち乗員手帳以外の施行規則案第51条1項各号で列挙する書類は保有しないが乗員手帳だけは保有している者が存在するからという理解でよいか確認したい。	乗員上陸許可を受けて本邦内に滞在する外国人の中には、旅券を所持していない者も存在し得るところ、施行規則第51条第１項第５号は、乗員上陸許可を受けた者から提示を受けるべき書類について、旅券又は乗員手帳及びそれらの番号が記載された乗員上陸許可書を規定しています。
303	居住者たる外国人が自国のパスポートにて入場を試みた場合、国内に住居を有するか否かを確認する方法がない。旅券番号等から直ちに当該外国人の居住性を確認し、結果をカジノ事業者に電子的に送信するシステムをカジノ管理委員会が構築するという理解で正しいか。	施行規則第51条第２項第１号ロは、カジノ事業者は、入場者から提示を受けた旅券等の査証・証印等から、入場者が本邦内に住居を有するかどうかを確認しなければならず、それらにより当該入場者が本邦内に住居を有しないことが確認できないときは、当該入場者から本邦内に住居を有しない旨の申告を受けることとしています。 なお、カジノ管理委員会において、御指摘のようなシステムを構築することは想定していません。
304	本邦内に住居を有しないことの申告が虚偽であった場合、申告を受けたカジノ事業者には法第238条第３号に基づく罰則の適用はなく、その他一切の責任は生じないとの理解でよいか確認したい。	法第238条第３号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることになります。
305	署名用電子証明書による本人確認手続（６桁から16桁のPIN入力）に限っては、入場ゲート前に限定することなく予めPCやモバイル端末などを利用して本人確認手続を実施することができるという理解でよいか確認したい。	施行規則第51条第３項の方法については、本人確認区画外からインターネット等を通じて署名用電子証明書の送信をすることも可能とすることを想定しています。
306	入場ゲート前に限定することなく予めPCやモバイル端末などを利用して個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書による入場等回数制限対象者該当性についての照会を可能とすべき。	法第70条第２項の入場等回数制限対象者該当性の照会は、入退場時ごとにしなければならないこととされています。
307	施行規則案第51条第４項について、顔情報と基本4情報のうち半分以上が最新なら入場可能とできないのか。	法第70条第１項では、本人特定事項のいずれについても、最新かつ有効なものを確認するよう求めています。
308	施行規則案第51条第４項の「当該入場者が直近にカジノ行為区画に…」の「直近」とは、どのくらいの期間と考えればよいか。	施行規則第51条第４項の「当該入場者が直近にカジノ行為区画に入場しようとした時」とは、当該入場者が今回入場しようとするカジノ行為区画への前回の入場時をいいます。
309	施行規則案第51条第４項で入場した場合、24時間以内に同じカジノ行為区画に複数回入退場することは可能か。複数地区のカジノ行為区画に連続して行く場合であって、最初のカジノ行為区画に本規定で入場した場合、次のカジノ行為区画には入場できないと解釈できるが、最初のカジノ行為区画に本規定で入場したという情報はカジノ管理委員会サイドから共有されるという認識でよいか。	施行規則第51条第４項は、同項の方法は、「当該入場者が直近にカジノ行為区画に入場しようとした時にこの項に規定する方法により本人確認をした場合」には適用できないと規定しており、本方法によって同一のカジノ行為区画に連続して入場することは認められません。 また、本規定に基づいて入場者が直近にカジノ行為区画に入場した旨の情報をカジノ管理委員会が別のカジノ事業者に共有することは想定していません。
310	法第70条第１項各号及び施行規則案第51条第６項に掲げる入場者に関するデータについては、保存にかかる費用も相当額要するため、当該データの保存期間については設けない、若しくはカジノ事業者が任意で決定できる期間とするか、あるいは現状の案である３年から大幅に期間を縮減すべき。	法第70条第１項の記録の保存期間については、監督上の必要性及び規制の趣旨等を勘案し、３年間とすることとしています。
311	施行規則案第52条第３項第２号に定める「入場者がカジノ行為区画に滞在することにより入場等回数制限対象者に該当することとなる日時をカジノ事業者が把握するために必要な情報」とは、具体的にはどのような情報を指すのか。	施行規則第52条第３項第２号の情報の具体的な内容については、カジノ事業者において、入場者が入場禁止対象者に該当することとなる日時を正確に把握するために必要かつ十分な情報を提供できるよう今後検討を進めてまいります。
（２）入場禁止対象者によるカジノ施設の利用防止のための措置		

312	入場禁止対象者については顔写真付きでリスト化するのか。そうでない場合、どのように検知するのか、顔が変えられていた場合気付き得ないがどのように対応するのかご教示頂きたい。	入場禁止対象者の情報については、顔写真付きリストを作成することを義務付けるものではありませんが、入場禁止対象者該当性の確認に関しては、カジノ事業者は入場者から個人番号カード等の本人確認書類の提示を受け、本人特定事項を確認するとともに、入場禁止対象者のいずれにも該当しないことの誓約を受け、暴力団員等の識別に資する情報と照合することが求められます。
313	施行規則案第54条第１項第３号に「業務または公務としてカジノ事業者において識別できるように」とあるが、当該者のユニフォーム以外に何か外見上識別できる工夫をする必要があるということか。	施行規則第54条第１項第３号の措置は、カジノ事業者において、業務又は公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する者を把握することができるものであれば足り、必ずしもこれらの者を外形的に識別できるようにする措置までを求めるものではありません。
314	入場禁止対象者を「直ちに」退去させるべきではない。所持するチップを換金する必要があるので「遅滞なく」退去させる規定を設けるべき。	法第69条は、カジノ事業者は、入場禁止対象者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない旨を規定しており、カジノ施設で入場禁止対象者を発見した場合、カジノ事業者は直ちに違法状態を解消する必要があることから、施行規則第54条第１項第４号では、入場禁止対象者を直ちに退去させなければならないと規定することとしています。 なお、法第175条でチップのカジノ行為区画外への持出しが禁止されていることから、入場者は退場までにチップを換金する必要があります。
315	施行規則案第54条第２項は明確性を欠くものであり、カジノ事業者に過度な負担を課すおそれがあるため、同項を削除すべき。仮に同項の規定が残る場合であっても、カジノ事業者は、経済的或いは実務的に過度の負担となりうる場合まで、先進的な技術導入を求められるものではないこととすべき。	施行規則第54条第２項は、カジノ事業者に対する努力義務を規定しており、カジノ事業者は、可能な範囲で最大限対応することが求められます。
（３）その他		
316	入場料等の再賦課、再々賦課について、その場での賦課ではなく、退場時にケージで行うということでよいか。	法第176条、第177条の規定により入場料等は、最初の入場から24時間経過後に再賦課、48時間経過後に再々賦課されますが、それらは退場時にまとめて支払っていただくことを予定しており、ケージで支払うことは予定していません。
317	入場料の点で家族連れを優遇してほしい。	法第176条、第181条の規定により入場料の免除・割引は認められていません。
318	チップ換金のためケージの行列に並んでいる間に、再賦課基準時（再々賦課基準時）に達するケースが想定される。遅滞なく退去するための行動を起こしている場合、再納付（再々納付）を免除すべき	
319	入場料等納付後に入場禁止対象者と判明した場合の返金について規定すべき。	法第176条第１項、第177条第１項において、入場料等の返金は認められていません。
320	入場料の支払手段に関しては、如何なる支払い方法（現金、デビットカード、クレジットカード、電子マネー等）でも利用可能か。	法及び施行規則において、入場料のキャッシュレス決済を制限する規定はありません。ただし、法第181条第３項において、カジノ事業者が、入場料等の全部又は一部を立て替え、又は補填するものであってはならないこととされています。
２．　特定金融業務の規制		
（１）特定資金移動（受入）業務に関する規制		
321	施行規則案第４条第２号について「カジノ管理委員会が適当と認める者」とはどのような基準を設ける予定か。	為替取引を犯罪収益移転防止法に従って適切に行う必要があることから、施行規則第４条第２号は、預金の受入れ及び送金業務が認められている国内の金融機関を考えています。
322	また、同２号について、海外の金融機関を含むことを予定しているか。その他、銀行以外の事業者としていかなる者を「為替取引を仲介する金融機関」として認めることを想定しているか、海外送金という形で海外の金融機関からの為替取引を含むのか、それとも、追加で指定する者は国内の金融機関のみで、内国為替のみの為替取引を想定しているか等についても明確にされたい。	施行規則第４条第２号は、預金の受入れ及び送金業務が認められている国内の金融機関を予定しています。 また、為替取引は、海外の金融機関からの為替取引も含みます。
323	特定資金受入業務について、受入業務の種類、（最長）受入期間、返却（消滅）期間等、 詳細を取り決めることは事業者の裁量に委ねることをカジノ管理委員会規則に盛り込むべき。	（最長）受入期間、返却（消滅）期間等については、施行規則第12条第３号イに基づき、カジノ施設利用約款において適切に定めていただくものと考えています。なお、当該約款については、カジノ事業免許の申請時に適切に審査を行うこととしています。
324	特定金融業務の一環として、各顧客の口座を管理するにあたり、口座は分別管理する必要があるのか、それとも1つの口座に資金を混在させて管理することは可能か。	御指摘の「各顧客の口座」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第２条第８項第２号イに規定する「カジノ事業者の管理する当該顧客の口座」については、金銭の額を顧客ごとに管理さえしていれば、１つの口座で資金を管理することも可能と考えています。
325	カジノ事業者側と銀行等金融機関の名義突合で突合すべきものは漢字氏名だけか、生年月日や住所等の突合は不要か。また、国内送金・海外送金それぞれの場合について確認をしたい。また、どの段階で名義が同一か突合をするのか（振込時、連携時）。	施行規則第12条第３号ニに係る具体の手続については、今後、カジノ施設利用約款の審査基準等において考え方を示してまいります。
326	各名義が同一である場合であっても、振込み時にこれらと異なる名義で振込むことが可能か併せて確認したい。	
327	カジノ口座はカジノ事業者が独自に作成するアカウントか取引銀行のカジノ事業者の口座に紐づいて（事業者口座の枝番のように）作成されるものか、どちらを想定しているのか。後者の場合は、実態的にはカジノ口座利用者が取引銀行の口座を使用することとなるため、カジノ事業者が取引銀行の調査要請に適切に従うよう規則を用意すべき。	御指摘の「カジノ口座」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第２条第８項第２号イに規定する「カジノ事業者の管理する当該顧客の口座」については、前者のアカウントを想定しています。
328	施行規則案第66条第１項に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	施行規則第66条第１項は、報告の期限を三月以内とすることを定めたものではなく、特定資金移動要供託額を算定する期間を一週間と定めるものです。
（２）特定資金貸付業務に関する規制		
329	特定資金貸付業務に係る金銭の預入れの最低額1000万円（施行規則案第78条）について、預け入れる1000万円が自己資金か否かを確認する術は無く、借財によって調達する者も予想されるため、カジノ賭博を行う以前の段階で顧客を多額の債務状態に陥れる罠となる。	特定資金貸付業務においては、1000万円以上の金銭を預託した日本人及び国内居住の外国人であっても、返済能力調査において、貸金業法に定める指定信用情報機関の情報等を使用して、少なくとも、㋐年収、㋑預貯金、㋒カジノに係る債務、㋓その他の債務について調査することとしており、これらを踏まえてカジノ事業者において特定資金貸付業務が行われるものと考えています。

330	特定資金貸付業務は、過大なギャンブル利用と過大な借入れを誘発するため、施行規則案第78条自体全て削除し、日本に在住する者に対する貸付けが認められないようにするべき。	特定資金貸付業務においては、1000万円以上の金銭を預託した日本人及び国内居住の外国人であっても、返済能力調査において、貸金業法に定める指定信用情報機関の情報等を使用して、少なくとも㋐年収、㋑預貯金、㋒カジノに係る債務、㋓その他の債務について調査し、その結果に基づいた顧客ごとの貸付限度額設定を義務付けるとともに、貸付限度額を超える貸付けの禁止などの厳格な規制を課し、貸付業務が適正な範囲で行われることとしています。
331	金銭の預入れの最低額は、1000万円では不十分である。	日本人及び国内居住の外国人については、我が国の平均的な世帯の年間収入（629万円（2019年））等から見て相当の資力を有する者にすることを念頭において、同様に預託制度があるシンガポールにおいて貸付対象となるプレミアムプレイヤーの基準が10万シンガポールドル（約800万円）とされていること等を参考に定めたものです。
332	特定資金貸付業務に係る金銭の預入金の最低額を下げるべき。	
333	施行規則案第83条で顧客の返済能力の調査義務を定めているものの、貸金業法のように貸付を拒絶する規定や、貸付の上限額にはなんらの規定がない。これでは際限の無い借財を顧客に追わせることが出来る仕組みとならざるをえない。	特定資金貸付業務は、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして、貸金業法ではなく法で認められているものです。法では、一律の総量規制ではなく、返済能力に関して調査し、その結果に基づいて顧客一人一人につき貸付限度額を定めるとともに、貸付限度額を超える貸付けを禁止することを義務付けています。
334	返済能力調査について、貸金業法と同様に、貸付の上限額を、年収の３分の１及び預託額のいずれか低い金額を上限とするとの規制が必要。	
335	特定資金貸付業務は、カジノ事業者需要以外に顧客からの高度な需要がありかつ導入による弊害が社会的に無いことを調査しこれを検証してからはじめてこの規則の制定をすべき。	諸外国では、あくまで利便性の観点から、カジノにおける貸付業務が、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして必要な範囲で認められており、我が国でも特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月４日）において、諸外国と同様に顧客の利便性向上のため、特定資金貸付業務を認めるべきとされました。 これを受けて、法において厳格な規制を課し、特定資金貸付業務が適正な範囲で行われることとしています。
336	返済能力調査について、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した上で、カジノ事業者単体によるもので十分か、或いはカジノ管理委員会と共同で行うものか。	返済能力調査の具体的な実施方法については、カジノ事業免許の申請書に添付される業務方法書に記載することとされており、この業務方法書の審査を通じて、調査が適正に行われる上で十分なものかを、カジノ管理委員会が判断することとなっています。 業務開始後においては、カジノ事業者が業務方法書に基づいて行った返済能力調査につき、実際に調査が適正に行われているかを、カジノ管理委員会が監督することとなっています。
337	法第86条について、「(顧客が本邦内に住居を有しない外国人であるときは、指定信用情報機関に相当するものとしてカジノ管理委員会が適当と認める者が保有する信用情報）を使用しなければならない」とありますが、この「カジノ管理委員会が適当と認める者」に関してその定義や具体例を教えてください。	本邦内に住居を有しない外国人の返済能力に関する情報については、指定信用情報機関が保有していない可能性が高いため、海外の信用情報機関から得るものとしています。 「カジノ管理委員会が適当と認める者」については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
338	返済能力の調査には、少なくとも施行規則案第83条第１項各号に掲げられている事項（「年収、預貯金、特定資金貸付契約に基づく債務の状況、借入れの状況）を調査しなければならないとされているが、「その他の適切な方法」（同条第２項第１号）又は「その他の当該者の収入の状況を示す書類又はその写しを確認する方法」（同項第２号）により調査した場合には、カジノ事業者は、貸付を実行できるという理解で良いか確認したい。	カジノ事業者による調査の内容や深度が一定の水準以上となることを担保するため、少なくとも㋐年収、㋑預貯金、㋒カジノに係る債務、㋓その他の債務について調査する必要があります。そのため、施行規則第83条第２項第１号又は第２号に定める方法による調査をしただけでは、法第86条第１項の規定による返済能力に関する事項を調査したとは認められません。
339	施行規則案第83条第１項第三号では、「特定資金貸付契約に基づく債務の状況」を調査しなければならないとある。特定資金貸付契約が法第73条第10項で定義されているものの、カジノ事業者は、当該カジノ事業者と顧客との間で締結された特定資金貸付契約以外の情報を知りうることはできないという理解で宜しいか。	法第86条第１項において、使用することが義務付けられている指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することで他のカジノにおける特定資金貸付契約の情報を把握することとなります。
340	施行規則案第83条第１項第三号及び第四号の調査は、どのような調査をすればよいのか。	法第86条第１項において、使用することが義務付けられている指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して調査を行うことを想定しています。
341	返済能力調査について、施行規則案第83条第２項及び第３項に規定する書類以外の書類であって、カジノ事業者が融資を実行するために十分であると考える書類が提供されている場合には、カジノ事業者は貸付を実行できる権限を付与する規定を追加すべき。	収入の状況を示す書類については、施行規則第83条第２項第２号の規定のとおり、源泉徴収票に限られておらず、原案が適当と考えています。 また、預貯金の状況を示す書類については、施行規則第83条第３項第２号の規定のとおり、預貯金口座の残高証明書に限られておらず、原案が適当と考えています。
342	返済能力調査について、源泉徴収票は高度に機微な個人情報であり、単純に第三者がその写しを取得できるとは常識的に考えられにくい。外国人顧客の場合と同様、自己申告で足りるという取り扱いにすべき。	収入の状況を示す書類については、施行規則第83条第２項第２号の規定のとおり、源泉徴収票に限られていません。 なお、当該書類については、カジノ事業者が保管することを求めるものではありません。
343	返済能力調査について、「預貯金口座の残高証明書その他の当該者の預貯金の状況を示す書類又はその写しを確認する方法」とあるが「写しを確認する方法」とは例えばカジノ事業者が関連する書類を目視等で確認し、特段その写しを添付しない行為も認められるか。	貴見のとおりです。
344	特定資金貸付業務に関して、指定信用情報機関が顧客の返済能力の確認を行える全ての情報の一括管理、またカジノ事業者に対し当該情報への常時アクセスを可能とすることを定めるよう強く求める。	法及び施行規則において、御指摘の内容については規制を設けておらず、カジノ事業者と指定信用情報機関との契約の内容によります。
345	特定資金貸付業務について、「不動産担保を含む担保提供を伴う融資を禁止する」との規定を設けるべき。	特定資金貸付業務については、特定資金貸付契約の返済期間が二月以内と定められていることを踏まえ、当該期間内に資金化が可能な資産を前提として行うものです。そのため、不動産担保等の物的担保を伴う貸付けは想定しておらず、原案が適当と考えています。
346	施行規則案第88条について、午後九時から午前八時と規定されていますが、時差が発生する海外居住者への対応はどうするのか。	今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。
（３）その他		
347	施行規則案第65条第１項及び第２項に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	施行規則第65条第１項は、報告の期限を三月以内とすることを定めたものではありません。その上で、施行規則第65条第１項の特定金融業務に関する報告書を三月ごとに作成する旨の規定及び同条第２項の速やかに提出しなければならない旨の規定については、カジノ管理委員会が特定金融業務について適切な把握・監督ができるよう、原案が適当と考えています。

3． 契約・委託の規制		
（1）契約の認可申請時の添付書類等		
348	業務の再委託について、例えば建設請負業は重層的な下請け構造となっており、延50万平方メートルクラスの工事になると５次下請けまで入れると協力会社は３千社を越えるところ、全社に誓約書の提出を求めるのは相当な負担と時間を要するのでやめるべき。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の建設工事の請負契約は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、法第93条及び第95条第１項第２号の委託規制の対象外と考えます。 なお、カジノ事業者が法第53条等に基づき自ら定める内部管理措置に従って、下請業者を含む取引先の社会的信用の確保を図ることは重要であると考えます。
349	施行規則案第97条第４項等に規定する「認可に係る審査に必要な資料」とは何か明らかにすべき。	カジノ管理委員会における契約の認可に係る審査において必要な場合に必要な資料を求める旨を規定しているものであり、審査に必要な資料は個別の契約により異なるものと考えます。
350	融資契約の対象となる銀行について、必要な資料として追加書類の提出を求めることが出来るという理解だが、この資料提出の対象として親会社である持株会社には及ばないという認識で相違ないか。また、この資料提出の対象に融資契約の当事者となる銀行の役員等は含まれないという理解でよいか。	必要な資料は個別の契約により異なるため、親会社である持株会社や融資契約の当事者となる銀行の役員等に関する資料の提出を求めることもあり得ると考えます。
351	事業者に対する融資行為がファンド形式などによるローン実行など相手方の社会的信用度や相手が不明とカジノ管理委員会が判断する場合には、カジノ管理委員会として質問票の提出を求めることがありうるか。	
352	施行規則案第97条第４項は審査に必要な書類として、「出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者となる場合、質問票（法人の場合第８号様式、自然人の場合第10号様式）、その記載内容を証する資料、及び第11号様式（同意書）の提出を求めることができる」と規定するが、全ての場合につき提出が義務ではなく、提出が不要な場合もある、あるいは一般則として、カジノ管理委員会の明示的な要請が無い限り、不要と判断して差し支えないか明らかにすべき。	必要な資料は個別の契約により異なりますが、契約の相手方が当該契約を締結することによりカジノ事業者の支配的な影響力を有する者となる場合には、原則、施行規則別記第10号様式（法人にあっては別記第８号様式）等の提出を求めることになります。
353	融資金融機関に関して、施行規則案第97条第４項に基づき施行規則案別記第10号様式の役員の質問票を要求するか否かについて、合理的な基準を設定すべき。	支配的な影響力を有する者が法人の場合、当該法人の社会的信用の審査のために、その役員の質問票その他の資料の提出を求めることもあると考えますが、質問票の提出を求める対象者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
354	施行規則案第99条第２項第２号について、役員の住所の記載は開示の対象から除外されるべき。	施行規則第98条第２項第２号の契約の届出の記載事項についての質問と思われますが、法第99条に規定する契約の届出は、対象となる契約の基準適合性（法第94条）についてカジノ事業者が点検した結果をカジノ管理委員会に届け出させるものであり、当該契約の相手方が法人であるときはその役員についても点検の対象となるため、当該役員の住所を届出の記載事項から削除することは不適当と考えることから原案が適当と考えています。
（2）カジノ施設内で実施可能な物品給付・役務提供		
355	カジノ内、カジノ施設周辺のあらゆるATMを禁止すべき。またカジノ施設周辺も含めたIR区域内全体において、新規与信機能を有する貸金業の端末を設置禁止とすべき。	カジノ施設内のATMの設置については、依存防止対策の観点から、法第94条第１号ヘに基づく施行規則に、カジノ事業者以外の者がカジノ施設内で実施可能な物品給付・役務提供として定めないことで禁止しています。また、カジノ施設周辺及びIR区域内におけるATM等の設置については、基本方針においてカジノ施設周辺における貸付機能の付いたATM等の設置及びIR区域内における新規与信機能を有する貸金業の端末等の設置が禁止されていることを踏まえ、ATM等の設置に係る施設の賃貸に係る契約（法第95条第１項第４号）について法第94条第１号トに規定する「カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当と認められること」との基準に適合しないものとして認めないこととしています。
（3）認可・事後届出の対象とする契約の範囲		
356	更新のための契約は、カジノ管理委員会の認可を不要とすべき。	認可の対象となる契約は法第95条に規定されており、同条第１項柱書きにおいて、契約の更新の際は認可を要する旨が規定されていることから、施行規則において更新のための契約を対象外とすることはできません。
357	特定の種類の物品・役務提供契約については認可や事後通知が必要とされているが、これらの要件が、事業者との一次契約にのみ適用されるのか、又はあらゆる契約に適用されるのかについて明確にして頂きたい。	法第95条の認可及び法第99条の届出は、カジノ事業者が直接締結する契約を対象とするものです。
358	施行規則案第96条について、一定金額以上の契約は締結前に全てが認可の対象とした場合、認可審査に必要な合理的な期間を明示してもらわない限り、数の多さ、煩雑さより確実に実務が滞ることになりかねない。高額な契約（例えば10億円）以外は届け出制にするとか、事前審査の対象はカジノ関連契約のみを対象とし、それ以外は届け出制にするとか、実務的に実効性が確保され事業者に過度の負担とならない範囲や基準に修正すべき。	認可の対象となる契約は法第95条第１項に規定されており、施行規則において対象外となる契約を追加することはできません。 個別具体的な契約の内容に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
359	施行規則案第98条について、契約期間が１年以下、かつ契約金額が３億円以下であれば、風俗営業等、旅館業、建設業、旅行業等は法第95条の認可は必要なく、法第99条の事後届出でいいのか。	施行規則第98条に列記されている契約が法第95条第１項各号に掲げる契約に該当しない場合は届出の対象となります。
360	カジノ事業以外の事業に係る資金調達の場合に認可の対象となるのは、施行規則案第96条で定める期間あるいは金額に該当する契約であり、法第95条第１項第３号は適用されず、同条同項第５号が適用されることを明確にされたい。	「カジノ事業者が行う業務」については、法第53条第１項第７号において「カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。」と規定されており、法第95条第１項第３号の対象となる契約にはカジノ事業以外の設置運営事業に係る資金調達に係る契約も含まれます。

361	カジノ事業者と融資契約を締結する銀行団は、同事業者の有形無形資産・株式・権利等を融資返済の担保とする慣行がある。担保を取る融資金融機関とカジノ管理委員会との関係をどう整理できるかカジノ管理委員会の考えを明らかにしてほしい。	法第95条第１項第３号の「資金調達に係る契約」の範囲には、資金調達そのものを規定する契約（金銭消費貸借契約等）のみならず、資金調達のスキームを構成する関連した契約も含まれるものであり、カジノ事業者が融資金融機関との間で締結する担保権設定契約についてもこれに該当し、事前認可の対象となるものと考えます。
362	融資契約上の期限の利益喪失事由は、カジノ事業免許の取消事由とも密接に関係すると思われ、カジノ管理委員会も含めた利害関係者との対話調整が必須となると思われるが、その調整方針を規則で定めるのか、運用において定めるのか、カジノ管理委員会の意向を確認したい。	カジノ事業者が金融機関と締結する資金調達に係る契約は事前にカジノ管理委員会の認可を受ける必要があり、当該契約の内容や契約条件も審査の対象となります。
363	カジノ管理委員会の認可が必要な契約の期間又は支払う金額について、施行規則案の要点では国内の主要企業の取引実態等を参考にしたとあるが、カジノ事業は国内初の事業であり、参考とすべき取引実態が存在したのか疑問。	カジノ事業は国内初の事業であり、我が国に存在しないことから、国内の主要企業等の取引実態等を参考に、カジノ事業の収益の不当な流出を防止し、カジノ管理委員会による監督を適切に実施する観点から適当な基準として定めたものであり、原案が適当と考えています。
364	期間が１年超又は支払総額が３億円超の契約についてはカジ管の認可が必要とのことだが、金額の閾値があまりに低い。	
365	認可を受けなければならない契約の期間及び金額について、(i) 期間を３年又は５億円に延ばす、(ii) 又は一定の範囲の契約に限定するべき。	
366	認可が得られなかった契約については、カジノ事業者が即座に契約上の責任を負うことなく解除できる旨の規定を規則に盛り込むべき。	法第95条第２項において、認可を受けないで締結した契約はその効力を生じない旨が規定されています。
367	契約の認可に係る標準処理期間を示すべき。	個別具体的な契約の内容に応じて審査に要する期間が大きく異なるため、一律に審査期間を示すことは困難と考えていますが、御指摘の標準処理期間については、今後、個々の手続の内容等に応じ、検討してまいります。
（４）委託を認める業務等		
368	カジノ事業者（法第２条第９項）になる前に行われる開業準備的行為も外部委託禁止の対象になりうるか。	法第93条第１項のカジノ業務の委託に係る規制はカジノ事業者の行う業務を対象とするものであり、カジノ事業免許付与以前に行われるものは対象ではありません。
369	カジノ業務の委託は法第93条で制限されていますが、カジノ業務以外の業務を行う子会社の設立及びカジノ業務以外の業務の委託は本施行規則案で制限されていないことについてご回答ください。	法に子会社の設立それ自体を規制する規定はありませんが、子会社に一定の事業を行わせる場合、当該事業の内容・規模等に照らしてＩＲ事業運営の一体性（法第９条第11項第３号イ）や専業義務（同号ハ、法第18条）を潜脱するような形態でないことが必要であり、その上で、子会社との間での物品・サービスの調達等に関する契約を締結する場合には、委託規制（法第93条）及び契約規制（法第94条、第95条、第99条等）の対象となります。
370	外部委託について、カジノ事業そのものでなく、たとえば(i) カジノ事業の企画や戦略策定行為及び(ii) IR施設の設計やデザインも、附帯業務として外部委託禁止（法第93条）の対象になりうるか。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の業務について、(i)についてはその内容が明らかではないことから、法第93条第１項の委託規制の対象となるかについての回答は差し控えます。(ii)については、例えばIR施設の設計やデザインを外部事業者に発注することは、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、上記の趣旨から法第93条第１項の委託規制の対象外となります。
371	施行規則案第93条について、カジノ施設と金融機関の間の現金輸送が法第93条第１項のカジノ業務の委託に該当するのであれば、施行規則案第93条にこうした輸送を追加すべき。こうした輸送は外部に委託するのが通例であり、法第95条第１項第２号で読むということを確認いただきたい。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。現金を輸送する業務は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えないため、法第93条及び第95条第１項第２号の委託規制の対象外と考えますが、御指摘のようなカジノ業務で用いるための現金を輸送するという契約は、「カジノ業務に係る契約」として法第95条第１項第１号の認可の対象になるものと考えます。
372	事業者が外部委託できる業務リストについて、当該リストは限定列挙と理解しているが、給与管理や人事に関する業務等も外部委託できるようにして頂きたい。	法の委託規制は、特権・例外的に与えられるカジノ事業免許の趣旨に鑑み、同法上カジノ事業者自らがその責任の下で実施すべきカジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務を含む設置運営事業を他の者に行わせることについて規制するものです。御指摘の「給与管理や人事に関する業務等」の内容が必ずしも明らかではありませんが、一般的に給与計算や労務管理の一部をアウトソーシングするような契約により履行される業務は、そのようなカジノ業務又は設置運営事業とは言えず、上記の趣旨から法第93条及び第95条第１項第２号の委託規制の対象外と考えます。
373	規則第93条第２号の「カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に係る業務」に、カジノ事業者以外の事業者がカジノ行為関連景品類（法第２条第13項第２号）を提供する業務は該当するか。該当しない場合、１年未満かつ３億円未満の契約（施行規則案第96条）であれば認可不要で、法第99条第２号に該当しなければ事後届出も不要か。チップと交換可能な金銭その他の経済上の利益であるカジノ行為関連景品類を提供できるカジノ事業者以外の事業者として反社会的勢力が介入することを懸念。	法第93条第１項及び施行規則第93条はカジノ業務のうち委託できる業務を規定しているところ、法第２条第13項第２号のカジノ行為関連景品類を提供する業務は「カジノ業務」には当たらないことから、法第93条第１項及び施行規則第93条の規制の対象とはなりません。一方で、当該業務を行うに当たり、カジノ事業者以外の事業者がカジノ事業者と締結する契約は、法第95条第１項第１号の「カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約」として認可の対象となります。
（５）その他		
374	カジノに関するジャンケット活動の禁止について、より具体的に施行規則に定めるべき。	いわゆる「ジャンケット」等と呼ばれる業者の業態は必ずしも一様ではありませんが、例えば、カジノ事業者からカジノフロアの一部を借り受け、顧客にカジノ行為を行わせるような業態は、カジノ事業免許の趣旨を没却させることとなるため、法においては諸外国において「ジャンケット」等が行っている行為についてカジノ事業者に対する個別の規制を設けており、例えばカジノ行為業務の委託やカジノ施設におけるカジノ事業者以外の者による貸付けは認めないこととしています。
375	カジノ事業者が資産凍結等経済制裁対象者と取引し、課徴金等を課されることのないよう、資産凍結等経済制裁対象者との取引に規制を用意するといった追加対応を検討すべき。	カジノ事業者はその締結する契約について、契約の相手方が社会的信用を有する者であることを含む法第94条の契約の基準に適合させる義務を負うものであり、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で契約の基準適合性を点検することが求められます。

376	法第94条は、国及び地方公共団体との契約を同条に基づく契約規制の対象から除外している。国又は地方公共団体の規制を受ける一定のベンダー（例えば、電気・ガス・水道の供給者等の公益事業者）についても、除外或いは当該ベンダーに対する調査を著しく簡素化していただきたい。	契約規制の対象から除外される契約は法定（法第94条柱書き中括弧書き）されており、施行規則において除外対象を追加することはできません。一方、カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。
377	施行規則案内の契約及び社会的信用に係る要件は、カジノ関連機器等の調達にも適用されると理解している。これらの要件は実際にはどのように機能するのか、また（継続的な報告義務等の）違反には、どのように対処するのか。	契約規制は、法第94条柱書きにおいて除外されている契約を除き、契約の相手方がどのような者であっても同様に適用され、当該規制に違反した場合には個別具体の状況に応じてカジノ事業者に対して監督処分等が行われます。
378	カジノ行為粗収益の額に比例して算出される金額、及び当該収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払うような内容の契約は、締結することができない旨理解しているが、例えば認定設置運営事業者の５％以上の株式を保有し、背面調査を経てカジノ事業免許を取得したカジノ事業者が、認定設置運営事業者との間でカジノ行為粗収益に連動したマネージメントフィー等の支払いを求める契約を締結することは可能か。	法第94条第１号ホの規定は、同条柱書き中括弧書きで除外されている契約以外の全ての契約に適用されており、どのような相手方であってもカジノ行為粗収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払う契約を締結することは認められていません。
379	外部委託について、例えばホテル事業を外部委託した場合に、委託先に報酬を払うにあたり、GGRに連動していなければよいのか。	
380	法第94条第１号ホにおいて、『カジノ行為粗収益』ベースの報酬を約す契約は禁止されているが、IR全体の事業収入若しくは、EBITDAや営業利益などの利益基準をベースに報酬を算定することが同様の規制の対象にはならないことを明確にされたい。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第１号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。
381	事業者のIR全体の事業収入もしくは、EBITDAや営業利益などの利益基準をベースに報酬を算定することはGGR連動契約と同様に規制の対象となるのか。区分経理に分けた利益基準の枠内で報酬を算定することは上記とは関係なく認められるのかを規則案において明確にすべき。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第１号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。御指摘の「区分経理に分けた利益基準の枠内で報酬を算定」については、意味するところが明らかではなく回答は差し控えます。
382	例えば認定設置運営事業者の５％以上の株式を保有する認可主要株主が、親子会社間で、認定設置運営事業者に対し、一部サービスを提供し、カジノ行為粗収益以外のIR全体の収入や利益ベースの指標に連動したマネージメントフィー等の支払いを求める契約を締結することは可能か。　また、フィーが固定の場合はどうか。	いわゆるGGR連動契約は、カジノ収益がカジノ事業免許を取得した者以外の者に流出することになるなど、カジノ事業につき厳格な免許制を採用した趣旨を没却するため法第94条第１号ホにおいて禁止されているものであり、IR収益に連動した契約まで禁止しているものではありません。「フィーが固定の場合」については、その金額の算出方法が法第94条１号ホに該当しない場合にはGGR連動契約として禁止されるものではありません。
383	カジノ事業免許が付与される前に締結された契約は、認可や委託規制等の契約規制の適用対象となるのか。	法第95条の契約の認可はカジノ事業者が締結しようとする契約を対象とするものであり、カジノ事業免許付与以前に締結される契約は法第３章第２節第６款の契約規制の適用対象ではありません。ただし、カジノ事業免許に係る審査における社会的信用の有無を判断するための審査の一環として調査の対象となることがあります。
384	施行規則案第97条について、契約認可申請の申請者はカジノ事業者であり、カジノ事業者としての法的地位が無い限り（即ち法律上のカジノ免許を取得していること）、契約認可の対象者とならないことをご確認願いたい。	
385	カジノ事業者（法第２条第９項）になる前に締結された契約は、契約締結制限や契約認可の対象になりうるか	
386	認定設置運営事業者が締結する融資契約は免許申請6ケ月前の期間に締結した契約として申請書類に参考として添付することはありうるが、審査・認可の対象とはならないことを確認願いたい。対象になると判断する場合、その権限の法的根拠を明示願いたい。 尚、認定設置運営事業者がカジノ免許申請行為をした後に当該融資契約を締結する場合も、申請・審査手続き実施中の契約の認可を求める条項は法令には存在しない。この場合も上記と同様の考え方となるのか、カジノ管理委員会の考えを明らかにされたい。	
387	第三者からの資金調達のためゲーミング機器に担保権を設定することが可能か否か。	法及び施行規則において、御指摘の内容については規制を設けておらず、ゲーミング機器に担保権を設定すること自体は禁止されていません。
388	施行規則案第94条、第100条がそれぞれ定める措置は、措置の実施及び内容について、判断はカジノ事業者に委ねられており実効性に疑問がある。	法では、カジノ事業者に対し、個別の行為規制を課すとともに、カジノ事業者自身による自律的な規制として内部管理体制の整備を義務付けており、契約規制についても業務方法書の審査や行為準則の届出、カジノ管理委員会による監督権限の行使など重層的・多段階的な規制により実効性を担保する仕組みとなっています。
389	施行規則案第94条から第100条までについて、効率的な規則の制定と運用をすべき。 例えば ・第97条の契約の相手方の点検等は、都道府県警察等に対し、特にカジノ施設に関する業務については情報提供等積極的に協力するよう指導する ・法第95条第１項第２号及び第４号の契約のうち、第５号に基づく施行規則案第96条に規定する期間又は金額を超えないものは、特に効率的に規則を運用する ・MICEのオーガナイザーは法第95条第１項第４号の賃貸を受けるとしても、個々の出展等は法第100条に該当しないと解釈する　など。	御指摘の点も含めて、今後、適切な運用について検討してまいります。 なお、カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。

390	契約の点検等がカジノ事業者の責務となっていますが、同趣旨はカジノ管理委員会の直接の審査ではなく、カジノ事業者が契約内容、相手方に応じたメリハリをつけた確認を認めるということを明らかにすべき。	カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。
391	法第94条は、全ての契約について支配的な影響力を有する者の「社会的信用」の評価を含む、多くの事項を確認することを要求しているが、このレベルの社会的信用の確認を、全ての個別のベンダーについて行うことは非常に負担であり、取引が可能な事業者の範囲を大幅に制限することになる。合理的な裁量をもって「社会的信用」の確認を行うことが認められるべき。	
392	過去に認可を得たベンダーとの契約の更新について、個別契約に焦点を当てるのではなく、ベンダーに焦点を置いたアプローチをとるべき。或いは、このような契約の更新の際のチェックは、他の契約に対するチェックよりも簡易化すべき。	
393	施行規則案第97条第３項及び第98条第３項は、カジノ事業者に対して、法第94条第１号に掲げる基準に適合していること等の点検の手法及びその結果を記載した書面を提出することを求めている。カジノ管理委員会の契約認可プロセスの一環として、カジノ管理委員会には、カジノ事業者の内部統制及びコンプライアンス計画の報告に依拠することに焦点を当てたアプローチを行っていただきたい。	カジノ事業者が締結する契約の基準適合性は、厳格な免許審査を受けたカジノ事業者が、業務方法書等の内部管理措置に基づき、自らの責任で点検するものであり、それらが適切に行われているかを契約の認可に係る審査においてカジノ管理委員会が審査・確認するものです。カジノ事業者による点検については、契約に係る内部管理措置（法第53条、第102条）において契約の種別ごとのリスク評価を行いそれに応じた点検方法や深度で点検を行うことを定め、それに基づいて個別の契約の点検を行うことが考えられます。 カジノ管理委員会においては、契約に係る事項を含む業務方法書について審査するとともに、契約の認可に係る審査等において、カジノ事業者による点検が法第102条等に基づき自ら定める内部管理措置に従って行われているかを中心に確認することを考えています。
394	施行規則案第36条等について、株主等や契約先の「社会的信用の視点」は、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案第一」に例示されている下記の視点と同じか。 ①暴力団との関係の有無・内容 ②法令順守状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ③社会生活における活動の状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ④経済的状況に関する不適切な経歴・活動の有無・内容 ⑤他者との不適切な社会的・経済的な関係の有無・内容	株主等や契約先の社会的信用の視点については、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案第一」に例示されている視点も踏まえ、今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。
395	契約の相手方、５％未満の出資者などカジノ事業者に社会的信用、属性を確認する義務が生じるものがあるが、確認すべき内容を明らかにすべき。	御指摘の点については、今後、審査基準等を策定する際に検討してまいります。
396	法第94条第１号トの具体的な判断基準や考え方を示すべき。	
397	契約認可（施行規則案第93条乃至100条）について、事業者と金融機関が合意した契約内容（コベナンツ等の諸条件）のような事項は法第94条第１号トに該当しないことを明確にしていただきたい。	法第94条第１号トは契約内容の適切性に関する基準であり、法第97条第１項に基づき、契約の認可に当たってはカジノ事業者と金融機関が締結する契約の内容についても審査の対象となります。
４．　カジノ行為区画内関連業務及び苦情の処理に関する規制		
398	カジノ場で頻発する顧客とのゲーミング係争（どちらが勝ったか負けたか、ゲームの運営は公正公平に規則通りなされたか等に関する顧客のクレーム）に対し、カジノ管理委員会が規則ルールに従い公正なゲームがなされたかに従い事実を検証し、判断を下すべき。	カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情を適切かつ迅速に処理することが求められており、法第111条第１項に規定する「カジノ業務」には、カジノ行為その他の同法第２条第８項第１号の「カジノ行為業務」が含まれることから、顧客とのゲーミングに関する係争・カジノ行為に関する苦情についてもカジノ事業者において法第111条及び施行規則第113条に基づき適切かつ迅速に処理されるべきものと考えます。
399	カジノ事業者に設置が求められている苦情を受け付けるための窓口において苦情を受け付けた場合について、対象となる苦情は、賭博で負けたことに対する苦情等を除外し、当該窓口の設置の趣旨に鑑み、カジノ事業者が記録の作成・保存、また原因究明が必要であると判断するものに限定されることとすべき。	
５．　暴力団員等の排除		
400	暴力団員であることを自ら申告して入場する者はまずいないため、カジノ施設への入場に際する「誓約書」の提出義務はほぼ無意味な規定ではないか。	施行規則第51条第２項第２号は、カジノ事業者が、入場者の入場禁止対象者該当性を確認するために必要な措置として規定しています。
401	入場禁止対象者（暴力団員等を含む）のいずれにも該当しないことの誓約書の有効期間を例えば12ヶ月等と、一定期間定めることを提案します。	入場禁止対象者該当性については、入退場時ごとに確認する必要があることから、原案が適当と考えています。
402	IR整備法及びカジノ管理委員会規則は、「暴力団員」は定義しているが、「暴力団員等」の定義を置いていない。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においても「暴力団員等」は定義されていない。「暴力団員等」の用語の定義を追記してほしい。	いただいた御指摘を踏まえ、「暴力団員等」を「法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者（以下この号並びに法第五十四条第一項第二号イ及び第七号において「暴力団員等」という。）」に修正しています。
403	暴力団員等によるカジノ施設の利用防止のための措置について、施行規則案第54条第１項第２号イ、第４号及び第７号の定めが具体性を欠き不十分である。	施行規則第54条に規定する措置の具体的内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
404	暴力団員か否かは容易に分からない可能性があるため、事業者がこれらの対策をどの程度実際に実施することが可能であるのか伺いたい。事業者としては、施行規則案（第12条、第51条、第54条及び第114条）に規定された具体的な措置を行っていれば、義務を適切に履行したものとし、責任を負わないものと理解してよいか。	施行規則第54条に基づき入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のためにカジノ事業者がとるべき措置の具体的内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。なお、法第237条第１項第６号の罰則の適用及び行政処分の実施については、個別具体的な状況に応じて検討されることになります。
405	施行規則案第54条第１項に「暴力団員等の情報を得た場合は事業者は他の事業者とその情報を共有するように努めること」と追加してほしい。	法第113条で「カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」とされており、当該連携協力の一つとして、カジノ事業者間において必要に応じて情報共有を行うことが想定されています。したがって、御指摘の規定については、原案が適当と考えています。

406	暴力団員情報については、民間企業等から得る場合、「その情報を提供する会社等は公的機関から情報の提供を受けていること」と規定してほしい。	施行規則は、カジノ事業者が行うべき措置を具体化するものであるため、原案が適当と考えています。 なお、施行規則第54条第１項第７号は、入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防止のためにカジノ事業者がとるべき措置として、「都道府県警察と密接に連絡すること」を規定しており、カジノ事業者は、当該措置の一つとして、暴力団員等であると疑われる者を発見したときに、必要に応じて都道府県警察に通報等をすることが求められます。
407	入場禁止対象者については、カジノ管理委員会経由で公安・警察当局の公的データベースに各カジノ事業者が照会でき、一律・タイムリーな回答を得られる仕組みを提供すべき。	
408	施行規則案第51条第２項、第54条第１項について、カジノ事業者から都道府県警察に対して、暴力団員等のチェック・照会が可能となることを規則で明記すべき。	
６．　カジノ施設及び周辺の安全対策		
409	施行規則案第112条について、「犯罪行為・・・をするおそれがある」者の入場の禁止や、「秩序を害する行為を・・・しようとしている」者の発見等、カジノ事業者が監視し、顧客の意図を見極め、顧客の行為に対処することが求められる現実の場面において、これらの規定を遵守するための指針を示すべき。	施行規則第112条第１項に規定する措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、施行規則第112条第１項第１号は、カジノ事業者にカジノ施設及びその周辺において犯罪行為を発生させない結果までを求めるものではありません。
410	施行規則案第112条第１項第１号の犯罪行為を行う「おそれがある」者の基準の意味するところをさらに明確化していただきたい。また、この規制は、当社に結果を保証させるものではなく、当社が行うべき明確なプロセス及び行為を規定するものにしてほしい。	
411	「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為を」する者又は「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為…をするおそれがある者」について、事業者は、実際に個別の機会において、かかる行為が行われる可能性又は意図を合理的に予測することが、どの程度期待されているのか伺いたい。	施行規則第12条第１項第１号トは「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者としてカジノ施設の利用を禁止又は制限されるものに関する具体的な定め」を、約款に記載すべき旨を規定しており、予めカジノ事業者は「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」の具体的類型を約款で定めた上で、入場者がこれに該当するかどうかを判断することとなります。
412	海外における類似的な暴力団組織構成員等も好ましくない、排除すべき主体と考えるが、その規制上の定義、主体の把握の方法、排除の在り方等に関しては、カジノ管理委員会が海外規制当局と連携し、データの把握、事業者への提供等より積極的に関与すべき。	施行規則第112条第１項第１号は、カジノ事業者は「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」をカジノ施設に入場させてはならない旨を規定しています。 カジノ事業者が、海外から訪れた入場者が「秩序を害する行為をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」に該当すると判断する場合は、同号に基づき入場を禁止することとなります。 なお、カジノ事業者による当該措置の実施に関し、カジノ管理委員会がカジノ事業者に御意見で挙げられているような者に関する情報を提供することは想定していません。
413	秩序を害する行為をし又はするおそれがある者の発見方法が、安全対策として不十分であり、秩序を害する行為の具体性に欠ける。	法第110条第１項に規定する「カジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者」には、様々なものがあり得ることから、施行規則第112条第１項第１号は、「犯罪行為、他人に対する迷惑行為その他の秩序を害する行為（以下この項において「秩序を害する行為」という。）をし、又は秩序を害する行為をするおそれがある者」と規定しています。 また、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のためにカジノ事業者がとるべき措置の一つとして、同項第２号を規定していますが、その具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
414	施行規則案第112条第２項及び第３項について、カジノ施設の周辺とはどこまでの範囲とするのか必ずしも定かではない。指針となる合理的な基準、考えあるいはガイドライン等を示して頂きたい。	カジノ事業者が法第110条の規定に基づく措置を講じなければならないカジノ施設の「周辺」の範囲については、基本的にはカジノ施設に近接する区域を指すものですが、当該範囲については、個別具体的な状況に応じて検討されることとなります。
３．　重層的・多段階的な弊害防止対策に関する事項		
１．　依存防止対策（広告規制、コンプ規制含む）		
（１）IR整備法における依存防止対策の全体像		
415	依存者対策は事業者に丸投げではなく国が主体になってください。	カジノ行為に係る依存防止対策については、カジノ管理委員会が法の実効性を担保するために必要な施行規則を定めるとともに、法及び施行規則に基づきカジノ事業者が講じる依存防止対策の措置の状況を厳正に監督することにより、依存防止に万全を期すものです。 なお、具体的な措置としては、カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限（法第69条第４号、第５号）、入場料の賦課（法第176条第１項、第177条第１項）等を行うとともに、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に即して、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置をカジノ事業者に義務付けているほか、施行規則においては、その措置の実施期間を最低１年以上とし（施行規則第44条第２項第３号、第３項第４号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第２項第５号、第３項第８号）、また家族等の申出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでないと措置を終了できない（施行規則第44条第３項第８号）ものとしています。また、それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法第68条第１項第２号）等を講ずることをカジノ事業者に義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定（法第９条第11項第７号）、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定（法第41条第１項第７号）、カジノ施設に係る面積の制限（法第41条第１項第７号、施行令第６条）、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制（法第106条）を行う等の重層的・多段階的な措置が定められています。

416	カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から、賭金の上限規制やカジノ施設内での連続滞在時間規制（例えばカジノ施設への連続滞在時間を2.5時間を限度とする）などを定めるべき。	賭金額の制限については、カジノ事業者において賭金額の上限を定め、これを超える金額の賭金による賭けの受付をしないこととされています（法第73条第３項、施行規則第56条第１項第６号）。さらに、法で認められた滞在期間内であっても、カジノ行為を長時間連続して行っているなど、引き続きカジノ行為を行わせることが適当でないと認める顧客に対し、カジノ事業者は、一時的にカジノ行為を行わせないよう促すこととされ（法第73条第３項、施行規則第56条第１項第４号）、また、顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、依存防止の観点からカジノ施設の利用が不適切と認められる者の発見に努めるとともに、状況に応じて、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置を講ずるものとされています（法第68条第１項第２号、施行規則第45条第１項）。
417	法は、依存症対策としてカジノ施設への入場回数制限や入場料を定めるが、入場回数制限は週３回・月10回の入りびたりともいうべき入場を許す内容であり、入場料も6,000円にとどまり、また、射幸性の抑制や賭金額の制限もなく、依存症対策として極めて不十分である。	カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限、入場料の賦課及びカジノ事業者による貸付けの制限を行うとともに、全ての入場者を対象として、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講ずることをカジノ事業者に義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定、カジノ施設に係る面積の制限、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制を行う等の重層的・多段階的な依存防止対策を講じています。また、賭け金額の制限については、著しく射幸心をそそらないという観点から、カジノ事業者において賭金額の上限を定め、これを超える金額の賭金による賭けの受付をしないこととされています（法第73条第３項、施行規則第56条第６号）。
418	依存症対策が不十分です。相談対処体制の整備だけではなく、依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を義務付けるべきです。	依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を、法律の委任なく、施行規則でカジノ事業者に義務付けることはできません。 なお、カジノ事業者は、国及び認定都道府県等に対し、納付金を納付することが義務付けられており（法第192条第１項、第193条第１項）、この納付金は、依存防止対策を始め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための施策に必要な経費に充てることとされています。また、入場料についても、幅広く公益に用いられることとなります。 さらに、カジノ事業者に対し、施行規則第46条第２号において、ギャンブル等依存症対策関連機関等（医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、民間団体等）と連携協力を図ることを定めるほか、第47条において、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することを定めています。
419	ギャンブル等依存症を防止するため事業者が実施すべき包括的な措置について、これらの措置のうち、ギャンブル等依存症のリスクの高い者を事業者が発見することはどの程度求められるのか。	カジノ事業者は、法及び施行規則に定められた措置を適切に講じることにより、カジノ行為への依存防止に万全を期す必要があります。なお、カジノ事業者が講じるべき措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
（２）誘客時の規制		
420	広告勧誘規制について、施行規則案ではインターネットその他の媒体を通じた広告を規制しておらず、規制としてそもそも不十分。	インターネット等の媒体を通じた広告については、法第106条第１項第１号により虚偽・誇大な表示や説明が禁止されるなど、規制の対象とされています。さらに、これらの広告の影響力の大きさに鑑み、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を参考にしながら、同条第９項に定める広告勧誘指針を示し、法の規制に追加した規制を検討してまいります。また、上記の規制下で許された広告をする場合であっても、20歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨、及びカジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を、明瞭に表示・説明する必要があります（法第106条第５項、施行規則第105条第１項、同条第２項）。 さらに、カジノ管理委員会は、広告勧誘が法第106条第１項から第５項までの規定に違反していると認める場合には、当該広告勧誘の中止・是正を命じることができ（法第107条第１項）、また広告勧誘指針に従わずに広告勧誘をした者に対しては、必要な措置を講ずべきことを勧告し（同条第２項）、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる（同条第３項）こととされており、これらの規定により、十分な規制が確保されるものと考えています。
421	カジノ事業又はカジノ施設に関する広告を外国人旅行者のみに限定するべき。	法においてカジノ事業又はカジノ施設に関する広告勧誘を規制している趣旨は、カジノ行為への依存防止、青少年の健全育成及び善良の風俗・清浄な風俗環境の保持等にあるところ、広告の対象が、日本人及び本邦内に住居を有する外国人であるか、外国人旅行者であるかを区別した規制は設けておりませんが、他方で全ての広告に関して虚偽又は誇大な表示・説明等が禁止（法第106条第１項）されているなど、厳格な規制が設けられています。また、広告物の表示及びビラ等の頒布については、特定複合観光施設区域内及び政令で定める地域（いわゆるCIQエリア）のみに限定するという厳しい地域規制を設けています（法第106条第２項）。 さらに、テレビ、ラジオ、インターネット等における広告については、その影響力の大きさに鑑み、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を参考にしながら、同条第９項に定める広告勧誘指針を示し、法の規制に追加した規制を検討してまいります。
422	広告及び勧誘の規制は、カジノ事業又はカジノ施設に関するもので、その他の施設又は特定複合観光施設全般に関する規制ではないことについてご回答ください。	法及び施行規則において、カジノ施設以外の施設又は特定複合観光施設に関する広告勧誘については、規制を設けていません。 なお、例えば、カジノ施設以外の施設又は特定複合観光施設に関する広告勧誘の中においてカジノ施設の案内や紹介がなされている場合には、これが実質的にカジノ事業又はカジノ施設に関する広告勧誘に該当するか否かについて、カジノ事業又はカジノ施設への誘引性を有するか等の観点から、当該表示・説明の内容や方法等を総合的に考慮して個別具体の事案ごとに判断する必要があります。

423	20歳未満の判別は困難であり、施行規則案についてもこの点を実効化するための施策が全く考慮されていない。	カジノ事業者は、法第106条第２項第２号後段（20歳未満の者へのビラ等の頒布禁止）及び同条第３項（20歳未満の者への勧誘禁止）の順守のため、広告勧誘に関する事項を業務方法書に記載し免許審査を受けるとともに、ビラ等の頒布や勧誘の相手方が20歳未満の者とならないことを確認するための具体的な方法を自ら行為準則で定めてカジノ管理委員会に届け出る必要があります。また、カジノ管理委員会は、20歳未満の者にビラ等の頒布や勧誘がなされていると認める場合には、法第107条第１項により、当該ビラ等の頒布・勧誘の中止・是正を命じることができます。このようにカジノ管理委員会による監督権限の行使など重層的・多段階的な規制により実効性を担保する仕組みとなっており、カジノ管理委員会としては、監督権限を適切に行使することにより、実効性を十分に確保できるものと考えています。なお、ビラ等の頒布は、IR区域内及び政令で定める施設（いわゆるCIQ区域内）を除いて行うことはできません。
424	施行規則案第105条の「カジノ行為にのめりこむことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨」との旨のみでは、ギャンブル依存症の恐ろしさを伝える内容とは程遠く、まったく実効性がない。	法第106条第５項第２号の「カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要な」内容については、ギャンブル等依存症対策基本法第２条において、「ギャンブル等依存症」が「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されていることを踏まえて、「カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨」と定めたものです（施行規則第105条）。 なお、具体的な表示の方法等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
425	コンプ（景品）も景表法同様の規制（総量、総額）が無く、大量に顧客を誘引する仕組みとなっていて、ギャンブル依存症者を生み出す。	カジノ行為関連景品類の提供については、依存防止の観点から、カジノ行為関連景品類の内容等が「著しく射幸心をそそるおそれがあるものであること」に該当しないようにすること等の規制が課されています。
426	コンプについて、景品表示法の景品規制のように、景品類の最高額、総額等を規制すべき。	カジノ事業者がカジノ行為に付随して提供するカジノ行為関連景品類に関しては、一般消費者の商品選択の保護を目的とする景品表示法よりも、法及び施行規則において内容、経済的価値及び提供方法について基準を定め、個別に審査する方が、より実態に即した適切な規制が可能となるものと考えています。 その上で、カジノ事業者が提供する個別のカジノ行為関連景品類の内容等が「著しく射幸心をそそるおそれのあるもの」等に該当する場合は規制の対象とするとともに、提供するカジノ行為関連景品類が記載された業務方法書の審査等を通じて規制の実効性を確保しています。
427	コンプ（カジノ行為関連景品類）規制に関する文言が曖昧である。マーケティング資料に、特典会員向けのターゲット・メールやターゲット広告を含めることは可能か。カジノ行為関連景品類や奨励プログラムに関して、「著しく射幸心をそそるおそれがあるもの」と定める規定の文言の意味如何。	顧客にカジノ行為関連景品類の内容を知らせるための特定会員向けのターゲット・メールやターゲット広告は、カジノ事業又はカジノ施設への誘引性を有するものといえ、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘に該当します。したがって、これらを実施する場合には、法及び施行規則に定められた広告勧誘に関する規制に従って行う必要があります。 なお、「著しく射幸心をそそるおそれがあるもの」の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
428	コンプについて、「著しく射幸心をそそるおそれがあるものであること」という定義をカジノ管理委員会がより明確にすることを求める一方で、様々なコンプの提供やカジノ施設内でのフリープレイの獲得など、業界で既に確立された慣行である特定のコンプ内容を禁止しないことを推奨します。	今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
429	カジノ行為関連景品類で認められる具体的な内容について明確にすべき	カジノ行為関連景品類については、多種多様な内容が想定されることから、具体的な内容を規定することは困難ですが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
430	カジノ行為関連景品類の内容・経済的価値・提供方法について、過度に規制すると創意工夫の発現を阻害することとなるので、基準作成にはかかる観点からの民間事業に対する配慮がなされる必要がある。	カジノ行為関連景品類の内容等に係る施行規則第106条の規定は、①犯罪の発生を助長すること、②過度に射幸心をそそり、カジノ行為へののめり込みなど依存につながることを防止するという観点から定めたものであり、カジノ事業者による創意工夫はこれらの規制の範囲内において認められることとなります。
431	施行規則案第106条について、諸外国のカジノ施設で通常顧客支出額に応じて提供されるコンプや顧客に提供されるインセンテイブプログラム等の類似的な考え自体を否定する考えではないということでよいか。	御指摘の考え自体を否定するものではありませんが、個別のカジノ行為関連景品類において、施行規則第106条が定める基準に該当することのないようにする必要があります。
432	ローリングプログラムを認める枠組みとすべき。	御指摘の「ローリングプログラム」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、諸外国で用いられているローリングチップを用いるのであれば、法第73条第６項の定義を満たす必要があり、その場合、チップの規格に適合し、かつ法第73条第10項の換金義務も生じることになります。
433	施行規則案第107条第２項について、コンプに関する情報を３年間保持することは事業者の過度な負担につながる。実務上対応可能な規制に緩めるべき。	施行規則第107条第２項の記録の保存期間については、監督上の必要性及び規制の趣旨等を勘案し、３年間とすることとしています。
434	カジノ行為関連景品類の記録作成及び保存が必要な対象について、一定の閾値が設定され、それ以上の経済的価値を有する場合に限定されることが必要である。	カジノ行為関連景品類の記録作成及び保存については、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないことを確認するため、法第108条第２項において顧客に提供されるすべてのカジノ行為関連景品類が対象とされています。 なお、同項の規定の趣旨の範囲内において、記録作成等の負担を軽減する方法（記載の簡略化や別途作成される記録での代替等）について、今後検討することとしています。
（３）カジノ施設内の規制		
435	施行規則案第56条第３項について、チップの交付を受けるため、キャッシュレス決済を認めてほしい。	施行規則で定めるチップ交付時の顧客の支払手段は、依存防止の観点から①与信機能を有するものを禁じる、②カジノ施設に持ち込んだ資金の範囲内でカジノ行為を行う、③法及び他法令の規制の潜脱を禁じる、との考えの下、法において定められている現金等のほか、㋐銀行その他の金融機関が自己宛に振り出した小切手、㋑銀行その他の金融機関又は外国の銀行その他の金融機関が他の銀行その他の金融機関を支払人として振り出した小切手を認めることとしており、キャッシュレス決済は認めていません。
436	チップの交付のための支払いの手段については、日本の銀行に預金口座を有しているか、小切手を利用するために日本の銀行を介在させる必要があるが、事業者にとっての運営上、実務上の不都合及び顧客層への影響があるのではないか。	マネロン・リスクに対応するため、犯罪収益移転防止法上、国内金融機関とコルレス契約（為替取引を継続して行うことを内容とする契約）を締結する外国金融機関であれば、取引時確認等の適切な対応がとられることが担保されることから、国内金融機関を介在する必要があります。
437	チップ交付に関しカジノ管理委員会が定める支払手段としてデビットカードを認めるべき。	カジノ施設に持ち込んだ資金の範囲内でカジノ行為を行うことに反するため、日本人や国内居住の外国人にはデビットカードは認めていません。

（４）相談・治療につなげる取組		
438	施行規則案第43条第１項について、報告は申出があれば即時にするようにし、またその情報をカジノ事業者間で共有できる仕組みを導入すべき。	施行規則第43条第１項各号の報告については、法第68条第１項で定めるカジノ管理委員会に対する報告の詳細について定めたものであるため、原案が適当と考えていますが、カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に関し、相互に連携を図りながら協力すること（法第113条）や、依存防止規程に従って講ずる措置に関し、カジノ事業者間で相互に連携を図りながら協力するほか、同措置の水準の向上に努めること（施行規則第49条第５号）が求められていることを踏まえ、これらの規定に従い、個人情報の取扱いに配慮しつつ、カジノ事業者間での情報の共有が図られるよう、その適切な運用について、今後検討してまいります。
439	施行規則案第43条第１項第３号について、「当該対象者の対応を決定した場合、本人同意のもと、他の事業者に情報を速やかに内容を共有すること」を追加してもらいたい。	
440	依存症（賭博中毒）対策について、本人、家族による申告、利用回数制限ごときで依存症を防止することはできない。	カジノ行為への依存防止に関し、法では、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、入場回数の制限（法69条第４号、第５号）、入場料の賦課（法第176条第１項、第177条第１項）等を行うとともに、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に即して、入場者又はその家族等の申出によるカジノ施設の利用を制限する措置をカジノ事業者に義務付けています。施行規則においては、その措置の実施期間を最低１年以上とし（施行規則第44条第２項第３号、第３項第４号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第２項第５号、第３項第８号）、また家族等の申出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでないと措置を終了できない（施行規則第44条第３項第８号）ものとしています。また、それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法68条第１項第２号）等を講ずることをカジノ事業者に義務付けるほか、認定区域整備計画の数の上限の設定（法第９条第11項第７号）、一の特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数の限定（法第41条第１項第７号）、カジノ施設に係る面積の制限（法第41条第１項第７号、施行令第６条）、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告及び勧誘の規制（法第106条）を行う等の重層的・多段階的な措置を講じています。 実際の運用に当たっても、これらの措置の徹底を図るとともに、カジノ事業者を厳正に監督することにより、依存防止に万全を期してまいります。
441	施行規則案第44条第１項第４号の後ろに、第５号第６号を追加すべき。 追加すべき号とその内容： 五　入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ管理委員会又は認定都道府県等が、当該入場者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認めた場合に、当該入場者がカジノ施設に入場することを禁止すること。 六　入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ管理委員会又は認定都道府県等が、当該入場者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認めた場合に、当該入場者が一月間にカジノ施設に入場することができる回数を制限すること。	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月４日）において、本人・家族申告による利用制限措置を事業者に義務付けるべきとされ、これを受けて、法第68条第１項第１号において、家族等の申出による利用制限措置を講じるのはカジノ事業者の義務とされていることから、施行規則については原案が適当と考えていますが、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第１項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第１項、第５項、第６項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第１項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
442	カジノ事業者によって同一の入場者への利用制限措置及び対応が異なることが想定されるが、その理解でよいか。また、利用制限措置及び対応の違いによってカジノ事業者が何らの責めを問われることはないことを確認したい。	本人・家族等の申出による利用制限措置については、本人や家族等の申出を受けて講じられるものであり、また、家族等の申出については、カジノ事業者が対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために必要であると認める場合に講じられるものであるため、同一人物であってもカジノ事業者によって措置が異なることはあり得るものと考えます。 なお、御指摘の「何らかの責めを問われるか」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、事業者ごとの対応の違いがあることをもって、直ちに監督処分対象となることはないと考えます。
443	同一の入場者について２つの異なるカジノ施設において、施行規則案第44条第１項第１号又は同項第２号に基づき講じられている利用制限措置について、当該入場者が一のカジノ施設についてのみ当該措置を終了させた場合、もう一方のカジノ施設に関して当該入場者が希望しない限り、当該カジノ施設においては利用制限措置が継続する理解でよいか確認したい。	貴見のとおりです。
444	施行規則案第44条第１項第３号及び第４号に基づく入場者の家族その他の関係者から申出による事業者が行う入場者のカジノ施設の利用を制限する措置については、当該措置を講ずることに関する要否の判断は、同条第３項に従いカジノ事業者自らが判断する理解でよいか確認したい。	
445	施行規則案第44条第１項第４号は入場者の家族その他の関係者から申出がなされ、カジノ事業者が依存症の予防等を図るために必要であると認める場合に、入場回数制限をすることを規定する。必要性の判断、措置の要否判断は同条第３項に従い、事業者が判断するという理解でよいか。回数制限に関し、本人同意が得られない場合においても、回数が上限に達した場合、カジノ事業者として入場を拒否するということか。	
446	施行規則案第46条第１項第５号の「入場者に対して、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供するよう努めること」は、顧客に対する情報提供努力義務で、機微な個人情報となる同情報をカジノ管理委員会に提出する義務はないということか。	
447	依存症防止のため、入場者のみではなく、その家族その他の関係者の申出による場合にも、申出があれば入場の禁止、入場回数の制限をすべき。	利用制限措置については、入場者の利用する権利を制限することとなるため、本人以外からの申出の場合は、カジノ事業者が、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家の助言を受け、対象者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題等に関する情報等適切な判断に必要な情報を収集するなどし、措置を講じる必要性について判断することが適当であると考えます。

448	「家族その他の関係者」の範囲については施行規則等により別途、規定されるものと考えてよいのか。	「家族その他の関係者」は、家族や家族と同様に利用制限措置の対象者がギャンブル等依存症であることにより生活に支障を来す者や、これらの予防等を図ろうとする者が想定されますが、その範囲については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
449	「家族」と「その他の関係者」の対象となる者をそれぞれ予め明確に規定すべき。	
450	ギャンブル依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止？）について、「進行及び再発」については、現在もしくは過去のことなので、助言ではなく医師の診断書等の書類の提出が必要と規定してもらいたい。	家族等の申出による利用制限措置については、効果的な運用のためにも、個々の利用者の状況に合わせた柔軟な措置とすることが必要です。仮に、医師によりギャンブル等依存症の診断を受けているなど厳格かつ客観的な要件を必要とすると、かえって、その適用範囲が限定的となり、結果として、柔軟かつ幅広く対応できないことが懸念されることから、医師の診断書等の書類の提出を必要と規定することは適切でないと考えます。
451	施行規則案第44条第１項各号のうち、対象者が一番抵抗し、家族への報復等が考えられる同項第３号の措置をどのような内容とするべきなのか、規定を設けるなり法的な拘束力を有する指針やガイドライン等を作成すべき。	施行規則第44条第１項第３号に掲げる措置の手続については、同条第３項各号に規定しています。これらの手続の具体的運用方法等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
452	施行規則案第44条第１項第４号：入場者の家族その他の関係者から申し出がある場合とあるが、申し出ができるその他の関係者（第三者）とは？その範囲は？またその申し出る権限・根拠とは？	「家族その他の関係者」は、家族や家族と同様に利用制限措置の対象者がギャンブル等依存症であることにより生活に支障を来す者や、これらの予防等を図ろうとする者が想定されますが、その範囲については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。 また、根拠は法第68条第１項です。
453	自己排除家族排除プログラムおよび家族申請排除プログラムについて、国が行う回数制限審査との関係、国内にある他の事業者との関係・調整はどうあるべきか。即ち、施行規則案第44条第１項第４号でカジノ事業者が回数制限を決めた場合、法第68条第２項～第６項に記載の手続きでは、事業者の任意による判断を報告する義務があるとは読めない。国の回数制限とは別の枠組みで民の任意の判断により追加的な回数制限をしろということか。	法第69条第４号及び第５号における入場回数制限、法第68条第１項の本人・家族等の申出による利用制限措置の考え方については、法第69条第４号及び第５号における入場回数制限が、日本人及び本邦内に住居を有する外国人を対象として、一律に入場回数を制限しているのに対し、法第68条第１項の本人・家族等の申出による利用制限措置は、依存防止を徹底するために、一律の規制に加えて、個別の事情に応じた対応をカジノ事業者に義務付けたものです。 国内にある他の事業者との関係・調整については、カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等に関し、相互に連携を図りながら協力すること（法第113条）や、依存防止規程に従って講ずる措置に関し、カジノ事業者間で相互に連携を図りながら協力するほか、同措置の水準の向上に努めること（施行規則第49条第５号）が求められています。 また、カジノ事業者が講じた措置については、法第68条第１項の規定により、カジノ管理委員会に報告することが義務付けられています。
454	施行規則案第44条第１項第３号・第４号で家族その他の関係者が申し出た場合、施行規則案第44条第３項第５号で当該の者に弁明の機会を与えることとなっているが、同意が必要でないとも読めるが、同意が必要ではないか。	家族その他の関係者による利用制限措置の申出が行われた場合には、原則は本人の同意を求めることとしておりますが、同意が得られなかったとしても、カジノ事業者は、当該措置を講ずるに当たっては、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家の助言を受け、対象者のカジノ施設の利用状況、ギャンブル等依存症問題等に関する情報等適切な判断に必要な情報を収集し（施行規則第44条第３項第３号）、入場者に弁明の機会を付与（施行規則第44条第３項第５号）するなど、他の公営競技を参考としつつ、慎重な手続を経ることとされています。なお、これらの効果的な運用の在り方については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
455	入場者やその家族の申し出による入場制限は、入場制限措置開始後１年を経過すれば本人の希望により入場制限を終了することができ、依存症予防は期待できない。	施行規則においては、本人・家族等の申出による利用制限措置の実施期間を最低１年以上とし（施行規則第44条第２項第３号、第３項第４号）、その期間は入場制限措置を終了できず（施行規則第44条第２項第５号、第３項第８号）、また、家族等の申出による場合は、カジノ事業者が措置の対象者に関してギャンブル等依存症の予防等を図るために当該措置を継続する必要がないと認めるときでないと措置を終了できない（施行規則第44条第３項第８号）ものとしています。また、その判断に当たり、カジノ事業者は、必要に応じてギャンブル等依存症の専門家の助言を受け、対象者のギャンブル等依存症問題に関する情報等を収集する必要があります（施行規則第44条第３項第９号）。 それ以外にも、法ではカジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置（法第68条第１項第２号）等を、施行規則ではのめりこみ防止のための措置（施行規則第56条第１項第４号）を定めており、入場制限が終了した者に対して依存症防止のために必要な対応をとることが可能です。
456	施行規則案第44条第３項は、カジノ事業者ではなく、政府が責任を負うべき事項である。その旨の規定を置くべき。	特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成30年12月４日）において、本人・家族申告による利用制限措置を事業者に義務付けるべきとされ、これを受けて、法第68条第１項第１号において、家族等の申出による利用制限措置を講じるのはカジノ事業者の義務とされていることから、施行規則については原案が適当と考えていますが、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第１項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第１項、第５項、第６項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第１項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
457	施行規則案第44条について、家族等の申し出及びカジノ事業者によりカジノ施設の利用制限措置を図ろうとした際に、 対象者本人から異議の申立てなどがなされ、医師・カウンセラー等の第三者の意見を得て説得したにもかかわらず、本人が権利を主張し、拒否した場合など、カジノ事業者と対象者本人との間で解決が図られないような場合には、カジノ管理委員会に規則上判断権限を与え、カジノ管理委員会が最終判断し、その可否を決める仕組みの方がより適切ではないのか。	
458	利用制限リストへの掲載、利用制リストへの掲載期間の延長、利用制限リストからの削除等、ギャンブル依存防止のための利用制限措置対象者リストの管理は、本来、規制当局又は国が責任を負うべきものである。カジノ管理委員会がそのような責任を負うことを意図しているのか、また、カジノ管理委員会としてどのような措置を取る意向かについて、施行規則案で明確にすべき。	

459	Ambassador制度を導入すべき。カジノ場を定期的に、見回り、依存症になりそうな方を早く見つけて、カウンセリングを始めることが重要。	法第68条第１項第２号、施行規則第45条第１項、同条第２項では、カジノ事業者は、カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者の発見に努め、その者の状況に応じて、カジノ施設からの退場を促す措置又は休憩を促す措置、また、状況に応じて法第68条第１項第１号の申出を勧奨する措置、カジノ施設の利用に関する相談を勧奨する措置等を講ずるものとされ、また、法第68条第2項第1号において、これらの措置を的確に実施するための従業者に対する教育訓練の実施が義務付けられています。カジノ事業者は、この具体的な体制、手続、教育訓練について、依存防止規程で定め、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者の免許申請時に、事業者が作成する依存防止規程が依存防止の観点から十分なものとして認められるか審査する（法第41条第１項第13号）とともに、事業者から実施状況や自己評価結果等の報告を受ける（法第68条第１項、第５項、第６項）ほか、毎年の監査（法第196条）や必要に応じた報告徴収（法197条第１項）等により監督するなど、事業者による依存防止措置を徹底してまいります。
460	施行規則案第45条第１項は、カジノ事業者がカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる「者の『発見』に努める」ことを求めている。当該文言を、「・・者との対話に努める」又は「・・者の行動の監視に努める」等とし、ギャンブルの弊害を示唆する行動に照準をあてる規定とすべき。	当該規定の目的は、カジノ行為への依存防止の観点からカジノ施設を利用させることが不適切である者を適切に排除することであり、御指摘のような行為等も念頭に置いた規定であることから、原案が適当と考えています。 なお、当該措置の具体的な内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
461	施行規則案第45条第１項における顧客の言動の検証は、主観的なものであって、最大限の訓練をしたとしても、一様に実施することは不可能。「発見する」義務ではなく、問題あるカジノ行為であることをうかがわせる顧客の行動を「エンゲージする」又は「観察することの訓練をする」旨の義務に変更する文言を追加すべき。	
462	施行規則案第46条第１項ハについて、「カジノ施設の所在する特定複合観光施設区域内であってカジノ行為区画外」に設置する「室」は、カジノ行為区画とは別の区画に設置される「室」であるが、この「室」をカジノ行為区画に隣接する場所に設置し、カジノ行為区画外から入室でき（但し、（カジノ行為区画内で従事するカジノ事業者の従業員を除き）当該「室」に入室できてもそのままカジノ行為区画内へは入場できない動線、構造とする）、かつ、カジノ行為区画内からも入室できる設計とした場合（但し、（カジノ行為区画内で従事するカジノ事業者の従業員を除き）カジノ行為区画内から当該「室」に入室できてもそのままカジノ行為区画外へは退場できない動線、構造とする）、この１室だけを設置することをもって同規定に基づく「室」の設置義務を満たすことになるか確認したい。	施行規則第46条第１号ハについては、入場者からの相談に速やかに対応できるようにするとともに、入場していない者がカジノ行為区画に入場しないでも相談ができるようにするために、室をカジノ行為区画内と区画外に設けることを義務付けたものです。御指摘の「室」については、その趣旨を没却するものでない限り、カジノ施設の内部が外部から容易に見通すことを防ぐ等の施行規則に定める構造設備基準を満たすことで実現可能であると考えますが、いずれにしても、カジノ施設の個別具体の設計を踏まえて判断することとなります。
463	依存症対策が不十分です。相談対処体制の整備だけではなく、依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を義務付けるべきです。	依存症研究と依存症ケア施設への一定以上の出資を、法律の委任なく、施行規則でカジノ事業者に義務付けることはできません。 なお、カジノ事業者は、国及び認定都道府県等に対し、納付金を納付することが既に法において義務付けられており（法第192条第１項、第193条第１項）、この納付金は、依存防止対策を始め、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための施策に必要な経費に充てることとされています。また、入場料についても、幅広く公益に用いられることとなります。 さらに、カジノ事業者に対し、施行規則第46条第２号において、ギャンブル等依存症対策関連機関等（医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、民間団体等）と連携協力を図ることを定めるほか、第47条において、国又は地方公共団体が実施するギャンブル等依存症の予防等のために必要な施策に協力することを定めています。
464	入場者が、カジノ行為区画における滞在制限時間を確認できるようにしなければならないとあるが、個々人に対してそのような対策を行う必要があるのか、それとも一般的な対策（例えば、目立つように時計を掲示する等）で十分であるのか明確にして頂きたい。入場者に対し、その求めに応じて、当該入場者の「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」に関する情報の提供も求められているが、これについても個人ベースなのか又は合計ベースなのかを明確にして頂きたい。	施行規則第54条第１項第８号の措置は、入場者ごとにとる必要があります。また、「個人ベース」及び「合計ベース」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、情報提供に関する規定は、当該情報提供を求める入場者がいた場合に、その者の「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」について情報提供を行っていただくことを念頭においています。
465	施行規則案第46条第１項第５号の「使用金額」とは、入場後チップに交換した金額という理解でよいか。また、この処置はMNC入場者のみという判断でよいのか。	入場者の求めに応じて提供するべき「カジノ行為に関する使用金額」の情報は、カジノ行為による勝ち金額や負け金額も含まれるものと考えており、入場者が入場後にチップに交換した金額に限られません。また、情報提供の対象となり得る入場者は、個人番号カード（マイナンバーカード）による入場者に限られず、全ての入場者が対象となります。
466	施行規則案第46条第１項第５号について「入場者に対して、その求めに応じて、当該入場者のカジノ行為に関する使用金額及び利用時間に関する情報を提供する」との努力義務を履行するためには、ロイヤリティプログラム等を活用するべき。なお、この場合においてもテーブルゲームでのカジノ行為の捕捉は困難。	御指摘の「ロイヤリティプログラム等」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」の情報提供の方法として、例えば会員制度等の活用はあり得るものと考えます。なお、テーブルゲームの取扱いを含め、講じられるべき措置については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
467	施行規則案第46条第１項第５号に定める情報は、顧客がカジノのロイヤリティカードを用いてカジノ行為を行っている場合か、カジノ事業者が直接に監視して算定することができるレベルにおいてのみ提供することができる。カジノ事業者が「ロイヤリティカードの情報に基づきかかる情報を収集しているとき」にのみ、カジノ事業者がかかる情報を提供する義務を負う文言に修正すべき。	御指摘の「ロイヤリティカード」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、「カジノ行為に関する使用金額及び利用時間」の情報提供の方法として、例えば会員制度等の活用はあり得るものと考えます。しかし、情報提供の方法はこれに限られないため、原案が適当と考えています。
468	施行規則案第48条に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	施行規則第48条は、三月以内に評価を実施する旨を規定しており、報告期限を規定するものではありません。その上で、評価を行ったときは法において遅滞なく届け出なければならないとされているため、原案が適当と考えています。
469	施行規則案第49条第１項第５号について、自己排除、家族排除、その他依存症の悪影響の恐れがあるものの排除に関するカジノ事業者間の相互の連携や協力は、具体的にどこまで行うべきか。	カジノ事業者間の相互の連携や協力の在り方については、その適切な運用について、今後検討してまいります。

2．マネー・ローンダリング対策		
（1）取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置		
470	「取引時確認をした事項に変更があった顧客は、その旨を届け出」るとする約款を規定するだけでは、顧客が取引時確認をした事項の変更を届けさせることの実効性を担保できるのか。この点について、今後具体的な運用等を検討しているのであれば、運用方法について公表等を検討してほしい。	「取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」としてカジノ事業者が講じるべき内容については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
471	施行規則案第101条に定める報告の期限を、３か月以内から４か月以内に変更すべき。	施行規則第101条は、三月以内に評価を実施する旨を規定しており、報告期限を規定するものではありません。その上で、評価を行ったときは法において遅滞なく届け出なければならないとされているため、原案が適当と考えています。
472	第101条は、「毎事業年度の終了後三月以内」に、法第103条第１項第３号の取引時確認等の措置等に関する評価を実施することと規定するが、これは事業者による各種措置評価手続を事業年度終了から三か月以内に終了させる必要があるか否か明らかにすべき。	毎事業年度の終了後三月以内に評価を実施し終了させる必要があります。
473	免許の申請における添付書類とされている犯罪収益移転防止規程について、米国でのIR事業等のグローバルスタンダードから乖離し、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。	御指摘の「米国での IR事業等のグローバルスタンダード」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業におけるマネー・ローンダリング対策については、FATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制等も踏まえつつ、必要かつ厳格な措置を講じることを求めているものです。
474	犯罪収益移転の危険性の程度の評価・分析について、どの程度の粒度で危険性を評価・分析することを求めるのかの運用面も含め、米国等のIRのグローバルスタンダードでの規制と異なることで、事業者にとって過度な負担を生じさせることがないようにすべき。また、カジノ事業者は、金融庁管轄のもとでAML対策をしている金融機関ではないので、金融機関と同様の顧客管理、記録保存、リスク分析等のAML対応を求めるのは過度な負担となる。事業実体に応じた基準の提示をお願いしたい。	
475	施行規則案第102条第１項第２号の「顧客による犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価する」とは、顧客毎にリスク格付を事業者側で実施・付与し管理する運用を想定しているのか。	貴見のとおりです。施行規則第102条第１項第１号の規定に基づき特定した自らが行う取引のリスクを勘案し、顧客の取引時確認等を通じて作成した記録を継続的に精査して、リスクが高いと思われる顧客を特定することを想定しています。
476	取引時確認の措置等を行うに際して必要な情報の収集について、取引銀行（例えば、特定資金移動業務においてカジノ事業者が金銭を移動させる際に仲介する銀行や、カジノ事業者に対して融資等を行う銀行等）から情報を収集することが必要となるのか、取引銀行はカジノ事業者からの当該情報の提供に関する要請があった場合に当該情報を提供する法的義務を負うかどうか、また「必要な情報」の内容を明らかにすべき。	施行規則第102条第１項第３号の規定に基づきカジノ事業者が収集すべき情報については、いずれの先から収集するかも含めて、顧客のリスク等を勘案し、カジノ事業者において個別具体に判断されることとなりますが、収集が求められる「必要な情報」としては、取引時確認の際に申告を受けた職業の真偽を確認するために必要な情報、外国PEPsであるか否かの情報などがあります。いずれにせよ、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。また、同号の措置は、カジノ事業者に求められる措置であり、金融機関に対する法的義務を規定するものではありません。
477	施行規則案第102条第１項第４号について、犯罪収益移転防止法施行規則第27条第３号引用箇所は、事業者が高リスク地域を特定し、管理することを想定しているのか。	施行規則第102条第１項第４号において引用する犯罪収益移転防止法施行規則第27条第１項第３号に規定する取引は、外国PEPsとの取引等犯罪収益移転防止法令に規定の高リスク取引のほか、犯罪収益移転防止法第３条第３項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してカジノ事業者がリスクが高いと認めた取引が該当することとなります。
478	「取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な能力を有する者」の定義を明確化してほしい。	「必要な能力を有する者」とは、犯罪収益移転防止法第３条第３項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、例えば、取引時確認等の措置等を的確に行う能力を身に付ける素養のある者が考えられますが、具体的には今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
479	取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置について、今後の法規則整備の中で、金融機関に対して主体的に求められる調査義務、カジノ事業者への情報提供義務の範囲の明確化を検討してほしい。	取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置は、カジノ事業者に求められる措置であり、金融機関に対する法的義務を規定するものではありません。
（2）チップの譲渡等の防止のための措置等		
480	家族や大きなグループがチップを共有して楽しむことができるよう、顧客同士によるチップの交換を認めて頂きたい。	法第175条第１項において、チップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及びカジノ事業者を除く）に譲渡等することが禁止されています。
481	法に定められたチップの譲渡・持出しの禁止は厳しすぎる。	チップの譲渡等及び持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で緩和することはできません。
482	ケージでの清算中に再賦課及び再々賦課基準時を越えてしまう可能性があるところ、現金に換えるのはカジノ行為区域外で行うことも可能と考えてよいか。	チップの持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で対応することはできません。
483	一定額以下のチップについては、カジノ行為区画外への持出しを許容するべき。	
484	一定の少額チップの持ち出し迄厳格に規制する意味や価値はない。柔軟な法の適用があってもよい。	
485	バウチャーをチップと別に定義し、持ち出しを制限しない施行規則案に改めるべき	バウチャーは、法第73条第６項に規定する「チップ」に該当します。また、チップの持出し禁止は、法律事項のため、施行規則で対応することはできません。
486	顧客がチップ持ち出しをした場合の罰則を厳格にし、AMLの観点でチップ持ち出し禁止との施行規則案の実効性を担保すべき。	チップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客については、法第239条第２項第２号により、１年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。
487	チップを顧客が外に持ち出した場合の措置、当該顧客が将来再度来訪し、持ち出したチップを利用した場合の措置を規定すべき。	チップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客については、法第239条第2項第2号により、１年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされており、カジノ事業者がチップをカジノ行為区画外に持ち出した顧客を発見した場合は、警察への通報といった所要の措置が求められることとなります。
488	入退場者がIR施設の他のエリアに行くことを望む場合に当該入場者がチップを入れておく貸金庫を提供することについて、明示的に許容してほしい。	チップを消費寄託の形態で一時預かりする場合は、特定資金受入業務として認められます。一方で、チップを現物として預かる場合には、預かりの期間、金額、本人確認の方法等、具体的な運用の方法をカジノ管理委員会において審査し、適切なものであれば認められることとなります。

489	カジノ事業者は顧客と他人の間でのチップの譲渡や、カジノ行為区画の外への持ち出しを防止するために合理的な努力を行ったにもかかわらず、顧客が他人との間でチップの譲渡を行った、もしくはカジノ行為区画からチップを持ち出した場合、カジノ事業者は責任を負わないことを保証してほしい。このような行為を抑止するために、チップの譲渡等を刑事犯罪と定めるべき。	カジノ事業者には、施行規則第103条に規定するチップの譲渡等の防止のための措置が義務付けられており、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。なお、「合理的な努力」の具体的内容は、譲渡の行われる状況等によって様々な場合があると考えられるため、あらかじめ責任を負わない旨を保証することはできません。また、チップを譲渡等又はカジノ行為区画外へ持ち出した顧客については、法第239条第２項第２号により、１年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。
490	チップ譲渡やマネーロンダリング規制についても、監視カメラに頼るのみで実効性のある対策ではない。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑止する効果もあり必要な措置と考えています。カジノ事業におけるマネー・ローンダリング対策については、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っているほか、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査すること、100万円超の現金取引の届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持出しを禁止すること等の重層的な規制を講じており、さらにこの実施状況については、カジノ管理委員会が厳正に監督することによって、十分に実効性が確保されると考えています。
491	チップの譲渡を防ぐための巡回及び監視カメラによる監視、チップのカジノ行為区画外への持出しを防ぐための巡回及び監視カメラによる監視及び退場者の自己申告、努力義務である電子チップ等の「先進的な技術」の導入では、その他の規制と合わせてもマネー・ローンダリングを防ぐことは不可能であり対策として不十分。	カジノ事業におけるマネー・ローンダリング対策については、御指摘の規定以外に、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っているほか、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査すること、100万円超の現金取引の届出を義務付けること、他人へのチップの譲渡やカジノ行為区画外への持出しを禁止すること等の重層的な規制を講じており、さらにこの実施状況については、カジノ管理委員会が厳正に監督することによって、十分に実効性が確保されると考えています。
492	マネーロンダリング対策について、巡回及びカメラによる監視しか規定しておらず、電子チップ等の導入は努力義務に留めており、マネーロンダリングを防ぐことは不可能。	
493	第103条第１項第２号の「必要に応じて」がかかる範囲を明確にすべき。	「当該カジノ事業者以外の者が他人であるかどうかを確認する」にかかります。
494	チップ譲渡禁止の例外について、同性の事実婚なども例外に該当する。自己申告で足りるか明らかにすべき。	施行規則第103条第１項第２号に規定する「他人であるかどうかを確認」する方法については、カジノ事業者は、本人確認書類の提示を受け、事情を確認するなどにより、本人の関係性について十分に確認することが求められます。
495	チップの譲渡または譲受が発見された場合、当事者同士が「他人」か否かの確認手法を明示されるべき。	
496	一定の措置を講じた場合には各当事者の本人特定事項、措置の対象となった行為の概要及び当該行為の内容について記録を作成しこれを3年間保存しなければならない義務が課されているが、チップの譲渡及び持ち出し等の行為が禁止されていることを告げ、及びそれらの行為を制止した場合のすべてについて、上記記録・保存作業を実施することは事業運営に過度の負担となる。記録・保存作業の対象となる行為については、当該行為の禁止を告げ、及びそれらの行為を制止したにもかかわらず、当該行為を試みようとした場合で、かつ、一定の金額以上の行為とするなどの限定が図られるべき。	施行規則第103条第１項第３号及び同条第２項第４号に規定する記録の作成・保存義務については、カジノ事業の監督上の必要性から、同条第１項第２号及び同条第２項第３号に係る措置を講じた場合について求めることとしており、原案が適当と考えています。
497	施行規則案第103条に基づき、防犯カメラによるパトロール・監視を行ったとしても、チップの大きさを考慮すると、入場者がチップを保有しているかの判断をすることは困難である。バウチャースリップが法第73条第６項におけるチップに該当し同様に施行規則案第103条の規制の対象となる場合、見つけるのは一層困難である。入場者からチップを保有していない誓約を得、それに反する証拠がない限りは当該誓約に合理的に依拠することができると考えるべき。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑止する効果もあり必要な措置と考えていることから、原案が適当と考えています。なお、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。
498	チップ持出について、最善の措置をしたにも拘わらず見逃してしまった場合は、罰則規定等はないとの理解で良いか。	カジノ事業者には、施行規則第103条に規定するチップの譲渡等の防止のための措置が義務付けられていることから当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。なお、カジノ事業者への行政処分の適用については、個別具体的な状況に応じて検討されることとなります。
499	チップの持出が可能になることはマネロンリスクが非常に高くなる要因であるため厳格な管理が必要と思われるが、約款に規定する以外でどのような具体的対応を求めていくのか明らかにすべき。	チップの持出し防止措置については、施行規則第103条第２項において、巡回及び監視カメラによる監視に加えて、顧客からチップの持出しの有無を申告させることなどを規定しています。
500	チップの持出しについて、約款による禁止等で足りると整理し、顧客による申告を省略する方がより合理的	顧客からチップの持出しの有無を申告させることとした趣旨は、チップの持出しが法で禁止されていることを顧客に認識させることで持出しを抑止するなどの効果が考えられるからであり、原案が適当と考えています。
501	第103条第２項第２号は顧客がカジノ行為区域外へ退場する際に（同時になされる退出時間管理と共に）カジノ行為区画外へのチップの持出しの有無について顧客に申告させることを規定するが、かかる措置は、事業者・顧客双方に実務的に大きな負担がかかる。約款による注意喚起や掲示等による注意喚起が合理的かつ十分と判断されることから、注意喚起のみで足りると整理をすべき。	
502	第103条第２項第１号について、「チップをカジノ行為区画の外に持ち出そうとする顧客を発見するため、巡回及び監視カメラによる監視を行うこと」とあるがおよそ意味の無い規定であり削除するべき。	監視カメラによる監視については、状況を記録することに加え、不正行為を抑止する効果もあり必要な措置と考えていることから、原案が適当と考えています。
503	チップの持ち出し有無の申告方法を明らかにすべき（口頭等を含むのか）。	施行規則第103条第２項第２号に規定するチップの持出しの有無の申告方法については、例えば、退場時の本人確認の際に、タッチパネルで申告させる方法などが考えられますが、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
504	チップの譲渡等の防止のための措置として先進的な技術の導入に努めなければならない旨規定されているが、当該規定があくまでも努力規定であることを確認したい。	貴見のとおりです。

505	海外ではチップにICチップを埋め込み、持出をされたとしても本人以外換金できないように対策をしており、監視カメラ等での監視や顧客申告では防ぎきれないと思われるが、海外事例を参考に規定として導入はする予定等はあるか。	チップの持出し防止措置については、施行規則第103条第２項及び第３項において、巡回及び監視カメラによる監視や顧客からの申告に加えて、努力義務として先進的な技術の導入を規定していますが、その他の措置については、今後の技術の開発状況等を踏まえ、引き続き検討してまいります。
506	チップの譲渡や持出しを発見するため、先進的な技術の導入に努める義務を定める施行規則案第103条第３項は明確性を欠くものであり、カジノ事業者に過度な負担を課すおそれがあるため、同項を削除すべき。仮に同項の規定が残る場合であっても、カジノ事業者は、経済的或いは実務的に過度の負担となりうる場合まで、先進的な技術導入を求められるものではないこととすべき。	施行規則第103条第３項において、先進的な技術の導入を努力義務として規定した趣旨は、今後の技術の開発状況を踏まえ、事業者の判断において先進的な技術が導入されることを期待してのものであり、カジノ事業者に過度の負担を求めるものではないことから、原案が適当と考えています。
507	第103条及び第104条で規定されている巡回・監視、顧客への申告要請等の防止策、チップの譲渡等の禁止の表示を履践することまでが、事業者の責務であることを明確にすべき。	チップの譲渡等及び持出し防止措置については、施行規則第103条及び第104条において、巡回及び監視カメラによる監視に加えて、顧客からチップの持出しの有無を申告させることやチップの譲渡等を禁止する旨の表示を行うことなどを規定しており、カジノ事業者は、これらの措置を講じることが求められます。また、当該義務の履行が不十分な場合においては、法第204条により行政処分が科せられることがあります。
（３）100万円超の現金取引の届出		
508	無駄に１営業日当たりの取引金額（別記第三十一号様式４（１））が100万円を超えれば、それだけで「現金取引の届出」（第111条）の対象となってしまうのではないか。監視対象とすべきでない大量の顧客が、職業や勤務先情報を含めカジノ管理委員会に届出られるのは不適切	現金取引の届出については、法第109条及び施行令第16条により、100万円を超える現金の受払いをするものを行ったときは、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他施行規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないとされています。
509	第110条第２項及び別記31号様式について、様式の３⑶、４⑴と（記載上の注意）９、10の関係がわかりにくいので整理して修正すべき。３⑶の種別ごと、営業日ごとに100万円を超える現金の受払いがあった場合、別々の届出をすることだと理解しているが、このとき３⑶のイからへのいずれか一について４⑴の内訳とは何か。（トなら景品類の種類が複数の場合、その内訳を種類ごとに示すことになると思いますが）	現金取引の届出は、現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の１営業日当たりの合計金額が、施行令第16条第２項で定める額を超えるものについて、取引の内訳も含めて行うこととなります。なお、いただいた御指摘等を踏まえ、別記第三十一号様式について修正をしています。
（４）その他		
510	カジノを行う場合には現金で行ってなく、別物で行っていて、勝負で勝った場合には別物から現金に換金している形になっているが、現金から別物に変える際に多額の現金の場合には証明書を提出して頂く形を取るべき。カジノにおいて、怪しいかどうか判断基準はクレジットカードか日本で言うマイナンバーカード（ID）で確認を行うべき。	法では、犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行っており、カジノ事業者が顧客と30万円超のチップ交付等取引などの特定取引等を行う際は、同法令に規定する方法により取引時確認を行う必要があります。
511	カジノ場内にて取引時確認を実施する時期、具体的な実施方法について施行規則案内では特段触れられていないが、今後事業者が犯罪収益移転防止法を踏まえて各自設定するということか。	
512	現金によるカジノ行為を行う場合、現金の授受やバウチャーの換金はチップの授受と同等とみなして、30万円超の場合は取引時確認を実施されるべきと思われる。施行規則案等にて取引時確認の必要性について明記するべき。	
513	カジノ事業者が遵守すべき法令等にはどのようなものがあるかを明記すべき。マネロン対策に関して、カジノ事業者が犯罪収益移転防止法・外為法の遵守、金融庁のマネロンガイドラインに則った対応を行うよう規制を用意すべき。	カジノ事業者におけるマネー・ローンダリング対策については、法により犯罪収益移転防止法の規制対象にカジノ事業者を追加する改正を行い、取引時確認等の義務付けを行っています。また、同法の枠組みへの上乗せとして、犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、これをカジノ管理委員会が審査することとしており、法第103条や施行規則第102条に規定するリスクベースアプローチに係る措置についても、当該審査の対象として、実効性ある措置を求めることとしています。なお、法において、カジノ事業者に対する外為法の適用除外は規定されておらず、カジノ事業者は同法も適切に遵守する必要があります。
４．カジノ関連機器等に関する事項		
１．カジノ関連機器等の種別及び用途、技術規格・型式検定、技術基準・自己確認		
（１）カジノ関連機器等の種別、用途及び機能		
514	7条1項-2について、電子テーブルゲームシステムを「乱数をカジノ行為の結果の決定の為の偶然の事情として利用するカジノ行為であって、第三条第三項第一号から第九号までに掲げる種類のカジノ行為（中略）以外のものに使用されるように設計された機器等」と定めているが、電子テーブルゲームシステムには乱数をカジノ行為の結果の決定の為に利用するものの他、物理法則により発生する偶然の事象を利用するゲーム（例：デジタル化していない機械式のルーレット、シックボーなど）も世界の主要なカジノ市場で導入が多数行われているゲームである。本規則の記述は、その様なゲームの日本への導入を妨げるものとなっている。	施行規則別表第三の第一の20の十三において、御指摘のような場合の乱数発生装置についても規定しており、原案で対応することが可能です。
515	規則第７条第１項第５号における「一体的に」の意味するところを明確にしていただきたい。	プログレッシブシステムで完結する範囲内で施行規則第７条第１項第５号の表下欄に記載する機能を備えることを意味します。勝金の支払いのために、電子ゲームシステムのクレジットメーターや表示、プリンターを利用することも含まれます。

516	以下のとおり規則を修正すべき。 第一章㊀則　　第七条　一項　六の項下欄　（トランプシャッフラーの機能） ［追記］　当該トランプの数字及び文字並びにスートの読み取り機能、且つ、並べ替えデッキ数に応じた組み合わせの確認機能を有すること。 七の項下欄　（電子ディーリングシューの機能） ［追記］　且つ、ラウンド開始からラウンド終了まで、回収されたトランプを即時に配布時の読み取りと照合する機能を有すること。 二項　四の項下欄　（プリシャッフルマルチデッキの機能） ［追記］　当該トランプの数字及び文字並びにスートの読み取り機能、且つ、並べ替えデッキ数に応じた組み合わせの確認機能を有すること。 五の項全欄　（ディーリングシュー） ［全欄削除］　［条文追加］トランプメーカーと機器機材メーカーとの間に資本関係があってはならない。 ［追記］、［削除］及び［条文追加］の修正の理由として、カジノ事業者とプレーヤー及びプレーヤーとプレーヤーのフェアプレイを証明するため。	トランプシャッフラー、電子ディーリングシュー及びプリシャッフルマルチデッキの追記案については、諸外国の規定等においても必須のものとして定められておらず、ディーリングシューについては、カジノ関連機器等として必要な技術上の基準を定める必要があることから、それぞれ原案が適当と考えています。 また、条文追加案について、カジノ関連機器等製造業者等の適格性については、法第145条に規定される許可の基準等に基づき厳格に審査することとしていますので、原案が適当と考えています。
517	7条1項-6乃至8について、RFID内蔵チップなど「電子チップ」に関する記載がないが、電子チップやチップを光学的に読み込む機能を有した電子テーブルの導入は想定しているのか。	御指摘の「電子チップ」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、テーブルゲーム用チップにRFIDを内蔵することは施行規則上否定されておりません。 また、テーブルはカジノ関連機器等に含まれるものではありませんので、御指摘のような機能を有したテーブルの導入についてはカジノ事業者において判断されるものと考えています。
518	7条2項について、ルーレットのゲーム上で利用する、カラーチップに相当する非電磁的カジノ関連機器等の定めを置くべき。	法第73条第６項のとおり、チップはカジノ行為において得喪を争う金銭の額に相当する価額を有するものであり、その一つをテーブルゲーム用チップとして施行規則第７条第２項第１号に規定しています。ルーレットで使用されるカラーチップは、このテーブルゲーム用チップに含まれています。
（２）電磁的カジノ関連機器等の技術規格		
519	別表第三第１条第１号の三について、どのような証拠が残るものとすべきか不明。扉や鍵をピッキングした証拠のことか。或いは、扉を開けた（又は開けようとした）ことを示すシステムログか。これが物理的証拠かログか、又はその両方かを明記する文言を含めるべき。	御質問の施行規則別表第三の第一の１の三では、扉、筐体、扉の鍵に物理的な破壊行為等が行われた場合、その痕跡が明確に残ることを規定しています。また、同１の四において、扉を開けたことを検知しログを残すシステムを規定しています。 これにより御指摘のソフトとハード両面での対応を求めていますので、原案が適当と考えています。
520	別表第三　第一　２の五の1の四の扉アクセスシステムに関して、「扉アクセス検知システムを制御する電子装置等」に書き換えることを推奨	当該規定は、ロジックエリア内に配線のすべてを格納することを義務付けるものではありません。なお、ケーブル類については、同15において規定しており、ロジックエリア内に配線するものにあっては、適切に固定すること、それ以外のケーブルについては、顧客が触れることがないように設置することを規定しています。 ロジックエリア内に配線を含めたシステムの全てを格納する必要があるとの誤解を招かないよう、規定の解釈については、今後、運用において対応してまいります。
521	完全性の検証以外にも総括的な認証が行われるため、第一　４の三では「重要制御プログラムの認証」と置き換えることを推奨	御指摘のとおり、検証に加えて認証として行うチェックもあると認識しています。 規定の解釈については、今後、運用において対応してまいります。
522	記憶装置がティルト状態となるように読めるため、第一　４の四ではPSDの規格に限り、PSDの認証関連は４とは別に持つことを推奨	ティルトについては同１の五において定義しており、その対象がゲーミング機器であることが明らかですので、原案が適当と考えています。
523	第一　４の七のロでは4の四と同様で、電子ゲームシステムがティルト状態になることを指定しなければならない。	
524	第一　5の二ではクリア後に初期設定に戻らなければならない旨が必要。 また、クリアも多くの意味を持つ言葉なので「メモリをクリアする手順」に書き換えることを推奨	御指摘の点については、施行規則に係る詳細な仕様ですので、今後、運用において対応してまいります。 なお、クリアの対象については、当該規定の柱書において重要メモリーであることが明らかであるため、原案が適当と考えています。
525	別表第三第１条第６号のニについて、この制限が「個々のカジノ行為」に適用されるものであり、「ある顧客がカジノ施設にいる間ずっと」適用されるものではないということでよいか。また、この制限は、「紙幣」についてのみ適用され、バウチャーには適用されるものではないと想定しているが、この点を本条において明確化してほしい。	貴見のとおりです。また、同規定において、対象を「紙幣」と明記しているため、原案が適当と考えています。
526	ゲーミング機の３０万円という限度額は、業界標準からすると極めて低く、世界中から訪れるVIP顧客の誘致を大きく妨げるものとなり、日本IRの国際競争力を抑制することなる。ゲーミング機の設置場所に応じて限度額を段階的に変化させる仕組みを導入するべき	電磁的カジノ関連機器等への現金の投入は、チップの付与取引に該当するところ、30万円超のチップの付与取引は、犯罪収益移転防止法上、取引時確認が必要な特定取引とされていることから、これを踏まえ、30万円という閾値を設定しているものです。なお、FATF勧告上、カジノについては、顧客が3,000ドル/ユーロ以上の金融取引に従事する場合に顧客管理を行うことが求められており、上記の30万円という閾値は、同勧告を踏まえたものとなっています。
527	別表第三第一６二、第一８三及び第九３二について、Ticket In,Ticket Outシステムを利用する顧客は３０万円より高い上限額を設定すべき。	
528	別表第一　「カジノ行為の方法　第三条第一項関係」　第九　バウチャー払戻機の「バウチャーの価額の累積額がバウチャーと引き換えに現金の交付を行うまでの間に30万円を超える場合は、受け入れないこと」という条項は、ハイリミットのプレイに対して非常に制限的な規定。ハイリミット/VIP用機器に対する制限と通常用機器に対する制限の2種類の制限を設けることを検討すべき。	
529	別表第三第１条第７号の六について、ビルバリデーターが日本円やバウチャー等の認められたもののみを受け入れるよう設定すること及びビルバリデーターが機器に挿入された異物を検出又は記録する必要がないことを規定すべき。	施行規則別表第三の第一の７の二のイにおいて、ビルバリデータは紙幣等の検証を行い、偽造されたものであった場合や適切に検証できなかった場合は受け入れないことを規定しています。また、同７の六において異物の挿入や不正行為があったときその行為を検出する機能は規定していますが、異物そのものを検出や記録することは求めておりませんので、原案が適当と考えています。
530	別表第三　第一　電子ゲームシステムについて　８三　ティルト状態の目的はあくまでも不正等の確認作業であり、自民党税制大綱の方針に記載の通り、ティルト状態時に顧客に支払調書等の提出を求めず、確定申告が必要な場合は自主的な適正申告をはかるという理解でよいか。	電磁的カジノ関連機器等への現金の投入は、チップの付与取引に該当するところ、30万円超のチップの付与取引は、犯罪収益移転防止法上、取引時確認が必要な特定取引とされていることから、30万円超の現金が投入された場合には、カジノ事業者による顧客の取引時確認が適切に行われるよう、ティルト状態とするものです。

531	別表第三第１条第10号の四について、スロットマシンは、通常、顧客が画面の大きさの変更や、複数の画面の表示ができるような設計になっていない。これは業界標準ではない。	御指摘の規定については、海外で活用されている規定等を参考にしたものですが、機器に当該機能がない場合は、この規定を適用する必要はありません。
532	第一　16の一　有線通信用の接続口を、「識別することができる方法で表示されていること」とありますが、これは接続口の「種類をラベル又は印字で表記する」という意味だと考えられます。文章の再考が必要。	識別することができる方法としては主にラベルで表記することを念頭においていますが、他の手段を否定するものではありませんので、表現は原案が適当と考えています。ラベルや印字等、その表示方法の詳細については今後、運用において対応してまいります。
533	第一　21の二：「同期し、補正する」機能を有する。この記述ですと外部機器に合わせるように指示されていると受け取れられます。「外部機器の時計機能と同期し、正確な時間に補正する機能」という書き方を推奨。	カジノ施設内に複数の電子ゲームシステムが設置される場合、「正確な時間」において機器ごとに誤差が生じる恐れがあると考えます。その施設内に一つであるカジノマネジメントシステムと同期することで正確な時間を維持することを規定しています。
534	第一　22の三のロ：プログレッシブの場合は複数の払い戻し率（Return to player＝RTP）が存在。各レベルのプログレッシブジャックポットの上限設定到達時のRTPを含めてリアルタイムの全体RTPを100％以下になるように管理するシステムを設ける又はゲーム設計や設定に限定しなければならない	プログレッシブが複数レベルで存在する場合でも、RTPはルール設定の上で計算し、理論上の払戻率として機器毎に設定するものと考えています。実際の払戻率は当然、顧客のプレイ方法などにより影響を受けますので、短期では100分の90から１の範囲に収まらない可能性があることは認識しており、システム・ソフト的に強制的にこの範囲に収めるよう制限するものではありません。
535	理論上の払戻率を「100分の90以上1未満とする機能を有すること」とあるが、例えば世界の多くのカジノで標準的に導入が行われているビデオポーカーの様なスキル要素が介入するタイプのゲームでは、プレイヤーの行動選択の在り方によって理論上の払戻率が大きく変動する。この様なゲームに対して、当該条項記載のルールがどの様に適用されるの詳細規定が必要となる。	「スキル要素が介入するタイプのゲーム」における当該ルールの計算方法等については、諸外国における例等も踏まえつつ運用において対応してまいります。
536	別表第三第一２２六に規定される３秒の制限については、国際的な規定と異なるため変更すべき。	いただいた御指摘を踏まえ、諸外国の規制と齟齬が生じないよう修正しています。
537	別表第三第１条第23号の十一について、「ニアミス」という用語は定義されていない。「ニアミス」という用語の定義をカジノ管理委員会に提供してほしい。	ニアミスの具体的内容については、今後、運用において対応してまいります。
538	25 一について、我が国でも諸外国同様、Non Cashable Electronic Promotion Inを電子会計メーターに含めるべき。	法第73条第６項及び第７項に基づき、顧客がカジノ行為を行う際はチップを用いることが必要であり、同条第10項に基づきチップには換金義務があります。換金できないプロモーションではカジノ行為を行うことができないため、御指摘の項目はメーターから除いています。
539	別表第二第一第25項第１号イについて、COIN INに関する定義づけが不十分である。ネバダ州やシンガポールの機器基準ではCOIN INに含まれるものが明記されている。	施行規則別表第三の第一の25の一のイにおいて「カジノ行為における賭金の総額を蓄積する」と規定しており、シンガポールと同様に手段を問わずあくまで賭金の総額を蓄積することとなっているため、原案が適当と考えています。
540	第一　26の四：「紙幣等」を明確に「紙幣」と明記するか、または特定金額のクーポンの回数をデノミごとにカウントすることも想定しているのであれば明記する必要。現状の産業標準としては紙幣のみとなっております。	電子発生メーターの規定では、機器の設置時（リセット時）から受け入れた紙幣とバウチャーの双方（紙幣等）をカウントすることを規定しています。
541	第一　27の四は何がティルト状態になるのかの主語が抜けています。 以下のようにすべき。 「マスター機にエラーが生じた場合は、全プレイヤー端末はティルト状態になること」 「マスター機とプレイヤー端末との間に通信障害が生じた場合は、当該プレイヤー端末はティルト状態になること」 「プレイヤー端末にエラーが生じたい場合は、当該プレイヤー端末はティルト状態になること」	マルチプレイヤーマシンにおいて、構成上のエラーごとに具体的にいずれの機器をティルトさせる必要があるかについては、今後、運用において対応してまいります。
542	第四 11の三：「サーバにログを保存すること。」の部分に主語がないため、ここには「当該エラーを」を追加することを推奨。	「サーバにログを保存すること」の対象は、「エラーが検知された場合は、」に繋がり、文章の構成上「当該エラー」であることが明らかであるため、原案が適当と考えています。
543	第五　５の一：複数のうち一台のコントローラーのみがCURRENT VALUE管理と結果決定を行うことを指定し、さらにそのコントローラーに故障または通信障害があった場合の対応にも言及することを推奨	同５の一において、１つのプログレッシブコントローラーがマスター機の機能を持つことを規定し、機能を二つに分けることは想定していません。
544	第五　６の四：「次の勝ち」というのは当該プログレッシブを指す説明を追加することを推奨	「次の勝ち」については、複数のプログレッシブレベルが存在する場合、当該メーターがそのプログレッシブレベルのものではないことが想定されますので、誤解を生じさせないよう今後、運用において対応してまいります。
545	第五　13：「同一のデノミネーションおよび配当表に設定された電子ゲームシステム等において」など、「確率は同じ」を設定ごとに縛ることを推奨	御指摘の点については、今後、運用において対応してまいります。
546	第八　３の二：「払い戻しを行わない」、そして投入されたバウチャーの取り扱いの規定（払い戻し機内に残したまま、またはバウチャーを返却）、エラー状態になるかの規定、エラーを管理者に通知する規定などが必要	バウチャー払戻機に３０万円超のバウチャーが挿入された場合の処理の詳細は今後、運用において対応してまいります。
547	カジノマネジメントシステムは、入退場システムとの連動の必要性及びゲーム機器メーカーからの独立性のため、国内統一規格で国産のシステムを導入すべき。	電磁的カジノ関連機器等が満たすべき基準については型式検定の基準である技術上の規格（施行規則別表３）に定められています。型式検定に合格したカジノマネジメントシステムを使用する限りにおいて、どの事業者が製造したものを用いるかはカジノ事業者が適宜選択し得るものです。
548	第十カジノマネジメントシステム 　「信頼性が確認されていないネットワークと接続することができるインターフェースにあっては、ファイアウォールを設けること。」としているが、信頼性が確認されていないネットワークにファイアウォールを設定するのみで繋げて良いように読める。第９項に記載されている「システムセキュリティに関する規格」の内容が、概括的でセキュリティレベルを定義する規定としては弱いため、何か、別途、指針となる規準・ガイドラインを示すなどの対応が必要でないか。	規定の詳細については、今後、運用において対応してまいります。
（３）電磁的カジノ関連機器等の型式検定		
549	外国の規格や機器認証は日本でも自動的に認められるのか、それとも特定の日本の規格一式の存在を想定しているのか。	海外のカジノにおいて既に使用されている機器であっても、我が国において施行規則で定める技術規格への適合性を確認するため、法第151条に定める型式検定を受検し合格する必要があります。

550	機器の承認手続は、繰り返し生じる技術変化との関係上、どのように実施されるのか。その都度、手続を行う必要があるのか、それともある程度の基準値を下回る変更については、適用される簡易手続が存在するのか否か。	技術規格が改訂された場合は、当該改訂部分に関してその都度その規格に適合している機器かどうかについて、再度型式検定を受ける必要があるものと考えます。なお、型式検定の具体的な実施手続等については、海外における検定の実例等を参考に今後検討してまいります。
551	ソフトウェアのアップデートが生じ、至急システム・製品へ適用させる必要がある場合を想定した時など、指定試験機関におけるリリースまでに要する日数等が指定される可能性についてどう考えるべきか。	ソフトウェアがアップデートされた場合は、以前合格した型式とは内容が違うものとなり得るため、至急であるか否かにかかわらず再度型式検定を受検する必要があります。なお、型式検定の具体的な実施手続等については、海外における検定の実例等を参考に今後検討してまいります。
552	カジノ行為に関わる電子データをBCPの観点より、当該カジノ施設から遠方のデータセンタで管理した場合、そのデータ保存をしている装置はカジノ関連機器とみなされ、認可の対象となるか。また、当該装置を設置している区域はカジノ行為区画と判断するのか。	例えば、カジノマネジメントシステムの一部を構成するサーバを設置している場合、当該サーバはカジノ関連機器等に該当し、型式検定の対象となります。なお、カジノ施設ではない御指摘のようなデータセンタは、カジノ行為区画には該当しません。
（4）非電磁的カジノ関連機器等の技術基準		
553	別表第二の１　45mmは大きいためディーラーの業務とスムーズなゲーム進行に悪い影響を与えるため、基準は39mmまたは40mmの大きさとし、No cash Valueなどの表記によりチェックと差別化するべきである。トーナメントチップはバリューがなく換金不可とし、バイインやペイアウトにチェックを使うことは可能とするべき。	トーナメントチップは、ポーカートーナメントで点数表示のために用いられるものであるため、法で定めるチップには該当せず、御指摘のとおり金銭と換価することはできません。底面の直径については、海外で使用されている円形状のテーブルゲーム用チップの直径が40㎜前後であり、不正防止の観点からそれと明確に異なる大きさとする必要があることから、海外の市場に流通するトーナメントチップの大きさも考慮してこのような規定としたところであり、原案が適当と考えています。なお、法においてカジノ行為にはチップを使用しなければならないことが定められています。
554	別表第二　テーブルゲーム用チップの基準をみる限り、電子チップ（チップ価値を電子化するもの）の使用が許容されているか確認できないように見えるが、法第73条第６項の定義にある通り、電子チップは認められると解して問題ないか。	御指摘の「電子チップ（チップ価値を電子化するもの）」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法第73条第６項においてチップは「金銭の額に相当する価額を有するものとして交付又は付与をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるもの」と定義されています。
555	別表第二　１　テーブルゲーム用チップについて、技術上の基準としてチップの価格単位、各価格単位毎にチップに使用される色の種類については言及がないが、事業者の任意の判断で決めてよいということか。	テーブルゲーム用チップの価額単位や色等については業務方法書に記載を求めることを想定しており、認可基準等については、今後、審査基準等において考え方を示してまいります。
２．カジノ関連機器等製造業等の許可等、指定試験機関の指定等		
556	第百五十五条について、カジノ関連機器等製造業者にとり、許可申請のタイミングに関し、何等かの要件が課されることはあるか。あるいはこれはカジノ関連機器等製造業者が自由に判断し、申請することが可能か。	カジノ関連機器等製造業等の許可申請のタイミングに関する要件はありません。
557	施行規則案第155条について、カジノ関連機器等製造業者の支配的影響力者は、カジノ事業者との関係性は間接的、かつ希薄で、直接的な影響力を行使できる立場にはないことが過半と想定されるが、如何なる状況の時にカジノ関連機器等製造業者の支配的影響力者がカジノ事業者、カジノ行為に否定的な影響を与えることになるのか、その判断基準や、例となる考え等を示してほしい。	法第145条第１項第３号において、カジノ関連機器等製造業等の事業活動に支配的な影響力を有する者については全て、社会的信用を審査する対象となっています。
558	カジノ関連機器等製造業の事業活動に「支配的な影響力を有する者」について、カジノ事業者と同様に融資金融機関が該当する場合の基準を明確化すべき。	支配的な影響力を有する者については、カジノ事業の廉潔性を確保するため、具体的な判断基準等を明確化することは適当でないと考えますが、支配的な影響力を有する者に該当する者の範囲を含め、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報については、行政手続法の規定にのっとり、申請前にカジノ管理委員会事務局に相談し、確認することができるような運用を検討してまいります。
３．カジノ関連機器等に係るカジノ事業者への規制		
559	海外からのカジノ関連機器の輸入について何か制限があるのか、すべてのカジノ関連機器を国内で購入しなければならないのか。	カジノ事業者は、自身で使用するカジノ関連機器等を輸入することが可能です。なお、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業を行おうとする者は法第143条に規定されているとおりカジノ管理委員会の許可が必要です。
560	カジノ関連機器を日本国内で購入しなければならない場合、日本製でなければならないのか、それとも外国製であってもよいのか。	カジノ関連機器等を日本国内で購入しなければならないという規制はありません。
561	機器によっては事業者の社内で製造をすることが求められるのか、それともすべてを第三者から調達することが可能か。	カジノ関連機器等の製造をカジノ事業者に求める規制はありません。カジノ関連機器等製造業者等からカジノ関連機器等を調達することは当然可能です。
562	第60条1項2号ニに規定する非電磁的カジノ関連機器等の「設置場所」とは在庫保管倉庫との理解でよいか。	設置場所とは、現に設置している場所を指します。その結果として、在庫保管倉庫が設置場所になることも考えられます。
563	非電磁的カジノ関連機器等について第60条1項2号ホの対象は前号へに掲げる事項を削除し前号ホに掲げる事項のみとしていただきたい。	カジノ関連機器等の適切な管理において、保有しないこととなった場合の記録を残すことは、不正流出対策の観点からも重要であるため、原案が適当と考えています。

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

本「カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
1	紙媒体における手続の場合は、押印又は署名について付させるようにして欲しい。	「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和２年7月17日閣議決定）」に基づき、「すべての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされていることを踏まえて法に基づく行政手続きについてもデジタル手続きを可能とするとともに署名、押印については不要としています。なお、真正性の担保等を理由に本人又は申請者に対し確認を行うことがあります。
2	関係する事業者については、どこかしらで法人番号の記載を行わせるようにして欲しい。	免許・許可・認可等の際に登記事項証明書を提出させることとなっており、そこで把握することができます。

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方

本「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ関連機器等製造業等の許可等及び指定試験機関の指定等に関する許認可等の処分に係る審査基準（令和３年〇〇号）	審査基準

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会の考え方
１．カジノ関連機器等製造業等の許可等について		
1	第1-1 ⑸アについて、ISO9001の認証を受けている企業である旨を明記すべき。	審査基準はISO9001等を参考にして作成したものではありますが、ISO9001の認証を取得していなくとも基準に合致していれば十分であるため、原案が適当と考えています。
2	第1-1 ⑸イについて、カジノ関連機器の試験について、GLI Standardの基準に従って試験されることを規定、推奨してほしい。	カジノ関連機器等の技術基準及び技術上の規格は諸外国の基準を参考に我が国独自の基準を付加したものであり、GLI Standardとは同じものではないため、原案が適当と考えています。
２．指定試験機関の指定等について		
3	第2-1 ⑴アについて、指定試験機関の指定については、ISO17025とISO17065の認証を受けている企業であることを検討してほしい。	審査基準はISO/IEC17025等を参考にして作成したものではありますが、ISO/IEC17025の認定を取得していなくとも基準に合致していれば十分であるため、原案が適当と考えています。 なお、ISO/IEC17065は、製品認証機関に対する国際基準であるため、指定試験機関には適用されません。

別紙2　御意見を踏まえた修正箇所一覧

○カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案関係

意見No.	該当箇所	修正前	修正後
402	第五十一条第二項第三号	整理した暴力団員等	整理をした法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者（以下この号並びに第五十四条第一項第二号イ及び第七号において「暴力団員等」という。）
218	第六十二条第二項第五号	種類ごとに、使用する各テーブルにディーラーが配置され、顧客がカジノ行為を行うことができる状態にある時間の合計時間	種類ごとのテーブルの使用状況
218	第六十二条第二項第六号	種類ごとに、電子ゲームシステム等に電源が投入されている時間の合計時間	種類ごとの電子ゲームシステム等の使用状況
195	別表第一第二の一十	イ　（略） ロ　（略） 〔追加〕	イ　（略） ロ　（略） ハ　イ及びロの規定にかかわらず、全てのプレイヤー手札の点数が21点を超えた場合は、ディーラーは、直ちに勝敗の決定を行うものとする。
195	別表第一第二の二九	イ　（略） ロ　（略） 〔追加〕	イ　（略） ロ　（略） ハ　イ及びロの規定にかかわらず、全てのプレイヤー手札の点数が21点を超えた場合は、ディーラーは、直ちに勝敗の決定を行うものとする。
196	別表第一第三の九三ハ(2)	５枚	３枚
		配布した後	配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後
196	別表第一第三の九四ハ(2)	２枚	１枚
		配布した後	配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトラン

			プを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後
１９６	別表第一第三の９五	四ハの⑵中「２枚」とあるのは「１枚」と	四ハの⑵中「配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後」とあるのは「配布した後」と
１９６	別表第一第三の９六	四ハの⑵中「１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、２枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗」とあるのは「勝敗」と	四ハの⑵中「１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、１枚のトランプを引いて既に使用したものとし、１枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後、勝敗」とあるのは「勝敗」と
１９７	別表第一第三の９十一ロ	より強い	最も弱いトランプを比較してより強い
５３６	別表第三第一の22六	ラウンドの終了から	ラウンドの開始から
５０９	別記第三十一号様式	〔別紙参照〕	

※これらの修正のほか、法制的観点から所要の検討を加えました。

別紙（別記第三十一号様式関連）

修　　正　　前

別記第三十一号様式（第百十条第二項関係）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

名　　称
代表者の氏名

現金取引の届出について

特定複合観光施設区域整備法第109条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出番号	（年）－　　（番号）
１　カジノ事業者に関する事項	
⑴　名称	
⑵　住所	
⑶　担当者の氏名	
⑷　担当者の役職	
⑸　担当者の部署の名称	
⑹　担当者の電話番号	
２　当該顧客に関する事項	
⑴　氏名	（フリガナ）
⑵　通称・異名等	（フリガナ）
⑶　国籍等	
⑷　住居	
⑸　生年月日	
⑹　性別	
⑺　当該取引を行う目的	
⑻　職業	
⑼　勤務先	
⑽　本人確認書類等の種別	
⑾　書類番号等	
⑿　連絡先の電話番号	
３　当該取引の内容に関する事項	
⑴　当該取引が発生した営業年月日	
⑵　当該取引が発生した場所	
⑶　当該取引の種別	イ　チップの交付又は付与をする取引

修　　正　　後

別記第三十一号様式（第百十条第二項関係）

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

名　　称
代表者の氏名

現金取引の届出について

特定複合観光施設区域整備法第109条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出番号	（年）－　　（番号）
１　カジノ事業者に関する事項	
⑴　名称	
⑵　住所	
⑶　担当者の氏名	
⑷　担当者の役職	
⑸　担当者の部署の名称	
⑹　担当者の電話番号	
２　当該顧客に関する事項	
⑴　氏名	（フリガナ）
⑵　通称・異名等	（フリガナ）
⑶　国籍等	
⑷　在留資格	
⑸　住居	
⑹　生年月日	
⑺　性別	
⑻　当該取引を行う目的	
⑼　職業	
⑽　勤務先	
⑾　本人確認書類等の種別	
⑿　書類番号等	
⒀　連絡先の電話番号	
３　当該取引の内容及び金額に関する事項	
⑴　当該取引が発生した営業年月日	
⑵　当該取引の１営業日当たりの金額 □現金の受入れをする取引	

	ロ　チップの受領をする取引 ハ　特定資金受入業務に係る金銭の受入れ ニ　特定資金受入業務に係る金銭の払戻し ホ　特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領 ヘ　金銭の両替 ト　カジノ行為関連景品類の提供
4　当該取引の金額に関する事項	
⑴　１営業日当たりの取引金額	
⑵　通貨単位	
⑶　両替後の通貨単位	

（記載上の注意）

1　全て西暦で記入すること。

2　「届出番号」欄の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、暦年で記入すること。また、届出番号は、毎年１月１日以降の最初のものを「１」とすること。

3　「氏名」、「住居」、「生年月日」、「職業」、「本人確認書類等の種別」及び「書類番号等」の各欄は、犯罪収益移転防止法第６条第１項に規定する確認記録に記録されているものを記載すること。

4　漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。

5　外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名」欄に、漢字表記を「通称・異名等」欄に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。

6　「国籍等」欄は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記入すること。

7　「勤務先」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る勤務先を記入すること。

8　「連絡先の電話番号」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る連絡先の電話番号を記入すること。この場合において、住居、携帯電話等複数の連絡先がある場合には、入手している全ての連絡先の電話番号を記入すること。

9　「当該取引の種別」欄は、該当するものを一つ選択すること。

10　「当該取引が発生した場所」、「１営業日当たりの取引金額」、「通貨単位」及び「両替後の通貨単位」の各欄は、その内訳も記載すること。

（取引の内訳）

取引の種別	取引を行った場所	金　額	通貨単位	円換算後の金額
				円
				円
				円
				円
				円
			合計金額	円

□現金の払戻しをする取引

（取引の内訳）

取引の種別	取引を行った場所	金　額	通貨単位	円換算後の金額
				円
				円
				円
				円
				円
			合計金額	円

4　備考	

（記載上の注意）

1　全て西暦で記載すること。

2　「届出番号」欄の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、暦年で記載すること。また、届出番号は、毎年１月１日以降の最初のものを「１」とすること。

3　「氏名」、「住居」、「生年月日」、「職業」、「本人確認書類等の種別」及び「書類番号等」の各欄は、犯罪収益移転防止法第６条第１項に規定する確認記録に記録されているものを記載すること。

4　漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。

5　外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記載すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名」欄に、漢字表記を「通称・異名等」欄に記載すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記載すること。

6　「国籍等」欄は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

7　「在留資格」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る在留資格の種別を記載すること。

8　「勤務先」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る勤務先を記載すること。

9　「連絡先の電話番号」欄は、カジノ事業者が入手している当該顧客に係る連絡先の電話番号を記載すること。この場合において、住居、携帯電話等複数の連絡先がある場合には、入手している全ての連絡先の電話番号を記載すること。

10　「当該取引の１営業日当たりの金額」欄は、現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の金額が、令第16条第２項で定める額を超えるものについて記載すること。この場合において、該当する□にレ印をつけ、取引の内訳も記載すること。

	11　「現金の受入れをする取引」の「取引の種別」欄は、次のイからニまでの該当する種別を記載すること。 イ　チップの交付又は付与をする取引 ロ　特定資金受入業務に係る金銭の受入れ ハ　特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領 ニ　金銭の両替 12　「現金の払戻しをする取引」の「取引の種別」欄は、次のホからチまでの該当する種別を記載すること。 ホ　チップの受領をする取引 ヘ　特定資金受入業務に係る金銭の払戻し ト　金銭の両替 チ　カジノ行為関連景品類の提供 13　「通貨単位」欄は、種別が金銭の両替に該当する場合は、両替後又は両替前の通貨単位を併せて記載すること。